

事務事業一元化調書

協議第 18 号 地方税の取扱いについて

協議第 19 号 国民健康保険事業の取扱いについて

協議第 20 号 介護保険事業の取扱いについて

協議第 21 号 保健衛生事業の取扱いについて

報告第 20 号 各種事務事業の取扱いについて（B ランク）その 2

第 5 回 相模原・津久井地域合併協議会

事務事業一元化調書 目次

協議第 18 号	地方税の取扱いについて	1
協議第 19 号	国民健康保険事業の取扱いについて	8
協議第 20 号	介護保険事業の取扱いについて	48
協議第 21 号	保健衛生事業の取扱いについて	63
報告第 20 号	各種事務事業の取扱いについて (B ランク) その 2	
	総務部会	176
	財務部会	178
	保健福祉部会	180
	環境保全部会	185
	生涯学習部会	187

協議第 18 号 地方税の取扱いについて

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称																																																		
19	地方税の取扱い		財務部会	市民税課																																																		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否																																																		
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了																																																		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分																																																			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整																																																			
事務事業番号	事務事業名		■②合併時に統合																																																			
7	個人の市・県民税の取扱い		□③速やかに統合																																																			
		□④段階的に統合																																																				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																																
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課																																																		
歳出予算額（平成16年度）	11,258千円	7,187千円	7,569千円	5,663千円																																																		
根拠法令等	地方税法、市税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例																																																		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計																																																		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円																																																		
関係団体・慣行																																																						
使用料・手数料・補助金等																																																						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム																																																		
電算システム名	税総合オンライン	町県民税オンライン	住民税オンライン	NewLife/LIFEシステム																																																		
備考1																																																						
備考2																																																						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 個人の市県民税の課税</p> <p>【内容】</p> <p>①税率</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 市民税 3,000円、県民税 1,000円 所得割 200万円以下の金額 市民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 市民税 8% 県民税 2% 700万円を超える金額 市民税 10% 県民税 3% <p>②納期</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通徴収 <ul style="list-style-type: none"> 第1期 6月1日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌10日まで <p>③条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 35万円×（本人+控除対象配偶者 +扶養親族）+扶養加算22万円 以下の人</p> <p>【参考】</p> <p>①平成14年度課税状況</p> <table border="1"> <tr><td>納税義務者数</td><td>282,097人</td></tr> <tr><td>・特別徴収</td><td>167,861人</td></tr> <tr><td>・普通徴収</td><td>114,236人</td></tr> <tr><td>年税額</td><td>34,779,866千円</td></tr> <tr><td>・均等割額</td><td>740,706千円</td></tr> <tr><td>・所得割額</td><td>34,059,161千円</td></tr> </table>	納税義務者数	282,097人	・特別徴収	167,861人	・普通徴収	114,236人	年税額	34,779,866千円	・均等割額	740,706千円	・所得割額	34,059,161千円	<p>【目的】 個人の町県民税の課税</p> <p>【内容】</p> <p>①税率</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 町民税 3,000円、県民税 1,000円 所得割 200万円以下の金額 町民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 町民税 8% 県民税 2% 700万円を超える金額 町民税 10% 県民税 3% <p>②納期</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通徴収 <ul style="list-style-type: none"> 第1期 6月15日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌10日まで <p>③条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 32万円×（本人+控除対象配偶者 +扶養親族）+扶養加算20万円 以下の人</p> <p>【参考】</p> <p>①平成14年度課税状況</p> <table border="1"> <tr><td>納税義務者数</td><td>9,130人</td></tr> <tr><td>・特別徴収</td><td>5,338人</td></tr> <tr><td>・普通徴収</td><td>3,792人</td></tr> <tr><td>年税額</td><td>1,313,729千円</td></tr> <tr><td>・均等割額</td><td>18,260千円</td></tr> <tr><td>・所得割額</td><td>1,295,469千円</td></tr> </table>	納税義務者数	9,130人	・特別徴収	5,338人	・普通徴収	3,792人	年税額	1,313,729千円	・均等割額	18,260千円	・所得割額	1,295,469千円	<p>【目的】 個人の町県民税の課税</p> <p>【内容】</p> <p>①税率</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 町民税 3,000円、県民税 1,000円 所得割 200万円以下の金額 町民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 町民税 8% 県民税 2% 700万円を超える金額 町民税 10% 県民税 3% <p>②納期</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通徴収 <ul style="list-style-type: none"> 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月1日～同月31日 第3期 10月1日～同月31日 第4期 1月1日～同月31日 特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌10日まで <p>③条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 28万円×（本人+控除対象配偶者 +扶養親族）+扶養加算18万円 以下の人</p> <p>【参考】</p> <p>①平成14年度課税状況</p> <table border="1"> <tr><td>納税義務者数</td><td>13,868人</td></tr> <tr><td>・特別徴収</td><td>7,131人</td></tr> <tr><td>・普通徴収</td><td>6,737人</td></tr> <tr><td>年税額</td><td>1,285,435千円</td></tr> <tr><td>・均等割額</td><td>22,875千円</td></tr> <tr><td>・所得割額</td><td>1,262,561千円</td></tr> </table>	納税義務者数	13,868人	・特別徴収	7,131人	・普通徴収	6,737人	年税額	1,285,435千円	・均等割額	22,875千円	・所得割額	1,262,561千円	<p>【目的】 個人の町県民税の課税</p> <p>【内容】</p> <p>①税率</p> <ul style="list-style-type: none"> 均等割 町民税 3,000円、県民税 1,000円 所得割 200万円以下の金額 町民税 3% 県民税 2% 200万円を超える金額 町民税 8% 県民税 2% 700万円を超える金額 町民税 10% 県民税 3% <p>②納期</p> <ul style="list-style-type: none"> 普通徴収 <ul style="list-style-type: none"> 第1期 6月16日～同月30日 第2期 8月16日～同月31日 第3期 10月16日～同月31日 第4期 1月16日～同月31日 特別徴収 6月から翌年5月までの年12回で、徴収した月の翌10日まで <p>③条例で定める均等割の非課税基準 前年中の合計所得金額が 28万円×（本人+控除対象配偶者 +扶養親族）+扶養加算18万円 以下の人</p> <p>【参考】</p> <p>①平成14年度課税状況</p> <table border="1"> <tr><td>納税義務者数</td><td>4,444人</td></tr> <tr><td>・特別徴収</td><td>2,278人</td></tr> <tr><td>・普通徴収</td><td>2,166人</td></tr> <tr><td>年税額</td><td>441,196千円</td></tr> <tr><td>・均等割額</td><td>7,380千円</td></tr> <tr><td>・所得割額</td><td>433,816千円</td></tr> </table>	納税義務者数	4,444人	・特別徴収	2,278人	・普通徴収	2,166人	年税額	441,196千円	・均等割額	7,380千円	・所得割額	433,816千円	<p>①普通徴収の納期が異なる。</p> <p>②均等割の非課税基準が異なる。</p>	<p>【調整方針】 普通徴収の納期については、合併時に相模原市の納期に統一する。 均等割の非課税基準については、合併時に相模原市の基準に統一する。</p>
納税義務者数	282,097人																																																					
・特別徴収	167,861人																																																					
・普通徴収	114,236人																																																					
年税額	34,779,866千円																																																					
・均等割額	740,706千円																																																					
・所得割額	34,059,161千円																																																					
納税義務者数	9,130人																																																					
・特別徴収	5,338人																																																					
・普通徴収	3,792人																																																					
年税額	1,313,729千円																																																					
・均等割額	18,260千円																																																					
・所得割額	1,295,469千円																																																					
納税義務者数	13,868人																																																					
・特別徴収	7,131人																																																					
・普通徴収	6,737人																																																					
年税額	1,285,435千円																																																					
・均等割額	22,875千円																																																					
・所得割額	1,262,561千円																																																					
納税義務者数	4,444人																																																					
・特別徴収	2,278人																																																					
・普通徴収	2,166人																																																					
年税額	441,196千円																																																					
・均等割額	7,380千円																																																					
・所得割額	433,816千円																																																					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 地方税の取扱い		専門部会名 財務部会		相模原市の課等の名称 市民税課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 法人市民税の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課・課税班		
歳出予算額（平成16年度）	830千円	197千円	100千円	430千円		
根拠法令等	地方税法、市税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム			
電算システム名	税総合オンライン	法人税オンライン	住民税オンライン			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法人市民税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人超 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人超 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人超 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人超 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人超 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 （資本金等）（税率） 10億円以上 14.7% 5億円以上 13.5% 5億円未満 12.3%</p> <p>【参考】 ①平成14年度課税状況 納税義務者数 13,698法人 均等割 1,322,092千円 法人税割 3,483,762千円 合計 4,805,854千円</p>	<p>【目的】 法人町民税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人超 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人超 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人超 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人超 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人超 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 （資本金等）（税率） 5億円以上 14.7% 2億円以上 13.5% 2億円未満 12.3%</p> <p>【参考】 ①平成14年度課税状況 納税義務者数 450法人 均等割 36,446千円 法人税割 64,253千円 合計 100,699千円</p>	<p>【目的】 法人町民税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人超 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人超 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人超 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人超 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人超 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 一律12.3%</p> <p>【参考】 ①平成14年度課税状況 納税義務者数 840法人 均等割 71,560千円 法人税割 64,066千円 合計 135,627千円</p>	<p>【目的】 法人町民税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 ・均等割 （資本金等）（従業者数）（税率） 50億円超 50人超 300万円 50人超 50人以下 41万円 10億円超 50人超 175万円 50人超 50人以下 41万円 1億円超 50人超 40万円 50人超 50人以下 16万円 1千万円超 50人超 15万円 50人超 50人以下 13万円 1千万円以下 50人超 12万円 50人超 50人以下 5万円 上記以外 5万円 ・法人税割 一律12.3%</p> <p>【参考】 ①平成14年度課税状況 納税義務者数 270法人 均等割 18,124千円 法人税割 6,354千円 合計 24,478千円</p>	<p>【課題】 法人税割の税率が異なる。</p>	<p>【調整方針】 法人税割の税率については、合併時に相模原市の税率に統一する。ただし、合併年度に限り不均一課税を実施する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 地方税の取扱い		専門部会名 財務部会	相模原市の課等の名称 資産税課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 固定資産税の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	資産税課	税務課・収納課	税務課	税務課		
歳入予算額(平成16年度)	103,785千円	23,323千円	17,441千円	5,880千円		
根拠法令等	地方税法・市税条例	地方税法・町税条例	地方税法・町税条例	地方税法・町税条例		
会計の種別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	税総合オンライン	固定資産税オンライン	固定資産税システム	NewLife/LIFEシステム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 固定資産税(土地、家屋、償却資産)の課税</p> <p>【内容】 ①税率 1.4%</p> <p>②納期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月25日</p> <p>③市街化区域農地の課税 相模原市は三大都市圏の特定市であるため、市街化区域内の農地については宅地並みの課税を行っている</p> <p>【参考】 ①課税状況(平成14年度課税状況) 土地 納税義務者 113,331人 税額 19,834,715千円 家屋 納税義務者 147,954人 税額 15,724,143千円 償却資産 納税義務者 4,903人 税額 6,451,868千円 計 納税義務者 266,188人 税額 42,010,726千円</p> <p>※土地、家屋の状況(平成15年度概要調書) 土地 筆数(免税点以上) 248,665筆 面積(") 56,571,694㎡ 家屋(平成15年度概要調書) 棟数(免税点以上) 140,460棟 床面積(") 25,758,351㎡</p>	<p>【目的】 固定資産税(土地、家屋、償却資産)の課税</p> <p>【内容】 ①税率 1.4%</p> <p>②納期 第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>③市街化区域農地の課税 城山町は三大都市圏の特定市でないため、市街化区域内の農地については宅地並み課税を行っていない</p> <p>【参考】 ①課税状況(平成14年度課税状況) 土地 納税義務者 6,614人 税額 685,099千円 家屋 納税義務者 6,299人 税額 482,433千円 償却資産 納税義務者 240人 税額 155,726千円 計 納税義務者 13,153人 税額 1,323,258千円</p> <p>※土地、家屋の状況(平成15年度概要調書) 土地 筆数(免税点以上) 21,992筆 面積(") 11,736,543㎡ 家屋 棟数(免税点以上) 8,233棟 床面積(") 942,413㎡</p>	<p>【目的】 固定資産税(土地、家屋、償却資産)の課税</p> <p>【内容】 ①税率 1.4%</p> <p>②納期 第1期 5月16日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月28日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>【参考】 ①課税状況(平成14年度課税状況) 土地 納税義務者 9,595人 税額 608,126千円 家屋 納税義務者 9,267人 税額 676,788千円 償却資産 納税義務者 319人 税額 227,886千円 計 納税義務者 19,181人 税額 1,512,800千円</p> <p>※土地、家屋の状況(平成15年度概要調書) 土地 筆数(免税点以上) 47,945筆 面積(") 9,345,958㎡ 家屋 棟数(免税点以上) 12,795棟 床面積(") 1,381,582㎡</p>	<p>【目的】 固定資産税(土地、家屋、償却資産)の課税</p> <p>【内容】 ①税率 1.4%</p> <p>②納期 第1期 5月16日～5月31日 第2期 7月16日～7月31日 第3期 12月16日～12月25日 第4期 2月16日～2月末日</p> <p>【参考】 ①課税の状況税額(平成14年度課税状況) 土地 納税義務者 2,768人 税額 187,582千円 家屋 納税義務者 3,044人 税額 209,988千円 償却資産 納税義務者 158人 税額 123,491千円 計 納税義務者 5,970人 税額 521,061千円</p> <p>※土地、家屋の状況(平成15年度概要調書) 土地 筆数(免税点以上) 15,915筆 面積(") 10,625,485㎡ 家屋 棟数(免税点以上) 4,597棟 床面積(") 490,933㎡</p>	<p>【課題】 ①納期が異なる。 ②市街化区域農地の課税について、相模原市は特定市のため宅地並課税であるが、城山町は特定市でないため農地に準じた課税となっている。</p>	<p>【調整方針】 納期については、合併時に相模原市の制度に統一する。 なお、合併により特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち新たに宅地並課税の対象となるものについては、合併特例法により、合併後5年間は宅地並課税を適用しない。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 地方税の取扱い		専門部会名 財務部会		相模原市の課等の名称 市民税課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 事業所税の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課・課税班		
歳出予算額（平成16年度）	66千円					
根拠法令等	地方税法、市税条例					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 事業所税の課税</p> <p>【内容】 ①課税団体 人口30万人以上の市等 ②納税義務者 事務所又は事業所において事業を行う法人若しくは個人 ③税率 資産割 事業所床面積 1㎡当り600円 従業者割 従業者給与総額の 0.25% ④免税点 資産割 市内の全事業所の面積が1,000㎡以下 従業者割 従業者100人以下</p> <p>【参考】 ①平成14年度課税状況（新增設分を除く） 資産割 515法人 2,030,385千円 従業者割 110法人 443,856千円 合計 518法人 2,475,780千円</p>	課税対象外	課税対象外	該当対象外	【課題】 相模原市のみが課税している。	【調整方針】 合併により新たに課税対象となる事業所等については、合併年度とこれに続く5年度に限り課税免除とする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 地方税の取扱い		専門部会名 財務部会	相模原市の課等の名称 資産税課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 都市計画税の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	資産税課	税務課・収納課	税務課	税務課		
歳出予算額（平成16年度）	23,120千円	4,514千円				
根拠法令等	地方税法・市税条例	地方税法・町税条例				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	税総合オンライン	固定資産税オンライン				
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 都市計画税（土地、家屋）の課税</p> <p>【内容】 ①税率 0.3%</p> <p>②納期 第1期 5月1日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 9月1日～9月30日 第4期 12月1日～12月25日</p> <p>③市街化区域農地の課税 相模原市は三大都市圏の特定市であるため、市街化区域内の農地については宅地並みの課税を行っている</p> <p>【参考】 ①課税状況（平成14年度課税状況） 土地 納税義務者 109,045人 税額 6,168,584千円 家屋 納税義務者 144,197人 税額 3,529,853千円 計 納税義務者 253,242人 税額 9,698,443千円</p> <p>※土地、家屋の状況（平成15年度概要調書） 土地 筆数(免税点以上) 191,651筆 面積(") 43,342,000㎡ 家屋 棟数(免税点以上) 135,883棟 床面積(") 25,001,987㎡</p>	<p>【目的】 都市計画税（土地、家屋）の課税</p> <p>【内容】 ①税率 0.3%</p> <p>②納期 第1期 5月15日～5月31日 第2期 7月1日～7月31日 第3期 12月1日～12月25日 第4期 2月1日～2月末日</p> <p>③市街化区域農地の課税 城山町は三大都市圏の特定市でないため、市街化区域内の農地については宅地並み課税を行っていない</p> <p>【参考】 ①課税状況（平成14年度課税状況） 土地 納税義務者 5,364人 税額 165,506千円 家屋 納税義務者 5,206人 税額 89,747千円 計 納税義務者 10,570人 税額 255,253千円</p> <p>※土地、家屋の状況（平成15年度概要調書） 土地 筆数(免税点以上) 11,520筆 面積(") 1,874,000㎡ 家屋(H15年度概要調書) 棟数(免税点以上) 6,206棟 床面積(") 741,828㎡</p>	課税なし	課税なし	<p>【課題】 ①納期が異なる。 ②市街化区域農地の課税について、相模原市は特定市のため宅地並課税であるが、城山町は特定市でないため農地に準じた課税となっている。</p>	<p>【調整方針】 納期については、合併時に相模原市の制度に統一する。 なお、合併により特定市となる地域に所在する市街化区域農地のうち新たに宅地並課税の対象となるものについては、合併特例法により、合併後5年間は宅地並課税を適用しない。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 19	合併協議事項 地方税の取扱い		専門部会名 財務部会		相模原市の課等の名称 市民税課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 市たばこ税の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	市民税課	税務課・収納課	税務課	税務課		
歳出予算額（平成16年度）	363千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	地方税法、市税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例	地方税法、町税条例		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 市たばこ税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 ①平成14年度課税状況 納税義務者数 20社 旧3級品以外 1,274,463千本 旧3級品 10,188千本 11,396千円 合計 1,282,510千本 3,410,455千円</p>	<p>【目的】 町たばこ税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 ①平成14年度課税状況 納税義務者数 4社 旧3級品以外 44,169千本 旧3級品 119,844千本 267千本 338千円 合計 44,437千本 118,183千円</p>	<p>【目的】 町たばこ税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 ①平成14年度課税状況 納税義務者数 5社 旧3級品以外 49,621千本 旧3級品 132,390千本 527千本 667千円 合計 50,148千本 133,059千円</p>	<p>【目的】 町たばこ税の課税</p> <p>【内容】 ①税率 旧3級品以外 1,000本につき2,977円 旧3級品 1,000本につき1,412円</p> <p>【参考】 ①平成14年度課税状況 納税義務者数 4社 旧3級品以外 20,347千本 旧3級品 54,287千本 240千本 304千円 合計 20,587千本 54,591千円</p>	【課題】 なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

協議第 19 号 国民健康保険事業の取扱いについて

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 国民健康保険税の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課・収納課・税務課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	地方税法、相模原市税条例	地方税法、城山町国民健康保険税条例	地方税法・津久井町国民健康保険税条例	地方税法・相模湖町国民健康保険税条例		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	17,374,132千円	1,799,000千円	995,225千円	356,846千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	国民健康保険業務システム	国民健康保険業務システム	国民健康保険税システム	NewLife/LIFEシステム 国保賦課異動プログラム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病氣やけがをされたとき、安心して医療を受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者とある。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の①～④の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） ①所得割（前年中の総所得金額－基礎控除）の5.7% 基礎控除 330,000円 ②資産割 固定資産税（土地・家屋）の13.2% ③均等割額（1人当たり年間） 21,900円 ④平等割額（1世帯当たり年間） 22,200円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分） ①所得割（前年中の総所得金額－基礎控除）の1.0% ②資産割 固定資産税（土地・家屋）の3.5% ③均等割額（1人当たり年間） 4,500円 ④平等割額（1世帯当たり年間） 4,800円 課税限度額 7万円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 16年度予算額 12,715,600千円 所得割 課税標準 165,060,223千円 税率 5.7% 調定見込額 税 額 9,408,433千円 超過額 1,769,169千円 調定額 7,639,264千円 賦課割合 60.8%</p>	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病氣やけがをされたとき、安心して医療を受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者とある。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の①～④の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） ①所得割（前年中の総所得金額－基礎控除）の6.65% 基礎控除 330,000円 ②資産割 固定資産税（土地・家屋）の35.03% ③均等割額（1人当たり年間） 22,660円 ④平等割額（1世帯年間） 19,810円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分） ①所得割（前年中の総所得金額－基礎控除）の1.05% ②資産割 固定資産税（土地・家屋）の7.10% ③均等割額（1人当たり年間） 6,200円 ④平等割額（1世帯年間） 3,800円 課税限度額 8万円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 16年度予算額 554,968千円 所得割 課税標準 5,962,854千円 税率 6.65% 調定見込額 税 額 389,880千円 超過額 76,023千円</p>	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病氣やけがをされたとき、安心して医療を受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者とある。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の①～④の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） ①所得割（前年中の総所得金額－基礎控除）の6.0% 基礎控除 330,000円 ②資産割 固定資産税（土地・家屋）の39.0% ③均等割額（1人当たり年間） 21,500円 ④平等割額（1世帯年間） 25,000円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分） ①所得割（前年中の総所得金額－基礎控除）の1.1% ②資産割 固定資産税（土地・家屋）の7.9% ③均等割額（1人当たり年間） 4,700円 ④平等割額（1世帯年間） 5,300円 課税限度額 8万円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 16年度予算額 729,151千円 所得割 課税標準 7,613,283千円 税率 6.0% 調定見込額 税 額 456,796千円 超過額 49,559千円 調定額 407,237千円 賦課割合 61.8%</p>	<p>【目的】 国民健康保険は、加入者の皆さんが病氣やけがをされたとき、安心して医療を受けることができるよう普段から経費（保険税）を出し合い、お互いに助け合おうという制度。国民健康保険税はその財源の一つ。 一般被保険者と退職被保険者とあり、それぞれ医療分と介護分がある。</p> <p>【内容】 保険税の計算方法は、次の①～④の4つの項目をもとに医療分と介護分をそれぞれ計算し、合算額をおさめていただく。 ・保険税（医療分） ①所得割（前年中の総所得金額－基礎控除）の6.5% 基礎控除 330,000円 ②資産割 固定資産税（土地・家屋）の40.0% ③均等割額（1人当たり年間） 25,200円 ④平等割額（1世帯年間） 25,900円 課税限度額 53万円</p> <p>・保険税（介護分） ①所得割（前年中の総所得金額－基礎控除）の1.05% ②資産割 固定資産税（土地・家屋）の7.0% ③均等割額（1人当たり年間） 6,000円 ④平等割額（1世帯年間） 6,000円 課税限度額 8万円</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 262,496千円 ・介護納付金現年課税分 一般被保険者分 24,377千円 ・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 8,000千円 ・介護納付金滞納繰越分 一般被保険者分 200千円 ・医療給付費現年課税分 退職被保険者分 55,465千円</p>	<p>【課題】 ・1市3町それぞれ税率等が異なる。 ・保険税率等【医療分】 ①所得割（前年中の総所得金額－基礎控除）の 相模原市 5.7% 城山町 6.65% 津久井町 6.0% 相模湖町 6.5% ※最高6.65%、最低5.7%であり、0.95%の差がある。 ②資産割（固定資産税額＜土地・家屋＞）の 相模原市 13.2% 城山町 35.03% 津久井町 39.0% 相模湖町 40.0% ※最高40.0%、最低13.2%であり、26.8%の差がある。 ③均等割（1人当たり年間） 相模原市 21,900円 城山町 22,660円 津久井町 21,500円 相模湖町 25,200円 ※最高25,200円、最低21,500円であり、3,700円の差がある。 ④平等割（1世帯当たり年間） 相模原市 22,200円 城山町 19,810円 津久井町 25,000円 相模湖町 25,900円 ※最高25,900円、最低19,810円であり、6,090円の差がある。 ・保険税率等【介護分】 ①所得割（前年中の総所得金額－基礎控除）の 相模原市 1.0% 城山町 1.05% 津久井町 1.1% 相模湖町 1.05% ※最高1.1%、最低1.0%であり、0.1%の差がある。 ②資産割（固定資産税額＜土地・家屋＞）の 相模原市 3.5% 城山町 7.10% 津久井町 7.9% 相模湖町 7.0% ※最高7.9%、最低3.5%であり、</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
20	国民健康保険事業の取扱い	市民部会	国民健康保険課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
6	国民健康保険税の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>資産割 課税標準8,885,837千円 税率13.2% 調定見込額 税額1,172,931千円 超過額217,252千円 調定額955,679千円 賦課割合60.8%</p> <p>被保険者均等割 課税標準188,878人 均等割額21,900円 調定見込額 税額4,136,428千円 軽減額476,807千円 調定額3,659,621千円 賦課割合39.2%</p> <p>世帯別平等割 課税標準98,770世帯 平等割額22,200円 調定見込額 税額2,192,694千円 軽減額318,813千円 調定額1,873,881千円 賦課割合39.2%</p> <p>合計 税額16,910,486千円 超過額等2,782,041千円 調定額14,128,445千円 収納率90.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 16年度予算額903,990千円 所得割 課税標準75,127,752千円 税率1.0% 調定見込額 税額751,278千円 超過額168,064千円 調定額583,214千円 賦課割合61.6%</p> <p>資産割 課税標準2,650,048千円 税率3.5% 調定見込額 税額92,752千円 超過額21,053千円 調定額71,699千円 賦課割合61.6%</p> <p>被保険者均等割 課税標準55,905人 均等割額4,500円 調定見込額 税額251,573千円 軽減額25,598千円 調定額225,975千円 賦課割合38.4%</p> <p>世帯別平等割 課税標準41,965世帯 平等割額4,800円 調定見込額 税額201,432千円 軽減額18,803千円 調定額182,629千円 賦課割合38.4%</p> <p>合計 税額1,297,035千円 超過額等233,518千円 調定額1,063,517千円 収納率85.00%</p>	<p>調定額 313,857千円 賦課割合 50.90%</p> <p>資産割 課税標準 319,589千円 税率 35.03% 調定見込額 税額 111,952千円 超過額 21,829千円 調定額 90,123千円 賦課割合 14.62%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 7,313人 均等割額 22,660円 調定見込額 税額 165,713千円 軽減額 15,174千円 調定額 150,539千円 賦課割合 24.41%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 3,548世帯 平等割額 19,810円 調定見込額 税額 70,286千円 軽減額 8,173千円 調定額 62,113千円 賦課割合 10.07%</p> <p>合計 税額 737,831千円 超過額等 121,199千円 調定額 616,632千円 収納率 90.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 16年度予算額 51,332千円 所得割 課税標準 3,545,035千円 税率 1.05% 調定見込額 税額 37,223千円 超過額 3,742千円 調定額 33,481千円 賦課割合 58.70%</p> <p>資産割 課税標準 124,128千円 税率 7.10% 調定見込額 税額 8,814千円 超過額 886千円 調定額 7,928千円 賦課割合 13.90%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 1,952人 均等割額 6,200円 調定見込額 税額 12,102千円 軽減額 1,142千円 調定額 10,960千円 賦課割合 19.22%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 1,381世帯 平等割額 3,800円 調定見込額 税額 5,248千円 軽減額 581千円 調定額 4,667千円 賦課割合 8.18%</p> <p>合計 税額 63,387千円 超過額等 6,351千円</p>	<p>資産割 課税標準300,000千円 税率39.0% 調定見込額 税額 117,000千円 超過額 12,681千円 調定額 104,319千円 賦課割合61.8%</p> <p>被保険者均等割 課税標準10,706人 均等割額21,500円 調定見込額 税額 230,179千円 軽減額 25,659千円 調定額204,520千円 賦課割合38.2%</p> <p>世帯別平等割 課税標準5,177世帯 平等割額25,000円 調定見込額 税額 129,425千円 軽減額 17,860千円 調定額 111,565千円 賦課割合38.2%</p> <p>合計 税額 933,400千円 超過額等105,759千円 調定額 827,641千円 収納率88.10%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 16年度予算額63,976千円 所得割 課税標準4,049,909千円 税率1.1% 調定見込額 税額 44,549千円 超過額 5,045千円 調定額 39,504千円 賦課割合63.2%</p> <p>資産割 課税標準106,354千円 税率7.9% 調定見込額 税額 8,402千円 超過額 966千円 調定額 7,436千円 賦課割合63.2%</p> <p>被保険者均等割 課税標準3,551人 均等割額4,700円 調定見込額 税額 16,690千円 軽減額 1,404千円 調定額 15,286千円 賦課割合36.8%</p> <p>世帯別平等割 課税標準2,530世帯 平等割額5,300円 調定見込額 税額 13,409千円 軽減額 1,330千円 調定額 12,079千円 賦課割合36.8%</p> <p>合計 税額 83,049千円 超過額等 8,744千円 調定額 74,305千円 収納率86.10%</p>	<p>・介護納付金分現年課税分 退職被保険者分 6,107千円 ・医療給付費滞納繰越分 退職被保険者分 200千円 ・介護納付金滞納繰越分 退職被保険者分 1千円</p> <p>※当初予算算定時に使用しない数値については、 平成15年度本算定時の数値を用いている。</p> <p>・医療給付費現年課税分 一般被保険者分 16年度予算額262,496千円 所得割 課税標準2,201,553千円 税率6.5% 調定見込額 税額 143,101千円 超過額 18,046千円 調定額 125,055千円 賦課割合 42.4%</p> <p>資産割 課税標準130,675千円 税率40.0% 調定見込額 税額 52,270千円 超過額 8,324千円 調定額 43,946千円 賦課割合 14.9%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 3,667人 均等割額25,200円 調定見込額 税額 92,431千円 軽減額 9,848千円 調定額 82,583千円 賦課割合 28.0%</p> <p>世帯別平等割 課税標準1,853世帯 平等割額25,900円 調定見込額 税額 47,995千円 軽減額 4,639千円 調定額 43,356千円 賦課割合 14.7%</p> <p>合計 税額 335,797千円 超過額等 40,857千円 調定額 294,940千円 収納率 89.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分一般被保険者分 16年度予算額24,377千円 所得割 課税標準1,438,571千円 税率1.05% 調定見込額 税額 15,105千円 超過額 983千円 調定額 14,122千円 賦課割合 50.4%</p> <p>資産割 課税標準48,171千円 税率7.0% 調定見込額 税額 3,372千円 超過額 289千円 調定額 3,083千円</p>	<p>4.4%の差がある。 ③均等割(1人当たり年間) 相模原市 4,500円 城山町 6,200円 津久井町 4,700円 相模湖町 6,000円 ※最高6,200円、最低4,500円 であり1,700円の差がある。 ④平等割(1世帯当たり年間) 相模原市 4,800円 城山町 3,800円 津久井町 5,300円 相模湖町 6,000円 ※最高6,000円、最低3,800円 であり、2,200円の差がある。 ⑤課税限度額 相模原市 70,000円 城山町 80,000円 津久井町 80,000円 相模湖町 80,000円 ※最高80,000円、最低70,000円 であり、10,000円の差がある。</p> <p>・平成18年度歳出見込みの早急な策定を要する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
20	国民健康保険事業の取扱い	市民部会	国民健康保険課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否			
		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分				
		□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
6	国民健康保険税の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 480,000千円 調定見込額 3,200,000千円</p> <p>収納率 15.00% 収入見込額 480,000千円</p> <p>・介護納付金分納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 30,000千円 調定見込額 250,000千円 収納率 12.00% 収入見込額 30,000千円</p> <p>・医療給付費現年課税分 退職被保険者等分 16年度予算額 2,956,744千円</p> <p>所得割 課税標準 32,050,426千円 税率 5.7% 調定見込額 税額 1,826,874千円 超過額 121,895千円 調定額 1,704,979千円 賦課割合 62.5%</p> <p>資産割 課税標準 1,478,790千円 税率 13.2% 調定見込額 税額 195,200千円 超過額 13,024千円 調定額 182,176千円 賦課割合 62.5%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 34,122人 均等割額 21,900円 調定見込額 税額 747,272千円 軽減額 37,076千円 調定額 710,196千円 賦課割合 37.5%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 20,230世帯 平等割額 22,200円 調定見込額 税額 449,106千円 軽減額 29,371千円 調定額 419,735千円 賦課割合 37.5%</p> <p>合計 税額 3,218,452千円 超過額等 201,366千円 調定額 3,017,086千円 収納率 98.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分退職被保険者分 16年度予算額 270,598千円</p> <p>所得割 課税標準 14,511,898千円 税率 1.0% 調定見込額 税額 145,119千円 超過額 13,146千円 調定額 131,973千円 賦課割合 54.6%</p> <p>資産割 課税標準 589,686千円 税率 3.5% 調定見込額 税額 20,639千円 超過額 1,870千円</p>	<p>調定額 57,036千円 収納率 90.00%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 21,340千円 調定見込額 296,506千円</p> <p>収納率 7.20% 収入見込額 21,340千円</p> <p>・介護納付金分納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 1,554千円 調定見込額 16,696千円 収納率 9.30% 収入見込額 1,554千円</p> <p>・医療給付費現年課税分 退職被保険者等分 16年度予算額 122,466千円</p> <p>所得割 課税標準 986,996千円 税率 6.65% 調定見込額 税額 65,635千円 超過額 5,006千円 調定額 60,629千円 賦課割合 49.01%</p> <p>資産割 課税標準 48,443千円 税率 35.03% 調定見込額 税額 16,970千円 超過額 1,294千円 調定額 15,676千円 賦課割合</p> <p>被保険者均等割 課税標準 1,468人 均等割額 22,660円 調定見込額 税額 33,265千円 軽減額 1,084千円 調定額 32,181千円 賦課割合 26.02%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 802世帯 平等割額 19,810円 調定見込額 税額 15,888千円 軽減額 670千円 調定額 15,218千円 賦課割合 12.30%</p> <p>合計 税額 131,758千円 超過額等 8,054千円 調定額 123,704千円 収納率 99.00%</p> <p>・介護納付金分現年課税分 退職被保険者等分 16年度予算額 16,210千円</p> <p>所得割 課税標準 740,470千円 税率 1.05% 調定見込額 税額 7,775千円 超過額 188千円 調定額 7,587千円 賦課割合 46.33%</p> <p>資産割 課税標準 34,315千円 税率 7.10% 調定見込額</p>	<p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 37,526千円 調定見込額 341,148千円</p> <p>収納率 11.00% 収入見込額 37,526千円</p> <p>・介護納付金分納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 2,856千円 調定見込額 25,964千円 収納率 11.00% 収入見込額 2,856千円</p> <p>・医療給付費現年課税分 退職被保険者等分 16年度予算額 146,656千円</p> <p>所得割 課税標準 1,298,616千円 税率 6.0% 調定見込額 税額 77,916千円 超過額 2,035千円 調定額 75,881千円 賦課割合 66.2%</p> <p>資産割 課税標準 60,648千円 税率 39.0% 調定見込額 税額 23,652千円 超過額 615千円 調定額 23,037千円 賦課割合 66.2%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 1,721人 均等割額 21,500円 調定見込額 税額 37,002千円 軽減額 2,185千円 調定額 34,817千円 賦課割合 33.8%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 666世帯 平等割額 25,000円 調定見込額 税額 16,650千円 軽減額 1,040千円 調定額 15,610千円 賦課割合 33.8%</p> <p>合計 税額 155,220千円 超過額等 5,875千円 調定額 149,345千円 収納率 98.20%</p> <p>・介護納付金分現年課税分退職被保険者分 16年度予算額 13,906千円</p> <p>所得割 課税標準 96,716千円 税率 1.1% 調定見込額 税額 5,803千円 超過額 192千円 調定額 5,611千円 賦課割合 51.2%</p> <p>資産割 課税標準 21,556千円 税率 7.9% 調定見込額 税額 1,703千円 超過額 55千円</p>	<p>賦課割合 11.0% 被保険者均等割 課税標準 1,106人 均等割額 6,000円 調定見込額 税額 6,637千円 軽減額 445千円 調定額 6,192千円 賦課割合 22.1%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 836世帯 平等割額 6,000円 調定見込額 税額 5,013千円 軽減額 390千円 調定額 4,623千円 賦課割合 16.5%</p> <p>合計 税額 30,127千円 超過額等 2,107千円 調定額 28,020千円 収納率 87.0%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 8,000千円 調定見込額 67,054千円</p> <p>収納率 11.9% 収入見込額 8,000千円</p> <p>・介護納付金分納繰越分 一般被保険者分 16年度予算額 200千円 調定見込額 4,961千円 収納率 4.00% 収入見込額 200千円</p> <p>・医療給付費現年課税分 退職被保険者等分 16年度予算額 55,465千円</p> <p>所得割 課税標準 458,631千円 税率 6.5% 調定見込額 税額 29,811千円 超過額 992千円 調定額 28,819千円 賦課割合 50.4%</p> <p>資産割 課税標準 21,808千円 税率 40.0% 調定見込額 税額 8,723千円 超過額 203千円 調定額 8,520千円 賦課割合 14.9%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 585人 均等割額 25,200円 調定見込額 税額 14,744千円 軽減額 620千円 調定額 14,124千円 賦課割合 24.7%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 233世帯 平等割額 25,900円 調定見込額 税額 6,034千円 軽減額 316千円 調定額 5,718千円</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 6	事務事業名 国民健康保険税の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>調定額 18,769千円 賦課割合 54.6%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 16,735人 均等割額 4,500円 調定見込額</p> <p>税額 75,308千円 軽減額 2,651千円 調定額 72,657千円 賦課割合 45.4%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 12,535世帯 平等割額 4,800円 調定見込額</p> <p>税額 60,168千円 軽減額 7,447千円 調定額 52,721千円 賦課割合 45.4%</p> <p>合計 税額 301,234千円 超過額等 25,114千円 調定額 276,120千円 収納率 98.00%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 16年度予算額 16,000千円 調定見込額 80,000千円 収納率 20.0%</p> <p>収入見込額 16,000千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 16年度予算額 1,200千円 調定見込額 6,000千円 収納率 20.0%</p> <p>収入見込額 1,200千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS 4 保守 NEC 資格賦課計算 納税通知書発行</p>	<p>税額 2,436千円 超過額 59千円 調定額 2,377千円 賦課割合 14.52%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 744人 均等割額 6,200円 調定見込額</p> <p>税額 4,613千円 軽減額 92千円 調定額 4,521千円 賦課割合 27.61%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 509世帯 平等割額 3,800円 調定見込額</p> <p>税額 1,934千円 軽減額 45千円 調定額 1,889千円 賦課割合 11.54%</p> <p>合計 税額 16,758千円 超過額等 384千円 調定額 16,374千円 収納率 99.00%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 退職被保険者等分 16年度予算額 1千円 調定見込額 6,763千円 収納率 見込まず(科目設定) 収入見込額 1千円</p> <p>・介護納付金滞納繰越分 退職被保険者等分 16年度予算額 1千円 調定見込額 380千円 収納率 見込まず(科目設定) 収入見込額 1千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC IPX7300 保守 NEC 資格賦課計算 納税通知書発行</p>	<p>調定額 1,648千円 賦課割合 51.2%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 876人 均等割額 4,700円 調定見込額</p> <p>税額 4,118千円 軽減額 131千円 調定額 3,987千円 賦課割合 48.8%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 572世帯 平等割額 5,300円 調定見込額</p> <p>税額 3,032千円 軽減額 102千円 調定額 2,930千円 賦課割合 48.8%</p> <p>合計 税額 14,656千円 超過額等 480千円 調定額 14,176千円 収納率 98.10%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 16年度予算額 1,027千円 調定見込額 6,849千円 収納率 15.0%</p> <p>収入見込額 1,027千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 16年度予算額 127千円 調定見込額 635千円 収納率 20.0%</p> <p>収入見込額 127千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS 2 保守 NEC 資格賦課計算 納税通知書発行</p>	<p>賦課割合 10.0%</p> <p>合計 税額 59,312千円 超過額等 2,131千円 調定額 57,181千円 収納率 97.0%</p> <p>・介護納付金分現年課税分退職被保険者分 16年度予算額 6,107千円</p> <p>所得割 課税標準 260,190千円 税率 1.05%</p> <p>調定見込額 税額 2,732千円 超過額 0千円 調定額 2,732千円 賦課割合 43.4%</p> <p>資産割 課税標準 12,057千円 税率 7.0%</p> <p>調定見込額 税額 844千円 超過額 0千円 調定額 844千円 賦課割合 13.4%</p> <p>被保険者均等割 課税標準 273人 均等割額 6,000円 調定見込額</p> <p>税額 1,639千円 軽減額 40千円 調定額 1,599千円 賦課割合 25.4%</p> <p>世帯別平等割 課税標準 191世帯 平等割額 6,000円 調定見込額</p> <p>税額 1,150千円 軽減額 29千円 調定額 1,121千円 賦課割合 17.8%</p> <p>合計 税額 6,365千円 超過額等 69円 調定額 6,296千円 収納率 97.0%</p> <p>・医療給付費滞納繰越分 16年度予算額 200千円 調定見込額 2,432千円 収納率 15.0%</p> <p>収入見込額 200千円</p> <p>・介護納付金分滞納繰越分 16年度予算額 1千円 調定見込額 160千円 収納率 0.6%</p> <p>収入見込額 1千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー (一括処理時にはオフコンを併用) 保守 日本電子計算(株) 資格賦課計算 納税通知書発行</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 証明手数料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	国民健康保険課	町民課・収納課	保険年金課	町民課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	相模原市手数料条例・	城山町手数料条例・	津久井町手数料徴収条例	相模湖町手数料条例		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	30千円	1千円	1千円	1千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等		
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源・電算システム		
電算システム名	滞納整理支援システム			Newlife/LIFEシステム証明プログラム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 国民健康保険資格証明手数料及び納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は国民健康保険課窓口のみ発行。 1ヶ年度で300円の手数料。 証明書項目は、「納付すべき税額」「納付済額」「納期限未到来額」「未納額」で必要年度別に記載。</p> <p>【電算システムの概要】 機種NEC クライアントサーバー 保守NECフィールドینگ 納税通知書の発行</p>	<p>【内容】 国民健康保険納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は収納課窓口で発行。 1ヶ年度で300円の手数料。 証明項目は、「納付すべき税額」「納付済額」「納期限未到来額」「未納額」で、必要年度別に記載。</p>	<p>【内容】 国民健康保険資格証明手数料及び納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明書は一般会計で税務課及び各支所が窓口で発行。 1ヶ年度で300円の手数料。 証明書項目は、「納付すべき税額」「納付済額」「納期限未到来額」「未納額」で必要年度別に記載。</p>	<p>【内容】 国民健康保険納税証明手数料 1件300円</p> <p>・納税証明は一般会計で税務課にて発行。 1ヶ年度300円の手数料。 証明書項目は、「納付すべき税額」「納付済額」「未納税額」で必要年度別に記載。</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバー 保守 日本電子計算（株） 納税通知書の発行</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険資格証明書の手数料が、城山町、相模湖町は無料である。 納税証明書交付窓口が異なる。 会計種別が特別会計と一般会計とに異なっている。 	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
20	国民健康保険事業の取扱い		市民部会	国民健康保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
8	各種国民健康保険組合補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	国民健康保険課	町民課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	3,525千円			30千円		
根拠法令等	国民健康保険法			国民健康保険法		
会計の種類	一般会計			一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円			0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等			補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 県内の国民健康保険組合(7組合)に対して、国民健康保険法第75条(都道府県及び市町村は、国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる)に基づき、補助金を交付するもの。</p> <p>【補助金の概要】 相模原市における各種国保組合への補助金助成は、昭和54年度から開始された。本市の補助金交付の算定根拠として、各種国保組合被保険者が毎年、保険料算定のため組合に提出する課税証明手数料(100円)分を組合員数に乘じた額を補助することとした。 平成7年度からは、県下各市町村の補助金交付状況等をふまえ、250円へ増額変更を行い、現在に至っている。</p> <p>【補助基準】 当該年度の4月1日現在において本市に住所を有する者、若しくはその従事者に単価を乗じた額 補助金額=当該年度4月1日現在の被保険者数×250円 (建設連合国民健康保険組合神奈川支部は125円)</p> <p>【参考】 積算根拠 神奈川建設連合国民健康保険組合 組合員数8,504×250円 神奈川県医師国民健康保険組合 組合員数810×250円 神奈川県歯科医師国民健康保険組合 組合員数870×250円 神奈川建設業国民健康保険組合 組合員数2,280×250円 神奈川県薬剤師国民健康保険組合 組合員数220×250円 神奈川県食品衛生国民健康保険組合 組合員数1,300×250円 建設連合(神奈川支部)国民健康保険組合 組合員数247×125円</p>	<p>該当なし</p> <p>*平成15年度で終了。</p> <p>【参考】 平成15年度の補助金交付実績 神奈川建設連合国民健康保険組合 組合員数288×150円=43,200円</p>	<p>該当なし</p> <p>*平成15年度で終了。</p> <p>【参考】 平成15年度の補助金交付実績 神奈川建設連合国民健康保険組合 組合員数850×150円=127,500円</p>	<p>【目的】 県内の国民健康保険組合に対して、国民健康保険法第75条(都道府県及び市町村は、国民健康保険事業に要する費用に対し、補助金を交付し、又は貸付金を貸し付けることができる)に基づき、補助金を交付するもの。</p> <p>【補助基準】 当該年度の4月1日現在において本町に住所を有する者、若しくはその従事者に単価を乗じた額</p> <p>【参考】 神奈川建設連合国民健康保険組合 組合員数194×150円</p>	<p>【課題】 ・相模原市は7国保組合に補助を実施している。 6国保組合に被保険者1人当たり250円、建設連合神奈川支部は125円の補助。 ・城山町は神奈川建設連合国保組合に被保険者1人当たり150円を補助していたが、平成16年度から廃止。 ・津久井町は神奈川建設連合国保組合に被保険者1人当たり250円、建設連合神奈川支部に125円補助していたが、平成16年度から廃止。 ・相模湖町は神奈川建設連合国保組合に被保険者1人当たり150円を補助している。 ・上記のとおり1市1町で実施、2町は廃止している。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。 ただし、補助金の額等については見直しを図る。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
20	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
9	診療報酬明細書点検嘱託員経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	13,815千円	1,000千円	1,374千円	984千円		
根拠法令等	相模原市診療報酬明細書点検嘱託員設置要綱					
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	26千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民健康保険の医療費適正化を図ることを目的に、専門的な知識を要するしレプトの内容審査・点検体制の更なる充実を図るため、有資格者や経験のある診療報酬明細書点検嘱託員（平成9年度から非常勤特別職）の任用に要する経費</p> <p>【特定財源の内訳】 ・労働保険被保険者負担金 26千円 【16年度予算の積算内訳】 ・報酬 12,884千円 非常勤特別職員報酬 嘱託員報酬 6人×日給8,800円×244日 ・共済費 667千円 社会保険料 666,300円 社会保険料常勤2人分 613,900円 労働保険料常勤2人分 52,400円 ・旅費 211千円 報酬明細書点検嘱託員研修旅費 連合会研修（横浜） 2,420円×9人=21,780円 県研修（関内） 2,580円×9人=23,220円 診療報酬明細書点検嘱託員旅費166千円 ・需用費53千円 参考図書 50,000円 診療報酬明細書点検事務用消耗品 3,000円</p>	<p>該当なし ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書点検を委託。</p> <p>委託料 1,000千円 積算根拠 66,617件×15円</p>	<p>該当なし ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書点検を委託。</p> <p>委託料 1,374千円 積算根拠 91,600件×15円</p>	<p>該当なし ただし、神奈川県国民健康保険団体連合会に診療報酬明細書点検を委託。</p> <p>委託料984千円 積算 21円×3,900件×12月</p>	<p>【課題】 相模原市は非常勤特別職員を採用し実施しているが、3町は国保連合会へ委託している。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い			専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 10	事務事業名 国民健康保険団体連合会負担金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	7,149千円	403千円	516千円	237千円		
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	403千円	516千円	237千円		
関係団体・慣行	一部事務組合等	一部事務組合等	一部事務組合等	一部事務組合等		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1市=100,000円 被保険者割（各市町村の被保険者により算出） 7,048,500円 保険者割100,000+被保険者割 7,048,500=7,148,500円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関する調査研究 その他必要な事業</p>	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1町=100,000円 被保険者割（各市町村の被保険者により算出） 8,781人×34円50銭= 302,944円 合計（保険者割+被保険者割） 402,944円</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 403千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関する調査研究 その他必要な事業</p>	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1町=100,000円 被保険者割（各市町村の被保険者により算出） 414,000円 診療施設割 2,000円 保険者割100,000+被保険者割 414,000+診療施設2,000 =516,000円</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 516千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関する調査研究 その他必要な事業</p>	<p>【目的】 国民健康保険団体連合会の設置「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。連合会は法人とする。国民健康保険団体連合会の年会費等負担金。」</p> <p>【内容】 ・算出方法 保険者割 100,000円×1町=100,000円 被保険者割 134,550円 診療施設割 2,000円 保険者割100,000円+被保険者割 134,550+診療施設2,000円 =235,550円</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 237千円</p> <p>【一部事務組合等の概要】 神奈川県国民健康保険団体連合会 国民健康保険法第83条 「保険者は、共同してその目的を達成するため、国民健康保険団体連合会を設立することができる。」</p> <p>・主な業務 診療報酬の審査・支払委託 ・国民健康保険団体連合会の主事業 保険者の事務の共同処理及び連絡等 診療報酬の審査及び支払 国保運営資金の融資 保健事業に関する調査研究 その他必要な事業</p>	【課題】 課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い			専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 11	事務事業名 保険税収納率向上特別対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課・収納課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	51,467千円	0（一般会計から歳出）	747千円			
根拠法令等	相模原市国民健康保険収納推進員設置要綱	城山町国民健康保険税を滞納している世帯に係る・被保険者等の取扱いに関する要綱	津久井町国民健康保険税滞納者の被保険者証等の取扱いに関する要綱			
会計の種類別	特別会計		特別会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	滞納整理支援システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成4年度から事務費負担金中、人件費及び助産費補助金が一般財源化されたことに伴い新設された国民健康保険特別対策費補助金のうち、「保険税収納率向上特別対策事業」に対して補助金が交付されたものである。</p> <p>主として、収納推進員による保険税未収納分徴収を進めるほか、サーバを利用した滞納整理を推進し、収納率向上を図る。</p> <p>【内容】 国民健康保険収納率向上特別対策事業 ・収納率向上対策本部会議の設置 ・休日納税相談 年6回 ・休日臨戸訪問 年3回（管理職2回） ・夜間納税相談 年3回（12日） ・夜間臨戸訪問 年1回（6日） ・滞納整理強化月間 年3回 ・滞納世帯に短期被保険者証を交付している期間6月 ・短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・報酬 39,756千円 未納分徴収給 15,600,000円 訪問調査給@300円×78,000件 =23,400,000円 口座振替推進給@1,000円×756 =756,000円 ・共済費 4,386千円 ・旅費 777千円 収納推進員 667,000円 遠隔地滞納整理 100,000円 ・需用費 781千円 ・使用料及び賃借料（サーバー端末機借料） 5,218千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種NEC 保守NECフィールドینگ ・欠損判定 ・交渉記録の管理 ・処分の管理 ・再発行、分割納付書の発行 ・資格証対象者の抽出 ・各種統計資料</p>	<p>【目的】 平成4年度から事業費負担金中、人件費及び助産費補助金が一般財源化されたことに伴い、新設された国民健康保険特別対策費補助金のうち「保険税収納率向上特別対策」に対して補助金が交付されたものである。</p> <p>主として、収納課による保険税未納者の個人情報管理を行い、徴収を進めるほか、サーバを利用した滞納整理を行い収納率の向上を図る。</p> <p>【内容】 国民健康保険収納率向上特別対策事業 ・夜間来庁納付約束のみ夜間対応 ・滞納世帯に短期被保険者証を交付している。期間 6月及び12月 ・短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。 短期証・資格者証の詳細は要綱どおり</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・委託料 滞納管理システム保守業務委託 108,150円×12ヶ月 =1,297,800円</p>	<p>【目的】 平成4年度から事務費負担金中、人件費及び助産費補助金が一般財源化されたことに伴い新設された国民健康保険特別対策費補助金のうち、「保険税収納率向上特別対策事業」に対して補助金が交付されたものである。</p> <p>主として、収納対策特別班による保険税未収納分徴収を進めるほか、サーバを利用した滞納整理を推進し、収納率向上を図る。</p> <p>【内容】 国民健康保険収納率向上特別対策事業 ・収納対策会議設置 ・休日臨戸訪問 月3回 ・夜間窓口開設 月2回（4名～5名） ・滞納世帯に短期被保険者証を交付している。期間 6月及び12月 ・短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。 短期証・資格者証の詳細は要綱どおり</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 ・委託料 570千円 滞納管理システム保守管理委託料 542,400円×1.05 =569,520円 ・使用料及び賃借料 177千円 滞納管理システムクライアント借上料 14,000円×1台×12月×1.05 =176,400円</p>	<p>【目的】 主として、税務課管理収納班による保険税未納者の個人情報管理を行い税務課及び全課の課長、課長補佐、主幹で構成された特別収納対策班により滞納整理を行い収納率の向上を図る。</p> <p>【内容】 国民健康保険収納率向上特別対策事業 ・収納対策会議設置 ・休日臨戸訪問 毎月1回4名（2班） ・夜間徴収及び夜間窓口開設 年6回（1回につき1週間） ・滞納世帯に短期被保険者証を交付している期間6月及び12月 ・短期被保険者証の交付世帯のうち納付相談又は納付指導に応じようとする世帯等に被保険者資格証明書を交付している。 短期証・資格証の詳細は要綱どおり</p>	<p>【課題】 ・3町では収納推進員による訪問徴収を行っていない。 ・3町の納税相談の窓口の取扱い ・交付対象世帯等が異なっている。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
20	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名		調整方針の区分			
12	運営協議会経費		■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	506千円	229千円	179千円	166千円		
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	229千円	179千円	166千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一部負担金 保険料の賦課割合 給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の選任（任期2年、定数13名） 公益代表各種団体から推薦4名 被保険者代表被保険者の中から市長が選任（2名は公募）4名 保険医代表4名 被用者保険等被保険者を代表する委員1名 <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬506千円 運営協議会委員報酬12,600千円×40人 = 504,000円 旅費2,000円 会長研修会旅費1,000円×1人 = 1,000円 会長研修会随行旅費1,000円×1人 = 1,000円 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一部負担金 保険料の賦課割合 給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の選任（任期2年、定数6名） 公益代表各種団体から2名 被保険者代表被保険者の中から町長が選任2名 保険医代表2名 <p>【参考事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員任期は、平成17年12月16日まで <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬215千円 会長 年額37,500円×5名 = 177,500円 委員 年額35,500円×5名 = 177,500円 交際費10千円 需用費2千円 消耗品費（事務用品代） 役務費2千円 通信運搬費（会議通知等） <p>【特定財源】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会計繰入金 229千円 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一部負担金 保険料の賦課割合 給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の選任（任期2年、定数12名） 被保険者を代表する委員4名 保険医又は保険業判師を代表する委員4名 公益を代表する委員4名 <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬179千円 運営協議会委員報酬178,800円 会長8,000円×2回×1人 = 16,000円 委員7,400円×2回×11人 = 162,800円 旅費16,900円 大会出席旅費3,780円×1人×1回 = 3,780円 1,900円×1人×1回 = 3,800円 運協出席旅費（交通費支給該当者分）4,660円×1人×2回 = 9,320円 需用費（運協会議贈）12人×2回×70円×1.05 = 1,764円 <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会計繰入金 179千円 	<p>【目的】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険の運営に関する重要事項を審議するため、市町村に国民健康保険運営協議会を置く。 <p>「重要事項」とは、</p> <ol style="list-style-type: none"> 一部負担金 保険料の賦課割合 給付期間・保険給付の種類及び内容並びに保健事業の実施大綱の策定に関すること。 <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 委員の選任（任期2年、定数6名） 被保険者を代表する委員2名 保険医又は保険業判師を代表する委員2名 公益を代表する委員2名 <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬135千円 会長年額34,000円 委員年額32,000円 ただし、議員の場合は1回につき1,100円 旅費5千円 4,100円×1回 需用費26千円 国保新聞購読料4,250円×6部 <p>【特定財源の内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般会計繰入金 166千円 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1市3町でそれぞれに運営協議会が組織・運営されている。 国民健康保険法では、「被保険者代表、保険医・保険業判師代表、公益代表の各委員を同数で組織する。また、被用者保険等被保険者代表を加えることができる。」と規定されており、相模原市では13名の委員、津久井町では12名の委員、城山町・相模湖町では6名の委員で組織されている。 	<p>【調整方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
20	国民健康保険事業の取扱い	市民部会	国民健康保険課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
13	療養給付費					
	相模原市	城山町	津久井町			
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課			
歳出予算額(平成16年度)	27,159,037千円	1,025,160千円	1,397,480千円			
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法			
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計			
歳入予算額(平成16年度)	16,353,563千円	531,656千円	856,871千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間(治ゆ、中止、死亡)まで。</p> <p>【特定財源の概要】 (一般被保険者療養給付費) 一般被保険者療養給付費等負担金 6,668,574千円 特別調整交付金 200,000千円 一般被保険者療養給付費補助金 8,000千円 一般被保険者療養給付費繰入金 840,019千円 一般被保険者療養給付費繰入金 248,325千円 合計 7,980,918千円 (退職被保険者等療養給付費) (現年度分) 8,368,645千円 【16年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養給付費) 16年度予算額 17,759,267千円 (支出内訳) 被保険者 150,000人 件数 1,438,535件 保険者負担額 17,759,267,000円 保険者負担額(1件当り) 12,345円 保険者負担額(1人当り) 118,395円 受診率 9.59 ・1件当り保険者負担額=保険者負担額÷件数 16年度一般被保険者見込み総件数(老健対象者を除く) 1,438,535件 ・1人当り保険者負担額=保険者負担額÷一般被保険者数 16年度一般被保険者(老健対象者を除く)見込み 150,000人 ・受診率=件数÷平均被保険者数 (退職被保険者等療養給付費) 16年度予算額 9,399,770千円</p>	<p>【目的】 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間(治ゆ、中止、死亡)まで。</p> <p>【特定財源の内訳】 (一般被保険者療養給付費) 一般被保険者療養給付費等負担金 293,625千円 国保運営強化事業促進対策費補助金 3,953千円 合計 297,578千円 (退職被保険者等療養給付費) 療養給付費負担金(現年度分) 234,078千円 【16年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養給付費) 16年度予算額 711,610千円 (支出内訳) 被保険者 5,746人 件数 48,984件 保険者負担額 711,610,000円 保険者負担額(1件当り) 14,527円 保険者負担額(1人当り) 123,844円 受診率 8.52 ・1件当り保険者負担額=保険者負担額÷件数 16年度一般被保険者見込み総件数(老健対象者を除く) 48,984件 ・1人当り保険者負担額=保険者負担額÷一般被保険者数 16年度一般被保険者(老健対象者を除く)見込み 5,746人 ・受診率=件数÷平均被保険者数 (退職被保険者等療養給付費) 16年度予算額 313,550千円 (支出内訳) 被保険者 1,468人 件数 23,756件</p>	<p>【目的】 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間(治ゆ、中止、死亡)まで。</p> <p>【特定財源の内訳】 (一般被保険者療養給付費) 一般被保険者療養給付費等負担金 385,183千円 普通調整交付金 10,000千円 一般会計繰入金 119,463千円 基金繰入金 20,000千円 合計 534,646千円 (退職被保険者等療養給付費) (現年度分) 322,225千円 【16年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養給付費) 16年度予算額 1,003,800千円 (支出内訳) 被保険者 10,000人 件数 67,020件 保険者負担額 902,065,693円 保険者負担額(1件当り) 13,460円 保険者負担額(1人当り) 90,207円 受診率 6.70 ・1件当り保険者負担額=保険者負担額÷件数 16年度一般被保険者見込み総件数(老健対象者を除く) 67,020件 ・1人当り保険者負担額=保険者負担額÷一般被保険者数 16年度一般被保険者(老健対象者を除く)見込み 10,000人 ・受診率=件数÷平均被保険者数 (退職被保険者等療養給付費) 16年度予算額 393,680千円 (支出内訳) 被保険者 2,000人 件数 27,228件</p>	<p>【目的】 被保険者（老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。）の疾病及び負傷に関しては次の各号に掲げる療養の給付を行う。</p> <p>(1) 診察 (2) 薬剤 (3) 処置、手術その他の治療 (4) 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話、その他の看護 (5) 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話、その他の看護。</p> <p>給付期間(治ゆ、中止、死亡)まで。</p> <p>【特定財源の内訳】 (一般被保険者療養給付費) 一般被保険者療養給付費等負担金 115,874千円 普通調整交付金 8,000千円 一般会計繰入金 39,580千円 国保運営強化事業促進対策補助金 1,800千円 合計 165,254千円 (退職被保険者等療養給付費) (現年度分) 71,118千円 諸収入 21千円 合計 71,139千円 【16年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養給付費) 16年度予算額 300,000千円 (支出内訳) 被保険者 2,257人 件数 19,038件(H15年報C表) 保険者負担額 300,000,000円 保険者負担額(1件当り) 15,758円 保険者負担額(1人当り) 132,920円 受診率 ・1件当り保険者負担額=保険者負担額÷件数 16年度一般被保険者見込み総件数(老健対象者を除く) 件 ・1人当り保険者負担額=保険者負担額÷一般被保険者数 16年度一般被保険者(老健対象者を除く)見込み 2,257人 ・受診率=件数÷平均被保険者数 (退職被保険者等療養給付費) 16年度予算額 122,700千円</p>	【課題】 課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 療養給付費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>(支出内訳)</p> <p>被保険者37,000人 件数610,174件 保険者負担額 9,399,770,000円 保険者負担額(1件当り)15,405円 保険者負担額(1人当り)254,048円 受診率 16.49</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件当たり保険者負担額=保険者負担額÷件数 16年度退職被保険者等見込み総件数 617,276件 ・1人当たり保険者負担額=保険者負担額÷退職被保険者数 16年度退職被保険者等数見込み 37,000人 ・受診率=件数÷平均被保険者数 	<p>保険者負担額 313,550,000円 保険者負担額(1件当り) 13,199円</p> <p>保険者負担額(1人当り) 213,590円 受診率 16.18</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件当たり保険者負担額=保険者負担額÷件数 16年度退職被保険者等見込み総件数 23,756件 ・1人当たり保険者負担額=保険者負担額÷退職被保険者数 16年度退職被保険者等数見込み 1,468人 ・受診率=件数÷平均平均被保険者等数 	<p>保険者負担額 361,905,979円 保険者負担額(1件当り)13,292円 保険者負担額(1人当り)180,953円 受診率 13.61</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件当たり保険者負担額=保険者負担額÷件数 16年度退職被保険者等見込み総件数 2,150件 ・1人当たり保険者負担額=保険者負担額÷退職被保険者数 16年度退職被保険者等数見込み 2,000人 ・受診率=件数÷平均被保険者数 	<p>(支出内訳)</p> <p>被保険者595人 件数 9,560件(H15年報C表) 保険者負担額 122,700,000円 保険者負担額(1件当り) 12,835円 保険者負担額(1人当り)206,218円 受診率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1件当たり保険者負担額=保険者負担額÷件数 16年度退職被保険者等見込み総件数 件 ・1人当たり保険者負担額=保険者負担額÷退職被保険者数 16年度退職被保険者等数見込み 595人 ・受診率=件数÷平均被保険者 		

事務事業一元化調査

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
20	国民健康保険事業の取扱い		市民部会	国民健康保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名		■②合併時に統合			
14	療養費		□③速やかに統合			
	□④段階的に統合					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額(平成16年度)	374,844千円	14,910千円	14,650千円	4,100千円		
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	194,934千円	5,153千円	10,563千円	2,137千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合が必要であると認めるとき 3被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によると認めるとき(主として旅行中の急病)その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 (一般被保険者療養費) 一般被保険者療養給付費等負担金 99,321千円 (退職被保険者療養費) 現年度分 95,613千円 【16年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養費) 16年度予算額 271,804千円 被保険者数150,000人 件数38,678件 保険者負担額271,804千円 保険者負担額1件当たり7,027円 保険者負担額1人当たり1,812円 (退職被保険者療養費) 16年度予算額 103,040千円 被保険者数37,000人 件数12,226件 保険者負担額103,040千円 保険者負担額1件当たり8,428円 保険者負担額1人当たり2,785円</p>	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合、必要であると認めるとき 3被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によると認めるとき(主として旅行中の急病)その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 (一般被保険者療養費) 療養給付費負担金 2,605千円 国保運営強化事業促進対策費補助金 47千円 (退職被保険者等) 療養給付費交付金(現年度分)2,501千円 【16年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養費) 16年度予算額 9,160千円 被保険者数 5,746人 件数 1,342件 保険者負担額 9,160千円 保険者負担額1件当たり6,826円 保険者負担額1人当たり1,594円 (退職被保険者等療養費) 16年度予算額 5,750千円 被保険者数 1,468人 件数 687件 保険者負担額 5,750千円 保険者負担額1件あたり8,370円 保険者負担額1人あたり3,917円</p>	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合が必要であると認めるとき 3被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によると認めるとき(主として旅行中の急病)その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 (一般被保険者療養費) 一般被保険者療養給付費等負担金5,135千円 一般会計繰入金 1,792千円 (退職被保険者療養費) 現年度分 3,636千円 【16年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養費) 16年度予算額 10,850千円 被保険者数10,000人 件数 1,857件 保険者負担額 13,013,181円 保険者負担額1件当たり 6,970円 保険者負担額1人当たり 1,301円 (退職被保険者療養費) 16年度予算額 3,800千円 被保険者数 2,000人 件数 578件 保険者負担額 4,536,076円 保険者負担額1件当たり 7,848円 保険者負担額1人当たり 2,268円</p>	<p>【目的】 被保険者が療養の給付、入院時食事療養費の支給若しくは特定療養費の支給を受けられなかった場合、事後に保険者から現金をもって支払を受ける現金支給制度。</p> <p>【内容】 療養費の支給要件 1療養の給付を行うことが困難であると認めるとき 2緊急その他やむを得ない理由により保険医療機関以外で診療等を受けた場合が必要であると認めるとき 3被保険者証を提示しないで診療を受け、提示しなかったことが緊急その他やむを得ない理由によると認めるとき(主として旅行中の急病)その他柔道整復師による施術を受けた場合、あんま、はりきゅう、マッサージを受けた場合などは療養の給付に代えて療養費を支給するものとする。</p> <p>【特定財源の内訳】 (一般被保険者療養費) 一般被保険者療養給付費等負担金1,347千円 一般会計繰入金 145千円 (退職被保険者療養費) 現年度分 645千円 【16年度予算の積算内訳】 (一般被保険者療養費) 16年度予算額 2,900千円 被保険者数2,257人 件数 542件 保険者負担額 2,900千円 保険者負担額1件当たり5,351円 保険者負担額1人当たり1,285円 (退職被保険者療養費) 16年度予算額 1,200千円 被保険者数595人 件数179件 保険者負担額 1,200千円 保険者負担額1件当たり 670円 保険者負担額1人当たり2,016円</p>	<p>【課題】 ・やむを得ない理由で保険証を使用した時、柔道整復、あんま・マッサージの施術を受けた時、海外で治療を受けた時など、事後に保険適用の7~9割分を給付するもの。 ・原則として1市3町とも連合会へ審査を委託し、返送後支給手続きを行っている。事務処理は相模原市がホストコンピュータ、城山町、津久井町、相模湖町はパソコン、紙ベースとなっている。 ・支給時期は1市3町で異なる。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 診療報酬審査支払手数料					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	110,861千円	4,880千円	5,238千円	1,793千円		
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	4,000千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等				
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料 国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を国保連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。 【16年度予算の積算内訳】 支出内訳 被保険者数（一般+退職）187,000人 （被保険者数は、老健給付対象者を除いた数） 件数（一般+退職）2,130,889件 審査手数料総額110,861,000円</p>	<p>【内容】 国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料 国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を神奈川県国民健康保険団体連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。 【16年度予算の積算内訳】 支出内訳 被保険者数（一般+退職）7,214人 *被保険者数は、老健給付対象者を除いた数 件数（一般+退職）74,772件 審査手数料総額4,880,000円</p> <p>【特定財源の内訳】 特別調整交付金 4,000千円</p>	<p>【内容】 国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料 国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を国保連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。 【16年度予算の積算内訳】 支出内訳 被保険者数（一般+退職）9,700人 （被保険者数は、老健給付対象者を除いた数） 件数（一般+退職）116,400件 審査手数料総額5,238,000円</p>	<p>【内容】 国民健康保険法第45条第5項の規定による審査支払いに関する事務委託手数料 国民健康保険法第87条により診療報酬審査委員会を国保連合会に設置し、審査委員（185人）は、県知事が委嘱する。 【16年度予算の積算内訳】 支出内訳 被保険者数（一般+退職）2,852人 （被保険者数は、老健給付対象者を除いた数） 件数（一般+退職）39,844件 審査手数料総額1,793,000円</p>	<p>【課題】 課題なし</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い			専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課		
大分類コード	大分類項目			協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 高額療養費						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題		
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課			
歳出予算額(平成16年度)	2,374,871千円	106,710千円	136,800千円	51,900千円			
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法・津久井町高額療養費貸付基金条例	国民健康保険法・相模湖町国民健康保険高額医療費貸付条例			
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計			
歳入予算額(平成16年度)	2,214,643千円	61,586千円	124,277千円	33,813千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源			
電算システム名	国民健康保険業務システム						
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養に係る一部負担金等の自己負担限度額が合算対象基準額以上のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額(高額療養費算定基準額)を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国保法が改正され負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分とともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 580,138千円 一般被保険者高額療養費交付金 992,327千円 合計 1,572,465千円 ・退職被保険者等高額療養費 現年度分 642,178千円 【16年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 16年度予算額 1,586,667千円 (支出内訳) 被保険者(若人) 150,000人 件数 21,376件 保険者負担額 1,586,667,000円 1人当り保険者負担額=保険者負担額÷件数 1人当り保険者負担額=保険者負担額÷退職被保険者等数 ・退職被保険者等高額療養費 16年度予算額 788,204千円 (支出内訳) 被保険者 37,000人 件数 9,900件 保険者負担額 788,204,000円 1人当り保険者負担額=保険者負担額÷件数</p>	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養にかかる一部負担金の自己負担限度額が合算対象基準額異常のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額(高額療養費算定基準額)を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国民健康保険法が改正され、負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分とともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 32,849千円 高額療養費共同事業負担金 19,436千円 合計 52,285千円 ・退職被保険者等高額療養費 療養給付費交付金(現年度分) 9,301千円 【16年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 16年度予算額 80,020千円 (支出内訳) 被保険者数(若人) 5,746人 件数 712件 保険者負担額 80,020,000円 1人当り保険者負担額=保険者負担額÷件数 1人当り保険者負担額=保険者負担額÷被保険者数(老健該当者を除く) ・退職被保険者等高額療養費 16年度予算額 26,690千円 (支出内訳) 被保険者等数 1,468人 件数 312件 保険者負担額 26,690,000円</p>	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養に係る一部負担金等の自己負担限度額が合算対象基準額以上のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額(高額療養費算定基準額)を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国保法が改正され負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分とともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 51,357千円 一般被保険者高額療養費交付金 22,801千円 一般会計繰入金 24,661千円 合計 98,819千円 ・退職被保険者等高額療養費 現年度分 25,458千円 【16年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 16年度予算額 110,400千円 (支出内訳) 被保険者(若人) 10,000人 件数 1,050件 保険者負担額 110,400,000円 1人当り保険者負担額=保険者負担額÷件数 1人当り保険者負担額=保険者負担額÷退職被保険者等数 ・退職被保険者等高額療養費 16年度予算額 26,400千円 (支出内訳) 被保険者 2,000人 件数 300件</p>	<p>【目的】 高額療養費制度は、被保険者の療養に要した費用が著しく高額であるときに、一部負担金として支払った額の一部を支給する制度である。</p> <p>【内容】 同一の月に受けた療養に係る一部負担金等の自己負担限度額が合算対象基準額以上のものについて国保世帯単位で合算を行い、合算額から自己負担限度額(高額療養費算定基準額)を控除した額を高額療養費として支給する。</p> <p>【参考事項】 平成6年10月から入院給食の部分は、高額対象から除かれた。 さらに、平成13年1月1日に国保法が改正され負担限度額を負担能力や医療費に応じたものとするため、これまでの「一般」と「低所得者」に「上位所得者」を加えた3区分とともに、かかった医療費が一定額を超えた場合、その額の1%が加算される。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者高額療養費 一般被保険者療養給付費等負担金 17,516千円 一般被保険者高額療養費交付金 10,000千円 一般会計繰入金 2,225千円 合計 29,741千円 ・退職被保険者等高額療養費 現年度分 4,072千円 【16年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者高額療養費 16年度予算額 44,500千円 (支出内訳) 被保険者(若人) 2,257人 件数 379件(H15年報) 保険者負担額 44,500,000円 1人当り保険者負担額=保険者負担額÷件数 1人当り保険者負担額=保険者負担額÷退職被保険者等数 ・退職被保険者等高額療養費 16年度予算額 7,400千円 (支出内訳) 被保険者 595人</p>		<p>【課題】 ・通常の高額療養費(償還払い)については、国民健康保険法に基づく給付であり、支給時期が異なる以外、1市3町で差異はない。支給時期は申請月の翌月までに支払いを行っている。 ・電算システムは相模原市は自己開発、3町は国保連合会へ委託している。 ・一部負担金の支払いが困難な被保険者に対し、相模原市が高額療養費受領委任払い制度を実施。津久井町と相模湖町が高額療養費貸付制度を実施。城山町が両制度ともに実施している。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 16	事務事業名 高額療養費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
【事務事業の内容】	<p>1人当り保険者負担額＝保険者負担額÷退職被保険者等数</p> <p>◎受領委任払制度を実施 一部負担金の支払いが困難な人にとって適用されるもので、自己負担限度額だけを医療機関へ支払い、被保険者が申請して受けとるべき高額療養費に相当する金額を保険者（市）が直接医療機関へ支払う制度。</p> <p>【電算システムの概要】 機種NEC ACOS4 保守NEC 資格の判定 滞納有無の判定 対象者の判定</p>	<p>1件当り保険者負担額＝保険者負担額÷件数 1人当り保険者負担額＝保険者負担額÷被保険者等数</p> <p>◎受領委任払制度を実施 一部負担金の支払いが困難な人にとって適用されるもので、自己負担限度額だけを医療機関へ支払い、被保険者が申請して受け取るべき高額療養費に相当する金額を保険者（町）が直接医療機関へ支払う制度。 （参考） 15年度 実績 全931件 92,405,898円 のうち 60件 7,714,350円 （8医療機関、被保険者21人）</p> <p>◎高額療養費資金貸付を実施 【目的】 国民健康保険法第57条の2の規定による高額療養費の支給を受けることが見込まれる者の属する世帯の世帯主に対し、高額療養費の支給を受けるまでの間、当該高額療養費の支給に係る療養に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。 【内容】 基金の額 2,000千円 貸付額 高額療養費支給見込み額の9割 利 息 無利息 15年度実績 なし 15年度末現在 1件 25千円 15年度末現在高3,140,063円 *現在、受領委任払が主流になっていて、貸付は休止に近い状態である。</p>	<p>保険者負担額 25,400,000円 1件当り保険者負担額＝保険者負担額÷件数 1人当り保険者負担額＝保険者負担額÷退職被保険者等数</p> <p>◎受領委任払制度は実施していない。 高額医療費資金貸付を実施している。 【目的】 国民健康保険法第57条の2の規定による高額医療費の支給を受けることが見込まれる者属する世帯の世帯主に対し、高額医療費の支給を受けるまでの間、当該医療費の支給にかかる療養に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。 【内容】 基金の額5,000千円 貸付額は、高額療養費支給見込額の範囲以内 平成15年度貸付件数113件 平成15年度貸付額20,405千円</p>	<p>件数 124件（H15年報） 保険者負担額7,400,000円 1件当り保険者負担額＝保険者負担額÷件数 1人当り保険者負担額＝保険者負担額÷退職被保険者等数</p> <p>◎受領委任払制度は実施していない。 高額医療費資金貸付を実施している。 【目的】 国民健康保険法第57条の2の規定による高額医療費の支給を受けることが見込まれる者属する世帯の世帯主に対し、高額医療費の支給を受けるまでの間、当該医療費の支給にかかる療養に要する費用を支払うための資金を貸付けることにより、被保険者の福祉の向上に寄与する。 【内容】 基金の額3,000千円 貸付額は、高額療養費支給見込額の10分の8 平成15年度貸付件数 20件 平成15年度貸付額 4,217千円</p>		調整方針

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 移送費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳入予算額（平成16年度）	1,500千円	80千円	100千円	2千円		
根拠法令等	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法	国民健康保険法		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	374千円	30千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 ①移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 ②移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 ③緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者移送費 一般被保険者療養給付費等負担金374千円 ・退職被保険者移送費 現年度分462千円 【16年度予算額】 一般被保険者移送費1,000千円 退職被保険者等移送費500千円</p>	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 ①移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 ②移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 ③緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【特定財源の内訳】 ・一般被保険者移送費 療養給付費等負担金 20千円 ・退職被保険者等移送費 療養給付費交付金 10千円 【16年度予算額】 一般被保険者移送費 50千円 退職被保険者等移送費 30千円</p>	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 ①移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 ②移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 ③緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【16年度予算額】 一般被保険者移送費50千円 退職被保険者等移送費50千円</p>	<p>【目的】 負傷、疾病等により移動が困難な患者が、医師の指示により、一時的、緊急的な必要性があって移送された場合に、経済的な補てんを行い、必要な医療を受けることを可能にするとの考え方による現金給付。</p> <p>【内容】 ・支給額 最も経済的な通常の経路及び方法により移送された場合の費用により算定した額。 ・支給要件 ①移送により法に基づく適切な療養を受けたこと。 ②移送の原因である疾病又は負傷により移動することが著しく困難であったこと。 ③緊急その他やむを得なかったこと。</p> <p>【16年度予算額】 一般被保険者移送費1千円 退職被保険者等移送費1千円</p>	<p>【課題】 ・法定給付のため、支給時期が異なる以外、1市3町で差異はない。 ・1市3町とも連合会へ審査を委託し、返送後、支給手続きを実施。相模原市はホストコンピュータ、城山町、津久井町、相模湖町はパソコン、紙ベース処理となっている。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 18	事務事業名 出産育児一時金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	397,500千円	13,500千円	18,000千円	4,500千円		
根拠法令等	国民健康保険法、相模原市国民健康条例	国民健康保険法、城山町国民健康保険条例	国民健康保険法・津久井町国民健康条例・津久井町国民健康保険出産費貸付基金条例	国民健康保険法・相模湖町国民健康保険条例		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	9,000千円	12,000千円	3,000千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	国民健康保険業務システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】平成6年国保法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付 【16年度予算の積算内訳】300千円×1,325件</p> <p>◎受領委任払い制度を実施 出産費の支払いが困難な人に限って適用されるもので、被保険者が申請して受けとるべき出産育児一時金（30万円）の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者（市）が直接医療機関へ支払う制度。 【参考】15年度実績全1,237件371,100千円のうち 252件 75,600千円を受領委任払い</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 資格の判定 滞納有無の判定 対象者の判定</p>	<p>【目的】平成6年、国民健康保険法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付。 【16年度予算の積算内訳】300千円×45件 【特定財源の内訳】一般会計繰入金9,000千円</p> <p>◎受領委任払い制度を実施 出産費の支払いが困難な人に限って適用されるもので、被保険者が申請して受け取るべき出産育児一時金の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者（町）が直接医療機関へ支払う制度。 【参考】15年度実績 全60件 18,000千円のうち 6件 1,800千円を受領委任払い</p>	<p>【目的】平成6年国保法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付 【16年度予算の積算内訳】300千円×60件 【特定財源の内訳】一般会計繰入金12,000千円</p> <p>◎出産費貸付制度を実施 国民健康保険税の世帯の被保険者の申請により受けとるべき出産育児一時金（30万円）の10分の8の範囲以内で、資金を貸付することにより、被保険者の福祉の向上に寄与する制度。 ・基金の額1,000千円 ・平成15年度貸付件数13件 ・平成15年度貸付金額3,020千円</p>	<p>【目的】平成6年国保法改正により、「出産」という保険事故に対する「助産費」と「育児手当金」を統合して創設。</p> <p>【内容】妊娠85日以上の出産で、生産、死産、人工流産の別なく、また妊娠の原因のいかんを問わず給付対象となる。1人につき30万円が支給される。被保険者の出産に対する現金給付 【16年度予算の積算内訳】300千円×15件 【特定財源の内訳】一般会計繰入金3,000千円</p> <p>◎受領委任払い制度を実施 国民健康保険税の未納のない世帯の被保険者の申請により受けとるべき出産育児一時金（30万円）の受領を病院等へ委任し、出産費に相当する金額を保険者（市）が直接医療機関へ支払う制度。 【参考】15年度実績 全12件 3,600千円のうち 2件 600千円を受領委任払い</p>	<p>【課題】 ・出産育児一時金の給付額は1市3町とも同額である。支給時期は申請月の翌月までに支給している。 ・事務処理は、相模原市がホストコンピュータ、城山町、津久井町、相模湖町がパソコン、紙ベースとなっている。 ・出産に伴う分娩費の支払いが困難な被保険者に対して、相模原市、城山町、相模湖町が受領委任払い制度を実施、津久井町が貸付制度を実施。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 葬祭費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	187,760千円	5,600千円	7,800千円	3,120千円		
根拠法令等	国民健康保険法・相模原市国民健康保険条例	国民健康保険法、城山町国民健康保険条例	国民健康保険法・津久井町国民健康保険条例	国民健康保険法・相模湖町国民健康保険条例		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	国民健康保険業務システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し8万円が支給される。 被保険者の死亡に対する現金給付 【16年度予算の積算内訳】 @80千円×2,347件</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 資格の判定 滞納有無の判定 対象者の判定</p>	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し8万円を支給する。 被保険者の死亡に対する現金給付 【16年度予算の積算内訳】 80千円×70件</p>	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し6万円が支給される。 被保険者の死亡に対する現金給付 【16年度予算の積算内訳】 @60千円×130件</p>	<p>【内容】 被保険者が死亡したとき、葬祭を行った人に対し6万円が支給される。 被保険者の死亡に対する現金給付 【16年度予算の積算内訳】 @60千円×52件</p>		<p>【課題】 ・相模原市と城山町は8万円、津久井町と相模湖町は6万円と支給額が異なる。支給時期は申請月の翌月までに支給している。 ・事務処理は、相模原市がホストコンピュータ、城山町、津久井町、相模湖町がパソコン、紙ベースとなっている。</p> <p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 20	事務事業名 精神・結核医療付加金				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	
歳出予算額（平成16年度）	38,121千円				
根拠法令等	国民健康保険法、 相模原市国民健康保険条例				
会計の種類	特別会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 平成7年7月に「精神保健法」が改正されたことに伴い、従来の当該公費負担医療にかかる一部負担金免除の相模原市国民健康保険条例を廃止し、任意給付としての付加金制度を創設したもの。</p> <p>【内容】 被保険者（老人保健医療の対象者を除く）が、精神または結核の公費負担医療（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める措置入院及び通院医療、結核予防法に定める命令入所及び適正医療）を受療した場合には、医療機関の窓口において一部費用を支払う必要がない。 これは、受療した被保険者の診療費用について、公費（県費）負担以外の部分につき、精神・結核医療付加金として、本市がその被保険者に代わって直接医療機関へ支払う。 なお、医療機関の窓口で、これらの公費負担医療に係る一部負担金を被保険者が支払った場合は、申請に基づき当該一部費用相当額の精神・結核医療付加金を世帯主に支給する。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 被保険者数（一般+退職）老健を除く 187,000人 件数41,581件 給付費総額38,121,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	<p>【課題】 ・精神または結核の公費負担医療を受診した場合、保険者負担70%、公費負担25%、残り5%が自己負担となるが、相模原市ではその自己負担額を条例で市単独助成している。3町では助成していない。支給方法は現物給付。</p> <p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
20	国民健康保険事業の取扱い	市民部会	国民健康保険課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
21	老人保健拠出金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	11,962,000千円	385,549千円	655,042千円	202,316千円		
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法	老人保健法		
会計の種類別	一般会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	4,019,085千円	170,931千円	264,013千円	105,484千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来の制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。 なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。 拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。 健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。 【特定財源の内訳】 ・老人保健医療費拠出金 老人保健医療費拠出金負担金 4,019,085千円 【16年度予算の積算内訳】 ・老人保健医療費拠出金 11,837,000千円 内訳 一般（老人） 36,000人 加入割合 16.1% 医療費拠出金 11,837,000,000円 ・老人保健事務費拠出金 125,000千円 内訳 一般（老人） 36,000人 加入割合 16.1% 事務費拠出金 125,000,000円 【参考】 事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>	<p>【内容】 老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来の制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。 なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。 拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。 健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。 【特定財源の内訳】 ・老人保健医療費拠出金 老人保健医療費拠出金負担金 124,811千円 療養給付費等負担金 46,120千円 合計 170,931千円 【16年度予算の積算内訳】 ・老人保健医療費拠出金 380,496千円 内訳 一般（老人） 1,567人 加入割合 17.8% 医療費拠出金 380,496,000円 ・老人保健事務費拠出金 5,053千円 内訳 一般（老人） 1,567人 加入割合 17.8% 事務費拠出金 5,053,000円 【参考】 事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>	<p>【内容】 老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来の制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。 なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。 拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。 健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。 【特定財源の内訳】 ・療養給付費負担金 219,013千円 ・一般会計繰入金 20,000千円 ・基金繰入金 25,000千円 【16年度予算の積算内訳】 ・老人保健医療費拠出金 649,002千円 内訳 一般（老人） 2,005人 加入割合 17.1% 医療費拠出金 649,002,000円 ・老人保健事務費拠出金 6,040千円 内訳 一般（老人） 2,005人 加入割合 17.1% 事務費拠出金 6,040,000円 【参考】 事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>	<p>【老人医療拠出金制度の概要】 老人保健医療に要する費用については、この制度の国及び地方公共団体の公的責任を従来の制度（老人福祉法）による負担割合等勘案して国が10分の2、都道府県及び市町村は10分の0.5を負担し、残りの10分の7を医療保険各法の保険者が共同で拠出するものとされていた。 なお、平成3年の改正により老人保健施設療養費、老人訪問看護療養費等については、公費負担が2分の1に引き上げられている。 拠出金の算定については、前々年度の確定数値に予想伸び率（医療費、老人加入率等）を基に当該年度の概算拠出額を算定し、あわせて前々年度の概算拠出額の確定に伴う精算を行う。 健康保険法等の一部を改正する法律（平成14年法律第102号）が平成14年10月1日施行され、平成14年10月1日から、上記保険者負担分が5年間で段階的に10分の5まで引き下げられることとなった。 【特定財源の内訳】 ・療養給付費負担金 69,404千円 ・一般会計繰入金 9,980千円 ・療養給付費交付金 26,100千円 【16年度予算の積算内訳】 ・老人保健医療費拠出金 199,662千円 内訳 一般（老人） 1,020人 加入割合 26.30% 医療費拠出金 199,661,580円 ・老人保健事務費拠出金 2,645千円 内訳 一般（老人） 1,020人 加入割合 26.20% 事務費拠出金 2,653,494円 【参考】 事務費拠出金は、市町村における審査支払の事務の執行に要する費用並びに社会保険診療報酬支払基金における保険者拠出金の徴収及び市町村に対する交付金の交付業務の処理に要する費用に充てられる。</p>	【課題】 課題なし	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 22	事務事業名 介護納付金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳入予算額（平成16年度）	2,899,000千円	127,749千円	188,447千円	50,410千円		
根拠法令等	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	1,159,527千円	47,894千円	117,559千円	20,322千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p>医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。</p> <p>支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。</p> <p>納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <p>2号被保険者数 67,729人 介護納付金額 2,899,000千円</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <p>介護納付金負担金 1,159,527千円</p>	<p>【内容】</p> <p>医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。</p> <p>支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。</p> <p>納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <p>介護納付金額 127,449千円 2号被保険者数 2,696人</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <p>療養給付費負担金 41,894千円 普通調整交付金 6,000千円 合計 47,894千円</p>	<p>【内容】</p> <p>医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。</p> <p>支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。</p> <p>納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <p>介護納付金額 188,447千円 2号被保険者数 4,196人</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <p>療養給付費負担金 71,903千円 普通調整交付金 12,367千円 一般会計繰入金 28,289千円 基金繰入金 5,000千円</p>	<p>【内容】</p> <p>医療保険者は、国民健康保険税を徴収し、社会保険診療報酬支払基金に対し、納付金を納付する義務を負う。</p> <p>支払基金は、各年度につき各医療保険者が納付すべき納付金額を決定し通知する。</p> <p>納付金の算定については、前々年度の第2号被保険者数から当該年度の予想被保険者数を求め、これに1人当り負担見込額を乗じ、当該年度の概算納付額を算定し、あわせて前々年度の概算納付額の確定に伴う精算を行う。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <p>介護納付金額 50,410千円 2号被保険者数 1,163人</p> <p>【特定財源の内訳】</p> <p>療養給付費負担金 20,322千円</p>	<p>【課題】</p> <p>課題なし</p>	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
20	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名		■②合併時に統合			
23	高額医療費共同事業医療費拠出金		□③速やかに統合			
	□④段階的に統合					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	995,050千円	38,876千円	57,654千円	17,840千円		
根拠法令等						
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	497,436千円	31,100千円	57,654千円	8,920千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から平成17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について80万円を超える額から70万円を超える額に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業医療費拠出金（国庫） 248,718千円 高額医療費共同事業医療費拠出金（県） 248,718千円 合計497,436千円</p>	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について「80万円を超える額」から「70万円を超える額」に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、神奈川県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業医療費拠出金 31,100千円</p>	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から平成17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について80万円を超える額から70万円を超える額に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業交付金 57,654千円</p>	<p>【目的】 高額療養費共同事業は、高度な医療費に対する保険者間の再保険制度として昭和58年度に創設されたが、平成15年度から平成17年度までの3年間、更なる国保財政の安定的な運営を図るため、制度が法制化されるとともに、対象医療費について80万円を超える額から70万円を超える額に拡充が図られた。</p> <p>実施主体は、県国民健康保険団体連合会であり、保険者から拠出金を徴し、1か月1件当たり70万円を超える医療費が発生した場合、各保険者に交付金として交付する。</p> <p>【特定財源の内訳】 高額医療費共同事業医療費拠出金（国庫） 4,460千円 高額医療費共同事業医療費拠出金（県） 4,460千円 合計8,920千円</p>	<p>【課題】 課題なし。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 24	事務事業名 退職者医療共同事業拠出金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	50千円	5千円	5千円	1千円		
根拠法令等						
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	5千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職者高額医療費共同事業医療費拠出金 【16年度予算の積算内訳】 国保連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、15年度と同額を見込み名目計上。 5,000件×単価10円=50,000円 【参考】 退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費 社会保険庁が所有する年金受給者データを国保連合会を通じて、参照するための経費。 国保連合会が作成する年金受給者一覧表の作成件数の実績に応じて拠出する。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職者高額医療費共同事業医療費拠出金 【16年度予算の積算内訳】 神奈川県国民健康保険団体連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、15年度と同額を見込み名目計上。 700件×単価6円=4,200円 【特定財源】 職員給与費等繰入金 5千円 【参考】 退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費。社会保険庁が所有する年金受給者データを神奈川県国民健康保険団体連合会を通じて、参照するための経費。 神奈川県国民健康保険団体連合会が、作成する年金受給者一覧表の件数に応じて拠出する。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職者高額医療費共同事業医療費拠出金 【16年度予算の積算内訳】 国保連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、15年度と同額を見込み名目計上。 258件×単価8円×2回=4,128円 【参考】 退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費 社会保険庁が所有する年金受給者データを国保連合会を通じて、参照するための経費。 国保連合会が作成する年金受給者一覧表の作成件数の実績に応じて拠出する。 	<p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 退職者高額医療費共同事業医療費拠出金 【16年度予算の積算内訳】 国保連合会に拠出するもので、年金受給者一覧表の作成件数が毎年異なることから、15年度と同額を見込み名目計上。 57件×単価6円=342円 【参考】 退職者医療共同事業に対する拠出に要する経費 社会保険庁が所有する年金受給者データを国保連合会を通じて、参照するための経費。 国保連合会が作成する年金受給者一覧表の作成件数の実績に応じて拠出する。 	<p>【課題】</p> <p>課題なし。</p>	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 25	事務事業名 健康診査等委託事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	
歳出予算額（平成16年度）	7,912千円				
根拠法令等					
会計の種類	特別会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 30歳代の加入者を対象とした健康審査（費用1,000円）保険税の未納がない世帯の人が対象。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 需用費49千円 健康診査票70,000円×700枚 =49,000円 委託料7,863千円 ・健康審査等委託の内訳 一般審査 550人×@11,768円（消費税込み） =6,472,400円 精密検査料275人×@3,000円（消費税込み） =825,000円 精密検査指導料275人×@1,100円（消費税込み1,155円）=317,625円 事務費（考察料）247,695円 合計 7,862,720円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	
				<p>【課題】 ・相模原市のみで実施している。40歳以上が対象の人間ドック助成事業を補完する事業。 ・審査項目は、老人保健法に基づく基本健康審査と同じ。自己負担1000円。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
20	国民健康保険事業の取扱い		市民部会	国民健康保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名		■②合併時に統合			
26	人間ドック助成事業		□③速やかに統合			
		□④段階的に統合				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	75,037千円	5,019千円	7,536千円	900千円		
根拠法令等	相模原市国民健康保険人間ドック事業実施要綱	城山町国民健康保険人間ドック事業実施要綱	津久井町国民健康保険一日人間ドック施設運営要綱	相模湖町国民健康保険短期人間ドック施設運営要綱		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	2,404千円	900千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別	電算システム		特定財源	特定財源		
電算システム名	国民健康保険業務システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 40歳以上の被保険者を対象として、人間ドック検診料の一部助成を実施。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費 37千円 ・消耗品費 37千円 ・委託料 62,500千円 人間ドック助成委託（市内8医療機関に委託） 2,500人×25,000円 =62,500,000円 ・負担金、補助及び交付金 2,500千円 運営費等補助金 100人×25,000円 =2,500,000円 <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 対象者の判定</p>	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 満35歳以上72歳未満の被保険者（老健対象者を除く）を対象として、人間ドック検査料の一部助成を実施。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費 3千円 ・消耗品費 ・役務費 16千円 通信運搬費 ・委託料 5,000千円 人間ドック受検料助成（4指定医療機関） 200人×25,000円 =5,000,000円 	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 35歳以上の被保険者を対象として、人間ドック検診料の一部助成を実施。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・需用費 16千円 印刷製本費 16千円 ・役務費 20千円 通信運搬費 20千円 ・委託料 7,500千円 人間ドック助成委託（町内外3医療機関に委託） 300人×25,000円 =7,500,000円 <p>【特定財源の内訳】 国保運営強化事業促進補助金（県支出金） 2,404千円</p>	<p>【目的】 加入者の健康づくりを応援するための保健事業</p> <p>【内容】 人間ドックを利用しようとする日の前年度から年間を通じて相模湖町の被保険者で、35歳以上の被保険者（老人保健法による医療受給対象者は除く。）を対象として、人間ドックの検診料の一部助成を実施。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委託料 750千円 町外2医療機関に委託 50人×15,000円 =750,000円 ・負担金補助及び交付金 150千円 契約医療機関外受検者 10人×15,000円 =150,000円 <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 900千円</p>	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市は対象年齢が40歳以上、助成額が25000円、城山町は対象年齢が35歳以上72歳未満、助成額が25000円、津久井町は対象年齢が35歳以上、助成額が25000円、相模湖町は対象年齢が35歳以上、助成額が15000円となっている。 ・対象年齢35歳以上40歳未満は、相模原市の健康審査と重複する。 ・相模原市では応募者多数のため抽選を実施している。3町は定員を超える場合、補正予算で対応するなど落選者を出したことがない。 	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、助成額については見直しを図る。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 国民健康保険課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 27	事務事業名 疾病分類調査委託事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	500千円					
根拠法令等						
会計の種類	特別会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 疾病分析の国民健康保険事業運営上の基礎資料とするため、医科分については毎年5月分の診療報酬明細書を全件調査し、柔道施術分については、3か月分（11月・2月・8月分）の療養費支給申請書の抽出を行いそれぞれの内容分析を実施。</p> <p>【16年度予算の積算内訳】 委託料500千円 疾病分類調査委託 416,430円 柔道施術疾病分類調査委託83,160円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	【課題】 相模原市のみで実施している。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称				
20	国民健康保険事業の取扱い	市民部会	国民健康保険課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク	調整済の可否				
		■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分					
		□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合					
事務事業番号	事務事業名						
28	国民健康保険事業に係る限度額適用・標準負担額減額の認定						
		相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課			
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円			
根拠法令等	国民健康保険法・国民健康保険法施行規則	国民健康保険法、国民健康保険法施行規則	国民健康保険法・国民健康保険法施行規則	国民健康保険法・国民健康保険法施行規則			
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	電算システム		電算システム				
電算システム名	国民健康保険業務システム		国民健康保険システム				
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【内容】</p> <p><70歳未満></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が市民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 <p>※過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 ※90日を超える入院 1日当たりの食事代 500円</p> <p><70歳以上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」が交付される。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担限度額 市民税非課税世帯 ○世帯主と加入者全員が市民税非課税の場合の自己負担限度額 ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 24,600円 ○世帯主と加入者全員が市民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 15,000円 ・入院時食事代 市民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が市民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数 ※90日までの入院1日当たりの食事代 650円 ※90日を超える入院1日当たりの食事代 500円 ※世帯主と加入者全員が市民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合1日当たりの食事代 300円 	<p>【内容】</p> <p><70歳未満></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額780円）の負担額が次のように軽減される。 <p>過去12ヶ月の入院日数 入院1日当たりの食事代 90日まで 650円 90日を超えたとき 500円</p> <p><70歳以上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」を交付する。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額780円）の負担額が軽減される。 <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担限度額 町民税非課税世帯 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合の自己負担限度額 ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 24,600円 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税で、いずれの人も一定基準以下の場合の自己負担限度額 ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 15,000円 ・入院時食事代 町民税非課税世帯 世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合 過去12ヶ月の入院日数 入院1日当たりの食事代 ※90日までの入院1日当たりの食事代 650円 ※90日を超えるとき 500円 ※世帯主と加入者全員が町民税非課税で、いずれの人も一定基準以下の場合、入院1日当たりの食事代 300円 	<p>【内容】</p> <p><70歳未満></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 <p>※過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 ※90日を超える入院 1日当たりの食事代 500円</p> <p><70歳以上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」が交付される。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担限度額 町民税非課税世帯 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合の自己負担限度額 ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 24,600円 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 15,000円 ・入院時食事代 町民税非課税世帯 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合 ※過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 ※90日を超える入院1日当たりの食事代 500円 ※世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合1日当たりの食事代 300円 	<p>【内容】</p> <p><70歳未満></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯（世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合）に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険標準負担額減額認定証」が交付される。医療機関等で保険証とあわせて提示することにより、入院時の食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 <p>※過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 ※90日を超える入院 1日当たりの食事代 500円</p> <p><70歳以上></p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民税非課税世帯に該当する方が入院される場合、あらかじめ申請することにより「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額証」が交付される。医療機関等で保険証及び高齢受給者証とあわせて提示することにより、入院に係る1か月当たりの自己負担限度額及び入院時食事代（標準負担額）の負担額が軽減される。 <ul style="list-style-type: none"> ・自己負担限度額 町民税非課税世帯 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合の自己負担限度額 ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 24,600円 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合 ※外来（個人ごと） 8,000円 ※外来＋入院（世帯） 15,000円 ・入院時食事代 町民税非課税世帯 ○世帯主と加入者全員が町民税非課税の場合 ※過去12ヶ月の入院日数90日までの入院1日当たりの食事代 650円 ※90日を超える入院1日当たりの食事代 500円 ※世帯主と加入者全員が町民税非課税でいずれの人も一定基準以下の場合1日当たりの食事代 300円 	<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法に基づく制度であり、証交付、差額支給に1市3町で差異はない。支給時期は申請月の翌月までに支給している。 ・事務処理は、1市3町ともパソコン、紙ベース処理。 	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 28	事務事業名 国民健康保険事業に係る限度額適用・標準負担額減額の認定					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 減額認定対象者の判定 70歳以上対象者に食事減額認定証の発行		【電算システムの概要】 機種NEC 保守NEC 減額認定対象者の判定			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 30	事務事業名 国民健康保険事業に係る特定疾病に係る認定				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課	
歳出予算額（平成16年度）	(注)高額療養費総予算額に含まれる。 0千円	0千円	0千円	0千円	
根拠法令等	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計	
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円	
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>【目的】 高度な治療を著しく長期間に渡って継続しなければならぬため1か月の自己負担限度額を1万円とし、それを超える分について高額療養費を現物給付することにより、本人の負担を軽減させる。</p> <p>【内容】 次の3つの病気にあてはまる人に特定疾病療養受療証を発行する。 ・人工腎臓を実施している慢性腎不全 ・血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第Ⅷ因子障害又は先天性血液凝固第Ⅸ因子障害（いわゆる血友病） ・抗ウイルス剤を与している後天性免疫不全症候群（H i v感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る。）</p>	<p>・国民健康保険法に基づく高額療養費の特例給付であり、1市3町で差異はないが、証更新の扱いが異なる。 ・事務処理は1市3町とも、パソコン、紙ベースとなっている。</p>			
	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
20	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
31	被保険者資格の認定及び被保険者証等の交付					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則	国民健康保険法施行規則		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	国民健康保険業務システム	国民健康保険業務システム	国民健康保険システム	NewLife/Lifeシステム 国保資格異動システム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となることが義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定をする必要がある（法第6条の適用除外者を除く）。 また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務づけられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 ①適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、写真付証明書等（運転免許証・パスポート・市民証、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 ②加入者が写真付証明書等（運転免許証・パスポート・市民証等障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済の国民健康保険被保険者証を原則）を持参した場合。（ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送） (2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。 2. 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、書留（配達記録郵便）にて送付する。</p>	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となることが義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定をする必要がある（法第6条の適用除外者を除く）。 また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務づけられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 ①適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、写真付証明書等（運転免許証、パスポート、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 ②加入者が写真付証明書等（運転免許証、パスポート、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済の国民健康保険被保険者証を原則）を持参した場合。（ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送） (2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、郵送にて返還させるようにする。 2 更新時の交付 隔年の10月1日を持って被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、書留（配達記録郵便）にて送付する。</p>	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となることが義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定をする必要がある（法第6条の適用除外者を除く）。 また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務づけられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 ①適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、証明書等（運転免許証・パスポート・障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 ②加入者が証明書等（運転免許証・パスポート、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済の国民健康保険被保険者証を原則）を持参した場合。（ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送） (2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。 2. 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、書留（配達記録郵便）にて送付する。</p> <p>【電算システムの概要】 機種 N E C</p>	<p>【目的】 現行の国民健康保険制度は国民皆保険であり、市町村又は特別区の区域内に住所を有する者は、当該市町村が行う国民健康保険の被保険者となることが義務づけられている。よって、保険者たる市町村及び特別区は上記のものについて国民健康保険の資格の認定をする必要がある（法第6条の適用除外者を除く）。 また、市町村及び特別区は国民健康保険法施行規則第6条の規定に基づき、世帯主に対してその世帯に属する被保険者の被保険者証の交付が義務づけられている。</p> <p>【内容】 ・被保険者証等の交付 1 交付 被保険者証の交付は、以下の場合を除き原則郵送扱いとし、回収を含め慎重に取り扱う。また、通院等の理由で、すぐに被保険者証を必要とする場合は、被保険者証明書にて対応する。 (1) 窓口交付できる場合 ①適正な加入等の手続きを経て、加入者又は世帯員（国保加入者を要件としない）の者が、証明書等（運転免許証・パスポート・障害者手帳、雇用保険受給資格証等）により、窓口にてその本人と確認できる場合。 ②加入者が証明書等（運転免許証・パスポート、障害者手帳、雇用保険受給資格証等）等により、窓口にてその本人と確認できない場合でも、旧証（現に有効な既交付済の国民健康保険被保険者証を原則）を持参した場合。（ただし、転居、世帯分離などで加入者と同一世帯でない被保険者証は郵送） (2) 証回収について 資格異動などに伴い、被保険者証が変更される場合は、旧証は速やかに回収する。窓口回収ができない場合は、返信用封筒を渡し郵送にて返還させる。 2. 更新時の交付 隔年の10月1日をもって被保険者証の更新を行っている。 新証は、居住・滞納状況などを考慮の上、書留（配達記録郵便）にて送付する。</p> <p>【電算システムの概要】 機種 東芝クライアントサーバ</p>	<p>【課題】 ・事業内容は1市3町同一であるが、証の形態が異なっている。（相模原市のみカード型）</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 31	事務事業名 被保険者資格の認定及び被保険者証等の交付					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	【電算システムの概要】 機種 NEC ACOS4 保守 NEC 対象者の抽出 保険証の発行	【電算システムの概要】 機種 NEC IPX7300 保守 NEC 対象者の抽出 保険証の発行	保守 NEC 対象者の抽出	保守 日本電子計算(株) 資格認定 被保険者証の発行		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
20	国民健康保険事業の取扱い		市民部会		国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<input checked="" type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
32	国民健康保険診療所管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）			57,800千円	101,508千円		
根拠法令等			津久井町国民健康保険診療所条例・津久井町国民健康保険診療所規則・津久井町国民健康保険診療所の使用料及び手数料・徴収条例・津久井町国民健康保険診療所職員の特殊勤務手当に関する条例	相模湖町国民健康保険診療所条例・相模湖町国民健康保険診療所規則・相模湖町国民健康保険診療所の使用料及び手数料に関する条例・相模湖町国民健康保険診療所の使用料及び手数料に関する条例施行規則		
会計の種類別			特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）			8,219千円	17,993千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等			使用料/手数料等	使用料/手数料等		
事務事業の別			特定財源・電算システム	特定財源・電算システム		
電算システム名			医療事務システム	富士通医療事務システム HOPE/SX-P		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	<p>【目的】 国民健康保険の被保険者に対し、療養の給付を行なうため、診療施設を津久井町青根に設置。</p> <p>【内容】 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の投与及び支給 ・処置、手術及びその他の治療</p> <p>【15年度決算】 年間診療日数 249日 年間診療人数 5,680人 (1日当たり23.0人) 年間診療収入 39,985千円 (1日当たり156千円)</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 3,000千円 事業勘定繰入金 5,219千円 (半径4キロ以内に医療機関が無い場合、国からへき地診療施設に指定されており、調整交付金でへき地診療分の補助金を交付されている。当該補助金は、国保事業勘定会計で受け国保診療所勘定に繰出している。)</p> <p>【診療所使用料】 診療 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第72号）により算定した額。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により、給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。 被保険者証等を提出しない者の一般診療 同上（診療）の算定額に150/100を乗じて得た額 死体の処置 1体につき4,200円 健康診断</p>	<p>【目的】 一般患者の診療及び本町における保健施設の中核として、公衆衛生の向上及び増進に寄与する。</p> <p>【内容】 ・健康診断及び健康相談 ・療養の指導及び相談 ・診察 ・薬剤又は治療材料の投与及び支給 ・処置、手術及びその他の治療</p> <p>【15年度決算見込】 年間診療日数 193日 年間診療人数 8,298人 (1日当たり42.9人) 年間診療収入 90,184千円 (1日当たり467千円)</p> <p>【特定財源の内訳】 一般会計繰入金 17,993千円</p> <p>【診療所使用料】 診療 健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法（平成6年厚生省告示第54号）により算定した額及び老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準（平成6年厚生省告示第72号）により算定した額。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法令の規定により、給付又は負担される額については、当該機関から徴収する。 被保険者証等を提出しない者の一般診療 同上（診療）の算定額に150/100を乗じて得た額 死体の処置 1体につき4,380円 往診車の使用料 相模湖町の区域内 300円 相模湖町の区域外 片道2キロメートル以下 300円 片道2キロメートルを超えるとき 300円に、2キロメートルを超える片道の往診距離2キロメートル（2キロメートル未満の端数があるときは、それを2キロメートルとして計算する。）につき150</p>	<p>【課題】 津久井町及び相模湖町の2町には、直営診療所が設置されている。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い	専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合 □⑤廃止の方向で調整				
事務事業番号 32	事務事業名 国民健康保険診療所管理運営事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】			<p>1件につき1,050円</p> <p>往診車の使用料 次により算出した額とその額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条の税率を乗じて得た額（以下「消費税額」という。）及び消費税額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83の税率を乗じて得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）との合計額とする。</p> <p>片道2キロメートルまで300円 片道4キロメートルまで400円 片道4キロメートル以上2キロメートル増すごと（端数切上げ）300円</p> <p>その他 健康診断において特別の経費を要したときは、診療報酬点数表（乙）により算定した額</p> <p>【診療所手数料】</p> <p>普通診断書 1通につき1,570円 特別診断書 1通につき4,200円 死亡診断書 1通につき3,150円 死体検案書 1通につき3,150円 証明書 1通につき1,050円</p> <p>【医療機器】</p> <p>平成16年度予算</p> <p>レントゲン保守点検委託料 210千円 医療事務システム保守管理委託料 158千円 医療事務機械器具借上料 670千円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC 保守 NEC</p>	<p>円の割合による金額を加算した金額</p> <p>容器使用料 投薬ビン 30円 点眼ビン 30円 軟こうつぼ（小）20円 軟こうつぼ（大）30円</p> <p>【診療所手数料】 死亡診断書 1通につき2,930円 普通診断書 1通につき1,480円 死体検案書 1通につき2,930円 特別の様式による診断書 1通につき4,380円 証明書 1通につき990円</p> <p>【医療機器】 平成16年度予算 内視鏡・携帯用気管支ファイバースコープ・超音波診断装置・高周波手術装置・パルスオキシメーター リース料 1,966千円 医療事務システム保守管理委託料 216千円 医療事務機器リース料704千円</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 33	事務事業名 財政調整基金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）		1千円	50,000千円	5,111千円		
根拠法令等		地方自治法、城山町国民健康保険診療報酬等支払準備基金の設置、管理および処分に関する条例	地方自治法・津久井町国民健康保険診療報酬等支払準備基金条例	地方自治法・相模湖町国民健康保険給付費支払準備基金条例		
会計の種類		特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）		1千円	1千円	30千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別		特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>【目的】 国民健康保険給付費支払の財源に不足を生じた時の財源に充てるため設置。</p> <p>【内容】 国民健康保険給付費支払の財源が不足する場合、基金の全部又は一部を財源として処分する。</p> <p>【基金の現在高】 平成15年度末現在高 11,672,762円</p> <p>【特定財源の内訳】 基金利子 1,000円</p>	<p>【目的】 国民健康保険給付費支払の財源に不足を生じた時の財源に充てるため設置。</p> <p>【内容】 国民健康保険給付費支払の財源が不足する場合、基金の全部又は一部を財源として処分する。</p> <p>【基金の現在高】 平成15年度末現在高 52,791千円</p> <p>【特定財源の内訳】 基金利子 1,000円</p>	<p>【目的】 国民健康保険給付費支払の財源に不足を生じた時の財源に充てるため設置。</p> <p>【内容】 国民健康保険給付費支払の財源が不足する場合、基金の全部又は一部を財源として処分する。</p> <p>【基金の現在高】 平成15年度末現在高 64,000円</p> <p>【特定財源の内訳】 基金利子 30,000円</p>	<p>【課題】 ・国民健康保険財政の基盤安定のため、保険者の規模に応じて基金を積み立てることが、毎年、国からの通知に挙げられており、県の定期指導においても毎年改善事項とされている。 ・相模原市は設置していないが、3町は設置している。</p>	<p>【調整方針】 相模原市においても基金の設置を検討し、合併時に3町の基金残高を統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 34	事務事業名 医療費通知					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	4,667千円	689千円	1,256千円	345千円		
根拠法令等						
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	国民健康保険業務システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】 ・通知回数 年6回 ・通知件数1回約15,400件 年間約92,400件 ・通知対象 抽出による ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局の別、入院・通院の日数、医療費の額</p> <p>【電算システムの概要】 機種NEC ACOS4 保守NEC 対象者の抽出</p>	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国民健康保険事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】 神奈川県国民健康保険団体連合会に委託 ・通知回数 年6回 ・通知件数 1回につき約2,000件 年間約10,100件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額</p>	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】 神奈川県国民健康保険団体連合会に委託 ・通知回数 年6回 ・通知件数1回約2,500件 年間約15,000件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額</p>	<p>【目的】 医療費通知は、医療費の適正化対策の一環として、健康に対する認識を深めさせ、国保事業の健全な運営に資することをねらいとして加入者へ通知している。</p> <p>【内容】 神奈川県国民健康保険団体連合会に委託 ・通知回数 年6回 ・通知件数1回約830件 年間約4,980件 ・通知対象 全世帯 ・通知内容 受診年月、受診者名、入院・通院・歯科・薬局・柔整・訪問の別、入院・通院の日数、医療費の額・食事療養金額</p>	<p>【課題】 ・相模原市は一部受診世帯送付、一部医療機関対象。3町は全受診世帯送付、全医療機関対象。 ・相模原市は、毎年県の定期指導で、医療費通知の全受診世帯送付の指導を受けている。 ・相模原市は単独実施、3町は連合会へ委託している。</p>	<p>【調整方針】 相模原市においても医療費通知の神奈川県国民健康保険団体連合会に委託することを検討し、合併時に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
20	国民健康保険事業の取扱い	市民部会	国民健康保険課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
35	調整交付金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	国民健康保険法、算定政令	国民健康保険法、算定政令	国民健康保険法、算定政令	国民健康保険法、算定政令		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	200,000千円	10,000千円	15,219千円	9,492千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを賄うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】 ・普通調整交付金 当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に賄うことを目的として交付。 ・特別調整交付金 災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成15年度決算見込み】 ・普通調整交付金301,855,000円 ・特別調整交付金317,500,000円 特別調整交付金交付状況 10年度 27,297,000円 11年度 354,840,000円 12年度 322,564,000円 13年度 325,951,000円 14年度 313,750,000円 ※10年度は特別事情分は交付されず。 ※算定政令第4条抜粋 第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。 第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。 第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。 調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>	<p>【目的】 国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを賄うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】 ・普通調整交付金 当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に賄うことを目的として交付。 ・特別調整交付金 災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成15年度決算見込み】 ・普通調整交付金26,208,000円 ・特別調整交付金0円 特別調整交付金交付状況 10年度 3,825,000円 11年度 9,643,000円 12年度 5,086,000円 13年度 12,000,000円 14年度 5,500,000円 ※算定政令第4条抜粋 第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。 第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。 第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。 調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>	<p>【目的】 国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを賄うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】 ・普通調整交付金 当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に賄うことを目的として交付。 ・特別調整交付金 災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成15年度決算見込み】 ・普通調整交付金81,352,000円 ・特別調整交付金6,341,000円 特別調整交付金交付状況 10年度 6,324,000円 11年度 12,724,000円 12年度 3,989,000円 13年度 20,612,000円 14年度 12,976,000円 ※算定政令第4条抜粋 第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。 第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。 第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。 調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>	<p>【目的】 国保事業の財政は、定率の国庫負担のほかは保険税をその財源としてこれを賄うのが原則であるが、市町村の産業構造、住民所得、家族構成等の差異により、被保険者の保険税負担能力には市町村間においてかなりの格差が存在している。調整交付金は、このような定率の国庫負担のみでは解消できない市町村間の財政力の不均衡を調整するため昭和33年に設けられた制度。</p> <p>【内容】 ・普通調整交付金 当該市町村で負担した医療費、介護納付金の納付に要する（調整対象需要額）から保険料収入額（調整対象収入額）を控除した不足額を公平に賄うことを目的として交付。 ・特別調整交付金 災害等による保険料（税）の減免額がある場合、結核・精神病に係る医療費が多額である場合等、普通調整交付金の配分により措置できない特別の事情がある場合に、その事情を考慮して交付。</p> <p>【平成15年度決算見込み】 ・普通調整交付金23,308,000円 ・特別調整交付金1,976,000円 特別調整交付金交付状況 10年度 0円 11年度 3,345,000円 12年度 826,681円 13年度 10,386,000円 14年度 2,623,000円 ※算定政令第4条抜粋 第1項 調整交付金は普通交付金及び特別調整交付金とする。 第3項 特別調整交付金は、災害その他特別の事情がある市町村に対し厚生省令で定めるところにより交付する。 第5項 特別調整交付金の総額は、調整交付金の総額の20/100に相当する額とする。 調整交付金については、上記の算定政令に明記されているように、交付要件が不確定である。</p>	<p>【課題】 特別調整交付金の申請項目と直営診療施設整備分の申請方法の把握。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会		相模原市の課等の名称 国民健康保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 36	事務事業名 第三者行為					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	国民健康保険法、民法	国民健康保険法、民法	国民健康保険法、民法	国民健康保険法、民法		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	30,725千円	20千円	2千円	110千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に国民健康保険課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（市）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。 【16年度予算の積算内訳】 一般被保険者保険給付費賠償金 ＜給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。＞ 30,525,000円 退職被保険者等保険給付費賠償金 200,000円</p> <p>平成15年度累計 ・一般被保険者 賠償金 353件 保険者負担額 45,334,502円 ・退職被保険者 賠償金 34件 保険者負担額 12,862,084円</p>	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に国民健康保険課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（市）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。 【16年度予算の積算内訳】 一般被保険者保険給付費賠償金 ＜給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。＞ 10,000円 退職被保険者等保険給付費賠償金 10,000円</p> <p>平成15年度累計 ・一般被保険者 賠償金 6件 保険者負担額 2,323,207円 ・退職被保険者等 賠償金 0件 保険者負担額 0円</p>	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に町民課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（町）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。 【16年度予算の積算内訳】 一般被保険者第三者納付金 ＜給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。＞ 1,000円 退職被保険者等第三者納付金 1,000円</p> <p>平成15年度累計 ・一般被保険者 賠償金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者 賠償金 2件 保険者負担額 3,051,020円</p>	<p>【内容】 交通事故等のように他人（第三者）の不法行為によって生じた場合、不法行為による損害賠償と保険者による保険給付との関係の調整が必要となる。この調整のため、国民健康保険で保険医療機関等にかかる場合は、事前に町民課に届出をしなければなりません。届出を受けた場合、保険者（町）は保険給付した価額の限度において第三者に対する求償権を取得する。 【16年度予算の積算内訳】 一般被保険者第三者納付金 ＜給付事由が第三者行為（交通事故等）により生じた場合の損害賠償請求による収入。＞ 100,000円 退職被保険者等第三者納付金 10,000円</p> <p>平成15年度累計 ・一般被保険者 賠償金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者 賠償金 0件 保険者負担額 0円</p>	<p>【課題】 事務処理は、相模原市がホストコンピュータとパソコン、城山町、津久井町、相模湖町が紙ベースとなっている。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 20	合併協議事項 国民健康保険事業の取扱い		専門部会名 市民部会	相模原市の課等の名称 国民健康保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 37	事務事業名 不当利得					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	国民健康保険課	町民課	保険年金課	町民課		
歳出予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	民法	民法	民法	民法		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	その他		
歳入予算額(平成16年度)	5,200千円	2千円	0千円	20千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	国民健康保険業務システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、市へ返還してもらう。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がなくなるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。 【16年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者保険給付費返納金 (不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。) 5,000,000円 ・退職被保険者保険給付費返納金 200,000円</p> <p>※平成15年度累計 ・一般被保険者 戻入 2,967件 保険者負担額 18,946,913円 返納金 2,256件 保険者負担額 13,827,184円 ・退職被保険者 戻入 257件 保険者負担額 2,089,340円 返納金 337件 保険者負担額 5,629,703円</p> <p>【電算システムの概要】 機種 NEC ASOS4 保守 NEC 対象者の抽出</p>	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、市へ返還してもらう。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がなくなるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。 【16年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者保険給付費返納金 (不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。) 1,000円 ・退職被保険者等保険給付費返納金 1,000円</p> <p>※平成15年度累計 ・一般被保険者 戻入 0件 保険者負担額 0円 返納金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者等 戻入 0件 保険者負担額 0円 返納金 1件 保険者負担額 26,271円</p>	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、町へ返還してもらう。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がなくなるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。 【16年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者返納金 (不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。) 1,000円 ・退職被保険者保険給付費返納金 1,000円</p> <p>※平成15年度累計 ・一般被保険者 戻入 2件 保険者負担額 25,351円 返納金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者 戻入 0件 保険者負担額 0円 返納金 0件 保険者負担額 0円</p>	<p>【目的】 法律上の原因がなく、他人の財産又は労務によって利益を受け、これが為に他人に損失を及ぼし、その利益と損失との間に因果関係があるとき、不当利得が発生する。具体的には、国民健康保険による保険給付を受けることができないにもかかわらず、保険給付を受けた場合である。</p> <p>【内容】 社会保険等へ加入後「国保の被保険者証」で受診すると、国保が支払った医療給付費分は、町へ返還してもらう。 これは、社会保険加入日から社会保険の資格があるにもかかわらず、職場から「被保険者証」の交付がなくなるため、「国保被保険者証」で受診してしまうからである。 【16年度予算の積算内訳】 ・一般被保険者返納金 (不当利得によって保険給付を得たものについて、その給付について返納請求した収入。) 10,000円 ・退職被保険者保険給付費返納金 10,000円</p> <p>※平成15年度累計 ・一般被保険者 戻入 10件 保険者負担額 260,295円 返納金 0件 保険者負担額 0円 ・退職被保険者 戻入 0件 保険者負担額 0円 返納金 0件 保険者負担額 0円</p>	<p>【課題】 事務処理は、相模原市がホストコンピュータとパソコン、城山町、津久井町、相模湖町が紙ベースとなっている。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

協議第 20 号 介護保険事業の取扱いについて

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 介護保険事業の取扱い			専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 介護保険課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 6	事務事業名 介護保険料の取扱い					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課・収納課	保険年金課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）						
根拠法令等	介護保険法、市介護保険条例	介護保険法、町介護保険条例	介護保険法、町介護保険条例	介護保険法、町介護保険条例		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	3,307,653千円	121,533千円	153,303千円	63,859千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等	使用料/手数料等		
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	介護保険事務処理システム	介護保険事務処理システム	介護保険事務処理システム	介護保険事務処理システム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 ① 市内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） ② 第1号被保険者が属する世帯の世帯主及び第1号被保険者の配偶者</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.47 17,300円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.72 26,600円 世帯全員が市民税非課税 第3段階 1.00 36,900円 本人が市民税非課税 第4段階 1.25 46,100円 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 55,400円 本人が市民税課税で合計所得金額が200万以上1000万円未満 第6段階 2.00 73,800円 本人が市民税課税で合計所得金額が1000万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・6月1日～ 6月30日 第2期・・・7月1日～ 7月31日 第3期・・・8月1日～ 8月31日 第4期・・・9月1日～ 9月30日 第5期・・・10月1日～ 10月31日 第6期・・・11月1日～ 11月30日 第7期・・・12月1日～ 12月25日 第8期・・・1月1日～ 1月31日 第9期・・・2月1日～ 2月末日 第10期・・・3月1日～ 3月31日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 第1・第2段階で収入が生活保護基準以下、預貯金が100万円以下の者・・・第1段階の2分の1に減額</p> <p>6 平成15年度決算見込 3,072,928千円</p>	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 ① 町内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） ② 第1号被保険者が属する世帯の世帯主及び第1号被保険者の配偶者</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.50 17,880円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.75 26,820円 世帯全員が住民税非課税 第3段階 1.00 35,760円 本人が住民税非課税 第4段階 1.25 44,700円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 53,640円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・7月1日～ 7月31日 第2期・・・8月1日～ 8月31日 第3期・・・9月1日～ 9月30日 第4期・・・10月1日～ 10月31日 第5期・・・11月1日～ 11月30日 第6期・・・12月1日～ 12月25日 第7期・・・1月1日～ 1月31日 第8期・・・2月1日～ 2月末日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 第1・第2段階で収入が生活保護基準以下、預貯金が100万円以下の者・・・第1段階の2分の1に減額</p> <p>6 平成15年度決算見込 119,048千円</p>	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 ① 町内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） ② 第1号被保険者が属する世帯の世帯主及び第1号被保険者の配偶者</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.50 16,200円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.75 24,300円 世帯全員が住民税非課税 第3段階 1.00 32,400円 本人が住民税非課税 第4段階 1.25 40,500円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 48,600円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・7月16日～7月31日 第2期・・・8月16日～8月31日 第3期・・・9月16日～9月30日 第4期・・・10月16日～10月31日 第5期・・・11月16日～11月30日 第6期・・・12月16日～12月28日 第7期・・・1月16日～1月31日 第8期・・・2月16日～2月末日 第9期・・・3月16日～3月31日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 独自減免は規定なし。</p> <p>6 平成15年度決算見込 155,026千円</p>	<p>1 目的 介護保険事業に要する費用のうち、第1号被保険者分を能力に応じて負担する。</p> <p>2 納付義務者 ① 町内に居住する65歳以上の者（第1号被保険者） ② 第1号被保険者が属する世帯の世帯主及び第1号被保険者の配偶者</p> <p>3 保険料額 割合 年額保険料 第1段階 0.50 16,200円 生活保護受給・老齢福祉年金受給者非課税世帯 第2段階 0.75 24,300円 世帯全員が住民税非課税 第3段階 1.00 32,400円 本人が住民税非課税 第4段階 1.25 40,500円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満 第5段階 1.50 48,600円 本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上</p> <p>4 納期（普通徴収） 第1期・・・7月16日～7月31日 第2期・・・8月16日～8月31日 第3期・・・9月16日～9月30日 第4期・・・10月16日～10月31日 第5期・・・11月16日～11月30日 第6期・・・12月16日～12月25日 第7期・・・1月16日～1月31日 第8期・・・2月16日～2月末日 第9期・・・3月16日～3月31日</p> <p>5 保険料減免（生活困窮） 第1・第2段階で収入が生活保護基準以下の者・・・当該対象者の保険料額の2分の1に減額</p> <p>6 平成15年度決算見込 63,474千円</p>	<p>・保険料の段階設定について相模原市の6段階に対し、各町 については5段階の設定であり相違がある。</p> <p>・普通徴収の納期が8回から10回と相違がある。</p> <p>・独自減免の規程について相違がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 介護保険事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 介護保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 訪問介護サービス利用者負担助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	11,048千円	300千円	350千円	399千円		
根拠法令等	・法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業実施要綱 ・障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱	・介護保険施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業実施要綱 ・障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱	・介護保険施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業実施要綱 ・障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱	・法施行時の訪問介護利用者に対する利用者負担軽減措置事業実施要綱 ・障害者ホームヘルプサービス利用者に対する支援措置事業実施要綱		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 利用者負担6%</p> <p>・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 利用者負担3%</p> <p>3 平成15年度認定者数 (実績) 高齢者 225人 障害者 74人</p> <p>4 平成15年度決算見込 9,473千円</p> <p>5 その他 本事業については、平成16年度をもって終了の予定であるが、障害者のサービスについては、未定である。</p>	<p>1 目的 保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 利用者負担6%</p> <p>・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 利用者負担3%</p> <p>3 平成15年度認定者数 (実績) 高齢者 2人 障害者 3人</p> <p>4 平成15年度事業費 232千円</p> <p>5 その他 本事業については、平成16年度をもって終了の予定であるが、障害者のサービスについては、未定である。</p>	<p>1 目的 保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 利用者負担6%</p> <p>・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 利用者負担3%</p> <p>3 平成15年度認定者数 (実績) 高齢者 8人 障害者 6人</p> <p>4 平成15年度決算額 472千円</p> <p>5 その他 本事業については、平成16年度をもって終了の予定であるが、障害者のサービスについては、未定である。</p>	<p>1 目的 保険制度施行の際、現に訪問介護を利用していた高齢者及び平成12年度以降訪問介護サービスを利用する障害者で、利用料の負担が困難な者に対して、経過措置として利用者負担を軽減し、軽減した利用料部分を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○対象者 ・ 高齢者 介護保険施行の際、現に訪問介護を利用しており、引き続き訪問介護サービスを利用する者。生計中心者が所得税非課税の者。 利用者負担6%</p> <p>・ 身障者 訪問介護サービスを利用している障害者、生計中心者が所得税非課税の者 利用者負担3%</p> <p>3 平成15年度認定者数 (実績) 高齢者 11人 障害者 1人</p> <p>4 平成15年度決算額 398千円</p> <p>5 その他 本事業については、平成16年度をもって終了の予定であるが、障害者のサービスについては、未定である。</p>	課題なし。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 介護保険事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 介護保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 社会福祉法人利用者負担助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	800千円	127千円		0千円		
根拠法令等	国 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置・事業実施要綱	国 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置・事業実施要綱		国 社会福祉法人等による生計困難者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額減免措置・事業実施要綱		
会計の種類	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円		0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計困難である者に対して、利用者負担を減免する場合に、その一部を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○減免対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム ○申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 ○減免対象者及び減免の割合 市民税非課税世帯のうち、特に生計困難である者 利用者負担額の1/2程度 ○助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1%を超えた部分の1/2の範囲内</p> <p>3 15年度決算見込 ○負担金補助及び交付金 610千円 認定者の数 42人</p>	<p>1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計困難である者に対して、利用者負担を減免する場合に、その一部を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○減免対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム ○申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 ○減免対象者及び減免の割合 町民税非課税世帯のうち、特に生計困難である者 利用者負担額の1/2程度 ○助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1%を超えた部分の1/2の範囲内</p> <p>3 15年度決算見込 ○なし</p>	該当なし	<p>1 目的 介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人が、その社会的役割に鑑み、低所得で特に生計困難である者に対して、利用者負担を減免する場合に、その一部を助成する。</p> <p>2 事業の内容 ○減免対象事業 訪問介護・通所介護・短期入所生活介護・特別養護老人ホーム・小規模生活単位数指定介護老人福祉施設・一部小規模生活単位数指定介護老人福祉施設 ○申請者 助成金の申請者は社会福祉法人 ○減免対象者及び減免の割合 町民税非課税世帯のうち、特に生計困難である者 利用者負担額の1/2程度 ○助成の範囲 減免した総額が利用者負担総額の1%を超えた部分の1/2の範囲内</p> <p>3 15年度決算見込 ※平成12年度より実績なし。</p>	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 介護保険事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 介護保険課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 10	事務事業名 訪問入浴サービス利用者負担助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,986千円					
根拠法令等	市 訪問入浴利用者負担助成事業実施要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険施行以前、市では入浴サービス利用者に独自の助成を行い、利用者負担なしとしていたが介護保険への移行により、利用者負担が導入されるため、低所得世帯の激変緩和策として利用者負担を10%から5%とするもの。</p> <p>2 事業の内容 ○対象者 訪問入浴サービス利用者で、生計中心者が市民税非課税世帯 ○助成内容 利用者負担を軽減する5%部分について、市で助成する。</p> <p>3 平成15年度決算見込 ○認定者数 54人 1,213千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	本事業については、国の制度改正時に合わせて見直しを行う予定である。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、事業の継続について検討する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 介護保険事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 介護保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 介護サービス適正実施指導事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	3,535千円	598千円				
根拠法令等	国 高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱	国 高齢者在宅福祉事業費補助金交付要綱				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	440千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 介護保険制度が導入され、これまで行政措置によって提供されていたサービスが利用者と事業者の契約による利用に切り替わったことから保険者としてサービスの質の向上・確保に努める。</p> <p>2 事業の内容 (1) 介護相談員の派遣（市内介護保険施設）施設に介護相談員が訪問し、利用者の相談に応じ、利用者と施設職員との橋渡し役としてサービスの改善を行う。 平成15年度末 12人</p> <p>(2) 介護支援専門員支援事業（市内在動対象者150人） 介護支援専門員（ケアマネジャー）がその役割を十分に果たすことがサービスの向上に不可欠であり、その人材確保と育成を支援していく。</p> <p>(3) 介護サービス評価制度助成事業 評価事業を実施した事業者に、費用の一部を助成する。</p> <p>3 平成15年度決算見込 (1) 介護相談員の派遣 1,222千円 (2) 介護支援専門員支援事業 949千円 (3) 介護サービス事業者等支援事業 200千円 合計 2,371千円</p>	<p>1 目的 介護保険制度が導入され、これまで行政措置によって提供されていたサービスが利用者と事業者の契約による利用に切り替わったことから保険者としてサービスの質の向上・確保に努める。</p> <p>2 事業の内容 介護相談員の派遣（郡内介護保険施設）施設に介護相談員が訪問し、利用者の相談に応じ、利用者と施設職員との橋渡し役としてサービスの改善を行う。 平成15年度末 3人</p> <p>3 平成15年度決算見込 介護相談員の派遣 445千円</p>	該当なし	該当なし	課題なし。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 介護保険事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 介護保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 介護認定審査会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	74,312千円	3,871千円	4,574千円	3,717千円		
根拠法令等	介護保険法、市介護保険条例等	介護保険法、町介護保険条例等	介護保険法、町介護保険条例等	介護保険法、町介護保険条例等、相模湖町・藤野町・介護認定審査会設置規約		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム	電算システム	電算システム	電算システム		
電算システム名	介護保険認定システム	介護保険認定システム	介護保険認定システム	介護保険認定システム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成16年度事業の内容 ○内容……介護認定審査会の運営に要する経費 ○条例委員定数……180人以内(16年度……150人) ○合議体数……30合議体(南北各15部会) 一合議体定数5人 ○委員の任期……2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13.4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15.4.1 ~ H17.3.31</p> <p>3 平成15年度事業の概要 ○開催日……毎週火曜日～金曜日 ○開催時間……午後1時30分～3時30分 ○開催場所……北部 市役所第3別館 南部 南合同庁舎 ○開催回数……650回(北部 326回 南部 324回) ○審査・判定件数……15,256件 ○合議体数……30(南北各15部会) ○委員数……150人(医師40、看護師30、施設代表30、その他50)</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○報酬 73,593千円 非常勤特別職員報酬 審査会開催件数23回×30部会(部会長会議、委嘱式、研修を含む。) 医師・歯科医師 @30,000円 その他委員 @19,000円 ○報償費 45千円 委員研修講師謝礼 ○旅費 351千円 審査会委員旅費 ○需用費 131千円 消耗品費 ○使用料及び賃借料 92千円 審査会会場使用料、委嘱式会場賃借料 ○備品購入費 100千円 録音機器</p>	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成16年度事業の内容 ○内容……介護認定審査会の運営に要する経費 ○条例委員定数……8人以内(16年度……8人) ○委員の任期……2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13.4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15.4.1 ~ H17.3.31</p> <p>3 平成15年度事業の概要 ○開催日……月2回開催(隔週開催) ○開催時間……午後1時15分～ ○開催場所……町保健福祉センター3階会議室 ○開催回数……24回 ○審査・判定件数……586件 ○合議体数……1 ○委員数……8人(医師3、歯科医師2、保健師1、社会福祉士1、介護福祉士1)</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○報酬 2,565千円 認定審査会委員報酬 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 ○報償費 24千円 審査会委員研修講師謝礼 ○旅費 71千円 費用弁償、普通旅費 ○需用費 78千円 消耗品費、食糧費 ○役務費 513千円 電話料、郵便料、手数料 ○委託料 620千円 認定審査会会議録作成委託</p>	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成16年度事業の内容 ○内容……介護認定審査会の運営に要する経費 ○条例委員定数……9人以内(16年度……9人) ○合議体数……2合議体 一合議体定数5人 ○委員の任期……2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13.4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15.4.1 ~ H17.3.31</p> <p>3 平成15年度事業の概要 ○開催日……月2～3回(第2木・第4金曜日) ○開催時間……午後1時00分～3時30分 ○開催場所……町役場 ○開催回数……27回 ○審査・判定件数……770件 ○合議体数……2 ○委員数……9人(医師6、保健師1、施設代表1、その他1)</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○報酬 2,886千円 認定審査会委員報酬 審査会開催件数 年26回×2部会 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 ○旅費 127千円 審査会委員旅費 ○需用費 847千円 消耗品費、燃料費、食料費 ○役務費 233千円 郵便料 ○委託料 481千円 会議録浄書委託</p>	<p>1 目的 被保険者が要介護者又は要支援者に該当するかを審査・判定するため、介護認定審査会を開催する。</p> <p>2 平成16年度事業の内容 ○内容……介護認定審査会の運営に要する経費 ○条例委員定数……10人以内(16年度……9人) ○合議体数……2合議体 一合議体定数5人 ○委員の任期……2年 第1期 H11.10.1 ~ H13.3.31 第2期 H13.4.1 ~ H15.3.31 第3期 H15.4.1 ~ H17.3.31</p> <p>3 平成15年度事業の概要 ○開催日……月2～3回(月曜日) ○開催時間……午後1時30分～3時30分 ○開催場所……町役場 ○開催回数……27回 ○審査・判定件数……339件 ○合議体数……2 ○委員数……9人(医師2、保健師2、施設代表2、看護師1、その他1)</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○報酬 1,498千円 認定審査会委員報酬 医師・歯科医師 @27,000円 その他委員 @19,000円 ○職員手当 327千円 臨時職員手当 ○共済費 169千円 臨時職員保険料 ○賞金 1,392千円 非常勤職員賞金 ○旅費 46千円 審査会委員旅費 ○需用費 53千円 消耗品費、燃料費 ○役務費 98千円 郵便料 ○委託料 44千円 機器保守委託 ○使用料及び賃借料 90千円 コピー使用料 ※審査会を藤野町と共同設置のため事業費は1/2を計上しています。</p>	<p>・介護認定審査会委員の分野別構成や医師及び歯科医師の委員報酬単価に相違がある。 ・認定審査会の開催場所、開催頻度等に相違がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 介護保険事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 介護保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 要介護認定事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	168,456千円	3,055千円	5,449千円	3,687千円		
根拠法令等	介護保険法、市条例	介護保険法、町条例	介護保険法、町条例	介護保険法、町条例、相模湖町・藤野町介護認定審査会設置規約		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成16年度の事業内容 ○内容…要介護認定事務に要する経費 ①認定調査に係る経費 ②主治医意見書に係る経費 ③認定システムに係る経費 ○申請者数…17,500件(予定)</p> <p>3 平成15年度の事業概要 ○申請者数…15,314件(新規3,861件、更新10,725件、変更728件) ○認定調査 直営調査 5,710件(常勤2,153件、非常勤2,553件) 委託調査 9,368件(在宅6,969件、施設2,399件) 委託単価 在宅 @5,250円 施設 @3,150円 ○主治医意見書…14,941件(在宅10,680件、施設4,261件) ○認定システム…認定支援システム保守委託 認定支援システムバージョンアップ</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○報酬 17,160千円 認定調査員報酬 ○報償費 45千円 認定調査員研修講師謝礼 ○旅費 438千円 費用弁償、普通旅費 ○需用費 4,423千円 消耗品費、印刷製本費 ○役務費85,703千円 電話料、郵便料、手数料 ○委託料59,048千円 認定調査事務委託、認定システム保守委託、主治医意見書記入研修会委託 ○使用料及び賃借料 749千円 認定調査時駐車料、認定支援システム機器リース料 ○備品購入費 890千円 レーザプリンタ</p>	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成16年度の事業内容 ○内容…要介護認定事務に要する経費 ①認定調査に係る経費 ②主治医意見書に係る経費 ○申請者数…630件(予定)</p> <p>3 平成15年度の事業概要 ○申請者数…586件(新規123件、更新440件、変更23件) ○認定調査 直営調査 472件(常勤472件、非常勤0件) 委託調査 125件(在宅12件、施設113件) 委託単価 在宅 @4,200円 施設 @3,150円 ○主治医意見書…573件(在宅381件、施設192件)</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○旅費 7千円 普通旅費 ○需用費 61千円 消耗品費 ○役務費 2,490千円 郵便料、手数料 ○委託料 494千円 認定調査事務委託 ○使用料及び賃借料 3千円 駐車場使用料</p>	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成16年度の事業内容 ○内容…要介護認定事務に要する経費 ①認定調査に係る経費 ②主治医意見書に係る経費 ○申請者数…1,100件(予定)</p> <p>3 平成15年度の事業概要 ○申請者数…829件(新規251件、更新545件、変更33件) ○認定調査 直営調査 658件(常勤・非常勤の区別は不明) 委託調査 128件(在宅・施設の区別は不明) 委託単価 在宅 @3,150円 施設 @3,150円 ○主治医意見書…788件(在宅542件、施設246件)</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○旅費 4千円 特別旅費(現任研修) ○需用費 122千円 消耗品費、燃料費 ○役務費 4,678千円 電話料、郵便料、主治医意見書作成料、手数料 ○委託料 642千円 認定調査事務委託 ○使用料及び賃借料 3千円 認定調査時駐車料</p>	<p>1 目的 被保険者からの認定申請に基づき、認定調査及び主治医意見書をもとに要介護及び要支援の認定を行う。</p> <p>2 平成16年度の事業内容 ○内容…要介護認定事務に要する経費 ①認定調査に係る経費 ②主治医意見書に係る経費 ○申請者数…350件(予定)</p> <p>3 平成15年度の事業概要 ○申請者数…339件(新規93件、更新231件、変更15件) ○認定調査 直営調査 240件(常勤193件・非常勤47件) 委託調査 84件(在宅2件・施設82件) 委託単価 在宅 @3,150円 施設 @3,150円 ○主治医意見書…344件(在宅215件、施設129件)</p> <p>4 平成16年度事業費の内訳 ○賃金 1,698千円 認定調査員賃金 ○旅費 11千円 普通旅費 ○役務費 1,978千円 意見書作成料、郵便料 * 審査会を藤野町と共同設置のため賃金以外の事業費は1/2を計上しています。</p>	<p>・認定調査委託料の単価、認定調査員の選定方法等に相違がある</p> <p>・認定情報を相模原市のシステムに取り込むため、調整が必要になる。</p> <p>・住民サービスの低下を招かない受付体制を検討する必要がある。</p>	<p>【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
21	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会	介護保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
14	介護(支援)サービス等給付事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	15,869,083千円	686,422千円	854,000千円	347,142千円		
根拠法令等	介護保険法、市介護保険条例	介護保険法、市介護保険条例	介護保険法	介護保険法、町介護保険条例		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <p>1 自宅で受けるサービス (1)訪問介護(ホームヘルプサービス) (2)訪問入浴介護 (3)訪問看護 (4)訪問リハビリテーション (5)居宅療養管理指導</p> <p>2 通所して受けるサービス (1)通所介護(デイサービス) (2)通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>3 短期入所するサービス (1)短期入所生活介護 (2)短期入所療養介護</p> <p>4 入所先を自宅とみなすサービス (1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) (2)特定施設入所者生活介護</p> <p>5 その他自宅で受けられるサービス (1)福祉用具の貸与・購入費の支給 (2)住宅改修費の支給 (3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</p> <p>6 施設サービス (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (2)介護老人保健施設 (3)介護療養型医療施設</p> <p>7 平成16年度事業費の内訳 (1)居宅介護(支援)サービス等給付費 6,913,380千円 (2)施設介護サービス等給付費 7,988,086千円 (3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 43,448千円 (4)居宅介護(支援)住宅改修費 129,837千円 (5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 666,859千円 (6)介護報酬審査支払手数料 28,970千円 (7)高額介護(居宅支援)サービス費 96,503千円</p> <p>○平成15年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 14,097,920円</p>	<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <p>1 自宅で受けるサービス (1)訪問介護(ホームヘルプサービス) (2)訪問入浴介護 (3)訪問看護 (4)訪問リハビリテーション (5)居宅療養管理指導</p> <p>2 通所して受けるサービス (1)通所介護(デイサービス) (2)通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>3 短期入所するサービス (1)短期入所生活介護 (2)短期入所療養介護</p> <p>4 入所先を自宅とみなすサービス (1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) (2)特定施設入所者生活介護</p> <p>5 その他自宅で受けられるサービス (1)福祉用具の貸与・購入費の支給 (2)住宅改修費の支給 (3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</p> <p>6 施設サービス (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (2)介護老人保健施設 (3)介護療養型医療施設</p> <p>7 平成16年度事業費の内訳 (1)居宅介護(支援)サービス等給付実績 235,843千円 (2)施設介護サービス等給付費 411,676千円 (3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 2,154千円 (4)居宅介護(支援)住宅改修費 5,325千円 (5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 26,185千円 (6)介護報酬審査支払手数料 1,083千円 (7)高額介護(居宅支援)サービス費 4,156千円</p> <p>○平成15年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 634,556円</p>	<p>○介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <p>1 自宅で受けるサービス (1)訪問介護(ホームヘルプサービス) (2)訪問入浴介護 (3)訪問看護 (4)訪問リハビリテーション (5)居宅療養管理指導 ※(4)訪問リハは実績なし</p> <p>2 通所して受けるサービス (1)通所介護(デイサービス) (2)通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>3 短期入所するサービス (1)短期入所生活介護 (2)短期入所療養介護</p> <p>4 入所先を自宅とみなすサービス (1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) (2)特定施設入所者生活介護</p> <p>5 その他自宅で受けられるサービス (1)福祉用具の貸与・購入費の支給 (2)住宅改修費の支給 (3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</p> <p>6 施設サービス (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (2)介護老人保健施設 (3)介護療養型医療施設</p> <p>7 平成16年度事業費の内訳 (1)居宅介護(支援)サービス等給付 110,000千円 (2)施設介護サービス等給付費 232,640千円 (2)施設介護サービス等給付費 564,110千円 (3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 4,800千円 (4)居宅介護(支援)住宅改修費 9,900千円 (5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 32,750千円 (6)介護報酬審査支払手数料 1,500千円 (7)高額介護(居宅支援)サービス費 8,300千円</p> <p>○平成15年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 700,359円</p>	<p>介護保険で利用できるサービスは、国で定めた以下の17種類のサービス。</p> <p>1 自宅で受けるサービス (1)訪問介護(ホームヘルプサービス) (2)訪問入浴介護 (3)訪問看護 (4)訪問リハビリテーション (5)居宅療養管理指導</p> <p>2 通所して受けるサービス (1)通所介護(デイサービス) (2)通所リハビリテーション(デイケア)</p> <p>3 短期入所するサービス (1)短期入所生活介護 (2)短期入所療養介護</p> <p>4 入所先を自宅とみなすサービス (1)痴呆対応型共同生活介護(グループホーム) (2)特定施設入所者生活介護</p> <p>5 その他自宅で受けられるサービス (1)福祉用具の貸与・購入費の支給 (2)住宅改修費の支給 (3)居宅介護支援(ケアプランの作成など)</p> <p>6 施設サービス (1)介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム) (2)介護老人保健施設 (3)介護療養型医療施設</p> <p>7 平成16年度事業費の内訳 (1)居宅介護(支援)サービス等給付費 110,000千円 (2)施設介護サービス等給付費 220,000千円 (3)居宅介護(支援)福祉用具購入費 850千円 (4)居宅介護(支援)住宅改修費 2,300千円 (5)居宅介護(支援)サービス計画等給付費 11,000千円 (6)介護報酬審査支払手数料 492千円 (7)高額介護(居宅支援)サービス費 2,500千円</p> <p>○平成15年度介護(支援)サービス等給付事業決算見込 337,201円</p>	<p>高額介護サービス費等の窓口での支払方法について課題がある。</p>	<p>【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
21	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会	介護保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
26	財政安定化基金拠出金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	15,833千円	614千円	851千円	351千円		
根拠法令等	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・市がそれぞれ3分の1ずつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成15年度決算見込 15,833千円</p> <p>4 平成16年度拠出額 15,833千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・町がそれぞれ3分の1ずつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成15年度決算見込 614千円</p> <p>4 平成16年度拠出額 614千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・町がそれぞれ3分の1ずつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成15年度決算見込 851千円</p> <p>4 平成16年度拠出額 851千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1) 県が設置する財政安定化基金に対して、国・県・町がそれぞれ3分の1ずつ負担する。</p> <p>(2) 標準給付費の0.1%を、第1号被保険者保険料を財源として拠出する。</p> <p>2 基金設置の目的</p> <p>(1) 通常の努力をもってなお生じる保険料収納状況の悪化により介護保険財政に不足が生じる場合、当該財政不足額の2分の1を交付する。</p> <p>(2) 給付費の見込み誤り、収納率の悪化等を理由として財政収支の不均衡が生じた場合、介護保険財政に赤字が生じないよう必要な資金を貸し付ける。</p> <p>3 平成15年度決算見込 351千円</p> <p>4 平成16年度拠出額 351千円</p>	課題なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 介護保険事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 介護保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 27	事務事業名 介護保険給付費支払準備基金積立金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,000千円	0千円		0千円		
根拠法令等	市 介護保険給付費支払準備基金条例	町 介護保険給付費支払基金条例	町 介護保険給付費支払基金条例	町 介護保険給付費支払基金条例		
会計の種類別	特別会計	その他	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	114千円	13千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成15年度末 735,751千円</p> <p>3 平成15年度決算見込 142千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成15年度末 21,337千円</p> <p>3 平成15年度決算見込 19千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成15年度末 109,591千円</p> <p>3 平成15年度決算見込 111千円</p>	<p>1 事業内容</p> <p>(1)目的 年度間の財政の調整に必要な資金を積み立て、財政の健全な運営に資する。</p> <p>(2)積立て 決算上、余剰金を生じたとき、余剰金の全部又は一部を翌年度に繰り越さないで基金に編入することができる。</p> <p>(3)処分 保険料又は国庫支出金等の歳入に不足を生じたとき、又は介護保険の給付財源等に不足を生じたとき処分をすることができる。</p> <p>2 基金残高</p> <p>平成15年度末 51,342千円</p> <p>3 平成15年度決算見込 13千円</p>	市及び各町の基金残高に相違がある。	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、基金残高については、合併時に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 介護保険事業の取扱い			専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 介護保険課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 28	事務事業名 介護保険事業計画					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法		
会計の種類	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする市の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>※第3期の策定はH17年度に実施予定</p>	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする町の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>※第3期の策定はH17年度に実施予定</p>	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする町の介護保険事業計画を定める。</p> <p>※ 第2期計画は、町高齢者保健福祉計画・町介護保険事業計画改定委員会を要綱により設置し、審議。改定終了をもって失効のため、現在当該組織はなし。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>※ 第3期の策定は、H17年度に実施予定。</p>	<p>1 事業内容</p> <p>介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するため、厚生大臣が定めた基本方針に即し、3年ごとに5年を1期とする町の介護保険事業計画を定める。</p> <p>2 事業策定期間</p> <p>第1期 H12年度～H14年度 第2期 H15年度～H17年度 第3期 H18年度～H20年度</p> <p>※第3期の策定はH17年度に実施。</p>	<p>第3期事業計画（平成18年～20年）の策定方法について検討する必要がある。</p>	<p>【調整方針】</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、第3期事業計画については、平成17年度中に合併後を想定した事業計画を策定する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
21	介護保険事業の取扱い		保健福祉部会	介護保険課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名		■②合併時に統合			
29	被保険者資格の管理及び被保険者証の交付		□③速やかに統合			
			□④段階的に統合			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	介護保険法	介護保険法	介護保険法	介護保険法		
会計の種類別	特別会計	特別会計	特別会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月前月の20日以降本人送付</p> <p>○転入者・転居者 1日～10日→11日以降本人送付 11日～20日→原則21日以降本人送付 21日～末日→原則1日以降本人送付</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後1日～2日位で本人送付</p> <p>※現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月の月上旬に本人送付</p> <p>○転入者・転居者 転入者は届出日の翌日または翌々日に本人送付 転居者は届出時に被保険者証の修正または差替え</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後1日～2日位で本人送付</p> <p>※現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月の月末に本人送付</p> <p>○転入者・転居者 異動票に基づき、随時本人へ送付</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後1日～2日位で本人送付</p> <p>※現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>	<p>1 目的 年齢到達（65歳到達）、住民異動等の理由による得喪を管理し、取得者には被保険者証を交付、喪失者からは返還してもらう。</p> <p>○65歳到達者 到達月の月末に本人送付</p> <p>○転入者・転居者 即時交付</p> <p>○被保険者証の再交付 申請後、即時交付</p> <p>※現在使用している被保険者証の有効期限 平成18年3月31日</p>	合併前の被保険者交付に係る予算措置について検討する必要がある。	【調整方針】 合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 介護保険事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 介護保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 ■⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 31	事務事業名 訪問看護サービス利用者負担助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）		115千円				
根拠法令等		町 介護保険訪問看護利用者負担金助成事業実施要綱				
会計の種類		一般会計				
歳入予算額（平成16年度）		0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	該当なし	<p>1 目的 医療管理が必要な方にとって訪問看護サービスは病状の悪化を防ぐとともに、利用意向がありながら利用が少ないため、サービスの増進と低所得者対策を目的とするもの。</p> <p>2 事業の内容 ○対象者 訪問看護サービス利用者のうち町民税非課税世帯の方 ○助成内容 利用者負担額の2分の1を町で助成する</p> <p>3 平成15年度決算見込 ○認定者数 2人 20千円</p>	該当なし	該当なし	課題なし。	【調整方針】 合併時に廃止する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 介護保険事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 介護保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 ■⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 32	事務事業名 介護保険利用者負担額助成事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	
歳出予算額（平成16年度）			200千円		
根拠法令等			町 介護保険利用者負担額助成事業実施要綱		
会計の種類			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）			0千円		
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等		
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	1 事業内容 生活保護基準額の120%以下の者について、住宅改修、福祉用具購入を除く居宅サービス費を助成する。 ※ 別途、貯金、資産保有に関する基準有り 2 利用者負担 10% → 3% 3 実績 平成13年度施行以来、実績なし。	該当なし	課題なし。 【調整方針】 合併時に廃止する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 21	合併協議事項 介護保険事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 介護保険課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 ■⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 33	事務事業名 訪問介護利用者負担額助成事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	介護保険課	高齢者福祉課	保険年金課	健康福祉課	
歳出予算額（平成16年度）				195千円	
根拠法令等				町 介護保険訪問介護利用者負担助成要綱	
会計の種類				一般会計	
歳入予算額（平成16年度）				0千円	
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等					
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	該当なし	該当なし	該当なし	<p>1 目的 介護保険において、訪問介護を利用する要介護者等の利用者負担に対する助成を行うことにより、要介護者等の経済的負担の軽減を図る。</p> <p>2 事業の内容 ○対象者 ・ 要介護者等の属する世帯の生計中心者が所得税非課税の者 利用者負担6%</p> <p>3 平成15年度認定者数 (実績) 15人</p> <p>4 平成15年度決算見込 195千円</p> <p>5 その他 本事業については、平成16年度をもって終了の予定である。</p>	<p>課題なし。</p> <p>【調整方針】 合併時に廃止する。</p>

協議第 21 号 保健衛生事業の取扱いについて

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号 9	事務事業名 市民健康づくり運動推進事業		調整方針の区分 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	6,922千円	749千円	724千円	79千円		
根拠法令等	相模原市市民健康づくり運動普及員設置運営要綱	健康しろやま普及員設置要綱	健康つくい普及員設置要綱・健康つくい普及員連絡会規約	健康さがみこ推進員設置要綱		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	79千円		
関係団体・慣行	公共的団体		公共的団体			
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等			
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p><楽しむ健康づくり推進事業> 【事業概要】 保健医療計画『みんな元気「さがみはら健康プラン21」』の推進を図る一環として、市民が身近な場所で楽しく取り組める健康づくりを普及する 【事業内容】 個人、家庭、地域社会が一体となって気軽に楽しく健康づくりに取り組む「市民総ぐるみ健康づくり運動」を市民と行政のパートナーシップにより推進するため、市民のボランティア組織「さがみはら市民健康づくり会議」へ事業委託し、地域に根ざした健康づくりを市民の立場から効果的に推進する。 【委託内容】 1. 健康づくりに係る啓発活動 2. 気軽にできる運動の推進 3. 栄養・食生活改善の推進 4. 健康づくり地域モデル事業の実施 【事業費】 委託料 1,500千円</p> <p><市民健康づくり運動普及員経費> 補助団体 【名称】 相模原市市民健康づくり運動普及員連絡会 【団体の目的】 健康づくり運動を地域に根ざしたものと推進するための、地域のリーダーとなる。 【活動内容等】 会議の開催、事業の実施、研修、普及啓発等 【自治体との関わり】 市の委嘱団体・2年任期 【組織の状況】 23公民館長の推薦により市が委嘱 【役員構成】 会長1・副会長2・会計1・会員113名</p> <p>補助金 【名称】 市民健康づくり運動普及員連絡会補助金 【目的】 健康づくり運動を地域に根ざしたものとするため、各種の事業を実施する。 【内容等】 事業活動補助費</p>	<p><地域健康づくり事業> 【事業概要】 町民の健康づくりの意識と知識の普及を図るため、地区で実施する。 【事業内容】 健康ウォークや健康教室等手軽にできる健康づくりの普及・啓発事業推進する。 【事業費】 委託料 360千円</p> <p><健康しろやま普及員活動事業費> 補助団体 【名称】 健康しろやま普及員連絡会 【団体の目的】 健康づくり運動を地域に根ざしたものと推進するための、地域のリーダーとなる。 【活動内容等】 会議の開催、事業の実施、研修、普及啓発等 【自治体との関わり】 町の委嘱団体・2年任期 【組織の状況】 12地区の自治会長の推薦により町が委嘱 【役員構成】 会長1・副会長1・書記1・会員48名</p> <p>委託料 【名称】 地域健康づくり事業委託料 【目的】 健康づくり運動を地域に根ざしたものとするため、各種の事業を実施する。 【内容等】 事業活動経費 【金額】360千円 【その他特記事項】 事業費(千円) 報償費310(普及員謝礼240/講師謝礼70) 賃金10 需用費40(消) 役務費29</p>	<p><地区健康なまちづくり行動計画推進事業> 【事業概要】 町保健計画『つくい芽生芽木プラン21』の推進を図ることを目的に町民主体の組織を設置、活動を支援する。 【事業内容】 ①小学校区別健康なまちづくり行動計画の推進に関する事 ②地区内の既存組織と連携・協調に関する事 ③その他保健計画の理念に基き会員間で合意が得られた活動に関する事を主体的に実施していけるよう支援する。 【事業方法】 ・町健康づくり推進協議会(平成16年度設置予定) ・地区健康づくり推進会議(7小学校区別9部会を設置し部会別の活動を夫々実施すると共に各部会代表からなる代表者会議・分科会等を実施) 【事務局】 健康福祉課健康支援係 【事業費】 H16予算: 需要費 166千円 (委員謝礼・補助金等は、現状予算は0) (H15実績: 町一般会計...20千円 国保補助金...186千円(謝礼30千円、 需要費7千円 印刷費149千円)</p> <p><健康つくい普及員事業> 補助団体 【名称】 健康つくい普及員連絡会 【団体の目的】 コミュニティにおいて健康づくり運動を展開、推進する。 【活動内容等】 普及員自身が自らの役割を認識し、活動を主体的に展開するために必要な情報を、知識・技術・体験から得ることを目的に養成講座を実施。1コース3日間 平成15年度実績: 参加者数50名 延104名。 その他に会議の開催、事業の実施、普及員だより発行等 【組織の状況】 62自治会(各自治会1~2名)</p>	<p><健康さがみこ推進員活動事業> H15より新推進員養成(子育て支援) 【名称】 健康さがみこ推進員 【団体の目的】 住民が自ら健康を守り、推進するという地域に根ざした健康づくり運動を展開するため、健康づくりの運動の推進としてさがみこ健康推進員を設置する。 町の子どもとその家族の心と身体の健康づくり、子育て支援活動などを含む、健康づくりの活動を担うものとする。 【活動内容等】 (1) 健康づくり運動の普及、啓蒙 (2) 健康づくりに関する情報の収集及び提供 (3) 保健事業への参加及び協力</p> <p>人数: 9名 平成16年4月から2名加わり11名の予定 平成15年度連絡会5回のべ34人参加 保健事業へ協力5回のべ132人参加 【予算額】 活動謝礼 55千円 育成講師謝礼 24千円</p>	<p>「健康づくり事業」 地域に根ざした健康づくりを推進するため、市町がそれぞれ独自の団体がある。 事業費等の差異がある。 合併後は、市民健康づくり会議に一本化し効果的な事業推進を図る。</p> <p>「普及員制度」 制度の成り立ちに差異がある。 委嘱人数、方法、謝礼、養成体制及び団体等への活動費等の差の調整。 (相模原市においては、現在、普及員制度の見直しを図っている。)</p>	<p>健康づくり事業については、5年以内に、相模原市の制度に統合する。ただし、地域特性に配慮した新しい体制づくりを図る。</p> <p>普及員制度については、合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 地域保健課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号 9	事務事業名 市民健康づくり運動推進事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
【事務事業の内容】	<p>【金額】802千円 【その他特記事項】 事業費(千円) 報償費4,550(普及員謝礼4,520/講師謝礼30) 需用費70(消)</p>		<p>推薦により町長が委嘱 2年任期(再任を妨げず) 【役員構成】 (会員83名) 会長1・副会長1・会計1・書記2</p> <p>補助金 【名称】 健康づくり普及員連絡会補助金 【目的】 健康づくり運動を地域に根ざしたものとすため、各種の事業を実施する。 【内容等】 事業活動補助費 【金額】 H16予算300千円 その他特記事項：事業費(千円) H16予算 報償費80(普及員謝礼0b) 講師謝礼80 需用費26(消26)</p>		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 健康づくりのつどい開催事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	900千円		285千円			
根拠法令等			健康増進法 老人保健法			
会計の種類別	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円			
関係団体・慣行	公共的団体		公共的団体			
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>補助団体 【名称】 相模原市健康づくりのつどい実行委員会 【団体の目的】 「自らの健康は自らつくる」という趣旨のもと、健康づくりのつどいを開催する。 【活動内容等】 健康づくりのつどいの開催 【自治体との関わり】 事務局は地域保健課 【組織の状況】 健康づくりのつどいの趣旨に賛同する団体をもつて組織 【役員構成】 実行委員長1名、副実行委員長1名、監事2名</p> <p>補助金 【名称】 健康づくりのつどい補助金 【目的】 市民の健康づくり運動についての意識の高揚を図ることを目的として「健康づくりのつどい」を開催するため、実行委員会へ助成する。 【内容等】 市民健康づくり推進月間の事業として10月下旬に実施。健康づくりのきっかけになるよう健康相談や健康チェックコーナーなどを行う。 【金額】900千円 【その他特記事項】 平成16年度はNHK健康フェアと同時開催</p>	該当なし	<p><つくい健康フォーラム21> 【主催】 津久井町(事務局：健康福祉課健康支援係) 【主管】 つくい健康フォーラム21実行委員会 【団体の目的】 保健計画を推進していく為に、関係者だけでなく一般市民・関係機関・行政等が合意形成を図り、協働で取組む関係づくりを目的にフォーラムを開催する。 【活動内容等】 つくい健康フォーラム21の開催 【組織の状況】 平成15年度は各地区の健康づくり推進会議より代表をもって組織。平成16年度は町健康づくり推進協議会に属する団体より選出していく予定。 【役員構成】 実行委員長1名、副実行委員長2名 【予算】 平成15年度実績：241千円 町一般会計より：108千円 (報償費4千円 講師費用弁償62千円 需要費42千円) 国保補助金より：133千円 (報償費100千円 需要費33千円) テーマによって老人保健健康教育事業補助金対象経費</p> <p><3万人健康ウォーク> 【主催】 3万人健康ウォーク実行委員会 【町との関係】 事務局：健康福祉課健康支援係 実行委員への指導・支援を必要に応じ実施。 かながわ健康財団の協力を得ている。 【団体の目的】 継続した健康ウォークイベント事業を通して、身体健康づくりにとどまらず、自然や人との繋がりを深め、一人ひとりが自分らしくいきいきと健やかに暮らせる町づくりを推進する。また、実行委員を組織し、町民レベルで横の繋がりを深めることを通し、協働で取組む体制づくりを構築する。 【活動内容等】 3万人健康ウォークの開催</p>	該当なし	<p>事業の実施団体が異なる。事業に対しては、市町に根ざしたものであり、特性を生かしそれぞれのエリア(市町)で開催ができるよう進める必要がある。</p>	速やかに相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 地域保健課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 健康づくりのつどい開催事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】			<p>【組織の状況】 平成15年度、町ウォークリーダー研修修了者より賛同者を募り企画検討委員を組織、検討を重ね実行委員会を設立。平成16年度は会員の拡大を図る予定。</p> <p>【役員構成】 実行委員長1名、副実行委員長2名、会計1名、書記1名</p> <p>【予算】 平成15年度実績：229千円 町一般会計より：72千円 （報償費66千円 需要費6千円） 国保補助金より：157千円 （報償費44千円 需要費113千円） 老人保健健康教育事業補助金対象経費</p>			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称			
22	保健衛生事業の取扱い		保健所部会	地域保健課			
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否			
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分				
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名						
11	在宅ケア連携事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題		
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課			
歳出予算額（平成16年度）	4,214千円		40千円	120千円			
根拠法令等							
会計の種類別	一般会計		一般会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	0千円			
関係団体・慣行	公共的団体		公共的団体				
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等				
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>補助団体 【名称】 相模原市医師会</p> <p>補助金 【名称】 相模原市在宅ケア対策事業補助金 【目的】 在宅療養者に対する適切な医療体制の充実を図るため、相模原市医師会が行う在宅ケアの充実（在宅ケア連携室の運営）や病院、診療所等医療機関相互の連携体制等の調査研究に対し補助を行う。</p> <p>【事業概要】 在宅療養者に関わる訪問看護師等を対象に、より質の高い在宅サービスの提供を図るため、連絡会議や研修を実施するとともに、在宅療養者に対する適切な医療体制の充実を図るため、市医師会の在宅ケア事業に対し補助を行う。</p> <p>【予算額】 4,184千円 【事業費内訳】 報償費 訪問看護婦等連絡会議講師謝礼 @15千円×2時間= 30千円 負担金、補助及び交付金 4,184千円</p>	該当なし	<p>関係機関 【名称】 津久井赤十字訪問看護ステーション・JA訪問看護ステーションつくいと連携会議 【補助金】 なし 【内容】 健康の保持増進や疾病を予防し要介護状態になる事を予防するために、保健サービスと医療・福祉及び介護保険等のサービスの調整を図り、在宅療養者及びその家族に関する情報交換と訪問指導計画・看護計画の立案と検討を行う事を目的に月1回実施。予算0円</p>	<p>【名称】 相模湖町保健・医療・福祉連携システム推進会議 【目的】 H14年度に検討した保健・医療・福祉連携システム検討報告書を受けて15年度から実施。H16年度は、在宅要援護者のための連携のあり方について医療機関相互の連携・公的サービス提供のための連携・インフォーマルサービス提供のための連携について深める。</p> <p>【事業概要】 在宅療養者に関わる医師・保健師・看護師・ケアマネ等を対象に、より質の高いサービスを提供するために会議・研修を実施する。</p> <p>会議・研修会・・・3回</p> <p>【予算額】 120千円 【事業費内訳】 報償費 訪問看護婦等連絡会議謝礼 5千円×4人×3回= 60千円 医師・歯科医師連絡会議謝礼 10千円×2人×3回= 60千円</p> <p>国保会計で実施</p>		<p>事業実施内容が、市町により違う。医師会事業の調整を踏まえて、事業内容を検討する必要がある。</p>	<p>5年以内に、相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を踏まえて事業内容を検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 献血推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,381千円	19千円	0千円	19千円		
根拠法令等	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律	安全な血液製剤の安定供給の確保に関する法律		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】 企業・各種団体（ライオンズクラブ等）の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成16年度（計画） 実施会場105 配車台数85 平成15年度（実績） 実施会場 113 配車台数94 献血実績（人） 200ml：469、400ml：4310、成分：22</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 1,381千円 消耗品費（献血協力者記念品1,045千円 広報用消耗品336千円）</p>	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、血液の重要性と献血に対する住民の理解を深めるとともに、献血思想の普及啓発を図る。</p> <p>【事業内容】 企業等の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成16年度（計画） 実施会場8 配車台数4 平成15年度（実績） 実施会場8 配車台数4 献血実績（人） 200ml：6、400ml：176、成分：1</p> <p>【事業費の内訳】 旅費2 普通旅費 需用費 消耗品（献血協力者記念品17千円）</p>	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】 企業等の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成16年度（計画） 実施会場 9 配車台数 4 平成15年度（実績） 実施会場 9 配車台数 4 献血実績（人） 200ml：8、400ml：133、成分：0</p> <p>【事業費の内訳】 消耗品費（献血協力者記念品70千円） ※事業費については、神奈川県日本赤十字支部より支出。</p>	<p>【概要】 医療に必要な血液を献血により確保するため、献血思想の普及を図り、もって地域住民の健康と福祉に寄与する。</p> <p>【事業内容】 各種団体（帝京大学薬学部等）の協力のもと献血車を配車し、血液供給体制の確保を図る。 平成16年度（計画） 実施会場 2 配車台数 2 平成15年度（実績） 実施会場 3 配車台数 3 献血実績（人） 200ml：11、400ml：51、成分：0</p> <p>【事業費の内訳】 消耗品費（献血協力者記念品19千円）</p>	なし	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 地域保健課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 13	事務事業名 口腔衛生事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳入予算額（平成16年度）	6,091千円	54千円	6千円	162千円		
根拠法令等	地域保健法	地域保健法	老人保健法・	地域保健法・		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	162千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 健康状態や生活環境などを総合的に考慮した歯科保健支援を必要とする乳幼児や在宅療養者等に対し、歯科保健指導や予防処置を行うとともに、歯科保健の啓発のために学校等巡回指導を実施する。また、歯科衛生士の資質の向上を図るため研修を行う。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○在宅療養者等訪問口腔衛生事業 ○重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業 ○在宅歯科衛生士研修会 ○歯科巡回指導 ○特別歯科相談 <p>【事業費内訳】単位千円</p> <p>①賃金（5,108）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サブライ室看護師（@8,890+400）×416名+（年休付与分@8,890×10名） ・歯科衛生士（歯科巡回指導）（@5,715+400）×155名 ・歯科健診補助職員（受付、誘導）（@2,050+400）×84名 <p>②報償費（108）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅歯科衛生士研修会講師謝礼 @45,000×1回 ・歯科医師謝礼（乳幼児歯科健診）@31,300×2回 <p>③需用費（600）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費 歯科健診業務用消耗品（ペーパータオル、タオル等） オートクレーブ（滅菌消毒機）用記録用紙 ・医薬材料費 歯科健診業務用医薬品（手袋、歯鏡、ヒビテン、フロアーゲル等） <p>④委託料（275）</p> <ul style="list-style-type: none"> オートクレーブ保守委託 	<p>【事業概要】 健康状態や生活環境などを総合的に考慮した歯科保健支援を必要とする幼児（保育所・幼稚園年長児）に対し、歯科保健指導の啓発のために巡回指導を実施する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>町立保育所・幼稚園巡回歯科保健指導</p> <p>【事業費内訳】単位千円</p> <p>①賃金（47）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士（@5,250+300）×8回 <p>②需用費（600）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬材料費 歯科健診業務用医薬品（手袋、レッドコート等） 	<p>○重度う蝕ハイリスク幼児予防対策事業（歯科フッ素塗布）については、町該当無し（一般市事務）。保健福祉事務所主体にて実施。平成15年度受診数は175人（対象数は309人）保健相談数は延べ31人。予防薬剤は本町母子歯科健診における医薬材料費にて一括購入されたものを使用。</p> <p>○歯科健康相談：年に1回、延べ12人。歯周疾患や口腔ケアについて個別歯科相談を行っている。</p> <p>①賃金 5,300円 老人保健健康相談事業経費対象</p>	<p>【事業概要】 歯科健康教育事業として実施。健康状態や生活環境などを含めた歯科保健支援を必要とする幼児（町立保育園・町立幼稚園）、学童（町立小学校1、3、5年生）に対し、歯科保健指導の啓発のために巡回指導を実施する。</p> <p>また、津久井保健福祉事務所の協力を得て、障害児（通園事業）に対し、歯科保健指導や予防処置を実施する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○幼児歯科教室 4園 各園 年2回 ○学校歯科教室 3校 各校 年1回 ○通園事業歯科健診 年3回 <p>【事業費内訳】単位千円</p> <p>①報償費（157）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・歯科衛生士 @5,800×27人 <p>②需用費（5）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医薬材料費 5,000円 <p>*国保会計 *通園事業歯科健診については、保健福祉事務所で予算計上</p>	<p>歯科巡回指導の対象、内容の統一が必要。学校巡回指導については教育委員会との調整が必要。保育所や幼稚園に対する巡回指導については従来の経緯を考慮し担当部署との調整を図る。</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
22	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号	事務事業名					
14	栄養改善事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	3,034千円	78千円	258千円	84千円		
根拠法令等	健康増進法	健康増進法	健康増進法	健康増進法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	150千円	0千円	120千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体			
使用料・手数料・補助金等			補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源	一般市事務				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 栄養改善思想の普及・啓発を図るため、地域における栄養改善の推進者として食生活推進員を養成する（食生活改善推進員養成講座の開催）とともに、地域において市民向けに生活習慣病予防の調理講習会を食生活改善推進団体「わかな会」に委託し実施する。 また特定給食施設等に対する巡回指導、特定給食施設等従事者に講習会を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回実施 ・特定給食施設等講習会 年2回実施 ・特定給食施設等個別指導 年間実施 ・地域食生活改善推進事業 委託6件 ・栄養表示推進事業等</p> <p>【予算額】3,034千円</p> <p>【事業費内訳】 賞金：非常勤賞金（栄養士）（254人分） 1,872千円 報償費 75千円 需用費：消耗品費・印刷製本費・胸材料費 290千円 委託料： 767千円 （内訳） 栄養表示普及啓発講習会実施委託 年24回 調理講習会実施委託（障害者対象）年1回 調理講習会実施委託（高齢者世帯）年14回 食生活改善推進員現任研修実施委託年4回 食生活改善推進員交流事業実施委託年1回 生活習慣病予防調理講習会実施委託年24回 負担金、補助及び交付金 30千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】150千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 栄養改善思想の普及・啓発を図るため、地域における栄養改善の推進者として食生活推進員を養成する（食生活改善推進員養成講座の開催）と共に、地域において町民向けに生活習慣病予防の栄養改善教室の調理を食生活改善推進団体城山支部に委託し実施する。</p> <p>【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回実施 ・地域食生活改善推進事業 年1回 ・栄養改善教室 年13回</p> <p>【予算額】75千円</p> <p>【事業費内訳】 賞金 67千円 非常勤賞金（栄養士）（13人分） 報償費 30千円 需用費 413千円 消耗品費・印刷製本費・胸材料費 委託料： 230千円 食生活改善地区組織活動委託料 負担金 40千円 食生活改善推進員養成講座負担金</p> <p>【特記事項】 食生活改善推進員養成講座は、毎年津久井郡四町の持ち回りで合同で講座を開催している。（16年度は津久井町が担当。）講座の事業費については各町40千円ずつの負担であり、担当町に対して支出している。</p> <p>一般財源 【金額】78千円</p>	<p>【事業概要】 地域における食生活改善推進員の養成を目的として、必要な知識と実践のための技術を習得する。（津久井郡四町食生活改善推進員養成講座） また、食生活改善を地域で推進するための活動を助成する。</p> <p>【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回 ・各種食生活改善推進事業 ・町食生活改善推進団体助成金</p> <p>【金額】258千円</p> <p>【事業費内訳】 ・食生活改善推進員養成講座 報償費 100千円 需用費：消耗品費・胸材料費 61千円 ・食生活改善推進事業 賞金：非常勤栄養士賞金（6回分） 42千円 需用費：消耗品費 25千円 負担金、補助及び交付金 30千円</p> <p>【特記事項】 食生活改善推進員養成講座の事業費については、津久井郡四町で各町40千円ずつ負担する。</p>	<p>【事業概要】 地域における食生活改善推進員の養成を目的として、必要な知識と実践のための技術を習得する。（津久井郡四町食生活改善推進員養成講座） また、食生活改善推進団体「津久志会」の協力を得て生活習慣病予防の料理教室を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・食生活改善推進員養成講座 年15回 ・食生活改善栄養指導 6回 ・町食生活改善推進団体助成金</p> <p>【金額】258千円</p> <p>【事業費内訳】 賞金（栄養士） 12千円 需用費 12千円 報償費 20千円 負担金、補助及び交付金 40千円</p> <p>【特記事項】 食生活改善推進員養成講座の事業費については、津久井郡四町で各町40千円ずつ負担する。</p>	<p>食生活改善推進員養成講座の開催状況の相違があるため、食生活改善推進員養成講座開催にあたり、市町の状況を踏まえ実施する。</p> <p>団体については、各団体と調整のうえ、統合化の方向で進める。（委託事業・育成支援等については、一本化を図る。食生活改善推進団体の活動内容・組織・助成金・育成支援・委託事業等が異なる。）</p> <p>特定給食施設等指導・栄養表示推進事業については、保健所政令市業務のため 課題無し （特定給食施設等指導・栄養表示推進事業については、保健所政令市業務のため 相模原市の制度に統一する。）</p>	速やかに相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 保健所一般健康相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	7,278千円					
根拠法令等	相模原市保健所及び保健センター条例・ 相模原市保健所及び保健センター条例施行規則・ 相模原市保健所一般健康相談事業実施要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	172千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源・電算システム					
電算システム名	保健所業務情報システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 血液検査・尿検査・胸部X線検査等を行い、検査結果に基づき医師・保健師等による健康相談を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・実施場所：ウエルネスさがみはら ・実施回数：年24回（原則毎週水曜日・隔週で検査・相談を実施） ・実施人数：年1,200人（1回あたり50人）</p> <p>【事業費内訳】 報酬：非常勤特別職員報酬 24回×@31,300円×1人＝752千円 旅費：費用弁償24回×@1,000円×1人＝24千円 需要費：392千円 （消耗品費・物品修繕料・医薬材料費） 委託料 6,192千円 ：一般撮影装置保守点検委託 ：CR装置保守点検委託 ：放射線線量測定委託 ：一般健康相談血液検査業務委託 ：一般健康相談実施委託</p> <p>負担金、補助及び交付金 ：線量計厚生研究会参加負担金 8千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】172千円 【補助率】1/3・1/3</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 病院・診療所等指導事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	319千円					
根拠法令等	医療法・あん摩指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律・臨床検査技師、衛生検査技師等の関する法律・柔道整復師法 等					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等					
事務事業の別	中核市事務					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 医療法等の規定に基づき病院、診療所等の許可、規制指導を行い、地域医療の向上を図るもの。</p> <p>(対象施設) 病院30 医科診療所340 歯科診療所301 助産所 12 衛生検査所 4 施術所（あんま、はり、きゆう、柔道整復）548</p> <p>【事業内容】 病院、衛生検査所、介護老人保健施設等への立入検査 各法令に基づく許可事務、届出</p> <p>【事業の実績】（平成15年度） 立入検査 病院31 衛生検査所4 介護老人保健施設5 有床診療所3 許可、届出等 病院221 医科診療所220 歯科診療所104 助産所2 衛生検査所4 歯科技工所14 あはき64 柔道整復34</p> <p>衛生検査所の立入検査には、制度管理専門委員4名が同行している。</p> <p>【事業費の内訳】 報酬 180千円 報償費 16千円 旅費 34千円 需用費 89千円</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 17	事務事業名 保健衛生統計調査事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課			
歳出予算額（平成16年度）	2,179千円						
根拠法令等	統計法、人口動態調査令、国民生活基礎調査規 則、医療法、介護保険法、母体保護法、地域保健 法他関係法令、地方自治法						
会計の種類	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	2,179千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 保健衛生に関する基礎資料を得ることを目的として、厚生労働省からの委託により保健衛生統計調査を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口動態調査 ・病院報告 ・医療施設動態調査 ・地域保健・老人保健事業報告 ・不妊手術及び人工妊娠中絶年報作成 ・国民生活基礎調査 ・介護サービス施設、事業所調査 <p>【事業の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国民生活基礎調査（毎年） 国民生活基礎調査（5地区）、21世紀成年者縦断調査（12地区） ・介護サービス施設、事業所調査 介護老人保健施設（7施設）、介護療養型医療施設（12施設）、訪問看護ステーション（14施設）、居宅サービス事業所（1施設） ・受領行動調査（3年毎） 調査施設数1施設、調査員数3人 ・患者調査（3年毎） 調査施設数35施設 ・三師調査（業務従事者届含む。隔年実施） ・月例報告：医療施設動態調査、病院報告、人口動態調査 ・年度報告：衛生行政報告例 <p>【事業費の内訳】（千円）</p> <p><歳入> 保健衛生統計調査委託費：2,179</p> <p><歳出></p> <ul style="list-style-type: none"> 報酬：1,404 非常勤特別職員報酬 報償費：67 謝礼 旅費：40 需用費：580 消耗品費 役務費：88 郵便料 		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 18	事務事業名 国民健康・栄養調査等事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	849千円					
根拠法令等	健康増進法					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	819千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業説明】 健康増進法の規定に基づき、国民の食品摂取量、栄養素等摂取量の実態を把握するとともに、栄養と健康の関係を明らかにし、広く健康増進対策等に必要基礎資料を得ることを目的とする調査を実施する。調査は、無作為に抽出された全国で300ヶ所の調査区を対象としてその調査区内の世帯及び世帯員について実施する。</p> <p>【事業内容】 ・調査対象予定 3調査区 150世帯 ・調査予定時期 平成16年10月～12月</p> <p>【経費内訳】 ・賃金：非常勤（栄養士・看護師） 36人分 266千円 ・旅費 3千円 ・需用費 436千円</p> <p>消耗品費 国民栄養調査用消耗品 歩数計：120個、キッチンスケール：70個 調査協力者記念品 医薬材料費 ・委託料：血液検査業務委託（35人分）139千円 ・使用料及び賃借料 5千円</p> <p>特定財源 【名称】国民健康・栄養調査委託金（国） 【内容等】健康増進法に基づく、国民健康・栄養調査に係る事務費 【金額】819千円 【補助率】10/10</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 保健所情報化推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	20,135千円		0千円	1,418千円		
根拠法令等						
会計の種類	一般会計		一般会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円	1,418千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>保健所業務情報システム 次の15のサブシステムからなるシステムの運用・維持（結核予防対策、精神保健福祉対策、難病対策、機能訓練事業、保健指導相談日計、環境衛生施設管理、環境衛生営業管理、クリニック、衛生検査、犬の登録管理、手数料管理、医事管理、薬事管理、食品衛生管理、健康度評価）。マイクロソフトアクセスで作成したシステム。システム保守委託を行っている。</p> <p>○機器の構成 サーバー5台、クライアント80台、プリンター9台（機器はメンテナンスリース） ○WISH（厚生労働総合情報システム）インターネットを利用した厚生労働省のシステムで公衆衛生予防や全国的な保健統計へ情報提供を行う。</p> <p>平成16年度の事業の予算額には、今年度のみ保守委託のなかに、機器更新に伴うシステム修正の金額が含まれている</p> <p>平成15年度実績（単位：千円） 事業費計 12,877 需用費 605 役務費 59 委託料 2,987 使用・賃借料 9,229</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	<p>予算計上し、情報システムの運用管理を行っている事業の該当はなし</p> <p>基本健康診査事業は、15年度より保健所と4町の協力で、アクセスで作成した入力フォームによりデータ入力を行っている。 健康教育該当者の抽出や、健康課題の分析などに使っている。 基本健康診査の問診票が健康度評価のA0票同様なので、必要により相談・教育の該当者として抽出。</p> <p>入力は保健係と健康支援係での手入力</p>	<p>健康管理システム（ヘルセンオール）を運用するためのコンピューターリース及び維持管理をおこなっている。（国保会計） 機器の構成：クライアント2台、プリンター1台</p> <p>平成15年度実績 使用料及び賃借料 1,248千円 平成16年度予算 使用料及び賃借料 1,248千円</p>	データの移行については、相模原市システムと津久井保健福祉事務所及び各町のシステムの内容を確認の上調整する。	速やかに相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 20	事務事業名 保健所衛生検査施設整備事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課			
歳出予算額（平成16年度）	13,000千円						
根拠法令等	地域保健法						
会計の種類	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別							
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>1 背景等 平成10年2月に県と締結した覚書により、平成16年度で無償借用期間が終了するために整備するもの。なお、財政状況等から建設が遅れており、1年間の借用期間の延長を求めており、内諾を得ている。 整備に当たっては、環境検査センター、環境情報センター及び犬の一時抑留施設との合築とする。</p> <p>2 施設の概要 (1) 建物 富士見1丁目5320番地5に所在する旧メディカルセンター（築30年） (2) 規模 鉄筋コンクリート造陸屋根4階建て 延べ面積 2,920㎡ (3) 工事方法 改築（耐震改修を含む） (4) 利用形態 4つの複合施設として利用</p> <p>3 スケジュール 平成16年度 耐震調査、設計委託 平成17年度 改修工事、備品等整備、移転 平成18年度 開所（4月）</p>		該当なし	該当なし	該当なし	なし	現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課																			
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了																			
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合																					
事務事業番号 21	事務事業名 総合保健医療センター維持管理補修事業																							
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																		
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課																				
歳出予算額（平成16年度）	201,051千円		7,417千円																					
根拠法令等																								
会計の種類	一般会計		一般会計																					
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円																					
関係団体・慣行																								
使用料・手数料・補助金等	使用料/手数料等																							
事務事業の別	特定財源																							
電算システム名																								
備考1																								
備考2																								
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																								
【事務事業の内容】	<p>相模原市総合保健医療センター（ウェルネスさがみはら）の施設管理・維持補修を行うもの。延べ床面積 20,978.74㎡（A館8階建B館5階建）メディカルセンターなどがあり、夜間も開館している施設の性格等を考慮し、警備・設備については、総合管理委託を採用している。その他については、清掃業務委託、植栽管理委託、一般廃棄物及び紙類等リサイクル処分委託、機械警備委託、自家用電気工作物保守業務管理、ペットボトルリサイクル処分委託、施設諸室の行事業内・予約等のシステムである管理情報システムの機器保守及びプログラム保守、機器リースを行っている。</p> <p>15年度実績（単位：千円）</p> <p>維持管理費</p> <table border="1"> <tr><td>事業計</td><td>193,122</td></tr> <tr><td>需用費</td><td>63,164</td></tr> <tr><td>役務費</td><td>358</td></tr> <tr><td>委託料</td><td>127,341</td></tr> <tr><td>使用・賃借</td><td>2,156</td></tr> <tr><td>備品購入費</td><td>100</td></tr> <tr><td>負担金・補助</td><td>5</td></tr> </table> <p>修繕費</p> <table border="1"> <tr><td>事業計</td><td>1,137</td></tr> <tr><td>需用費</td><td>1,137</td></tr> </table>	事業計	193,122	需用費	63,164	役務費	358	委託料	127,341	使用・賃借	2,156	備品購入費	100	負担金・補助	5	事業計	1,137	需用費	1,137	該当なし	津久井町保健センターの施設管理・維持補修を行うもの。 (2階建) 清掃業務、機械警備、自家用電気工作物保守業務管理、空調機保守、エレベーター保守、自動ドア保守等の委託中心	該当なし	なし	現行のまま新市に引き継ぐ。
事業計	193,122																							
需用費	63,164																							
役務費	358																							
委託料	127,341																							
使用・賃借	2,156																							
備品購入費	100																							
負担金・補助	5																							
事業計	1,137																							
需用費	1,137																							

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 22	事務事業名 健康手帳交付事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	町民課		
歳出予算額（平成16年度）	1,219千円	30千円	16千円	10千円		
根拠法令等	老人保健法・ 国保健事業実施要領・ 相模原市成人保健事業実施要綱	老人保健法	老人保健法・	老人保健法・		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	646千円	10千円	7千円	3千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 老人保健法に基づき、健康診査の記録、その後老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため作成し配布する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配布対象：40歳以上の市民（39歳以下の希望者にも配布） 配布窓口：地域保健課 中央保健センター 健康福祉総合相談課 地域医療課 配布時期：基本健康診査受診券一斉送付時（4月末：50・60歳の人） 健康相談実施時 老人保健法医療受給者証交付時（75歳到達時） その他再交付等については交付希望時に随時配布 <p>【予算額】1,219千円</p> <p>【事業費内訳】</p> <p>需用費 消耗品費 1,219千円 健康手帳（ビニールカバー付） 1,000冊 261千円 健康手帳（ビニールカバーなし） 11,700冊 958千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】646千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 老人保健法に基づき、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理を行うとともに、適切な医療の確保に資するため作成し配布する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配布対象：40歳以上の町民（39歳以下の希望者にも配布） 配布窓口：保健推進課 町民課 配布方法：健康相談実施時 老人保健法医療受給者証交付時（75歳到達時） その他随時再交付 <p>【予算額】30千円</p> <p>【事業費内訳】</p> <p>需用費 消耗品費 30千円 健康手帳 350冊 23千円 ビニールカバー（三つ折り） 150枚 3千円 ビニールカバー（二つ折り） 200枚 4千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】10千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 老人保健法に基づき、健康診査の記録、その後老後における健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資するため配布する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配布対象：40歳以上の町民（39歳以下の希望者にも配布） 配布窓口：健康福祉課 配布時期：15年度までは40歳の誕生日に一斉送付。16年度から中止 健康相談・健康教育実施時 老人保健法医療受給者証交付（75歳到達）時 その他再交付等については交付希望時に随時配布 <p>15年度実績：医療受給資格者 59名 それ以外 399名</p> <p>【予算額】16千円</p> <p>【事業費内訳】</p> <p>需用費 消耗品費 16千円 健康手帳（ビニールカバー付） 50冊 6千円 健康手帳（ビニールカバーなし） 100冊 10千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】7千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 老人保健法に基づき、健康診査の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理を行うとともに、適切な医療の確保に資するため作成し配布する。</p> <p>【事業内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 配布対象：40歳以上の町民（39歳以下の希望者にも配布） 配布窓口：町民課 配布方法：老人保健法医療受給者証交付時（75歳到達時） その他随時再交付 <p>【予算額】10千円</p> <p>【事業費内訳】</p> <p>需用費 消耗品費 10千円 健康手帳（ビニールカバー付） 40冊 10千円</p> <p>特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】3千円 【補助率】1/3・1/3</p>	配布方法・掲載内容の相違がある。	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
22	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
23	健康増進事業		■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	13,815千円			138千円		
根拠法令等	老人保健法					
会計の種類別	一般会計			特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	4,902千円			138千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 高齢期の身体活動の維持、中高年の生活習慣病に着目し、身体活動の実践等を中心とした健康増進事業を健康教育の一環として実施するもの。また虚弱高齢者の介護予防のために、鍛えたい筋肉を効率よく安全に鍛えることができる機器を用いた筋力トレーニングを実施する。</p> <p>【事業内容】 対象者：基本健康診査、職域の健康診査等により、生活習慣の改善に運動が必要とされた原則40歳以上の人、及び健康度評価事業のアセスメントの結果転倒等のリスクが高く、筋力のトレーニングを必要とする人など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運動プログラム作成コース：年間48回実施（有料・体力測定手数料 1千円） ・運動習慣定着コース：年間24回実施（10日間コース） ・運動体験教室：年間24回実施（2日間コース） ・高齢者健康増進教室：年間12回実施（4日間コース） ・高齢者筋力トレーニング事業：年間3回実施（24日間コース） <p>【事業費内訳】 需用費 消耗品費 健康増進マニュアル 12千円 健康増進用消耗品 23千円 印刷製本費 リーフレット 543千円</p> <p>委託料 施策事業委託料 健康増進事業運営委託 9,900千円 高齢者筋力向上トレーニング事業運営委託 569千円</p> <p>使用料及び賃借料 高齢者用筋力向上トレーニング機器使用料 541千円</p> <p>報償費 1,728千円 医師謝礼（平日）@31,000円×24回、 （夜間）@39,100円×12回 （休日）@42,300円×12回</p>	<p>【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立つ。</p> <p>【内容】 予定回数 39回、予定延人数 530人</p> <p>【財政的な影響を把握するための基礎的数値】 ○重点健康相談 ・病態別 予定回数8回、延人数150人 ○介護家族健康相談 予定回数1回、延人数30人 ○総合健康相談 予定回数30回、延人数350人</p> <p>○事業費の内訳 ・需用費 77千円 消耗品費 72千円 物品修繕料 5千円</p> <p>特定財源 ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金</p> <p>いきいき体操教室開催事業 【目的】 寝たきりや痴呆を予防する為、体操や健康相談を実施し、老後の健康を保持する。</p> <p>【事業内容】 毎週水曜日と月2回の火曜日に年齢や身体状況によりクラス分けをして実施。参加者は自動血圧計で血圧と脈を測定し、その後、保健師による健康相談、運動トレーニング指導士によるリズム体操、ゲームストレッチ体操を約1時間実施。</p> <p>【対象】 町内に住民登録されている60歳以上の者。</p>	<p>生涯学習課事業に抱き合わせて実施。予算計上なし。</p> <p>健康福祉課の役割：保健師・管理栄養士が講師として健康教育を実施。</p> <p>概要 【事業概要】 運動、スポーツ活動をきっかけに生活習慣を見直し、主体的で、積極的な健康づくりを推進することで町民の生活習慣病や筋力低下による転倒が原因となる寝たきりを予防する。 生涯学習課部門と健康支援部門と協力体制を確立し健康を保つ環境づくりをすすめる町民の健康づくり活動を推進する。</p> <p>【事業内容】 対象者：原則20歳から65歳の町民希望者 基本健康診査等により、生活習慣の改善に運動が効果的と思われる人</p> <p>・みどり水のフィットネスクラブ 年間1回 15日コース （アクアビクス・マットコア・エアロ・ハイキング・調理実習・健康講話）</p> <p>対象者：20歳から79歳までの町民希望者 ・津久井町健康づくり講座 年間1回 1日コース （体力測定・健康講話・サークル紹介）</p>	<p>【事業概要】 高齢期の寝たきり予防、中高年の健康づくりのための運動実践と事業効果判定のために体力測定を行う。</p> <p>【事業内容】 平成16年度事業予定 38体操教室 3回1コース 2コース実施予定 体力測定 年3回</p> <p>平成15年度実績 生命の貯蓄体操 10回 228人参加 体力測定 4回 40人</p> <p>【事業費】 平成16年度予算額 報償費 110千円 賃金 28千円</p> <p>国保会計で実施</p>	<p>各市町の事業実施内容が異なるため地域に合う事業の実施を考慮する必要がある。</p> <p>○事業内容の相違 ・相模原市 ・運動プログラム作成コース48回 ・運動習慣定着コース240回 ・運動体験教室48回（2日間×12回） ・高齢者健康増進教室48回（4日間×12回） ・城山町 ・健康運動室利用講習12回 ・健康運動室トレーナー配置11回 ・リフレッシュ体操教室10回 ・津久井町 ・みどり水のフィットネスクラブ1回15日コース ・津久井町健康づくり講座1回 ・相模湖町 ・3日体操教室3回1コース 2コース実施 ・体力測定3回</p> <p>○施設の相違</p> <p>○事業の位置付けの相違 ・津久井町 生涯学習課事業と抱き合わせて実施</p> <p>○会計の相違 ・相模湖町 国保会計で実施</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、事業内容については地域特性に配慮し調整する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 23	事務事業名 健康増進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	需要費 499千円 消耗品費 409千円 健康増進機器類記録用紙 物品修繕費 90千円 健康増進機器類修繕費 特定財源 【名称】保健事業費負担金（国・県） 【金額】4,902千円 【補助率】1/3・1/3					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
22	保健衛生事業の取扱い	保健所部会	地域保健課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
24	基本健康診査事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,238,687千円	33,305千円	0千円	14,939千円		
根拠法令等	老人保健法・ 国保健事業実施要領・ 相模原市基本健康診査実施要領	老人保健法・ 保健事業実施要領（国）	老人保健法・ 保健事業実施要領（国）	老人保健法・ 保健事業実施要領（国）		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	302,316千円	33,305千円	45,721千円	6,020千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	成人健康管理システム			健康管理システム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 近年の疾病動向を踏まえ、保健対策上重要な課題である心臓病、脳卒中等の循環器疾患及び肝疾患の予防及び早期発見を図り、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結び付けるため、市医師会加入の協力医療機関において実施する。</p> <p>また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない市民（肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けたことのある節目年齢外対象者。） ・通知等：（1）過去3年間に受診歴のある人 ・・・（4月末に受診券を送付） （2）受診歴のない40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者 ・・・（4月、8月に受診勧奨はがきを送付） ・想定対象者：103,662人 ・受診予定者：53,060人（受診率51.2%） 【予算額】 1,238,687千円 【事業費内訳】 需用費： 2,458千円 消耗品費 60千円 印刷製本費 2,398千円 委託料： 1,236,229千円 事務作業等委託料 基本健診受診券封入封かん作業委託 2,058千円 基本健診等受診勧奨通知封かん作業委託 997千円 施策事業委託料 基本健康診査委託 1,195,674千円 確定診断検査委託 37,500千円 特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【内容等】 【金額】302,316千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 生活習慣病等の疾患の早期発見を図り、必要な者に対し栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に結び付けるため、郡医師会に加入する町内医療機関の協力の下、各医療機関において実施する。</p> <p>また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない町民（肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けた節目年齢該当外の者。） ・通知等：町内に住所を有する40歳以上の者全員に対し5月下旬に受診券を送付。 ・受診券送付数：12,415人 ・受診予定者：2,483人（受診率20.0%） 【予算額】 33,305千円 【事業費内訳】 需用費： 115千円 印刷製本費 115千円 委託料： 33,190千円 基本健康診査業務委託料（基本健康診査分） 27,030千円 （肝炎検査分） 6,160千円 特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【内容等】 【金額】33,305千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 生活習慣病等の疾患の早期発見を図り、必要な者に対し栄養や運動等に関する保健指導、健康管理に結び付けるため、郡医師会に加入する町内医療機関の協力の下、各医療機関において実施する。</p> <p>また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。併せてB型肝炎検査も実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない町民（肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けた節目年齢該当外の者。） ・通知等：町内に住所を有する40歳以上の者全員に対し8月下旬に受診券を送付。 ・受診券送付数：16,790人 ・受診予定者：3,000人（受診率17.9%） 【予算額】 45,721千円 【事業費内訳】 需用費： 182千円 消耗品費 10千円 印刷製本費 172千円 委託料： 44,685千円 基本健康診査業務委託料（基本健康診査分） 42,962千円 （肝炎検査分） 1,723千円 特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【内容等】 【金額】45,721千円 【補助率】1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 近年の疾病動向を踏まえ、保健対策上重要な課題である心臓病、脳卒中等の循環器疾患及び肝疾患の予防及び早期発見を図り、栄養や運動等の生活指導や適切な治療に結び付けるため、郡医師会加入の町内協力医療機関において実施する。</p> <p>また、厚生労働省の「C型肝炎緊急総合対策」の動向を踏まえ、肝炎に起因する肝硬変や肝がんへの移行を未然に防ぐことを目的に、平成14年度から5年間で肝炎検査を実施する。</p> <p>【事業内容】 ・対象者：40歳以上の職場等で健診を受ける機会のない町民（肝炎検査は、40歳から70歳までの5歳刻みの節目年齢該当者及び肝機能異常等の指摘を受けた節目年齢該当外の者。） ・想定対象者：2,800人 ・受診予定者：1,000人（受診率35.7%） 【予算額】 14,939千円 【事業費内訳】 需用費： 67千円 消耗品費 8千円 印刷製本費 59千円 委託料： 14,872千円 施策事業委託料 基本健康診査委託 14,872千円 特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【内容等】 【金額】6,020千円 【補助率】1/3・1/3</p>	委託単価 受益者負担金 実施期間 検査項目 受診券送付方法等	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項			専門部会名	相模原市の課等の名称	
22	保健衛生事業の取扱い			保健所部会	地域保健課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク	調整済の可否	
				■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分		
				□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号	事務事業名					
25	がん検診事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額(平成16年度)	403,971千円	7,232千円	6,522千円	5,344千円		
根拠法令等	相模原市施設検診実施要綱・相模原市集団検診実施要綱		津久井町施設検診実施要綱			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム			電算システム		
電算システム名	成人健康管理システム			健康管理システム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p><がん施設検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を相模原市医師会に委託し、市の協力医療機関及びメディカルセンターにおいて実施する。 【事業内容】 検診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の市民（子宮がん、乳がんについては30歳以上の女性） 【予算額】 308,335千円 【事業費内訳】 施設検診 需用費： 2,890千円 消耗品費 喀痰細胞診容器 567千円 印刷製本費 検診用帳票・実施結果票等 2,323千円 委託料： 305,445千円 施策事業委託料 胃がん施設検診委託 80,646千円 子宮がん施設検診委託 100,213千円 乳がん施設検診委託 41,201千円 肺がん施設検診委託 47,769千円 大腸がん施設検診委託 35,616千円</p> <p><がん集団検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を検診機関に委託し、市内公共施設・小学校などにおいて検診車等により実施する。 【事業内容】 健診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の市民（子宮がん、乳がんについては30歳以上の女性） 【予算額】 76,496千円 【事業費内訳】 賃金：非常勤賃金(207人分) 805千円 報償費：委員謝礼(9人分) 114千円 需要費：消耗品等 547千円 役務費：手数料・保険料等 40千円 委託料：集団検診委託料 74,914千円 使用料及び賃借料 50千円 公課費 26千円</p>	<p><がん検診事業(施設、集団検診及び精密検査受診連絡事務)> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療に結び付けるため、胃がん、大腸がん、子宮がん、乳がん、肺がん、喀痰細胞診検診を実施する。また、「精密検査を要する」と結果が出た者については、精密検査を受診した医療機関から報告書の提出を受ける事により検査結果の把握を行うとともに町保健師による適切な事後指導を実施する。 【事業内容】 ・施設検診 郡医師会に加入する町内の医療機関のうち検診実施可能な医療機関。 検診項目：子宮がん・乳がん 対象者：子宮がん・・・25歳以上の町民 乳がん・・・30歳以上の町民 ・集団検診 検診事業を検診機関に委託し、町保健福祉センターにおいて検診車等を用いて実施。(平成16年度は年5回実施。) 検診項目：胃がん・大腸がん・子宮がん・乳がん・肺がん・喀痰細胞診 対象者：胃がん・・・40歳以上の町民 大腸がん・・・40歳以上の町民 肺がん・・・40歳以上の町民 喀痰細胞診・・・40歳以上の町民 子宮がん・・・25歳以上の町民 乳がん・・・30歳以上の町民 ・精密検査連絡事務手数料 「精密検査を要する」と結果が出た者の、精密検査の結果を報告してもらう事に対する事務手数料を負担する。 項目：全てのがん検診項目 対象：精密検査対象者のうち精密検査を受けた者。 【予算額】 7,232千円 【事業費内訳】 需用費： 103千円 印刷製本費 検診票印刷等 24千円 役務費：手数料 精密検査連絡手数料</p>	<p><がん施設検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を津久井郡医師会に委託し、町内及び郡内の協力医療機関において実施する。 【事業内容】 検診項目：子宮がん・乳がん 対象者：30歳以上の女性（子宮がんについては25歳以上） 【予算額】 1,086千円 【事業費内訳】 需用費：消耗品等 51千円 委託料：子宮がん施設検診委託 863千円 乳がん施設検診委託 172千円</p> <p><がん集団検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を検診機関に委託し、町内公共施設などにおいて検診車等により実施する。 【事業内容】 健診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の町民（子宮がんについては25歳以上、乳がんについては30歳以上の女性） 【予算額】 5,404千円 【事業費内訳】 需要費：消耗品等 142千円 委託料：集団検診委託料 5,262千円</p> <p><がん検診精密検査等経費> 【事業概要】 がん(施設・集団)検診の受診結果が、「精密検査を要する」となった者について、精密検査を受診した医療機関からの報告書の提出を受け、精密検査の受診結果の正確な把握と、それに基づく適切な事後指導を実施する。 【事業内容】 ・精密検査予定者数 施設検診 30人 集団検診 118人 【予算額】 32千円 【事業費内訳】 役務費 手数料 32千円</p>	<p><がん施設検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を津久井郡医師会に委託し、郡内協力医療機関において実施する。 【事業内容】 検診項目：子宮がん・乳がん 対象者：子宮がん 25歳以上の女性 乳がん 30歳以上の女性 【予算額】 94千円 【事業費内訳】 委託料： 94千円 施策事業委託料 子宮がん施設検診委託 73千円 乳がん施設検診委託 21千円</p> <p><がん集団検診事業> 【事業概要】 がんの早期発見、早期治療を図るため、がん検診事業を検診機関に委託し、町内公共施設において検診車等により実施する。 【事業内容】 健診項目：胃がん・子宮がん・乳がん・肺がん・大腸がん 対象者：40歳以上の町民（乳がんについては30歳以上の女性、子宮がんについては25歳以上の女性） 【予算額】 5,237千円 【事業費内訳】 賃金：看護師賃金(1人分) 29千円 需要費：印刷代 214千円 役務費：郵送料 316千円 委託料：集団検診委託料 4,678千円 <がん検診精密検査等経費> 【事業概要】 がん(施設・集団)検診の受診結果が、「精密検査を要する」となった者について、精密検査を受診した医療機関からの報告書の提出を受け、精密検査の受診結果の正確な把握と、それに基づく適切な事後指導を実施する。 【事業内容】 ・精密検査予定者数 60人 【予算額】 13千円 【事業費内訳】 報償費 がん検診精検結果連絡手数料 60件 13千円</p>	<p>検査項目の整理 (3町の施設検診の項目の差異) 委託単価・一部負担金の整理 検診データの管理方法 検診の実施方法 (住民の申込方法・受診券の配布等)</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 地域保健課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 27	事務事業名 成人歯科保健対策推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	7,055千円	296千円	40千円	40千円		
根拠法令等	相模原市成人歯科健康診査実施要領					
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	254千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体		公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等		補助金/交付金等	補助金/交付金等		
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	成人保健管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>補助団体 【名称】相模原歯科医師会</p> <p>補助金 【名称】 ①高齢者よい歯のコンクール事業補助金 ②高齢者等歯科保健医療事業補助金 【金額】 ①高齢者よい歯のコンクール事業補助金 600千円 ②高齢者等歯科保健医療事業補助金 1,556千円</p> <p>概要 【事業概要】 国において提唱・推進されている「8020運動」の本市における具体化を図るため、日頃から歯科健診などを受ける機会に恵まれない成人を対象に健診を実施し歯科保健対策を推進するとともに、歯科医師会が実施する歯科保健啓発活動の充実を図るため補助を行う。 【事業内容】 ・成人歯科健康診査の実施 対象者：40歳～50歳の市民 実施機関：相模原歯科医師会加入の協力医療機関 ・「高齢者よい歯のコンクール」開催への助成 相模原歯科医師会が実施する「高齢者よい歯のコンクール」の開催に対し、座間市とともに人口比率に応じた助成を行う。 ・高齢者等歯科保健医療事業に対する助成 要介護高齢者を寝たきりにさせないために、介護予防に視点を置いた口腔ケアや市民に広く歯周疾患の予防などを理解してもらうための教育活動など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 7,055千円 【事業費内訳】 需要費 印刷製本費 成人歯科健診帳票等 153千円 委託料 成人歯科健診委託 800件 4,746千円 負担金、補助及び交付金 2,156千円</p>	<p>補助団体 【名称】津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 要介護者歯科診療助成金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円 ※以前、県の補助事業であった「在宅寝たきり老人歯科診療」について、県では事業を終了しているが郡歯科医師会では事業の継続をしたい旨の要望があり、現在でも町の単独事業として継続している。） 事業名：歯磨きサロン</p> <p>概要 【事業概要】 保健福祉センターで行われる集団がん検診の際にがん検診受診者及び一般成人を対象にした歯周疾患指導等を実施。 【予算額】 256千円 【事業費内訳】 賞金 146千円 非常勤職員賃金（歯科衛生士） 100千円 報償費 講師謝礼 需用費 10千円 消耗品費（資料代） ※当初は東京歯科大学の先生からモデル事業として事業実施を依頼され事業が始まった。現在ではモデル事業自体は終了しているが事業終了せずに継続して行っている。</p>	<p>補助団体 【名称】津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 要介護者歯科診療助成金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円</p>	<p>補助団体 【名称】津久井郡歯科医師会</p> <p>助成金 【名称】 要介護者歯科診療助成金 【内容】 要介護高齢者の介護予防を目的に口腔ケアを行う在宅訪問歯科指導など歯科医師会の実施する事業に助成を行う。 【予算額】 40千円</p>	なし	速やかに相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 地域保健課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合 □⑤廃止の方向で調整				
事務事業番号 27	事務事業名 成人歯科保健対策推進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	特定財源 【名称】保健事業負担金（国・県） 【金額】254千円 【補助率】1/3・1/3					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 28	事務事業名 骨粗しょう症予防事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	5,501千円	131千円	76千円	86千円		
根拠法令等	老人保健法・ 相模原市骨粗しょう症予防事業実施要綱	老人保健法	老人保健事業・			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	特別会計		
歳入予算額（平成16年度）	234千円	0千円	0千円	86千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 高齢者が健康で質の高い生活を送るため、ねたきりの原因の第2位となっている骨折の主要因の骨粗しょう症を予防し、ねたきり等要介護状態になることを防止するとともにねたきり者の減少を図る。</p> <p>【事業内容】 対象者：35歳～65歳の市民 実施会場：ウェルネスさがみはら・南メディカルセンター・シティプラザはしもと 実施内容：骨密度の測定及び測定結果に基づく事後指導 実施予定回数：年12回 実施予定人員：年2400人（200人×12回） 費用：有料（骨密度測定手数料） 1回700円 【事業費内訳】 骨密度測定委託料 （@420千円+@15千円）×12か月×1.05=5,481千円 ・需用費 20千円 消耗品費 20千円</p> <p>特定財源 【名称】 保健事業負担金（国・県） 【金額】 234千円 【補助率】 1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 骨粗しょう症による骨折からの寝たきりを防ぐため自らの健康づくりのきっかけを与え方法を身につける。さらに、日常生活の中の身近なところから「歩く」ことでの健康づくりを勧める。</p> <p>【事業内容】 ①骨づくりセミナー 対象者：町内在住在勤の女性、年齢不問 実施会場：城山町保健福祉センター 実施内容：骨密度の測定、栄養及び運動指導 実施予定回数：年1回（2日間） 実施予定人員：30名 ②健康ウォーク 対象者：町民 実施会場：町内及び近隣 実施内容：ヘルスチェック、ウォーク 実施予定回数：年11回 実施予定人員：年220人（20人×11回） 【事業費内訳】 ①骨づくりセミナー 骨密度測定委託料 80千円×1.05=84千円 栄養士賃金 12千円 健康運動士謝礼 25千円 ②健康ウォーク 消耗品費 10千円</p>	<p>【事業概要】 あるけあるけ教室の中で骨密度測定を実施している。自らの健康問題や生活習慣を具体的に振り返りながら各自が歩くことや仲間を通して、継続的に健康を保持増進する。体力測定や骨密度測定により自分自身の体を知り生活習慣予防に努める。</p> <p>【事業内容】 対象者：概ね60歳までの町民 実施会場：保健センター 実施内容：骨密度の測定及び測定結果に基づく事後指導 実施予定回数：年1回 実施予定人員：年1回、30人 【事業費内訳】 骨密度測定委託料（神奈川健康財団） 76千円：1回（30人まで） 72千円×1.05 老人保健健康教育事業経費対象</p> <p>特定財源 【名称】 保健事業負担金（国・県） 【金額】 老人保健事業健康教育 【補助率】 1/3・1/3</p>	<p>【事業概要】 骨粗しょう症による骨折からの寝たきりを防ぐため、その予防方法を学び自分自身の生活習慣を改善していくことを目的とする。</p> <p>【事業内容】 ①骨づくりセミナー 骨密度の測定、運動指導等 年1回（5日間） 国保会計で実施</p> <p>【参考】 ①骨づくりセミナー ○予定回数など 1回（5日間） 延人数 56人 ○事業費の内訳 報償費 80千円 需用費 6千円 【特記事項】 なし</p>	各市町の事業内容の検討 ○事業内容の相違 ・相模原市、城山町 ・骨密度測定と栄養・運動指導 ・城山町 ・健康ウォークを実施 ・津久井町 ・あるけあるけ教室の中で骨密度測定 ・相模湖町 ・骨密度測定と運動指導 ○参加者の費用の有無	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 29	事務事業名 生活習慣病対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	24,125千円			40千円		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円		
関係団体・慣行	公共的団体			公共的団体		
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等			補助金/交付金等		
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>補助団体 【名称】相模原市医師会</p> <p>補助金 【名称】 ①地域住民検診事業補助金 ②成人病栄養相談指導事業補助金 【金額】24,095千円</p> <p>【事業概要】 相模原市医師会が実施するがん検診に係る精度管理等の事業（地域住民検診事業）、栄養相談及び食事指導事業（成人病栄養相談指導事業）に対し助成を行う。 また、循環器疾患やがん等生活習慣病の予防を図るため、市民を対象とした講演会を実施する。</p> <p>【事業内容】 ①地域住民検診事業 がん一次検診（胃・子宮・乳・肺）、がん精密検査（胃・子宮・乳・肺・大腸）に係る精度管理に関して、相模原市医師会が実施する、読影判定・検診部会などの事業に補助を行う。 ②成人病栄養相談指導事業 高血圧、糖尿病及び肥満などの疾患を有する者に医師会が実施する栄養相談及び食事指導事業に対し補助を行う。 【予算額】 24,125千円 【事業費内訳】 報償費： @15千円×2時間＝ 30千円 負担金、補助及び交付金 ①地域住民検診事業補助金 23,805千円 ②成人病栄養相談事業補助金 290千円</p>	該当なし	<p>該当なし</p> <p>【特記事項】 津久井郡医師会に対して40千円助成。 No.E-2-7の結核定期健康診断・予防接種事業に記載。</p>	<p>【事業概要】 津久井郡医師会が実施している肺疾患に係る精度管理事業に対し助成を行う。</p> <p>補助団体 【名称】津久井郡医師会</p> <p>補助金 【名称】肺疾患研究会助成金 【金額】40千円</p>	なし	速やかに相模原市の制度に統合する。ただし、関係機関との調整を要する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 30	事務事業名 母子健康手帳交付事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	2,177千円	61千円	366千円	13千円		
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子の健康管理の保持増進に役立てる。</p> <p>【事業内容】 対象者 市内に居住する妊婦 配付先 戸籍住民課、各出張所、保健福祉総合相談課、南保健福祉総合相談課、中央保健センター、南保健指導班</p> <p>【平成15年度事業概要】 交付数 6,338冊 外国語版交付数 78冊（英語37冊、中国11冊、ポルトガル10冊、タガログ19冊、スペイン語1冊、点字版1冊）</p> <p>【事業費の内訳】 報償費 120千円 翻訳謝礼 @20,000×6回 需用費 2,057千円 消耗品費 外国語版母子健康手帳@788×100冊 母子健康手帳@132.3×7,000冊 母子健康手帳袋@70×7,000袋</p> <p>印刷製本費 妊婦健康診査受診票 先天性代謝異常症検査申込書 出生連絡票 ほほえみ（副読本）</p>	<p>【目的】 母子の健康の保持増進のため、妊娠・出産・育児を通し一貫した健康管理に役立てる。</p> <p>【事業内容】 対象者 町内に居住する妊婦 交付場所 保健福祉センター保健推進課</p> <p>【平成15年度事業概要】 交付数 192冊 外国語版交付数 2冊（英語版）</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 61千円 消耗品費 母子健康手帳@178.5円×250冊 外国語版母子手帳@1,575円×10冊</p>	<p>【目的】（保健師による相談も実施） ①主体的意識の動機付けの場となり、必要な情報を得ることで安心感を体験できる。また、見通しを持った妊娠生活を過ごし、主体的な出産を支えていく。 ②妊婦の現状や不安など問題を明らかにし、施策につなげる妊婦のニーズ把握を行なう。</p> <p>【事業内容】 ・対象者 町内在住の妊婦 ・配布先 健康福祉課 各支所（串川・鳥屋・青野原・青根）</p> <p>【平成15年度事業概要】 ・交付数 193冊（うち再発行10冊） ・外国語版交付数 3冊（韓国語1冊、中国語2冊）</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 消耗品費 母子健康手帳交付時事務用品@5,460円 外国語版母子健康手帳 750×10冊×1.05+送料735=8,610円 （H16年度は在庫があるため予算計上せず） パンフレット@58,200円 印刷製本費 母子健康手帳@780円×300冊×1.05=245,700円 母子健康手帳カバー@180円×300枚×1.05=56,700円</p>	<p>【目的】 母子の健康管理の保持増進に役立てるとともに、安心して妊娠期間を過ごせるよう交付時に妊婦の健康と生活について相談を行う。</p> <p>【事業内容】 対象者 町に住民登録又は外国人登録されている妊婦</p> <p>【平成15年度事業概要】 交付数 54冊 外国語版交付数 1冊（英語1冊）</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 12,549円 消耗品費 外国語版母子健康手帳@788×3冊 母子健康手帳@178.5円×50冊 母子健康手帳袋（100冊入り） @1,260円×1袋</p>	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳の規格等の統一 副読本、パンフレット類の統一 母子健康手帳交付方法の検討 	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 地域保健課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 31	事務事業名 妊婦健康診査事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	101,054千円	3,528千円	2,804千円	671千円		
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p>【事業の内容】 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け(母子健康手帳の交付を受けた者を含む)、受診日において、市内に住所を有するもの。</p> <p><平成16年度受診予定者数> ○協力医療機関分1回目6,100人 2回目5,850人 ○協力機関以外で受けた場合の助成分 1回目10人 2回目10人</p> <p>○検査内容 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p>【平成15年度の事業の概要】 受診状況実績 対象者数 384人 受診者数 352人 受診率 91.7%</p> <p>【事業費の内訳】 委託料 妊婦健康診査委託料 3,520,416円 1回目 @9,688.5円 216件 2,092,716円 ※事務費含む 2回目 @7,138.5円 200件 1,427,700円 ※事務費含む</p>	<p>【目的】 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p>【事業の内容】 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け(母子健康手帳の交付を受けた者を含む)、受診日において、町内に住所を有するもの。</p> <p><平成16年度受診予定者数> ○協力医療機関分1回目216人 2回目200人</p> <p>○検査内容 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p>【平成15年度の事業の概要】 受診状況実績 対象者数 384人 受診者数 352人 受診率 91.7%</p> <p>【事業費の内訳】 委託料 妊婦健康診査委託料 3,520,416円 1回目 @9,688.5円 216件 2,092,716円 ※事務費含む 2回目 @7,138.5円 200件 1,427,700円 ※事務費含む</p>	<p>【目的】 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p>【事業の内容】 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け(母子健康手帳の交付を受けた者を含む)、受診日において、町内に住所を有するもの。</p> <p><平成16年度受診予定者数> ○協力医療機関分1回目165人 2回目165人</p> <p>○検査内容 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p>【平成15年度の事業の概要】 受診状況実績 対象者数 360人 受診者数 298人 受診率 82.8%</p> <p>【事業費の内訳】 需用費 印刷製本費 27,300円 委託料 妊婦健康診査委託料 2,776,454円 1回目 @9,688.5円 165件 1,598,602円 ※事務費含む 2回目 @7,138.5円 165件 1,177,852円 ※事務費含む</p>	<p>【目的】 妊婦の健康管理のため、妊娠中2回の健康診査を協力医療機関に委託して実施する。</p> <p>【事業の内容】 対象：妊娠の届出をし、妊婦健康診査受診票の交付を受け(母子健康手帳の交付を受けた者を含む)、受診日において、町内に住所を有するもの。</p> <p>【平成16年度受診予定者数】 ○協力医療機関分1回目40人 2回目40人 ○協力医療機関以外で受けた場合の助成 実施なし</p> <p>○検査内容 1回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧 血液型 梅毒血清反応 H Bs抗原 2回目 浮腫 尿蛋白 尿糖 ウロビリノーゲン 血色素 血小板 血圧</p> <p>【平成15年度の事業の概要】 受診状況実績 対象者数 54人 受診者数 44人 受診率 81.5%</p> <p>【事業費の内訳】 委託料 妊婦健康診査委託料 640,449円 1回目 @9,688.5円 44件 426,294円※事務費含む 2回目 @7,138.5円 30件 214,155円※事務費含む</p>	委託内容・委託料ともに同一なので、合併時に現行であっても、特に課題は生じないと思われる。	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称	
22	保健衛生事業の取扱い		保健所部会	地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否	
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分		
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整		
事務事業番号	事務事業名		■②合併時に統合		
32	乳幼児健康診査事業		□③速やかに統合		
	□④段階的に統合				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課	
歳出予算額(平成16年度)	185,287千円	3,864千円	5,162千円	1,524千円	
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計	
歳入予算額(平成16年度)	6,639千円	500千円	465千円	348千円	
関係団体・慣行					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等			
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源	
電算システム名	乳幼児管理システム				
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>〔目的〕 乳児の健康増進を図るとともに、疾病の早期発見を図り、適切な指導を行うことを目的として健康診査を行う。</p> <p>〔事業内容〕 1) 4か月児健康診査 (集団) 市内3会場実施 7回/月 未受診者については個別に通知対応 2) 8か月児健康診査 (個別) 協力医療機関で実施 未受診者については個別に通知対応 3) 1歳児健康診査 (個別) 協力医療機関で実施 4) 1歳6か月児健康診査 (医科) (個別) 協力医療機関で実施 5) 1歳6か月児健康診査 (歯科) (集団) 市内3会場実施 5回/月 医科、歯科共未受診者については個別に通知対応 6) 2歳6か月児健康診査 (集団) 市内3会場実施 5回/月 (希望者にフッ素塗布) 7) 3歳6か月児健康診査 (集団) 市内3会場実施 6回/月 (医科・歯科・視聴覚検査) 未受診者については個別に通知対応 8) 乳幼児精密健康診査 *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 9) 乳幼児経過検診 市内2会場実施 18回/年</p> <p>〔事業費の内訳〕 報酬 非常勤特別職員報酬 医師報酬 @31,300 × 438人 13,709千円 心理相談員報酬 @13,200 × 2人 × 60回 = 1,584千円 @13,200 × 4人 × 72回 = 3,801千円 5,385千円 視覚検査員報酬 @13,200 × 1人 × 72回 950千円 委託料 施設事業委託料 (健康診査委託料) 164,196千円</p>	<p>〔目的〕 乳幼児の心身の健康状態を把握し、生活習慣・養育状況の確認を通して総合的な育児支援を行う。</p> <p>〔事業内容〕 1) 4か月児健康診査 (集団) 町内1会場実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 2) 10か月児健康診査 (集団) 町内1会場実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 3) 1歳6か月児健康診査 (医科/歯科) (集団) 町内1会場実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 4) 2歳児歯科健康診査 (歯科) (集団) 町内1会場実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 5) 2歳6か月児健康診査 (歯科) (集団) 町内1会場実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 6) 3歳児健康診査 (医科・歯科) (集団) 町内1会場実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 7) 3歳10か月児健康診査 (歯科・視聴覚検査) (集団) 8) 乳幼児精密健康診査 *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 9) 乳幼児経過健康診査 なし</p> <p>〔事業費の内訳〕 賃金 非常勤職員賃金 医師賃金 @28,500 × 48人 1,368千円 報酬費 心理指導士謝礼 @17,000 × 12回 = 204千円 委託料 視聴覚検査委託 367千円 腎エコー検査委託 433千円 需用費 消耗品費 22千円 役務費 16千円 *中央保健センター「母子保健事業」欄にも計上</p> <p>〔特定財源〕 ・国庫負担金 母子保健衛生負担金 250千円 ・県費負担金 母子保健衛生負担金 250千円</p>	<p>※特記事項 乳幼児健康診査についての予算は、全てこの地域保健課で計上している (中央保健センター No.16「母子保健事業」及びNo.18「乳幼児健康診査の実施」についての内容を含む)。</p> <p>〔目的〕 1. 親の育児力を高める。 ①子どものことや自分のことなど、今抱えている悩みや心配が解消できるように支援する。 ②今の子どもの発達を理解した上で、発達を促す手がかりがつかめるように支援する。 2. 健康を阻害する因子の早期発見、適正な医療と回復の援助を行う。</p> <p>〔内容〕 乳幼児健康診査等に係る非常勤職員 (事務職、保育士、保健師、栄養士、看護師) の賃金及び需用費等</p> <p>〔事業内容〕 ・4か月児健康診査 ・9か月児健康診査 ・1歳6か月児健康診査 ・2歳6か月児健康診査 ・3歳6か月児健康診査 ・乳幼児経過検診</p> <p>〔参考〕 ○開催回数 ・4か月児健康診査 予定回数 6回 ・9か月児健康診査 予定回数 6回 ・1歳6か月児健康診査 予定回数 6回 ・2歳6か月児健康診査 予定回数 6回 ・3歳6か月児健康診査 予定回数 6回 ・乳幼児経過検診 予定回数 12回 ○非常勤職員 ・乳幼児健診補助 (事務職) 30人 ・乳幼児健診補助 (保健師) 54人 ・乳幼児健診補助 (看護師) 30人 ・乳幼児健診補助 (保育士) 12人 ・乳幼児健診補助 (歯科衛生士) 72人 ・乳幼児健診補助 (歯科助手) 18人</p>	<p>〔目的〕 乳幼児の発育、発達を診査し、母子の健康と育児支援を図る。</p> <p>〔事業内容〕 1) 4か月児健康診査 (集団) 町内1会場実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 2) 9か月児健康診査 (集団) 町内1会場実施 5回/年 未受診者については個別通知 3) 1歳6か月児健康診査 (医科/歯科) (集団) 町内1会場実施 1回/2ヶ月 未受診者については個別通知 4) 2歳児歯科健康診査 (歯科) (集団) 町内1会場実施 5回/年 未受診者については個別通知 5) 2歳6か月児健康診査 (歯科) (集団) 町内1会場実施 5回/年 未受診者については個別通知 6) 3歳6ヶ月児健康診査 (医科・歯科) (集団) 視聴覚検査アンケート回収 (集団) 町内1会場実施 3回/年 未受診者については個別通知 7) 乳幼児精密健康診査 *乳幼児精密健康診査に係る経費については母子保健事業に計上 8) 乳幼児経過健康診査 なし</p> <p>〔事業費の内訳〕 医師賃金@28,500 × 10回 = 285千円 医師委託料@28,500 × 9回 = 257千円 歯科医師賃金@26,500 × 13回 = 345千円 心理相談員賃金3,000 × 4時間 × 8回 = 96千円 3歳6か月児視聴覚検査委託料 84千円 需用費 95千円 役務費 14千円 *中央保健センター「母子保健事業」欄にも計上</p> <p>〔特定財源〕 ・国庫負担金 母子保健衛生負担金 174千円 ・県費負担金 母子保健衛生負担金 174千円</p>	<p>・健診メニュー、健診方式、健診会場・実施回数 (集団健診) の相違 ・関係機関 (各医師会等) との調整・個別検診にした場合の委託医療機関の確保</p> <p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 地域保健課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 32	事務事業名 乳幼児健康診査事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
【事務事業の内容】	旅費 費用弁償 626千円 需用費 医薬材料費 126千円 負担金、補助及び交付金 292千円		【事業費の内訳】 ○賞金 2,409千円 ・歯科医師 26,500×18回 477千円 ・心理相談員 (5,000×5時間+1340)×6回 159千円 (5,000×5時間+2000)×6回 162千円 (30,000円+1730円)×12回 381千円 ・非常勤職員 1,230千円 ○需用費 390千円 消耗品費・医薬材料費 220千円 印刷製本費 170千円 ○役務費 34千円 通信運搬費(未受診通知) 7千円 クリーニング代 27千円 ○委託料 2,329千円 ・委託に伴う医師賞金 28,500×48人 1,368千円 ・腎臓検査委託料 433千円 ・視聴覚検査委託料 420千円 ・精密健康診査委託料 医科 42千円 視聴覚 66千円 <特定財源> ・国庫支出金 母子保健衛生費国庫負担金 ・県支出金 母子保健衛生費県負担金 育児等健康支援事業費補助金		

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 33	事務事業名 歯の衛生週間歯科保健事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	1,062千円					
根拠法令等						
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 歯科保健に対する正しい知識の普及と意識の向上を図ることを目的に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施期日 6月4日から10日の歯の衛生週間に前後する日曜日に、実施する。 ・対象者 市内在住、在勤の乳幼児から成人まで <p>(委託料) 施策事業委託料（相模原歯科医師会へ） 1,062千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし（口腔衛生事業として6月に幼児歯科教室を実施している。）	・歯科医師会委託事業のため、城山町、津久井町、相模湖町の分をどう開催するか検討する。	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
22	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
34	妊産婦新生児訪問指導事業		<input checked="" type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合			
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	4,707千円	306千円	390千円	0千円		
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	103千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム		特定財源			
電算システム名	乳幼児管理システム・日報管理システム		乳幼児健康管理台帳			
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 妊産婦の妊娠、分娩、産褥期における健康増進及び新生児の発育並びに育児不安等に対応するため、母子訪問相談員、保健師の家庭訪問により保健指導を実施する。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 訪問指導を必要と認める生後6週間以内の第1子を持つ産婦、新生児及び妊婦 (2) 訪問内容 ①日常生活指導、相談 ②疾病の早期発見 ③新生児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導</p> <p>【事業概要】 訪問予定数 1,308 世帯 平成15年度訪問人数 1,813 人 所内指導 1,170 人</p> <p>【事業費内訳】 非常勤特別職員報酬 4,666千円 母子訪問相談員報酬 @10,700×436人 母子訪問相談員費用弁償 @1,000×30人 需用費 11千円 消耗品費 11千円</p> <p>【電算システム】 名称 乳幼児管理システム 内容 乳幼児健康診査結果のデータベース化による統計管理及び保健指導に必要な情報の管理、指導計画支援 名称 日報管理システム 内容 事業報告書の作成と統計事務を支援</p>	<p>【目的】 親子の心身の健康状態の把握と、育児に関する適切な保健情報の提供により、育児不安の軽減を図る。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 訪問指導を必要とする妊婦、及び新生児と産婦の全数 (2) 訪問内容 ①親子の健康状態の観察 エンバラ式産後うつチェックシート記入 ②育児環境・養育環境の把握 ③育児相談 ④予防接種相談 ⑤他</p> <p>【事業概要】 訪問予定数 230世帯 平成15年度訪問人数 326人</p> <p>【事業費内訳】 非常勤職員賃金 321千円 助産師賃金 @6,420円×50人 需用費 56千円 消耗品費 2千円 印刷製本費 54千円</p>	<p>【目的】 妊産婦並びに新生児の健康を守るため、保健師・助産師が妊産婦及び新生児を家庭訪問し、日常生活全般の保健指導を行い、母子保健の向上を図る</p> <p>【事業内容】 対象：①初妊婦の訪問希望者 ②第1子の産婦及び新生児 訪問内容 ①日常生活全般の指導 ②母体の回復に関する生活指導 ③新生児の発育・栄養状態や適切な養育環境に関する指導 ④疾病の早期発見</p> <p>【事業概要】 平成15年度訪問人数（延べ） 121件</p> <p>【事業費内訳】 ・賃金 363千円 指導員（保健師・助産師）賃金 2300円×150件 会議時賃金 18千円 ・需要費 7360円 消耗品 7360円 ・役務費 19,200円 通信運搬費 19,200円</p>	<p>【目的】 妊産婦の妊娠、分娩、産褥期における健康増進及び新生児の発育並びに育児不安等に対応するため、保健師の家庭訪問により保健指導を実施する。</p> <p>【事業内容】 対象 第1子及び訪問指導を必要と認める新生児及び妊産婦 訪問内容 ①日常生活指導、相談 ②疾病の早期発見 ③新生児の発育、栄養状態及び生活環境に関する指導</p> <p>【事業概要】 平成15年度訪問人数 46 人</p> <p>【事業費内訳】 予算計上なし</p>	<p>・訪問者の身分、報酬（賃金）、勤務条件等の相違 ・対象者、訪問内容の相違</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 地域保健課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 35	事務事業名 母子保健事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	25,941千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	1,590千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	乳幼児管理システム・日報管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子保健事業推進に係る費用及び乳幼児健康診査全般の経費を一括計上し、事業を円滑に実施する。 なお、国からの委託事業である「環境サーベイランス事業」経費を含む。</p> <p>【平成16年度事業の内容】 ・乳幼児健康診査の補助等に係る非常勤職員の賃金等 ・母子保健事業推進協議会経費 協議会開催予定 2回 協議会委員数 13人 ・乳幼児健康診査の精密健康診査に係る経費 ・環境サーベイランス事業の経費 3歳6か月児健康診査の際、大気汚染と呼吸器系の疾病との関係をアンケート調査</p> <p>【事業費の内容】</p> <p>賃金 非常勤職員賃金 (乳幼児健康診査事務補助等) 10,905,290円 (環境サーベイランス事務) 470,960円 報償費 母子保健事業推進協議会委員謝礼 @12,600×2回×10人=252,000円 旅費 21千円 需用費 消耗品費 453千円 印刷製本費 1,789千円 医薬材料費 1,137千円 役務費 郵便料 4,070千円 傷害保険料 468千円 クリーニング代 348千円 委託料 事務作業委託料 2,569千円 施設事業委託料 (各種精密健康診査) 1,394千円 使用料及び賃借料 母子保健システム機器使用料等 1,764千円 負担金、補助及び交付金 運営費等補助金 50千円</p>	<p>【目的】 母子保健事業推進に係る費用及び乳幼児健康診査全般の経費を一括計上し、事業を円滑に実施する。</p> <p>【平成16年度事業の内容】 ・乳幼児健康診査の補助等に係る非常勤職員の賃金等 ・母子保健推進会議経費 会議開催予定 2回 会議委員数 15人 ・乳幼児健康診査の精密健康診査に係る経費</p> <p>【事業費の内容】</p> <p>賃金 非常勤職員賃金 (乳幼児健康診査事務補助等) 2752,000円 報償費 母子保健推進会議委員謝礼 @5,000×2回×5人=50,000円 心理指導士謝礼 204千円 旅費 21千円 需用費 消耗品費 10千円 医薬材料費 12千円 役務費 手数料 16千円 委託料 乳幼児精密健康診査委託料 70千円 腎エコー検診委託 433千円</p>	<p>・『母子保健事業推進協議会』については、地域保健課の『保健医療計画』に記載</p> <p>・『乳幼児健康診査の補助にかかわる非常勤職員の賃金』 ・『精密健康診査にかかわる経費』 については、地域保健課の『乳幼児健康診査事業』に記載</p>	<p>【目的】 母子保健事業推進に係る費用及び乳幼児健康診査全般の経費を一括計上し、事業を円滑に実施する。</p> <p>【平成16年度事業の内容】 ・乳幼児健康診査の補助等に係る非常勤職員の賃金等 ・乳幼児健康診査の精密健康診査に係る経費</p> <p>【事業費の内容】</p> <p>賃金 非常勤職員賃金 乳幼児健康診査事務補助等579千円 心理相談員賃金3000×4時間×8回=96千円 旅費 54千円 需用費 消耗品費 95千円 役務費 14千円 委託料 乳幼児精密健康診査委託料 20千円 視聴覚検査委託 84千円 妊婦健康診査委託 671千円</p>	<p>・母子保健事業協議会の委員の人数、選任方法、単価等の調整 ・非常勤職員、心理相談員賃金の調整 ・医療支援システム、日報管理システム、乳幼児管理システムの調整 ・腎エコー検診の実施 城山町 各種システムの設置 データの入力（過去の扱い）</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 35	事務事業名 母子保健事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>【特定財源】</p> <p>国庫支出金 母子保健衛生費負担金 児童環境づくり基盤性事業費 補助金 環境保健サーベイランス調査 委基金</p> <p>【電算システム】</p> <p>名称 乳幼児管理システム 内容 乳幼児健康診査結果のデータベース化による統計管理及び保健指導に必要な情報管理、指導計画支援</p> <p>名称 日報管理システム 内容 事業報告書の作成、統計事務を支援</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 36	事務事業名 慢性疾患児保健指導事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	458千円					
根拠法令等	母子保健法					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 疾病により長期にわたり療養を必要とする児童等について適切な療育を確保するため、その問題及び療育の状況に応じた適切な指導を行い、日常生活における健康保持、増進及び福祉の向上を図る。そのための講演会、相談会を開催する。</p> <p>【内容】 ①慢性疾患予防講演会 テーマ：アレルギー疾患、口唇口蓋裂など 会場：ウエルネスさがみはら、南メディカルセンターなど 回数：8回 講師謝礼：37,500円/回（8人分） 保育士謝礼：2,625円/回（40人分） 周知方法：広報さがみはら、ちらし</p> <p>②未熟児教室 対象：出生体重がおおむね2000g未満のお子さんとその家族 内容：座談会、親子遊びなど 会場：ウエルネスさがみはら、大野南公民館など 回数：本庁地区、南地区各2回 保育士謝礼：2,625円/回（2人分） 周知方法：広報さがみはら、ちらし</p> <p>③多胎児教室 対象：双子、三つ子のお子さまとその家族 内容：座談会、親子遊びなど 会場：ウエルネスさがみはらなど 回数：本庁地区、南地区各1回 保育士謝礼：2,625円/回（18人分） 周知方法：広報さがみはら、ちらし</p> <p>④慢性疾患児訪問指導 対象：慢性疾患により長期療養が必要である児および家族 従事者：歯科医師、保健師、栄養士、歯科衛生士など</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	町該当なし (保健福祉事務所で実施) (内容) ①慢性疾患予防講演会 町該当なし (保健福祉事務所で実施) ②未熟児教室 町該当なし 年間2000g未満未熟児出生数 H13:1人 H14:4人 ③多胎児教室 平成15年度 初めて保健福祉事務所と共催で実施。 1回 主体は保健福祉事務所。 町保健師1名協力。町予算0円 ④慢性疾患児訪問指導 町該当なし (保健福祉事務所で実施)	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 地域保健課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 37	事務事業名 思春期保健事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	158千円	86千円	561千円	115千円		
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	500千円	8千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務		一般市事務・特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 思春期に関する正しい知識の普及・啓発を図ることを目的に健康教育や思春期セミナー等を開催する。また、思春期の様々な課題に対応するため、思春期保健担当者連絡会を開催する。</p> <p>【内容】 ①思春期保健セミナー テーマ：思春期特有の第二次性徴に関する内容や性教育。 会場：ウェルネスさがみはら 回数：年2回 講師謝礼：30,000円/回 周知方法：広報、チラシ等 ②赤ちゃんとふれあい体験教室 目的：思春期の子ども達に赤ちゃんとふれあい機会を与え、育児のイメージを広げると共に生命の大切さを理解する。 会場：ウェルネスさがみはら、南メディカルセンター、橋本公民館 回数：年3回 対象：市内在住・在学の中学生・高校生 周知方法：広報、市内中学校・高等学校へチラシ ③高校生のためのピア・カウンセリング講座 目的：性に関する正しい知識を持った看護学生から高校生に向けて伝え、語り合う性教育。 会場：上溝高等学校 回数：年1回 周知方法：学校輪番制で行う為周知しません。 ④思春期相談 目的：思春期に関する様々な悩みや相談に応じる。 受付日時：電話は平日8:30～17:00まで 面接希望の場合は要予約 ⑤思春期保健担当者連絡会 目的：思春期の様々な課題への対策を図る。 メンバー：産婦人科医師、精神科医師、警察、PTA、法務局、小学校・中学校・高等学校養護教諭、市学校関係機関等の代表。委員長は保健所長が務める。 回数：年2回 委員謝礼：医師のみ@12,600円×2人×2回 *消耗品費：教室関係で使用 40,000円</p>	<p>【目的】 思春期に関する正しい知識の普及・啓発を図ることを目的に主に児童・生徒の保護者や地域住民に対して健康教育を実施する。</p> <p>【内容】 ①思春期講座（保護者向け） テーマ：思春期の子どもを持つ保護者や地域住民を対象とした性や人権に対する健康教育 会場：城山町保健福祉センター 回数：年2回 講師謝礼：40,000円/回 需用費：800円 周知方法：広報、チラシ等</p>	<p>○CAPワークショップ 平成15年度実施状況： 1地区をモデル地区とし、保育所年長児・小学3年生・中学1年生を対象に、心の健康づくりに向けた取り組みを実施。こどもワークショップの前に大人・教員向けにもワークショップを実施。 対象：おとな・保育所年長児・小学3年生・中学1年生（平成16年度は町内全小学3年生・中学1年生、大人・教員を対象に実施予定） 会場：対象となる保育所・小学校・中学校 回数：11コース（平成16年度延24コース予定） 延べ人数：568名 おとな・105名 保育所年長児・22名（+保育士2名） 小学生・116名（+教員5名） 中学生・310名（+教員8名） 周知方法：広報・ちらし等 平成16年度予算： コミュニティ助成事業助成金「青少年健全育成助成事業」 講師謝礼： CAP529,000円 保育士・12,840円 消耗品：7,140円 食料費：10,143円 印刷製本費：1,848円 ○思春期保健セミナー 町該当なし （ただし、町内小中学校より、町保健師へ性教育の講師等依頼があった時に、可能な限り協力している） ○赤ちゃんとふれあい体験教室 町該当なし 対象：町在住・在学の 中学生：5校 約1100人 高校生：1校 約600人 ③高校生のためのピア・カウンセリング講座 町該当なし</p>	<p>【目的】 思春期に関する正しい知識の普及・啓発を図ることを目的に健康教育を開催。</p> <p>【事業内容】 ①たばこの防止教育 年1回、町内小学校（3ヶ所）小学6年生 報償費：15,000円 ②アルコール防止教育 年1回、町内中学校（2ヶ所）中学2年生 報償費：10,000円 ③薬物乱用防止教育 年1回、町内中学校（2ヶ所）中学2年生 報償費：5,000円 健康福祉課の医事業等指導事業にも該当 ④エイズ教育 年1回、町内中学校（2ヶ所）中学3年生 報償費：80,000円 健康福祉課のエイズ予防対策事業に該当 需用費：5千円 ・県費負担金 育児等健康支援事業費補助金 8千円</p>	<p>・事業の主催部署が異なるため調整を図る必要がある。 津久井町のCAPワークショップは、相模原市では教育委員会が担当 たばこの防止教育、アルコール防止教育は地域保健課成人保健企画班が担当 薬物乱用防止教育は生活衛生課 エイズ教育は保健予防課 ・事業内容の相違 ・講師謝礼金の支出科目の相違 ・講師謝礼金の相違</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、事業内容については地域特性に配慮し調整する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 37	事務事業名 思春期保健事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】			④思春期相談 町該当なし（保健福祉事務所実施） 保健師による随時所内相談（電話・面接）として対応しているが、事業として標榜しているわけではなく、実際の相談件数もごくわずか。 受付日時：電話は平日8:30～17:00まで ⑤思春期保健担当者連絡会 町該当なし（保健福祉事務所実施）			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 38	事務事業名 特定不妊治療費助成事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	13,836千円		0千円			
根拠法令等	国その他一市要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	6,918千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 不妊治療を受けている夫婦に対して、その治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図る。</p> <p>【事業の内容】 助成対象者：市内に住民登録・外国人登録があり、特定不妊治療を行っている夫婦 所得要件：夫及び妻の前年の所得の合計額が650万円未満 助成対象の治療法：配偶者間の体外受精及び顕微授精（上記以外での治療法では妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断されたもの。） 助成額及び助成期間：特定不妊治療に要した費用に対し、1年度あたり10万円を限度に通算2年間とする。 助成方法：償還払い 助成対象医療機関：指定医療機関 助成開始時期：平成16年10月1日 【平成16年度事業費の内訳】 報償費 謝礼 特定不妊治療費助成審査会委員謝礼 @13,770円×1人×6回=82,620円 旅費 費用弁償 審査会委員費用弁償 15,480円 普通旅費 一般旅費 15,480円 需用 消耗品費 事務用消耗品 10,000円 役務費 郵便料 郵便料 10,960円 扶助費 扶助費 特定不妊治療助成費 13,700,000円 【特定財源】 国庫補助金 母子保健衛生費補助金 6,918千円</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	なし	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 39	事務事業名 未熟児養育事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	54,113千円		0千円			
根拠法令等	母子保健法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	31,500千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務・特定財源・電算システム					
電算システム名	医療援護システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子保健法に基づき、未熟児の養育医療の給付及び訪問指導を行う。</p> <p>【事業内容】 (1) 対象 未熟児 (2) 治療を行う機関 指定養育医療機関 (3) 公費負担の内容 健康保険等社会保険の給付の自己負担分のうち全部又は一部を負担</p> <p>【事業実績】 平成15年度養育医療申請件数 183件 訪問指導件数 301件</p> <p>【事業費内訳】 需用費 36千円 印刷製本費 未熟児訪問連絡票 役務費 77千円</p> <p>手数料 社会保険支払基金診査手数料 国民健康保険団体連合会診査手数料 扶助費 54,000千円 扶助費 養育医療費</p> <p>【特定財源】 国庫支出金 母子保健衛生費負担金20,500千円 未熟児養育医療自己負担金 11,000千円</p> <p>【電算システム】 名称 医療援護システム 養育医療の受付、決定及び支払管理を行っている。</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 40	事務事業名 育成医療事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課			
歳入予算額（平成16年度）	18,100千円		0千円				
根拠法令等	児童福祉法第20条第1項・児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）・児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）						
会計の種類	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	8,000千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源・電算システム						
電算システム名	医療支援システム						
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 生まれつき又は病気などで身体に障害のある児童に対し、生活能力を得るために必要な医療の給付を行う。</p> <p>【事業内容】 基準等 (1) 対象 ・保護者が相模原市に居住する18歳未満の児童 (2) 治療を行う医療機関 指定育成医療機関 (3) 公費負担の内容 健康保険等社会保険の給付の自己負担分のうち全部又は一部を負担</p> <p>【事業費内訳】 需用費 消耗品費 システム用消耗品 30千円 役務費 社会保険支払基金審査手数料等 70千円 扶助費 育成医療費 18,000千円</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 障害障害者支援費及び結核児童療養費国庫負担金 8,000千円</p> <p>【電算システム】 名称 医療支援システム 育成医療の受付、決定及び支払管理を行っている。</p>		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	なし	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 41	事務事業名 小児特定疾患医療事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	152,062千円		0千円			
根拠法令等	相模原市小児特定疾患治療研究事業実施要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	35,635千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務・特定財源・電算システム					
電算システム名	医療援護システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 特定の疾病を持つ児童に対し、適切な医療を受けながら健全に育成していけるよう必要な医療の給付を行う。</p> <p>【事業内容】 基準等 (1) 治療を行う医療機関 市長が本事業を行うに相当と認められる医療機関に本事業を委託する。</p> <p>(2) 対象年齢 18歳未満の児童（継続の場合は、20歳まで延長可）</p> <p>(3) 公費負担の内容 健康保険等社会保険の給付の自己負担分が対象</p> <p>【事業費の内訳】</p> <p>報償費 小児特定疾患協議会 診査部会委員謝礼 @16,000×14回 224,000円</p> <p>旅費 普通旅費 16,000円</p> <p>需用費 消耗品費 83,000円 物品等修繕料 50,000円</p> <p>役務費 手数料 社会保険支払基金審査支払 手数料等 1,264,000円</p> <p>委託料 システム入力データ作成委託 425,000円</p> <p>扶助費 150,000,000円</p> <p>【特定財源】 国庫補助金 小児慢性特定疾患治療研究事業 国庫補助金 35,635千円</p> <p>【電算システム】 名称 医療援護システム 小児特定疾患の受付、決定及び支払 管理を行っている</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	なし	中核市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 42	事務事業名 墓地等紛争調停委員会					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	環境防災課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	96千円					
根拠法令等	相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【事業概要】 相模原市墓地等の経営の許可等に関する条例に基づく墓地等申請予定者（拡張申請予定者を含む）と近隣住民との紛争調停にあたり、市長が必要と認め調停を行う際に、墓地等紛争調停委員会に諮問し、意見を聞くもの 委員 3名（弁護士、学識経験者、市OB）</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
22	保健衛生事業の取扱い	保健所部会	地域保健課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
43	保健医療計画					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円	0千円	320（事務事業1-9対象部分は含めず）	0千円		
根拠法令等			健康増進法			
会計の種類別			一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行			公共的団体			
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>国の「健康日本21」、「かながわ健康プラン21」及び「相模原市21世紀総合計画」との整合性を踏まえ、平成12年に「さがみはら健康都市宣言」を行うとともに、21世紀の健康づくりの道標となる『相模原市保健医療計画～みんな元気「さがみはら健康プラン21」～』を平成14年度から22年度までの9ヵ年計画を策定した。</p> <p>本計画は、「さがみはら健康都市宣言」を基本理念に、生活習慣病やその原因となる生活習慣病の課題に対し、「栄養・食生活」、「身体活動・運動」や「休養・こころの健康づくり」について健康目標を定めるとともに、健康目標達成に向けた保健医療諸施策の推進方策等について定めています。</p> <p>●基本理念 健康を自らづくり、みんなで支え合う「健康都市」さがみはら～個人家庭地域が一体となった生涯にわたる健康づくり～</p> <p>・基本目標Ⅰ 健康づくりの実践により、生涯にわたる健康づくりを進めます</p> <p>・基本目標Ⅱ 安心して暮らせるよう、社会全体で支えていく環境づくりを進めます</p> <p>・基本目標Ⅲ 適切な医療サービスを受けられるよう、医療体制の整備を進めます</p> <p>・基本目標Ⅳ 健康目標の達成のために、より良い生活習慣への改善を進めます</p>	<p>国の「健康日本21」、「かながわ健康プラン21」を推奨し、21世紀にふさわしい「健康な町しろやま」をめざし、前計画の「健やかさがこだまする城山町」を築くことを継承し、平成13年度から22年度までの10ヵ年計画を策定した。</p> <p>本計画は、「自らの健康は自らつくる」を基本理念に、基本方向を（1）町民一人ひとりが自主的な健康の保全を図る、健康づくり運動の推進（2）生涯にわたる一貫した保健・医療・福祉サービスの体制の確立、充実（3）早世と障害を予防し、生活の質を高め、実り豊かな生涯づくりを推進するものである。</p> <p>●基本理念 ・＜町民の主体性の確立＞ この計画は、町民の能力を重視する。従来の専門家主導の健康づくりから、町民の主体性を優先し、町民自身のセルフケア能力を高めるための支援を行う。</p> <p>・＜環境整備の重視＞ 健康づくりは、個人の努力のみで実現できるものではなく、社会環境、地域資源の開発が必要である。町民が自分の健康に気をくばり、主体的な健康づくり推進ができるよう、環境の整備を行う。</p> <p>・＜町民の自主的参加＞ 健康づくりは、町民が行政に依存せず、自分たちの役割を自覚し、行動する過程を重視することが大切である。町民を含む関係者が、科学的な事実に基づき、効果的な事業を選択し、地域の健康特性や健康に関連した地域資源の配置を明確にするなど、健康づくりの経過を共有する。</p>	<p>健康増進法及び「健康日本21」、「健やか親子21」を踏まえ、ヘルスプロモーションの視点にたった21世紀の健康づくりの道標となる『津久井町保健計画～ついき芽生芽木プラン21～』を平成15年度から24年度までの10ヵ年計画を策定した。</p> <p>本計画は、基本理念のもと「行政行動計画」と町民による「地区健康なまちづくり行動計画」の2本立てとし、それぞれに「目指す姿」「指標目標」「数値目標」「自分・家族・地域・行政・関係機関ができること」を定めています。</p> <p>●基本理念 『子どもからお年寄りまで、津久井の全ての人たちが、自分らしくいきいきと健やかに暮らせるよう、一人ひとりが自然や人とのつながりを育み、支えあう環境を目指し、協働で取組む』</p> <p>●ライフステージ別目指す姿 ＜妊娠・出産期＞ 主体的に妊娠・出産にのぞめる ＜乳幼児期＞ すべての子どもが愛されている安心感からだのよるこぶ心地よい体験をしている ＜学童・思春期＞ 自分のことを大切に思い、セルフコントロールできる ＜青壮年期＞ 生活や生き方から健康を振り返る機会を持つ ＜高齢期＞ 自分が築いてきた地域の中で、いきいきと充実した毎日を暮らせる ＜障害・在宅療養児者＞ 心のバリアフリーを感じ、元気に気持ちよく過ごせる</p> <p>●小学校区別に地区健康なまちづくり行動計画 7地区9部会別に策定</p> <p>●計画の推進体制 ＜町行政計画推進体制＞ ・津久井町保健計画推進会議の設置（平成16年度予定） ・その年度の課題に応じ専門部会を設置。平成16年度は「母子保健部会」「歯科保健部会」「糖尿病対策部会」「心の健康づくり部会」を開催予定。</p> <p>＜地区健康なまちづくり行動計画推進体制＞ 事務事業1-9「市民健康づくり運動推進事業」へ記載</p>	<p>国の「健康日本21」、「かながわ健康プラン21」及び「第4次総合計画」・「県北地区保健医療計画」との整合性を踏まえ、平成14・15年に「健康さがみこ21計画」を策定した。</p> <p>この計画は他の障害者計画・高齢者計画・介護保険計画…子育て支援計画…保健医療福祉連携システム計画と共に相模湖町総合保健福祉計画に位置づけられています。</p> <p>平成16年度から25年度までの10年間を計画期間としています。</p> <p>本計画は、「地域と共に自分らしい健康づくりをめざして」を基本理念に、早世と健康上の障害を予防することによって、町民の健康寿命を延長し、町民一人ひとりが「生活の質」を高め、心豊かに生活できる活力ある相模湖の実現をめざします。</p> <p>8つの重点領域（栄養と食生活・運動習慣づくり・休養とこころの健康づくり・健康診査と疾病予防・適正体重・歯と口の健康・たばこ・アルコール）ごとにめざす目標を定めています。</p> <p>・基本方針1 一次予防の重視</p> <p>・基本方針2 町民主体の健康づくり</p> <p>・基本方針3 健康づくり支援のための環境づくり</p> <p>・基本方針4 具体的な目標や目安となる指標の設定</p>	各市町の位置づけがあり、市として全体の調整の中で整合を図っていく必要がある。	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、次計画の策定までは、現計画をそれぞれの地域計画とする。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 地域保健課																																																																																																																														
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了																																																																																																																														
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合																																																																																																																																
事務事業番号 45	事務事業名 医師等医療関係従事者の免許事務																																																																																																																																		
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																																																																																																													
担当課名	地域保健課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課																																																																																																																															
歳出予算額（平成16年度）	0千円																																																																																																																																		
根拠法令等	医師法・歯科医師法・薬剤師法・臨床検査技師法・衛生検査技師等に関する法律・理学療法士法及び作業療法士法・診療放射線技師法・視能訓練士法・歯科技工士法・保健師助産師看護師法・栄養士法・死体解剖保存法																																																																																																																																		
会計の種類	一般会計																																																																																																																																		
歳入予算額（平成16年度）	0千円																																																																																																																																		
関係団体・慣行																																																																																																																																			
使用料・手数料・補助金等																																																																																																																																			
事務事業の別	中核市事務																																																																																																																																		
電算システム名																																																																																																																																			
備考1																																																																																																																																			
備考2																																																																																																																																			
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																																																																																																																			
【事務事業の内容】	<p>【内容】 医療関係従事者の免許について、県への経由事務を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>登録申請</th> <th>籍訂正</th> <th>再交付</th> <th>登録抹消</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医師</td> <td>45</td> <td>16</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>歯科医師</td> <td>14</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>薬剤師</td> <td>51</td> <td>35</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>診療放射線技師</td> <td>16</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>診療エックス線技師</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>臨床検査技師</td> <td>19</td> <td>17</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>36</td> </tr> <tr> <td>衛生検査技師</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>理学療法士</td> <td>15</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>24</td> </tr> <tr> <td>作業療法士</td> <td>18</td> <td>4</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>視能訓練士</td> <td>4</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>歯科技工士</td> <td>11</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>保健師</td> <td>113</td> <td>35</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>148</td> </tr> <tr> <td>助産師</td> <td>9</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>看護師</td> <td>234</td> <td>191</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>436</td> </tr> <tr> <td>栄養士</td> <td>101</td> <td>26</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>133</td> </tr> <tr> <td>准看護師</td> <td>50</td> <td>35</td> <td>15</td> <td>0</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td>受胎調節実地指導員</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>麻酔科標榜</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>死体解剖資格認定</td> <td>1</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>726</td> <td>381</td> <td>40</td> <td>4</td> <td>1151</td> </tr> </tbody> </table>	登録申請	籍訂正	再交付	登録抹消	合計	医師	45	16	2	3	6	歯科医師	14	2	1	1	18	薬剤師	51	35	4	0	90	診療放射線技師	16	4	0	0	20	診療エックス線技師	0	0	0	0	0	臨床検査技師	19	17	0	0	36	衛生検査技師	20	0	0	0	20	理学療法士	15	8	1	0	24	作業療法士	18	4	0	0	22	視能訓練士	4	1	0	0	5	歯科技工士	11	1	0	0	12	保健師	113	35	0	0	148	助産師	9	6	0	0	15	看護師	234	191	11	0	436	栄養士	101	26	6	0	133	准看護師	50	35	15	0	100	受胎調節実地指導員	5	0	0	0	5	麻酔科標榜	0	0	0	0	0	死体解剖資格認定	1	0	0	0	1	合計	726	381	40	4	1151	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし。	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
登録申請	籍訂正	再交付	登録抹消	合計																																																																																																																															
医師	45	16	2	3	6																																																																																																																														
歯科医師	14	2	1	1	18																																																																																																																														
薬剤師	51	35	4	0	90																																																																																																																														
診療放射線技師	16	4	0	0	20																																																																																																																														
診療エックス線技師	0	0	0	0	0																																																																																																																														
臨床検査技師	19	17	0	0	36																																																																																																																														
衛生検査技師	20	0	0	0	20																																																																																																																														
理学療法士	15	8	1	0	24																																																																																																																														
作業療法士	18	4	0	0	22																																																																																																																														
視能訓練士	4	1	0	0	5																																																																																																																														
歯科技工士	11	1	0	0	12																																																																																																																														
保健師	113	35	0	0	148																																																																																																																														
助産師	9	6	0	0	15																																																																																																																														
看護師	234	191	11	0	436																																																																																																																														
栄養士	101	26	6	0	133																																																																																																																														
准看護師	50	35	15	0	100																																																																																																																														
受胎調節実地指導員	5	0	0	0	5																																																																																																																														
麻酔科標榜	0	0	0	0	0																																																																																																																														
死体解剖資格認定	1	0	0	0	1																																																																																																																														
合計	726	381	40	4	1151																																																																																																																														

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 結核診査協議会経費					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,846千円					
根拠法令等	結核予防法・ 結核診査協議会条例（市）					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	附属機関					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法第48条第1項の規定により、市長の諮問に応じ、結核患者に対する従業禁止及び入所命令並びに結核医療費の公費負担申請に関する事項を審議する。</p> <p>【内容】 ・委員数 5名（関係行政庁の職員及び結核の予防又は結核患者の医療に関する事業に従事する者のうちから市長が任命する。） ・任期 2年 ・開催 原則月2回 ・委員報酬 1回につき 19,000円</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 結核定期健康診断・予防接種事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	52,043千円	1,717千円	1,604千円	0千円		
根拠法令等	結核予防法・結核予防法の施行に関する規則(市)・結核健康診断事業補助金交付要綱	結核予防法	結核予防法	結核予防法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別	中核市事務・電算システム			電算システム		
電算システム名	予防接種システム(Microsoft Access)			予防接種システム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期の結核健康診断及び第13条に基づく乳幼児に対するツベルクリン反応検査及びBCG接種を行なう。</p> <p>【内容】 ①定期の健康診断(胸部X線検査) 神奈川県結核予防会に委託して実施している。 ②乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 医師や看護師を非常勤特別職員として委嘱し、市内の公共施設において集団予防接種(一部個別接種)を行っている。 ③結核健康診断補助金(中核市事務) 結核予防法第56条の規定に基づく学校や福祉施設が実施する定期健康診断費用の補助。 ・国の定めた基準単価×実施人数×補助率2/3</p> <p>【参考】 ①定期の健康診断 ・平成16年度実施回数 48回 ・平成16年度予算額 5,070,000円 ・平成15年度受診者数 5,284人 ②乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 ・嘱託医報酬 延697人×31,300円 ・技術補助員報酬 延1,238人×4,600円 ・事務補助員報酬 延466人×2,450円 ・医薬材料費(BCG77等) 9,786,000円 (いずれも平成16年度予算額) ・平成16年度実施時期 5/26~6/24、9/1~10/1、11/24~12/24、2/2~2/24 ・平成16年度実施会場 ツベルクリン反応検査、BCG接種それぞれ延55会場 ・平成16年度接種予定者数 6,500人 (平成15年度接種者数 ツベルクリン反応検査6,178人、BCG接種者5,774人) ③結核健康診断補助金 ・平成16年度予算額 8,259,000円 ・平成15年度決算額 8,399,596円 (学校16校23,345人 福祉施設11施設599人) 【電算システム(予防接種システム)の概要】 ○機能 予防接種記録の履歴管理、各種統計作成、個別接種分医療機関支払処理 ○説明 システムのデータは、保健所内のサーバーで管理。データ更新・検索等の作業は、各担当者のパソコンで可能。</p>	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期の結核健康診断及び第13条に基づく乳幼児に対するツベルクリン反応検査及びBCG接種を行なう。</p> <p>【内容】 ①定期の健康診断(胸部X線検査) 神奈川県結核予防会に委託して実施している。 ②乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 医師や看護師を非常勤特別職員として雇用し、保健福祉センターにおいて集団予防接種を行っている。 ③津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 津久井郡医師会の肺疾患研究事業に対する助成(助成金40,000円)</p> <p>【参考】 ①定期の健康診断 ・平成16年度実施回数 4回 ・平成16年度予算額 373,000円 ・平成15年度受診者数 283人 ②乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 ・医師報酬 延26人×31,300円 ・技術補助員賃金 延36人×5,400円 ・事務補助員賃金 延24人×2,670円 ・医薬材料費(BCG77等) 186,000円 (いずれも平成16年度予算額) ・平成16年度実施時期 5/26~6/11、9/8~9/24(春2回、秋2回実施、BCG予備日はそれぞれ1回ずつ) ・平成16年度実施会場 ツベルクリン反応検査、BCG接種ともに保健福祉センターのみ ・平成16年度接種予定者数 200人 (平成15年度接種者数 ツベルクリン反応検査211人、BCG接種者209人) ③津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成16年度予算額 40,000円 平成15年度決算額 40,000円 【電算システム(予防接種システム)の概要】 ○該当なし</p>	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期の結核健康診断及び第13条に基づく乳幼児に対するツベルクリン反応検査及びBCG接種を行なう。</p> <p>【内容】 ①定期の健康診断(胸部X線検査) 神奈川県厚生農業協同組合連合会に委託して実施している。 ②乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 医師や非常勤看護師を雇用し、町内の公共施設において集団予防接種を行っている。</p> <p>【参考】 ①定期の健康診断 ・平成16年度実施回数 5回 ・平成16年度予算額 420,000円 ・平成15年度受診者数 413人 ②乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 ・医師委託 延22人×31,300円 ・技術補助員賃金 延44人×4,500円 ・医薬材料費(BCG77等) 297,000円 (いずれも平成16年度予算額) ・平成16年度実施時期 4月~3月(8月を除く)毎月実施 ・平成16年度実施会場 ツベルクリン反応検査、BCG接種それぞれ延22会場 ・平成16年度接種予定者数 220人 (平成15年度接種者数 ツベルクリン反応検査242人、BCG接種者218人) ③津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成16年度予算額 40,000円 平成15年度決算額 40,000円 【電算システム(予防接種システム)の概要】 ○該当なし</p>	<p>【目的】 結核予防法第4条に基づく、定期の結核健康診断及び第13条に基づく乳幼児に対するツベルクリン反応検査及びBCG接種を行なう。</p> <p>【内容】 ①定期の健康診断(胸部X線検査) 神奈川県結核予防会に委託して実施している。 ②乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 医師や看護師を雇用し、町役場において集団予防接種を行っている。</p> <p>【参考】 ①定期の健康診断 ・平成16年度実施回数 6回 ・平成16年度予算額 340,000円 ・平成15年度受診者数 537人 ②乳幼児のツベルクリン反応検査・BCG接種 ・医師報酬 延12人×31,300円 ・技術補助員賃金 延12人×4,500円 ・事務補助員賃金 延6人×2,400円 ・医薬材料費(BCG77等) 116,000円 (いずれも平成16年度予算額) ・平成16年度実施時期 4月、6月、9月に1回づつ実施 ・平成16年度実施会場 ツベルクリン反応検査、BCG接種それぞれ町役場で実施。 (平成15年度接種者数 ツベルクリン反応検査59人、BCG接種者58人) ③津久井郡医師会肺疾患研究事業助成金 平成16年度予算額 40,000円 平成15年度決算額 40,000円 【電算システム(予防接種システム)の概要】 ○機能 予防接種記録の履歴管理、各種統計作成</p>	<p>①定期の健康診断 津久井町の委託先が神奈川県厚生農業協同組合連合会となっている。</p> <p>②乳幼児に対するツベルクリン反応検査・BCG接種については、技術補助員報酬単価や事務補助員報酬単価が各市町で異なっている。</p> <p>③学校や施設への結核健康診断補助金については、3町においては、津久井保健福祉事務所の業務のため、課題無し。</p> <p>④城山町、津久井町、相模湖町については、津久井郡医師会に肺疾患研究事業助成金を交付している。</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 8	事務事業名 結核定期外健康診断事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	884千円					
根拠法令等	結核予防法・保健事業費等国庫負担（補助）金交付要綱（国）					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	81千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法の規定により、結核予防上特に必要があると認められる場合に対象者及び期日を指定して定期外の健康診断を行う。</p> <p>【内容】 ①管理検診 結核登録者に対する精密検査。 ②家族検診 結核患者の家族及び同居者に対する定期外検診。 ③接触者集団検診 結核患者との接触者に対する定期外検診。 ④自然陽転児（家族）検診 ツベルクリン反応検査の結果、自然陽転したと思われる乳幼児及びその家族に対する定期外検診。 ※①と②については、対象者に受診券を交付し、受診券の提示により、無料で保健所又は委託医療機関（27箇所）で検診が受けられる。 ③と④については、保健所で検診を行う。</p> <p>【参考】 《平成15年度事業実績（来所者実数）》 ①管理検診 5人（保健所4人、医療機関1人） ②家族検診 310人（保健所285人、医療機関25人） ③接触者集団検診 209人 ④自然陽転児（家族）検診 309人</p> <p>【特定財源】 ・名称 疾病予防対策事業費等補助金（結核予防対策事業費） ・内容 定期外検診に対する国庫補助金 ・金額 81千円 ・補助率 1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 結核医療扶助事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	41,627千円					
根拠法令等	結核予防法・ 結核医療費国庫負担（補助）金交付要綱（国）・ 結核予防法の施行に関する規則（市）・					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	30,220千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核予防法第34条及び第35条並びに第41条の規定により、結核医療に要した医療費に対し、公費負担を行う。</p> <p>【内容】 公費負担にあたっては、患者からの公費負担申請に基づき、結核診査協議会への諮問を経て、その適否を決定し、第34条申請者に対しては医療に要した費用の95%、第35条申請者には全額公費負担を行い、緊急時の特例として第41条の規定に基づく療養費を支給する。</p> <p>【参考】 ○平成15年度決算額 ・第34条分（一般患者） 1,953千円（支払件数 延1,160件） ・第35条分（従業禁止・命令入所患者） 41,509千円（支払件数 延339件） ○患者数（平成15年12月31日現在） ・第34条関係 58人 ・第35条関係 65人</p> <p>【特定財源】 ①結核医療費国庫負担金 ・内容 第35条の医療費に対する国庫負担金 ・金額 28,861千円（平成16年度予算額） ・補助率 3/4 ②結核医療費国庫補助金 ・内容 第34条の医療費に対する国庫補助金 ・金額 1,359千円（平成16年度予算額） ・補助率 1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 結核患者管理指導事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	540千円					
根拠法令等	結核予防法・ 結核対策特別促進事業実施要綱（国）					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	180千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 結核患者であって、病状把握が困難な者について、保健師の訪問や医療機関からの情報提供により、情報を入力することによって、患者管理の適正化を図る。</p> <p>【内容】 ①定期病状調査 結核登録者のうち、医療費公費負担制度や管理検診制度により病状の把握が困難な者について医療機関から病状の報告書の提出を依頼する。 ②訪問指導 服薬継続の支援及び感染源の追及、周囲への感染予防のため、保健師による訪問指導を行う。</p> <p>【参考】 ①定期病状調査 ・単価 報告書1件につき3,000円 ・平成15年度実施件数 101件 ・平成16年度予定件数 120件 ②訪問指導 ・平成15年度訪問指導件数 訪問154件、面接123件、電話459件 (保健師3名で対応)</p> <p>【特定財源】 ・名称 結核対策特別促進事業補助金 (一般対策事業分) ・内容 地域の実情に応じた結核対策事業（定期病状調査）に対する国庫補助金 ・金額 180千円（平成16年度予算額） ・補助率 1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 結核対策特別促進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	307千円					
根拠法令等	結核予防法・ 結核対策特別促進事業実施要綱（国）					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	120千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 国の結核対策特別促進事業補助金実施要綱に基づき、地域の実情に応じた結核対策の一層の充実を図る。</p> <p>【内容】 ○特別対策事業 ①外国籍市民結核健康診断 保健所において年1回実施。 ・平成15年度受診者数 21人（7か国） ②ホームレス結核健康診断 神奈川県結核予防会に委託し、年1回実施。 ・平成15年度受診者数 7人 ○一般対策事業 ③結核診査協議会委員等公開研修会 結核診査協議会委員等を対象とした県主催の研修会。年1回実施。 ・平成15年度参加者数 3人 ④結核医療従事者研修会 指定医療機関の職員等を対象とした市主催の研修会。年1回実施。 ・平成15年度参加者数 32人</p> <p>【参考】 ①外国籍市民結核健康診断 翻訳・通訳費用、医薬材料費等 76,000円 ②ホームレス結核健康診断 神奈川県結核予防会委託料 120,000円 ③結核診査協議会委員等公開研修会 講師謝礼、委員出席謝礼、旅費 81,000円 ④結核医療従事者研修会 講師謝礼 30,000円</p> <p>【特定財源】 ・名称 結核対策特別促進事業補助金 ・内容 地域の実情に応じた結核対策事業に対する国庫補助金 ・金額 120千円（平成16年度予定額） ・補助率 特別対策事業10/10、一般対策事業1/2 ※平成16年度から100,000円未満の事業については、補助対象外となった。</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 結核児童療育給付事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,468千円					
根拠法令等	児童福祉法・ 身体障害児費及び結核児童療育費国庫負担金交付・ 要綱（国）・ 結核児童療育給付に関する規則（市）					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	877千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 長期の療養を必要とする結核児童に対し、指定療育機関に入院させ、併せて学校教育を受けさせることにより、心身両面にわたる健全な育成を図る。</p> <p>【内容】 医療費、学習用品、日用品の給付。 ○平成16年度の事業内容 ・医療費 3人×6月×60,000円 ・学習用品 3人×6月×2,810円 ・日用品 3人×6月×18,550円 ※平成16年5月1日現在、対象者なし。</p> <p>【参考】 ○平成15年度の事業実績 ・対象者 3人 ・給付額 638,745円</p> <p>【特定財源】 ①結核児童療育費国庫負担金 ・内容 結核児童への療育給付に係る国庫負担金 ・金額 586千円（平成16年度予算額） ・補助率 1/2 ②結核児童療育給付自己負担金 ・内容 結核児童の扶養者の所得に応じて徴収する自己負担金 ・金額 291千円（平成16年度予算額） （3人×6月×16,200円）</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 13	事務事業名 感染症診査協議会経費						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課			
歳出予算額（平成16年度）	228千円						
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律・相模原市感染症診査協議会条例						
会計の種類別	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円						
関係団体・慣行	附属機関						
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	中核市事務						
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条の規定により、市長の諮問に応じ、一類感染症の患者（疑似症、無症状病原体保有者、二類感染症の患者（一部疑似症を含む）が入院した後、72時間を超える入院が必要な時は、10日以内の期間を定めた入院勧告及び入院期間の延長に関する必要な事項を審議する。</p> <p>【内容】 ①二類感染症の患者（一部疑似症を含む）が発生し、かつ必要であると認めるときに開催する 平成15年度実績 未実施 委員・6名で組織。非常勤特別職。 内 訳・感染症指定医療機関の医師（相模原協同病院医師） 2名 ・感染症の患者の医療に関し学識経験を有する者（市医師会推薦医師） 2名 ・医療以外の学識経験を有する者（市人権擁護委員） 2名 任期 2年 報酬 1回 19,000円 開催 必要に応じて随時</p> <p>【参考】 平成16年度予算額 ①感染症診査協議会委員報酬 228,000円 ・単価19,000円×2回×6人 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第24条第2項に、二以上の保健所について一の協議会を置くことができると規定されているため、負担増はないと見込まれる。</p>		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 感染症予防対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	7,259千円	154千円	59千円	3千円		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症予防法				
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	298千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第21、27、37条等の規定により、感染症発生時における対応及び感染症に関する正しい知識の普及啓発を実施する。また、二類（コレラ、細菌性赤痢、腸チフスなど）感染症患者の入院施設（旧伝染病隔離病舎）として借上げている病棟等相当分の土地賃借料を負担する。</p> <p>【内容】 平成15年度実績 ①感染症発生時の対応 ・発生状況 5名 二類感染症 3名（コレラ1件、細菌性赤痢2件）、三類感染症2名（腸管出血性大腸菌感染症2件） ・当該患者家族、接触者等の対応として検便検査（市衛生試験所にて実施）11名 ②感染症患者（一類、二類感染症患者（一部疑似症含む））の移送 1件 ③感染症入院患者（一類、二類感染症患者（一部疑似症含む））の医療費負担 54,795円/2件 ④感染症の病原体に汚染された場所の消毒 未実施 ⑤旧伝染病隔離病舎土地賃借料支払い 5,275,200円</p> <p>【参考】 平成16年度予算 ②感染症患者移送委託 180,000円 ・単価45,000円/回×4回 ③感染症入院患者（二類感染症患者）の医療費負担 162,000円 ④感染症発生家屋消毒委託 98,700円 ・単価 24,675円/件×4件 浸水家屋消毒委託 189,000円 ・単価47,250円/日×4日 ⑤旧伝染病隔離病舎土地賃借料 5,275,200円</p> <p>【特定財源】 ・名称 保健事業費等負担金 （感染症予防事業、感染症患者入院医療費） ・内容 感染症法により政令市が行う事業に対する国庫補助金 ・金額 298千円（平成16年度予算額） ・補助率 1/2・3/4</p>	<p>【目的】 感染症予防法に基づき、正しい知識の普及啓発とまん延を防止する。</p> <p>【内容】 感染症予防法「消毒その他措置」に係る市町村の役割を行う。 平成15年度未実施 【参考】 平成16年度予算 ○感染症発生家屋消毒委託 150,000円</p>	<p>【目的】 感染症発生時、感染の予防や、まん延を防止するため保健所の指導の下、消毒を行う。</p> <p>【内容】 感染症予防法「消毒その他措置」に係る市町村の役割を行う。 平成15年度未実施 【参考】 平成16年度予算 需用費 50千円 役務費 5千円</p>	<p>【目的】 感染症発生時、感染の予防や、まん延を防止するため保健所の指導の下、消毒を行う。</p> <p>【内容】 消毒液の購入・消毒業務の委託 【参考】 平成15年度未実施 平成16年度予算 需用費 2千円 委託料 1千円</p>	<p>・感染症の病原体に汚染された場所の消毒の施工方法や対応の相違 感染症発生家屋消毒 相模原市、城山町、相模湖町 業者等委託 津久井町 業者委託予定 浸水家屋消毒 相模原市 業者委託 城山、津久井町 対応しない 相模湖町 自主施工</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 感染症発生動向調査事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	3,737千円					
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	1,705千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条から第16条の規定により、感染症の発生の状況、動向及び原因の調査を行い、その情報を関係機関に還元する。また、さらに広く感染症発生情報を収集する市医師会サーベイランス事業に対し補助を実施する。</p> <p>【内容】 平成15年度実績 ①1～5類感染症患者発生届出の受理 当該患者発生医療機関からの報告 25件 ②5類感染症のうち28疾患についての患者数報告書（週報及び月報）の受理 29医療機関からの報告 1,348件 患者定点謝礼決算額 1,450,000円 ③5類感染症のうち12疾患についての病原体検査実施（検査の実施は、県衛生研究所） 当該病原体の提出を依頼している医療機関（4箇所）からの検体提出 61件 病原体定点謝礼決算額 140,000円 病原体検査手数料決算額 646,880円 ④情報の還元（年間65回・42箇所）（協力医療機関等へ郵送にて送付） 還元郵便料決算額 192,115円 ⑤市医師会の感染症サーベイランス事業補助</p> <p>【参考】 平成16年度予算額 ②患者定点謝礼 1,500,000円 ・単価 50,000円×30定点（機関） ③病原体定点謝礼 240,000円 ・単価 5,000円×48月分 病原体検査手数料 1,203,800円 ・単価13,040円（ウイルス）・570円（細菌） ④還元郵便料 245,700円 ・単価 90円×65回発送（52週分（週報）及び12月分（月報））×42定点（機関） ⑤市医師会同事業補助 325,000円 ・単価 50,000円×13医療機関×1/2</p> <p>【特定財源】 ・名称 保健事業費等負担金（感染症発生動向調査事業） ・内容 感染症法により政令市が行う事業に対する国庫補助金 ・金額 1,705千円（平成16年度予算額） ・補助率 1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 エイズ予防対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,660千円			80千円		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律					
会計の種類	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	830千円			0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 HIV感染予防及びエイズ患者やHIV感染者に対する差別、偏見の解消を図るため、エイズに関する正しい知識の普及啓発を実施。</p> <p>【内容】（15年度実績） ○エイズ予防講習会の開催 年1回 ○エイズ予防啓発冊子等の配布 ・市関係機関窓口、中・高・大学等に配布 ○各種イベントにおけるエイズ啓発コーナーの開設 ・若葉まつり（2日間） ・健康づくりのつどい（2日間） ・大学祭（1日） ○地域依頼健康教室の開催（保健師を派遣） ・小・中・専門学校 6回 参加人数504人 ○「エイズデーかながわ」（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市と共催）への参画</p> <p>【参考】（16年度予算） ○総事業費 1,660千円 ○特定財源 （名称）エイズ対策促進事業補助金 （金額）861千円 充当先 エイズ予防対策事業費 830千円 職場研修費 31千円 （補助率）1/2</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	<p>【目的】 HIV感染予防及びエイズ患者やHIV感染者に対する差別、偏見の解消を図るため、エイズに関する正しい知識の普及啓発を実施。</p> <p>【内容】（15年度実績） 町内中学校（2校）の3年生を対象に講師を派遣 2回 119人</p> <p>【参考】（16年度予算） ○総事業費 80千円 ○特定財源 （名称）育児等健康支援事業費補助金 （補助率）基準額に対し 県2/3</p>	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 保健予防課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 集団予防接種事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額(平成16年度)	30,512千円	921千円	792千円	271千円		
根拠法令等	予防接種法、相模原市予防接種問題協議会運営要綱、相模原市予防接種助成金交付要綱	予防接種法	予防接種法	予防接種法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム			電算システム		
電算システム名	予防接種システム			ヘルセンオール		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を公民館等の会場で実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 ○ 名称 予防接種システム （開発アプリケーション：Microsoft Access） ○ 機能 ・予防接種記録の履歴管理（平成8年度から） ・各種統計作成 ・個別接種分医療機関支払処理（金額積算、支払明細書作成） ○ 説明 システムのデータは保健所内のサーバで管理。データ更新・検索等の作業は各担当者のパソコンで可能。 接種記録の登録に際しては予防票を委託者にパンチ依頼。納品されたデータFDをシステムでエラーチェックし、システムへ登録を行う。 ホストコンピュータで管理する住民記録からデータを取得し、月3回異動処理を行う。</p> <p>【参考】 ○ 平成16年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：10月） ・予定人数 13,000人 ・実施会場 19会場（延83会場） ・嘱託医報酬 延580人×31,300円 ・技術補助員報酬 延816人×4,600円 ・事務補助員報酬 延300人×2,450円 ・会場事務補助員賃金 1,722,100円 ・ワクチン購入費 700本×6,972円 ○ 平成15年度の実績 ・接種者数 上期：5,870人 下期：5,902人 合計：11,682人 ・使用ワクチン数 590本</p>	<p>【目的】 予防接種法に基づき、定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を保健福祉センターで実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 ○ 該当なし</p> <p>【参考】 ○ 平成16年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：10、11月） ・予定人数 440人 ・実施会場 1会場（延6会場） ・医師報酬 延14人×31,300円 ・技術補助員賃金 延14人×5,400円 ・事務補助員賃金 延18人×2,670円 ・ワクチン購入費 23本×6,972円 ○ 平成15年度の実績 ・接種者数 1回目：186人 2回目：214人 合計：400人 ・使用ワクチン数 22本</p>	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を保健センターで実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 ○ 該当なし</p> <p>【参考】 ○ 平成16年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：9月） ・予定人数 360人 ・実施会場 1会場（延6会場） ・医師委託 延18人×31,300円 ・技術補助員賃金 延6人×4,500円 ・事務補助員賃金 延19人×4,000円 ・ワクチン購入費 18本×6,972円 ○ 平成15年度の実績 ・接種者数 上期：195人 下期：185人 合計：380人 ・使用ワクチン数 24本</p>	<p>【目的】 感染症の発病と蔓延を防止するため、予防接種法に基づいて、定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】 生後3か月から7歳5か月までの乳幼児（接種回数2回）を対象とした、急性灰白髄炎（ポリオ）ワクチンの接種を町役場で実施する。</p> <p>【電算システムの概要】 ○ 名称 ヘルセンオール ○ 機能 ・予防接種記録の履歴管理（平成元年度から） ・各種統計作成</p> <p>【参考】 ○ 平成16年度の事業 ・実施時期 年2回（上期：4月 下期：10月） ・予定人数 200人 ・実施会場 1会場（延3会場） ・医師委託 延6人×31,300円 ・技術補助員賃金 延3人×4,500円 ・事務補助員賃金 延4人×2,400円 ・ワクチン購入費 7本×6,972円 ○ 平成15年度の実績 ・接種者数 上期：52人 下期：49人 合計：101人 ・使用ワクチン数 5本</p>	<p>【課題】 技術補助員報酬単価や事務補助員報酬単価が各市町で異なっている。</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
22	保健衛生事業の取扱い	保健所部会	保健予防課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
18	個別予防接種事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課・こども課		
歳出予算額（平成16年度）	688,341千円	23,792千円	21,366千円	7,423千円		
根拠法令等	予防接種法・相模原市予防接種問題協議会運営要綱・相模原市予防接種助成金交付要綱・結核予防法	予防接種法・城山町予防接種費用助成要綱	予防接種法	予防接種法・相模湖町予防接種助成要綱・		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	450千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別	特定財源・電算システム			電算システム		
電算システム名	予防接種システム			ヘルセンオール		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法及び結核予防法等に基づき定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種及びツベルクリン反応検査・BCG（ツ反・BCGは特例のみ）を協力医療機関における個別接種で実施する。</p> <p>◎ 委託先 相模原市医師会、市外医療機関、北里大学病院</p> <p>◎ 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした相模原市医師会との調整単価</p> <p>【参考】</p> <p>◎ 平成16年度 接種予定人員 三種混合他：約67,000人 高齢者インフルエンザ：約35,000人</p> <p>◎ 協力医療機関数 三種混合他：144機関（5月21日現在）、高齢者インフルエンザ：238機関（平成15年度実績）</p> <p>◎ 平成16年度 予防接種委託料予算額 675,186千円</p> <p>【相模原市予防接種助成金交付要綱】 特別な理由により、本市の協力医療機関以外で予防接種を受ける方に、支払った予防接種料の全額又は一部を補助するもの。（補助金） ・平成15年度の実績・・・141件</p> <p>【予防接種健康被害救済費補助金】 予防接種を受けたことに起因して健康被害が生じたと国で認定された者に対し、医療費及び医療手当等を給付するもの。（特定財源） ・補助率 国1/2、県1/4、市1/4</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 《機能》 ①予防接種接種状況の履歴管理（平成8年度接種分から蓄積）②各種統計作成 ③協力医療機関への支払明細書の作成 《説明》 システムのデータは保健所内のサーバで管理。データ更新・検索等の作業は各担当者のパソコンで可能。接種記録の登録に際しては、委託業者に予防接種の内容をデータ化依頼。納品されたデータFDをシステムでエラーチェックし、システムへの登録を行う。市のホストコンピュータで管理する住民記録から最新の住民情報を取得し、月3回住民情報の異動処理を行う。</p>	<p>【目的】感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法に基づき定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種を町内及び郡内の協力医療機関において個別接種で実施する。</p> <p>◎ 委託先 協力医療機関</p> <p>◎ 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした津久井郡医師会との調整単価</p> <p>【参考】</p> <p>◎ 平成16年度 接種予定人員 三種混合他：2,190人 高齢者インフルエンザ：1,500人</p> <p>◎ 協力医療機関数 三種混合他：7機関（6月1日現在）、高齢者インフルエンザ：15機関（平成15年度実績）</p> <p>◎ 平成16年度 予防接種委託料予算額 17,738千円</p> <p>【城山町予防接種費用助成要綱】 特別な理由により、委託先の協力医療機関以外で予防接種を受ける方に、支払った予防接種料の全額又は一部を補助するもの。（補助金） ・平成15年度の実績・・・2件</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 ○該当なし</p>	<p>【目的】感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法に基づき定期的予防接種を行う。</p> <p>【内容】三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種を町内及び郡内の協力医療機関において個別接種で実施する。</p> <p>◎ 委託先 協力医療機関</p> <p>◎ 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした津久井郡医師会との調整単価</p> <p>【参考】</p> <p>◎ 平成16年度 接種予定人員 三種混合他：2,355人 高齢者インフルエンザ：1,430人</p> <p>◎ 協力医療機関数 三種混合他：6機関（6月1日現在）、高齢者インフルエンザ：15機関（平成15年度実績）</p> <p>◎ 平成16年度 予防接種委託料予算額 17,575千円</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 ◎該当なし</p>	<p>【目的】感染症の発病と蔓延防止のため、予防接種法に基づき定期的予防接種を行う。協力医療機関における個別接種で実施することにより、接種を受ける人の健康状態の良好な時期にかかりつけの医師による接種を可能とし、健康被害の防止と町民の利便性を図る。</p> <p>【内容】三種混合、二種混合、麻しん、風しん、日本脳炎、高齢者インフルエンザ予防接種を町内及び郡内の協力医療機関において個別接種で実施する。</p> <p>◎ 委託先 協力医療機関</p> <p>◎ 委託料単価の積算方法 診療報酬点数を基準とした津久井郡医師会との調整単価</p> <p>【参考】</p> <p>◎ 平成16年度 接種予定人員 三種混合他：750人 高齢者インフルエンザ：600人</p> <p>◎ 協力医療機関数 三種混合他：5機関（6月1日現在）、高齢者インフルエンザ：14機関（平成15年度実績）</p> <p>◎ 平成16年度 予防接種委託料予算額 6,163千円</p> <p>【相模湖町予防接種助成要綱】 特別な理由により、本町の協力医療機関以外で予防接種を受ける方に、支払った予防接種料の全額又は一部を補助するもの。（補助金） ・平成15年度の実績・・・13件</p> <p>【電算システムの概要（予防接種システム）】 《機能》 ①予防接種接種状況の履歴管理（平成元年度接種分から蓄積）②各種統計作成</p>	<p>◎ 委託先（契約先）の相違 ・相模原市：相模原市医師会、市外医療機関、北里大学病院と個別に契約 ・城山町、津久井町、相模湖町：津久井郡医師会に加入している医療機関と個別に契約</p> <p>◎ 委託料単価の相違</p> <p>◎ 予防接種の接種歴の管理方法の相違 ・相模原市、相模湖町：電算システムで保管・管理 ・城山町、津久井町：予防接種台帳で保管</p> <p>◎ 個別接種でのツベルクリン反応検査・BCG予防接種の実施の有無 ・相模原市：特例のみ実施 ・城山町、津久井町、相模湖町：実施していない</p> <p>◎ 高齢者インフルエンザ予防接種自己負担金免除対象者の相違 ・相模原市：生活保護世帯又は市民税非課税世帯に属する人 ・城山町、津久井町、相模湖町：生活保護世帯に属する人</p> <p>◎ 高齢者インフルエンザ予防接種実施時期の相違 ・相模原市：10月20日から1月31日 ・城山町、津久井町、相模湖町：10月1日から2月28日</p> <p>◎ 住民への予防接種実施案内の発送時期の相違</p> <p>◎ 予防接種事故賠償補償保険の加入方法の相違</p> <p>◎ 予防接種予診票の書式の相違</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 特定疾患保健指導事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,067千円					
根拠法令等	難病対策要綱					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	504千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	保健所業務情報システム					
備考1	難病対策管理システム					
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 長期にわたり療養を必要とする難病患者及び家族に対して、在宅療養支援を行なう。</p> <p>【内容】（平成15年度 実績） ・講演会・相談会 開催回数 8回 参加者数 223人 相談者数 10人 ・患者と家族のつどい 開催回数 17回 ・随時相談 1,404件 電話 595件 ・訪問相談 常勤保健師 269件 非常勤保健師 95件 計 364件 ・事業費 1,097千円 ・財源 名称 難病患者地域支援対策推進事業補助金 387千円 補助率 1/2 名称 特定疾患事務取扱交付金 167千円</p> <p>【参考】 ・特定疾患医療受給者数 2,498人（平成16年3月31日現在） ・保健師 常勤 5人 非常勤 1人（訪問相談） ・事業費 1,067千円（平成16年度） ・財源 名称 難病患者地域支援対策推進事業補助金 358千円 補助率 1/2 名称 特定疾患事務取扱交付金 146千円</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし 保健師による随時所内相談（電話・面接・訪問）としては対応しているが、事業としての予算化はなし。実際の対応件数もごくわずか。受付日時：平日8:30～17:00まで （平成15年度 実績） ・講演会・相談会 該当なし（保健所実施） ・患者と家族のつどい 該当なし（保健所実施） ・随時相談 実施 2件 保健師による随時所内相談（電話・面接）としては対応しているが、事業として標榜しているわけではなく、実際の相談件数もごくわずか。 ・訪問 実施 常勤保健師 15件	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし 保健師による随時所内相談（電話・面接・訪問）としては対応している。 （平成15年度 実績） ・講演会・相談会 該当なし（保健所実施） ・患者と家族のつどい 該当なし（保健所実施） ・随時相談 56件 電話 33件 ・訪問相談 37件	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い			専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 20	事務事業名 精神保健相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,818千円	0千円	839千円	0千円		
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・ 母子保健法・ 老人保健法・	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	133千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・電算システム		特定財源			
電算システム名	精神保健福祉対策管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 精神障害者等の治療や社会参加、社会復帰・就労支援及び福祉サービスに関する相談を行う。</p> <p>【内容】 嘱託医による定例相談 ウエルネスさがみはら：月2回 県高相合同庁舎：月2回 随時相談 福祉職・保健師による随時相談 法24条調査 警察官通報に対する調査 法32条申請受付事務 通院医療費公費負担制度の申請受付、 県への進達 法45条申請受付事務(障害者手帳) 精神障害者保健福祉手帳の申請受付、 県への進達、手帳の交付 法33条事務 医療保護入院届等の県への進達 福祉のしおり発行 障害福祉課とともに3障害共通発行</p> <p>【参考】 嘱託医による定例相談 15年度43回80件 嘱託医報酬単価：31,300円 随時相談 15年度電話5135件 来所1540件 法24条調査 法32条申請受付事務(公費負担) 平成16年4月1日現在4516人 法45条申請受付事務(障害者手帳) 平成16年4月1日現在1130人 福祉のしおり発行 15年度1000部</p>	<p>【目的】 地域における精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、医療・保健・福祉に関する相談を行う。</p> <p>【内容】 随時相談 保健師による随時相談 授産施設で行う健康相談 保健師が町内の授産施設へ出向き行う 福祉推進課事務職による精神保健福祉関係事務 精神保健福祉法第32条(患者票)関係 精神保健福祉法第45条(障害者手帳)関係 精神医療費(5%負担分)助成関係 その他相談及び訪問等</p> <p>【参考】 随時相談 15年度電話62件 文書1件 面接83件 授産施設で行う健康相談 15年度年間10回 延人数71人</p> <p>※福祉推進課分 法32条申請受付事務(公費負担) 平成16年4月1日現在165人 法45条申請受付事務(障害者手帳) 平成16年4月1日現在47人 平成15年度受付分 法32条関係受付相談事務(公費負担)136件 法45条関係受付相談事務(障害者手帳)45件 その他(医療費助成、相談等)161件</p>	<p>【目的】 ①疾病の有無に関わらず、町民が心の健康を維持増進できる②心の問題を感じた早期に、相談のルートに乗れることで、疾病やその悪化を未然に防ぐ③精神疾患を有する者や精神障害者が安心して在宅生活を送れることを目的に精神保健福祉全般に係る相談を行なう。</p> <p>○随時相談…保健師・福祉職員による ○カウンセラーによるところの相談室 保健センターで月2回 年間24回開催 事業カンファレンス年3回 ○法32条申請受付事務 通院医療費公費負担制度の申請受付、 県への進達 ○法45条申請受付事務(障害者手帳) 精神障害者保健福祉手帳の申請受付、 県への進達、手帳の交付 ○法33条事務 医療保護入院届等の県への進達</p> <p>【参考】 ○随時相談 15年度 電話156件 来所68件 ・事業費の内訳 需要費 消耗品費 16000円 ○カウンセラーによるところの相談室 15年度 相談案件数29件 延べ件数78件 ・事業費の内訳(16年度) 賃金(カウンセラー)817000円 需要費 消耗品費 3000円 食料費 3000円 ○法32条申請受付(公費負担) 15年度申請件数148件 ○法45条受付事務(障害者手帳) 15年度交付件数41件 ○法33条医療保護入院届等 15年度町長同意件数1件 解除件数1件</p> <p>*医師による定例相談は津久井保健福祉事務所 *福祉のしおりは作成しておらず。それに代わる ものとしてパンフレットを配布 15年度50部配布</p>	<p>【目的】 地域における精神障害者の自立と社会参加の促進を図るため、医療・保健・福祉に関する相談を行う。</p> <p>【内容】 随時相談 保健師による随時相談 法32条申請受付事務 通院医療費公費負担制度の申請受付、 県への進達 法45条申請受付事務(障害者手帳) 精神障害者保健福祉手帳の申請受付、 県への進達、手帳の交付 法33条事務 医療機関との入院同意事務</p> <p>【参考】 随時相談(保健師分) 15年度電話220件 文書0件 面接83件 法32条申請受付事務(公費負担) 平成15年度46件 法45条申請受付事務(障害者手帳) 平成15年度46件 法33条事務 平成15年度2件</p>	<p>嘱託医による定例相談 津久井保健福祉事務所と調整 (医師・開催場所の調整) 随時相談 城山町における授産施設での健康相談の取 扱い 津久井町におけるカウンセラーによる相談の 取り扱い 法24条調査 津久井保健福祉事務所と調整</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、事 業内容については地域特性に配慮し調整する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 20	事務事業名 精神保健相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】			【特定財源】 ○保健衛生費県補助金 （育児等健康支援事業費） 133千円 ○老人保健事業健康相談対象経費組み入れ			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 21	事務事業名 精神保健集団指導活動事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	345千円	0千円				
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者に関する法律				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅の精神障害者に対し生活支援活動を通して、自立と社会参加・社会復帰の促進を図る。 また、精神障害者を持つ家族のための教室を行い、病気の知識や関わり方等についての理解を深め、適切な対応ができるよう指導する。</p> <p>【内容】 集団指導教室の開催 家族教室の開催</p> <p>【参考】 集団指導教室の開催 15年度年間45回、のべ454人参加 （料理、書道、話し合い及びスポーツなど） 講師謝礼：50千円 教材等：172千円 家族教室の開催 15年度年間6回、のべ182人参加 講師謝礼：80千円</p>	<p>【目的】 精神障害者が気軽に参加できる場をつくり、閉じこもりを予防する。</p> <p>【内容】 集団指導教室（集い）の開催</p> <p>【参考】 集団指導教室（集い）の開催 15年度年間11回 延人数67人 （料理、カラオケ、スポーツ、野外活動） 事業費の内訳 報償費 講師謝礼：10千円 需用費 消耗品費：11千円 食料費：3千円</p>	該当なし	該当なし	<p>集団指導教室の開催 開催場所 津久井保健福祉事務所と調整 家族教室の開催 開催場所</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 22	事務事業名 精神保健訪問指導事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	265千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。特に医療中断者等処遇困難なケースに関しては、必要に応じて精神科嘱託医の訪問指導やケース検討会等を開催し適切な指導を実施する。</p> <p>【内容】 福祉職、保健師による訪問指導 精神科嘱託医による訪問指導 ケース検討会の開催</p> <p>【参考】 福祉職、保健師による訪問指導 15年度1129件 精神科嘱託医による訪問指導 15年度1件 嘱託医報酬単価：31,300円 ケース検討会の開催 15年度4回</p>	<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。</p> <p>【内容】 保健師による訪問指導</p> <p>【参考】 保健師による訪問指導 15年度66件</p>	<p>【目的】 指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p>【内容】 ・心の健康のバランスを崩していたりそのおそれがある場合の生活環境や疾病予防に関する指導・支援 ・窓口や相談に来所した精神疾患を有する者や精神障害者においては、病状・日常生活・家族関係・社会的交流等を把握し、地域で安心して自立に向けた生活をするための医療管理・日常生活・社会生活に関する指導・支援</p> <p>【訪問従事者】 保健師 福祉職員</p> <p>【その他】 関係者による処遇検討会の開催</p> <p>【参考】 保健師による訪問指導 15年度92件 処遇検討会開催 15年度29回</p> <p>※精神科医による訪問指導については、津久井保健福祉事務所で実施。</p>	<p>【目的】 精神障害者本人、家族及び医療機関等から依頼があったケースに対して訪問指導を行う。</p> <p>【内容】 保健師による訪問指導</p> <p>【参考】 保健師による訪問指導 15年度75件</p>	精神科嘱託医による訪問指導 医師の調整	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 保健予防課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 23	事務事業名 精神保健普及事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町		
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	109千円	60千円	20千円	40千円		
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		精神保健及び精神障害者福祉に関する法律			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 医療機関、関係機関、地域作業所等との連携を深め、地域精神保健福祉の推進を図る。 また、当事者会や家族会及びボランティアの組織育成及びその活動を支援するとともに、精神保健思想の普及啓発活動を行う。</p> <p>【内容】 普及講演会、公開講座開催 地域作業所、関係機関連絡会議 当事者会、家族会支援 ボランティア育成支援 社会適応訓練事業のための相談及び事業所訪問 15年度対象者なし</p> <p>【参考】 普及講演会 15年度1回、60人参加 公開講座 15年度3回、300人参加 講師謝礼：76千円 地域作業所、関係機関連絡会議 地域作業所運営委員会、地域生活支援センター連絡会議への参加 当事者会、家族会支援 15年度3団体のべ34回 ボランティア育成支援 15年度5回 社会適応訓練事業のための相談及び事業所訪問 15年度対象者なし</p>	<p>【目的】 町民の精神的健康の保持及び増進を図るため、また、精神障害者に対する理解を深めるため正しい知識の普及を行う。また、精神障害者の家族が孤立しないように親睦・情報交換の場をつくり、精神障害者の福祉の増進及び社会復帰を図るための活動を支援する。</p> <p>【内容】 講演会、家族会支援、市民団体支援</p> <p>【参考】 講演会 15年度2回 延67人参加 家族会支援 15年度1団体11回 市民団体支援 15年度1団体6回</p>	<p>【目的】 医療機関、関係機関、地域作業所等との連携を深め、地域精神保健福祉の推進を図る。</p> <p>【内容】 ○普及講演会、公開講座開催（16年度関係機関との共催事業として新規で実施予定） ○生活ホーム運営支援（運営会議・入居判定会議等） ○家族会支援 ○実務担当者会議</p> <p>【参考】 ○生活ホーム運営支援（運営会議・入居判定会議等） 15年度 11回 ○家族会支援 15年度 1団体3回 ○実務担当者会議 ○普及講演会、公開講座開催 ※16年度新規 1回 ・事業費の内訳（16年度） 報償費 講師謝礼20千円</p>	<p>【目的】 町民の精神的健康の保持及び増進を図るため、また、精神障害者に対する理解を深めるため正しい知識の普及を行う。また、精神障害者の家族が孤立しないように親睦・情報交換の場をつくり、精神障害者の福祉の増進及び社会復帰を図るための活動を支援する。</p> <p>【内容】 座談会、家族会支援</p> <p>【参考】 座談会 15年度1回 延7人参加 家族会支援 15年度1団体9回</p>	<p>当事者会、家族会支援 町単位の会の取扱い 郡家族会の取扱い 生活ホーム運営支援 障害福祉課との調整</p>	<p>普及講演会・公開講座開催・地域作業所・関係機関連絡会議・ボランティア育成支援・社会適応訓練事業のための相談及び事業所訪問・生活ホーム運営支援については、合併時に相模原市の制度に統合する。</p> <p>当事者会、家族会支援については、速やかに相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 24	事務事業名 精神障害者社会参加促進事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	304千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律		
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立と社会参加の促進を図るための交流会や地域特性に応じた精神保健福祉対策を推進するための連絡会を行う。</p> <p>【内容】 あじさい交流会 ソフトバレーボール大会開催 地域精神保健福祉連絡協議会</p> <p>【参考】 あじさい交流会 15年度1回、280名参加 委託料：125千円 地域精神保健福祉連絡協議会 15年度1回開催 委員謝礼：152千円</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るための地域住民との交流を深める活動を支援する。</p> <p>【内容】 ほのぼの100人運動会 町は後援</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 15年度1回延参加人数152人（内本町の参加人数30人）</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立と社会参加の促進を図る</p> <p>【内容】 ・ほのぼの100人運動会支援</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 15年度1回、188名参加 ※地域精神保健福祉連絡協議会については津久井保健福祉事務所で実施</p>	<p>【目的】 地域で生活する精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るための地域住民との交流を深める活動を支援する。</p> <p>【内容】 ほのぼの100人運動会 町は後援</p> <p>【参考】 ほのぼの100人運動会 15年度1回延参加人数152人（内本町の参加人数31人）</p>	あじさい交流会・ほのぼの100人運動会 津久井保健福祉事務所と調整	地域精神保健福祉連絡協議会については、合併時に相模原市の制度に統合する。 ほのぼの100人運動会については、速やかに相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
22	保健衛生事業の取扱い		保健所部会	保健予防課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名		■②合併時に統合			
25	老人性痴呆疾患対策事業		□③速やかに統合			
		□④段階的に統合				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	保健予防課	高齢者福祉課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	957千円	232千円				
根拠法令等		介護予防・地域支え合い事業実施要綱（国要綱）・ 城山町家族介護者元気回復事業実施要綱				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	500千円	173千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源					
電算システム名	保健所					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 老人性痴呆疾患に関する専門医の相談体制を整備するとともに、在宅の痴呆老人及びその介護を行っている家族を支援する。</p> <p>○保健予防課</p> <p>【内容】 嘱託医による定例相談 ウエルネスさがみはら：月2回 南合同庁舎：月2回 事業は中央保健センターで実施 家族会（友知草の会）の組織育成 役員会等へ出席</p> <p>【参考】 嘱託医による定例相談 15年度24回52件 嘱託医報酬単価：31,300円</p> <p>【特財名称】 保健事業負担金・国及び県</p> <p>【内容等】 老人性痴呆疾患対策事業に対する補助金</p> <p>【金額】 国：250千円 県：250千円</p> <p>【補助率】 国：1/3 県：1/3</p> <p>○中央保健センター</p> <p>【参考】 ○事業及び回数等 ・老人性痴呆相談 予定回数24回 延人数48人 ・老人性痴呆家族教室 予定回数10回 延人数250人 ・痴呆予防教室 予定回数12回 延人数240人</p>	<p>【目的】 高齢者等を介護している家族等に対し、介護の一時開放の軽減を図るとともに、要介護高齢者の在宅生活の継続、向上をはかることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に在住するよう介護高齢者等を介護している家族とする。</p> <p>【事業内容】 介護者相互の交流により介護者の元気回復を図るため、次の事業を実施する。 (1) 宿泊、日帰り旅行等 (2) 施設見学等 (3) その他必要と認めるもの</p>	<p>中央保健センター（NO9）に記載（介護家族の「しゃべりば」にて対応） 津久井保健福祉事務所にて『老人性痴呆疾患相談』として実施。</p>	<p>該当なし</p> <p>[参考] H13・H14介護予防事業として実施。 痴呆予防事業（あいけあ） H14年実績</p> <p>目的 独居高齢者や閉じこもりがちな高齢者に外出の機会を設け、グループ活動等の適度な刺激により痴呆を予防し、進行を遅らせることを目的に実施する。</p> <p>対象者 8人 実績 12回 74人</p>	<p>○事業内容の相違 ・相模原市 嘱託医による定例相談、老人性痴呆相談、老人性痴呆家族教室、痴呆予防教室 ・城山町 宿泊、日帰り旅行、施設見学会 ・津久井町 介護者家族のしゃべり場 ・相模湖町 痴呆予防事業（あいけあ）</p> <p>○津久井保健事務所の事業との相違 ・相模原市、津久井保健福祉事務所 要調整</p> <p>○システムの相違 ・相模原市 保健所システム ・城山町、津久井町、相模湖町 要調整</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会			相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 25	事務事業名 老人性痴呆疾患対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>○事業費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費 178,000円 老人性痴呆家族教室医師謝礼 @15,000円×2回×2人 同健康運動指導士謝礼 @8,000円×1回×2人 痴呆予防教室作業療法士謝礼(本庁、南) @8,500円×3回×4人 ・需用費 27,000円 消耗品 27,000円 <p>【電算システム】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○名称 「保健所システム」 ○内容 保健所業務に関する支援システム。 					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 26	事務事業名 エイズ検査・相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	2,704千円					
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に 関する法律					
会計の種類別	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	1,351千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	
	<p>【目的】 HIV感染の予防及びまん延の防止を図るため、 無料・匿名による相談やHIV抗体検査並びに 患者・感染者の相談、指導等を実施。</p> <p>【内容】 ○HIV抗体検査 ・実施回数 48回 （毎週火曜日 午前9時から11時） ・検査件数 322件 ・検査会場 市庁イカセンター ・1週間後に結果説明 ○医師・保健師による個別相談 ・HIV抗体検査時に実施 ・相談件数 610件 ○電話・窓口相談（随時） ・件数 64件</p> <p>【参考】（16年度予算） ○総事業費 2,704千円 ・賞金 48回分 2人が交代勤務 203千円 （非常勤看護師） ・需用費 213千円 ・役務費 検査手数料 776千円 （県衛生研究所に検査依頼） @ 1,320×500体 660千円 @11,570×10体 116千円 ・委託料 1,512千円 検体搬送委託料 （県予防医学協会へ委託） @31,500×48回</p> <p>○特定財源 （名称）性感染症検査等事業補助金 （金額）1,351千円 （補助率）1/2 ○HIV等抗体検査を実施するために必要な人員 ・医師 1名 ・保健師 1名 ・事務 1名 ・非常勤看護師 1名</p>				なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 27	事務事業名 性感染症検査・相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,511千円					
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律					
会計の種類別	特別会計					
歳入予算額（平成16年度）	472千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別	特定財源					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	
	<p>【目的】 性感染症の予防及びまん延の防止を図り、HIV感染症の予防につなげるため、無料・匿名による相談や性器クラミジア・梅毒の抗体検査並びに患者・感染者の相談、指導等を実施。</p> <p>【内容】（15年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○性器クラミジア・梅毒抗体検査（HIV抗体検査と同時実施） <ul style="list-style-type: none"> ・実施回数 48回（毎週火曜日 午前9時から11時） ・検査件数 クラミジア 280件 梅毒 282件 ・検査会場 デイケアセンター ・抗体は職員が市衛生試験所に搬送 ・1週間後に結果説明（陽性の場合は医療機関の紹介） ○医師・保健師による個別相談（抗体検査時に実施） <ul style="list-style-type: none"> ・相談件数 クラミジア 510件 梅毒 513件 ○電話・窓口相談 <ul style="list-style-type: none"> ・随時 <p>【参考】（16年度予算）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総事業費 1,511千円 <ul style="list-style-type: none"> ・検査用試薬・医療材料費 ○特定財源（名称）性感染症検査等実施補助金（金額）472千円（補助率）検査費の1/2 <ul style="list-style-type: none"> クラミジア @1,800×500人 梅毒 @ 110×400人 の1/2 				なし	
					保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会			相模原市の課等の名称 保健予防課	
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会			調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 28	事務事業名 難病患者等短期入所事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	75千円					
根拠法令等	相模原市難病患者等短期入所事業実施要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	37千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	保健所業務情報システム					
備考 1	難病対策管理システム					
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 在宅難病患者等を介護している家族が疾病等により居宅で介護ができない場合に、当該難病患者等を一時的に施設に入所させることで、難病患者等及び家族の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 ・平成15年度 実績なし</p> <p>【参考】 ・特定疾患医療受給者数 2,498人 (平成16年3月31日現在) ・事業費 75千円（平成16年度） ・財源 名称 難病患者等居宅生活支援事業補助金 37千円 入所日数 5日間 × @14,910 補助率 1/2</p>	<p>該当なし ※平成17年度新規事業として予算化検討中。</p>	<p>該当なし</p>	<p>該当なし</p>	<p>受入医療機関の必要性</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 保健予防課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 29	事務事業名 難病患者等ホームヘルプサービス事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	1,299千円					
根拠法令等	相模原市難病患者等ホームヘルプサービス事業運営要綱					
会計の種類						
歳入予算額（平成16年度）	649千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	保健所業務情報システム					
備考1	難病対策管理システム					
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 難病患者等の家庭にホームヘルパーを派遣し、家事等援助を行なうことで、難病患者等の安定した療養生活の確保を図る。</p> <p>【内容】（平成15年度実績） ・身体介護（食事、排泄、衣類着脱等の介助） ・家事援助（調理、洗濯、掃除等の援助） ・外出時の付き添い ・相談及び助言 ・実利用者 7人 家事援助 231回 363時間 身体介護 82回 169時間 ・財源 難病患者等居宅生活支援事業補助金 636千円 事業費1,333,740円－61,439円（自己負担額） 補助率 1/2</p> <p>【参考】 ・ホームヘルパー 常勤 4人 非常勤 2人 ・財源（平成16年度） 難病患者等居宅生活支援事業補助金 649千円 事業費1,484,850円－185,250円（自己負担額） 補助率 1/2</p>	<p>該当なし ※平成17年度新規事業として予算化検討中。</p>	<p>該当なし</p>	<p>身体障害者支援費事業居宅支援の中で実施。 平成15年度 実績なし。</p>	<p>・ホームヘルパー対象ニーズの把握 ・ホームヘルパーの人材確保</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、実施方法については調整を図る。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名		相模原市の課等の名称	
22	保健衛生事業の取扱い		保健所部会		保健予防課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク		調整済の可否	
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			<input checked="" type="checkbox"/> ①現行のまま存続 <input type="checkbox"/> ②合併時に統合 <input type="checkbox"/> ③速やかに統合 <input type="checkbox"/> ④段階的に統合 <input type="checkbox"/> ⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名					
30	精神障害者ホームヘルプサービス事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	1,082千円	717千円	693千円	434千円		
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・津久井町精神障害者ホームヘルパー派遣事業運営要綱	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律・		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	857千円	11千円	247千円	309千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、家庭等にホームヘルパーを派遣し、食事等その他の日常生活を営むのに必要なサービスを供与することにより、自立と社会復帰を促進する。</p> <p>【内容】ホームヘルパーの派遣 直営、常勤4人・非常勤2人で実施 平成16年4月1日現在利用者19人</p> <p>【参考】ホームヘルパーの派遣 15年度家事援助835回1120時間40分 15年度身体介護104回104時間20分 ヘルパー：常勤4名、非常勤2名</p> <p>【特財名称】精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金・国及び県</p> <p>【内容等】精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【金額】 国：1205千円 県：602千円 補助基本額（2,41千円）＝ 家事援助（@1,530×1,076H）＋ 身体介護（@4,020×236H）－ 費用徴収額（185千円）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p> <p>【名称】精神障害者ホームヘルプサービス事業収入</p> <p>【内容等】精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）にかかる徴収金</p> <p>【金額】185千円</p>	<p>【目的】精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣し、食事及び身体の清潔の保持等の介助その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与する。</p> <p>【内容】ホームヘルパーの派遣 民間事業者へ委託方式で実施 平成16年4月1日現在利用者3人</p> <p>【参考】ホームヘルパーの派遣 15年度身体介護24回24時間</p> <p>【特財名称】精神障害者居宅介護等事業補助金（国県）</p> <p>【内容等】精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【金額】 国：358千円 県：179千円 補助基本額（717千円）＝ 家事援助（@1,530×250h）＋ 身体介護（@4,020×83h）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p> <p>【名称】精神障害者ホームヘルプサービス利用料</p> <p>【内容等】精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）にかかる徴収金</p> <p>【金額】11千円</p>	<p>【目的】精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、精神障害者の家庭等にホームヘルパーを派遣し、家事的援助、身体の介助等その他の日常生活を営むのに必要な便宜を供与することにより、精神障害者の自立と社会復帰を促進し、もって精神障害者の福祉の増進を図る。</p> <p>【内容】ホームヘルパーの派遣 町社会福祉協議会へ委託方式で実施 平成16年4月1日現在 利用者 5人</p> <p>【参考】ホームヘルパーの派遣 15年度家事援助 94回 110時間</p> <p>【特財名称】精神障害者居宅介護等事業補助金（国県）</p> <p>【内容等】精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【金額】 国：61千円 県：31千円 補助基本額（122千円）＝ 家事援助（@1,530×110h）－ 費用徴収額（46千円）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p> <p>【名称】精神障害者ホームヘルパー派遣事業負担金</p> <p>【内容等】精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）にかかる徴収金</p> <p>【金額】46千円</p>	<p>【目的】精神障害者が居宅において日常生活を営むことができるよう、家庭等にホームヘルパーを派遣し、食事等その他の日常生活を営むのに必要なサービスを供与することにより、自立と社会復帰を促進する。</p> <p>【内容】ホームヘルパーの派遣 社会福祉協議会へ委託。 非常勤4人で実施 平成16年4月1日現在利用者3人</p> <p>【参考】ホームヘルパーの派遣 15年度家事援助42回42時間 ヘルパー：非常勤4名</p> <p>【特財名称】精神障害者ホームヘルプサービス事業補助金・国及び県</p> <p>【内容等】精神障害者居宅介護等事業（ホームヘルプサービス）に対する補助金</p> <p>【金額】 国：206千円 県：103千円 補助基本額（413千円）＝ 家事援助（@1,530×48H）＋ 身体介護（@4,020×48H）</p> <p>【補助率】 国：1/2 県：1/4</p>	市町それぞれで異なる運営主体の調整 国の動向（支援費制度への移行、介護保険制度への統合）	現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 保健予防課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 31	事務事業名 精神障害者短期入所事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	保健予防課	福祉推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	52千円	121千円				
根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律				
会計の種類	一般会計	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	38千円	0千円				
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 家族等の疾病等のために居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった者について短期間入所させる短期入所事業を実施する。</p> <p>【内容】 短期入所の実施</p> <p>【参考】 15年度2人・のべ11日利用</p> <p>【特財名称】 精神障害者短期入所事業補助金 【内容等】 精神障害者短期入所事業に対する補助金 【金額】 38千円 【補助率】 3/4</p>	<p>【目的】 家族等の疾病等のために居宅において介護等を受けることが一時的に困難となった者について短期間入所させる短期入所事業を実施する。</p> <p>【内容】 短期入所の実施</p> <p>【参考】 15年度 利用実績無し</p> <p>【特財名称】 精神障害者短期入所事業補助金 【内容等】 精神障害者短期入所事業に対する補助金 【金額】 90千円 【補助率】 3/4</p>	該当なし	該当なし	なし	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 生活衛生課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 医事・薬事等指導事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生活衛生課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳入予算額（平成16年度）	282千円			5千円		
根拠法令等	薬事法、毒物及び劇物取締・麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、あへん法					
会計の種類別	一般会計			一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円			0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務					
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>薬事指導事業</p> <p>【目的】 薬事法、毒物及び劇物取締法に基づく薬局、医薬品販売業等の許可、毒物劇物販売業の登録等の許可及び監視指導を行うことにより、医薬品等の品質及び安全性の確保を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬事法に基づく薬局、医薬品販売業等の許可、監視指導等 ○ 毒物及び劇物取締法に基づく毒物劇物販売業の登録、監視指導等 ○ 麻薬及び向精神薬取締法に基づく免許申請等の経由事務 ○ 薬事講習会の開催 新規薬局開設者等を対象に、専門的知識の普及向上を図ることを目的に実施 <p>薬物乱用防止対策事業</p> <p>【目的】 広域化、低年齢化傾向にある薬物乱用問題に対処するため地域における薬物乱用防止体制の充実強化及び啓発活動の推進を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 薬物乱用防止連絡会の開催 目的…関係団体との連絡調整を行うことにより地域に密着した薬物乱用防止事業に資する ○ 薬物相談薬局研修会の開催 目的…薬物相談薬局の薬剤師を対象に、薬物に対する知識の習得を図る ○ 街頭キャンペーンを中心とする啓発活動 目的…啓発資料の配布、パネル展示、広報車による広報等を行い、市民に対し薬物乱用防止の普及啓発を図る 	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	薬物乱用防止対策事業	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 生活衛生課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 13	事務事業名 食品衛生事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
担当課名	生活衛生課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課			
歳出予算額（平成16年度）	6,275千円						
根拠法令等	食品衛生法 神奈川県食品衛生法に基づく営業の施設基準等に関する条例						
会計の種類	一般会計						
歳入予算額（平成16年度）	0千円						
関係団体・慣行							
使用料・手数料・補助金等							
事務事業の別	中核市事務						
電算システム名							
備考1							
備考2							
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC							
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・食品関係営業施設の許可（政令34業種、県条例に基づく営業）新規約1,000件、更新約1,000件 更新分は食品衛生協会に委託（3,260千円） ・報告営業審査、受理（食品販売業、給食施設等） ・食品関係営業施設監視指導（許可・報告営業施設、緑日・祭礼等） ・食鳥検査法に基づく監視指導 ・食品関係事業者（食品衛生責任者）講習会の実施 約80回（食品衛生協会に35回分を委託1,017千円） ・食品等の衛生確保 食品等の収去及び検査約400件、違反食品処理、輸入食品衛生対策、苦情処理約150件、試買検査約40件等 ・食中毒対策 食中毒等食品に起因する事件・事故発生時の対応、食中毒予防月間事業の実施による市民・事業者への啓発活動 ・食品衛生推進委員、指導員活動補助金（補助金額：118千円） 食品衛生協会が自主的に活動している本事業に対して補助することにより、業者の一層の自主管理の促進を図るもの。 ・食品衛生協会事務室借料補助金（補助金額：1,232千円） 食品衛生・公衆衛生の発展に寄与するとともに、協会の円滑な運営を促進するもの。 		津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 生活衛生課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 環境衛生関係営業施設等指導事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生活衛生課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	86千円					
根拠法令等	理容師法、美容師法、クリーニング業法、興行場法、旅館業法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 理容所、美容所、クリーニング所などの環境衛生関係営業施設等について、各法令の規定に基づき許可又は確認を行うとともに、監視指導等を実施することにより衛生措置基準の遵守を図る。</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 理容所、美容所、クリーニング所の検査、確認及び監視指導 ○ 旅館、興行場、公衆浴場の許可及び監視指導 ○ 衛生講習会の実施 <p>理容業、美容業を対象に衛生措置基準の遵守等を図ることを目的に実施。</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い			専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 生活衛生課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 15	事務事業名 生活環境対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生活衛生課	環境防災課	環境課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	201千円					
根拠法令等	建築物における衛生的環境の確保に関する法律、 温泉法、水道法等					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	生活環境対策 【目的】 特定建築物、水道、家庭用品などについて各法令の規定に基づく各種届出を受理するとともに、監視指導等を実施することにより衛生的な生活環境を確保する 【内容】 ○ 各種届出等の受理 ○ 対象施設の監視指導 ○ 家庭用品の安全確保対策 試買検査の実施により、衣料品等家庭用品に起因する健康被害の発生を防止する ○ シックハウス相談 室内測定用検知管式測定器によるホルムアルデヒド等検知 災害時の給水対策	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い			専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 生活衛生課	
大分類コード	大分類項目			協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 16	事務事業名 狂犬病予防事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生活衛生課	環境防災課	健康福祉課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	28,817千円	432千円	781千円	302千円		
根拠法令等	狂犬病予防法	狂犬病予防法	狂犬病予防法	狂犬病予防法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体	公共的団体	公共的団体		
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務・一般市事務	一般市事務・電算システム	一般市事務・電算システム	電算システム		
電算システム名		犬の登録管理システム	犬の登録管理システム	犬の登録管理システム		
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付 ○ 狂犬病予防定期集合注射の実施 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の抑留、処分業務 ○ 犬の捕獲及び搬送業務 【平成15年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 27,255頭 登録申請頭数 3,084頭 注射実施頭数 23,820頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射委託（相模原市獣医師会） 14日 40会場を実施 ○ 犬の登録、注射促進協力事業委託 ○ 犬の抑留等業務委託（神奈川県） ○ 犬の捕獲等業務委託（日本通運（株）厚木支店） ○ 個別通知発送委託…狂犬病予防注射通知書印刷 【事業費内訳】 （報償費） 謝礼 281千円（犬評価人手当） （需用費） 消耗品費 422千円（二重リング等） 印刷製本費 1,348千円（犬鑑札等） （役務費） 郵便料 1,650千円（集合注射お知らせ） （委託料） 事務作業委託料 内訳 2,239千円（集合注射） 2,131千円（促進協力事業） 6,145千円（抑留等委託） 14,133千円（捕獲等委託） 463千円（通知作成委託）</p>	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付 ○ 狂犬病予防定期集合注射の実施 【平成15年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 1,735頭 登録申請頭数 162頭 注射実施頭数 1,477頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射委託（津久井郡獣医師会） 3日 12会場を実施 ○ 犬の登録、注射促進協力事業委託 ○ 犬の登録管理システム保守管理委託 刷 【事業費内訳】 （賃金） 臨時雇賃金 45千円（集合注射臨時雇） （旅費） 普通旅費 5千円 （需用費） 消耗品費 144千円（二重リング等） 印刷製本費 42千円（愛犬手帳等） （役務費） 通信運搬費 115千円（集合注射お知らせ及び注射勧告通知） （委託料） 内訳 142千円（促進協力事業） 227千円（システム賃借料）</p>	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付 ○ 狂犬病予防定期集合注射の実施 【平成15年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 2,591頭 登録申請頭数 242頭 注射実施頭数 2,026頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射委託（津久井郡獣医師会） 5日 27会場を実施 ○ 犬の登録、注射促進協力事業委託 ○ 犬の登録管理システム保守管理委託 刷 【事業費内訳】 （賃金） 臨時雇賃金 62千円（集合注射臨時雇） （旅費） 普通旅費 5千円 （需用費） 消耗品費 98千円（二重リング等） 燃料費 6千円 印刷製本費 102千円（愛犬手帳等） （役務費） 通信運搬費 175千円（集合注射お知らせ） （委託料） 内訳 270千円（促進協力事業） 63千円（システム保守管理）</p>	<p>【目的】 狂犬病予防法の規定による狂犬病の発生予防、犬による危害発生の未然防止を図るため、犬の登録や狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付などを実施する。</p> <p>【内容】 ○ 狂犬病予防法に基づく犬の登録及び狂犬病予防注射の勧奨と注射済票の交付 ○ 狂犬病予防定期集合注射の実施 【平成15年度の概要】 ○ 犬の登録及び狂犬病予防注射実施状況 登録頭数 783頭 登録申請頭数 65頭 注射実施頭数 660頭 ○ 狂犬病予防定期集合注射委託（津久井郡獣医師会） 3日 21会場を実施 ○ 犬の登録、注射促進協力事業委託 ○ 犬の登録管理システム保守管理委託 刷 【事業費内訳】 （賃金） 臨時雇賃金 19千円（集合注射臨時雇） （需用費） 消耗品費 59千円（二重リング等） 印刷製本費 18千円（愛犬手帳等） （役務費） 郵送料 135千円（集合注射お知らせ） （委託料） 内訳 68千円（促進協力事業） 63千円（システム保守管理）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 集合注射の実施方法等について獣医師会との調整が必要になる。 ○ 促進協力事業事務取扱手数料の見直し 	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 生活衛生課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 17	事務事業名 動物愛護事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生活衛生課	環境防災課	健康福祉課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	11,300千円					
根拠法令等	動物の愛護及び管理に関する法律、神奈川県動物の愛護及び管理に関する条例					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1. 犬・猫不妊去勢手術助成事業</p> <p>【目的】 野犬・野猫の増加を防止するため、市民が飼い犬、飼い猫に行う不妊・去勢手術に対して助成を行う。</p> <p>【内容】 <補助金額> 犬 オス 3,000円/頭 メス 4,000円/頭 猫 オス 2,800円/匹 メス 4,000円/匹</p> <p>【16年度見込み頭数】 犬 オス 200頭 メス 305頭 猫 オス 600頭 メス 1,000頭</p> <p>2. 負傷犬・猫処置事業</p> <p>【目的】 動愛法に基づき、公共の場所で疾病にかかり又は負傷した犬・猫の収容等の処置を行う。</p> <p>【内容】 負傷等した犬、猫の収容等の処置業務を相模原市獣医師会へ委託。 【16年度見込み件数】 130件</p> <p>動物愛護普及事業</p> <p>【目的】 動物の適正な飼養に関する事業等を実施することにより、市民の動物愛護思想の普及・啓発を図る。</p> <p>【内容】 ○ 犬のふん持ち帰り啓発看板の配布 ○ 動物愛護事業の実施 「子犬のしつけ教室」を相模原市獣医師会へ委託 ○ 動物の愛護及び管理に関する法律に基づき引き取った犬、猫等の抑留及び処分を神奈川県へ委託</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 生活衛生課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 18	事務事業名 衛生害虫等駆除事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生活衛生課	環境防災課	環境課	産業環境課		
歳出予算額（平成16年度）	1,948千円	0千円	0千円	0千円		
根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律					
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 感染症の媒介原因となる衛生害虫等の苦情相談及び駆除を行うことにより、市民の衛生害虫に対する不快感を取り除き、快適な生活環境の確保に努める。</p> <p>【内容】 スズメバチの巣の駆除 スズメバチ以外のハチの駆除方法指導 ねずみ駆除用薬剤の希望者への配布 感染症の媒介原因となる衛生害虫発生時の駆除指導等</p> <p>【概要】 はち駆除等実施状況 駆除件数 196(190)件 ()内については業者による駆除 指導件数 629件 ねずみ・昆虫等 苦情・相談処理件数 88件</p> <p>【事業費内訳】 (需用費) 消耗品費 163千円(殺鼠剤等) (委託料) 事務作業等委託料 1,785千円(スズメバチ駆除)</p>	<p>【内容】 事業立てはしていないが、衛生害虫等の苦情相談及びスズメバチ等の駆除用の防護服の貸し出しを行い町民の衛生害虫に対する不快感を取り除き、快適な生活環境の確保に努めている。</p>	<p>【内容】 スズメバチ等のハチの駆除 本町では、害虫等の駆除については管理者の責任において対応していただくことを原則としている。但し、相談等を受けた場合は、専門業者等の紹介を行っている。</p>	<p>【内容】 スズメバチ等のハチの駆除 本町では、害虫等の駆除については管理者の責任において対応していただくことを原則としている。但し、相談等を受けた場合は、専門業者等の紹介を行っている。</p>	なし	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 生活衛生課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 調理師等免許事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	生活衛生課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	0千円					
根拠法令等	食品衛生法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務					
電算システム名						
備考 1						
備考 2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	調理師、製菓衛生師、ふぐ包丁師の各免許の經由事務 これらの免許は県の許可であるが、市保健所が經由事務を行う。約300件	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い			専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 衛生試験所	
大分類コード	大分類項目			協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 7	事務事業名 衛生検査事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	衛生試験所	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	18,423千円					
根拠法令等	地域保健法 食品衛生法					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	中核市事務					
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 衛生上の試験・検査を行うことを目的とする。</p> <p>【平成15年度事業概要】 1 市民からの依頼検査 衛生検査手数料の項参照 2 市が行う検査 (1) 食品に関する検査（収去検査） ・ 細菌検査 527検体 ・ 理化学検査 178検体 (2) 環境衛生に関する検査 ・ 公衆浴場の水質検査 22検体 ・ 家庭用品の検査 75検体 (3) 感染症に関する検査 69検体 (4) 食中毒に関する検査 291検体 3 神経芽細胞腫マスキリーニング検査 4,166 検体</p> <p>【平成16年度事業費内訳】 名称 事業費（千円） 説明 共済費 386 社会保険料（非常勤職員等1名） 賃金 2,930 非常勤職員等2名 需用費 8,460 検査用試薬、ガラス器具等 消耗品 役務費 335 外部検査委託手数料等 備品購入費 6,700 検査用備品購入</p> <p>【平成16年度検査従事職員数】 理化学検査 5名 細菌学検査 4名</p>	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い			専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 衛生試験所																																					
大分類コード	大分類項目			協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了																																					
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合																																						
事務事業番号 8	事務事業名 衛生試験所維持管理事業																																									
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針																																				
担当課名	衛生試験所	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課																																						
歳出予算額（平成16年度）	14,213千円																																									
根拠法令等	地域保健法 昭和22年9月5日 法律第101号																																									
会計の種類	一般会計																																									
歳入予算額（平成16年度）	0千円																																									
関係団体・慣行																																										
使用料・手数料・補助金等																																										
事務事業の別	中核市事務																																									
電算システム名																																										
備考1																																										
備考2																																										
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC																																										
【事務事業の内容】	<p>【目的】 衛生検査施設の維持管理を行う。</p> <p>【衛生検査施設の状況】 1 場所 相模原市富士見6-5-8 神奈川県相模原合同庁舎内 2 占有面積 406.77㎡ 衛生検査施設は、平成16年度まで神奈川県から無償供与を受けている。</p> <p>（主要諸室）</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">諸室名称</td> <td style="width: 10%;">面積</td> <td style="width: 70%;">説明（対象）</td> </tr> <tr> <td>細菌検査室</td> <td>40.66㎡</td> <td>便の細菌検査など（便）</td> </tr> <tr> <td>臨床検査室</td> <td>25.89㎡</td> <td>性感染症の検査（血液検査）</td> </tr> <tr> <td>食品細菌検査室</td> <td>39.925㎡</td> <td>食品中の細菌検査（食品）</td> </tr> <tr> <td>理化学検査室</td> <td>95.72㎡</td> <td>化学物質の測定（水、食品）</td> </tr> <tr> <td>機器分析室</td> <td>43.705㎡</td> <td>測定機器類を設置</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>160.87㎡</td> <td>事務室、休憩室など</td> </tr> </table> <p>【平成16年度事業費の内訳】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">名称</td> <td style="width: 10%;">事業費（千円）</td> <td style="width: 80%;">説明</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>1,000</td> <td>検査機器等修繕費</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>1,322</td> <td>作業環境等測定委託</td> </tr> <tr> <td>賃借料</td> <td>5,891</td> <td>検査機器のリース費</td> </tr> <tr> <td>負担金</td> <td>6,000</td> <td>庁舎維持管理費負担金</td> </tr> </table>	諸室名称	面積	説明（対象）	細菌検査室	40.66㎡	便の細菌検査など（便）	臨床検査室	25.89㎡	性感染症の検査（血液検査）	食品細菌検査室	39.925㎡	食品中の細菌検査（食品）	理化学検査室	95.72㎡	化学物質の測定（水、食品）	機器分析室	43.705㎡	測定機器類を設置	その他	160.87㎡	事務室、休憩室など	名称	事業費（千円）	説明	需用費	1,000	検査機器等修繕費	委託料	1,322	作業環境等測定委託	賃借料	5,891	検査機器のリース費	負担金	6,000	庁舎維持管理費負担金	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	津久井保健福祉事務所の業務のため該当なし	なし	保健所政令市事務により、合併時に相模原市の制度に統合する。
諸室名称	面積	説明（対象）																																								
細菌検査室	40.66㎡	便の細菌検査など（便）																																								
臨床検査室	25.89㎡	性感染症の検査（血液検査）																																								
食品細菌検査室	39.925㎡	食品中の細菌検査（食品）																																								
理化学検査室	95.72㎡	化学物質の測定（水、食品）																																								
機器分析室	43.705㎡	測定機器類を設置																																								
その他	160.87㎡	事務室、休憩室など																																								
名称	事業費（千円）	説明																																								
需用費	1,000	検査機器等修繕費																																								
委託料	1,322	作業環境等測定委託																																								
賃借料	5,891	検査機器のリース費																																								
負担金	6,000	庁舎維持管理費負担金																																								

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 中央保健センター	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 6	事務事業名 保健と福祉のライブラリー事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	9,807千円					
根拠法令等	相模原市保健所及び保健センター条例・相模原市保健所及び保健センター条例施行規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	図書館システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 保健・医学・福祉関係の図書を収蔵し、市民に総合的な情報を提供するとともに、視覚障害者が必要とする点字・録音図書等を備えた専門的なライブラリーを設置し、市民の保健福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 市立図書館等と連携しながら、図書の貸し出し等の業務を行っている。なお、管理運営業務は相模原市社会福祉協議会に委託している。</p> <p>【参考】 ○開室日等 月～金曜日 午前9時～午後7時 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 ○収蔵数 一般図書等 25,246冊 ビデオ等 1,333本 点字図書 290冊 録音図書 5,213冊 (平成16年1月末現在)</p> <p>【関係団体・慣行】 ○名称 「相模原市社会福祉協議会」</p> <p>【電算システム】 ○名称 「図書館システム」 ○内容 市立図書館、公民館等の図書室とオンラインで接続しているシステム。</p>	該当なし	<p>該当なし 事業システムとして、図書・ビデオ等貸出し機能は持っていないが保健師の資質向上や事業として在庫の図書・ビデオ等が多少あり、個別で借用希望があった場合、町事業に支障ない範囲で無料にて貸出しすることはある。</p>	該当なし	<p>○事業の相違 ・相模原市 保健と福祉のライブラリー管理運営事業の実施 ・城山町、津久井町、相模湖町 要調整 ・ライブラリーの位置付け ・類似施設の設置の可否 ・図書館との連携（含む図書館システム） ・視覚障害者に対するサービスのあり方</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項		専門部会名	相模原市の課等の名称		
22	保健衛生事業の取扱い		保健所部会	中央保健センター		
大分類コード	大分類項目		協議ランク	調整済の可否		
			■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分			
			□①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整			
事務事業番号	事務事業名		■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
7	健康教育事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	1,360千円	646千円	746(対象経費1-10にもあり)	141千円		
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	特別会計		
歳入予算額(平成16年度)	796千円	0千円	776千円	141千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム					
電算システム名	日報管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図るため、健康教育を実施する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧、高脂血症、糖尿病、禁煙 予定回数 160回 延人数 410人 ○集団健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・歯周疾患健康教育 予定回数 26回 延人数 580人 ・病態別健康教育 予定回数 24回 延人数 880人 ・一般健康教育 予定回数 165回 延人数3,400人 ・介護家族健康教育 予定回数 4回 延人数 100人 ○事業費の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・賞金 122,000円 ・栄養指導補助賞金 25人 122,000円 ・報償費 495,000円 <ul style="list-style-type: none"> 医師謝礼 @15,000円×2H×13人 @15,000円×1H×4人 健康運動指導士謝礼@6,000円×1H×2人 臨床心理士謝礼@5,000円×2H×2人 看護師謝礼@1,300円×1H×10人 ・需用費 573,000円 <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 415,000円 物品修繕費 90,000円 医薬材料費 68,000円 ・委託料 170,000円 <ul style="list-style-type: none"> 生活習慣改善健康教室健康運動指導士委託 45,600円 個別健康教育検査委託 124,320円 【特定財源】 <ul style="list-style-type: none"> ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金 【日報管理システム】 ○内容 <ul style="list-style-type: none"> 事業報告書の作成と統計事務を支援するシステム。保健所が運用・管理し、保守もやっている。 	<p>【目的】「自らの健康を自らつくる」を基本理念に、生活習慣病を予防するための普及啓発及び壮年期からの健康づくりを推進する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別健康教室 <ul style="list-style-type: none"> 高脂血症教室 1回(9日間) 延人数45人 ○集団健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・歯周疾患健康教育 予定回数 5回 延人数 100人 ・病態別健康教育 予定回数 14回 延人数 680人 ・一般健康教育 予定回数 75回 延人数 2200人 ・介護家族健康教育 予定回数 1回 延人数 50人 ○事業費の内訳 <ul style="list-style-type: none"> ・賞金 270,000円 <ul style="list-style-type: none"> 栄養士賞金 17人 124,000円 歯科衛生士賞金 20人 146,000円 ・報償費 336,000円 <ul style="list-style-type: none"> 講師謝礼 @30,000円×5人 @10,000円×5回×2人 @5,000円×2人 @23,000円×2人 医師謝礼 @30,000円×1人 ・需用費 40,000円 <ul style="list-style-type: none"> 消耗品費 40,000円 【特定財源】 <ul style="list-style-type: none"> ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金 【日報管理システム】 なし 	<p>【目的】心身の健康についての自覚を高め、かつ、心身の健康に関する知識を普及啓発する。</p> <p>【内容・15年度実績数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別健康教育(高血圧、高脂血症、糖尿病) = (あるけあるけ教室)…自らの健康問題や生活習慣を具体的に振り返りながら、仲間とともに各自が歩くことを通し、継続的に健康を保持増進することを目的に年1コースを実施。 1コース10回 参加者実数8人 延べ数68人 ○集団健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・歯周疾患健康教育…歯科衛生士による口腔内チェックに加え、歯の健康の大切さを伝え、セルフケア能力を高めることを目的に実施 1回 16名 ・病態別健康教育(糖尿病教室)…糖尿病の合併症を起さないよう、食事療法・運動療法を実践する人を増やす。 1コース4回+企画委員会8回 参加者実数14人 延べ数37人 ・一般健康教育… <p>地区における健康づくり活動の実践として健康普及員主催健康講座 8回 参加延べ数211人、老人会等からの依頼を受けて健康教育 6回 参加延べ数169人、健康ウォークリーダー研修…健康ウォークを地域で実践できる人材を育成することで、生活習慣病の一次予防を図り、健康的な地域の形成に繋げることを目的に年1コース実施。 1コース3回 参加者実数40人 延べ数82人、介護家族健康教育…家族交流と健康づくりを目的に実施 2回 参加者実数3人 延べ数4人</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度 <ul style="list-style-type: none"> ○個別健康教育(高血圧、高脂血症、糖尿病) = (あるけあるけ教室) 予定回数 1回(11日コース) 延人数 220人 ○集団健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・歯周疾患健康教育 予定回数1回 延人数 11人 ・病態別健康教育(糖尿病教室) 予定回数1コース5回+企画委員会5回 延人数100人 ・介護家族健康教育 予定回数未定 	<p>【目的】生活習慣病の予防や健康に関する正しい知識の普及を図るため、健康教育を実施する。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○個別健康教室 <ul style="list-style-type: none"> 平成16年度実施 <ul style="list-style-type: none"> ・高血圧セミナー 1コース(7回) ○集団健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・病態別健康教育 予定回数 4回 延人数 420人 ・骨粗しょう症健康教育 予定回数 9回 延人数 220人 ・一般健康教育 予定回数 29回 延人数 810人 ・介護家族健康教育 該当無し ○事業費の内訳 <ul style="list-style-type: none"> 国保会計で実施 <ul style="list-style-type: none"> ・報償費 80千円 <ul style="list-style-type: none"> 講師謝礼 @20,000円×2人 @10,000円×4回 ・需用費 61千円・・・パンフレット等 	<p>○事業内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ①個別健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市 高血圧・高脂血症・糖尿病・禁煙(各テーマごとに個別面接) ・城山町 高脂血症のみ ・津久井町 高血圧・高脂血症・糖尿病(あるけあるけ教室のなかで実施) ・相模湖町 高血圧 ②集団健康教育 <ul style="list-style-type: none"> ・相模湖町 介護家族健康教育未実施 <p>○システムの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相模原市 日報管理システム ・城山町、津久井町、相模湖町 要調整 	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 中央保健センター		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 7	事務事業名 健康教育事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】			<p>・一般健康教育... 地区における健康づくり活動の実践として健康普及員主催健康講座 予定回数 8回 延人数200人 老人会等からの依頼を受けて健康教育 予定回数5回 延人数90人 ・健康ウォークリーダー研修 予定回数3回 延人数90人</p> <p>○事業費の内訳 ・賃金 126千円 看護師賃金 46,800円 保健師賃金 78,600円 ・報償費 280千円 医師謝礼 30,000円×1人 30,000円 健康運動指導士謝礼 22,000円×8回 154,000円 臨床心理士謝礼31,000円×1回 31,000円 住民謝礼(5人) 10,000円 地区健康づくり講座講師謝礼 5,000円×10人 50,000円 歯科衛生士謝礼 5,000円×1人 5,000円 ・需用費 91千円 消耗品費 31,903円 指導材料費 11,025円 賄材料費 8,000円 食料費 147円 燃料費 27,562円 印刷製本費 12,012円 ・役務費 8千円 通信運搬費 7,200円 ・委託料 241千円 体力測定・結果説明 財団委託141,750円 血液検査委託料 98,700円</p> <p>【特定財源】 ○保健事業国庫負担金 388千円 ○保健事業県負担金 388千円</p>			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 中央保健センター	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 9	事務事業名 健康相談事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	1,729千円	77千円	717千円	0千円		
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	788千円	77千円	400千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源	特定財源	特定財源			
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 健康管理に資するため、希望者への指導助言を行うとともに、基本健康診査の結果等によって保健指導等が必要な者に対して、必要な相談や指導を実施する。</p> <p>【内容】 予定回数 1,224回、予定延人数 4,700人</p> <p>【参考】 ○重点健康相談 66回 延人数 470人 ・歯周疾患健康相談 30回 延人数 260人 ・生活習慣改善健康相談 予定回数36回、延人数210人 ○介護家族健康相談 予定回数60回、延人数120人 ○総合健康相談 予定回数1,098回、延人数4,110人 ・健康相談<庁内、きてみて、電話> 1,026回 延人数 2,180人 ・まつり等健康相談 10回 延人数 560人 ・その他健康相談 10回 延人数 180人 ・栄養相談 52回 延人数 190人 ○事業費の内訳 ・賞金 393,000円 ・栄養指導補助賞金 69人 334,305円 ・歯科指導補助賞金 12人 58,140円 ・需用費 600,000円 ・消耗品費 470,000円 ・印刷製本費 40,000円 ・物品修繕料 90,000円 ・委託料 372,000円 生活習慣改善健康相談健康運動指導士委託 ・備品購入費 364,000円</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金</p>	<p>【目的】 心身の健康に関する個別の相談に応じ必要な指導及び助言を行い、家庭における健康管理に役立てる。</p> <p>【内容】 予定回数 39回、予定延人数 530人</p> <p>【参考】 ○重点健康相談 ・病態別 予定回数8回、延人数150人 ○介護家族健康相談 予定回数1回、延人数30人 ○総合健康相談 予定回数30回、延人数350人 ○事業費の内訳 ・需用費 77千円 ・消耗品費 72千円 ・物品修繕料 5千円</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金</p>	<p>【目的】 自分らしい健康観の獲得に向け、個々の生活習慣・生活様式に合わせた具体的な健康相談に応じ、自らの健康管理が行えるよう支援する。</p> <p>【内容】 予定回数 41回 予定延人数 329人</p> <p>【参考】 ○総称 はつらつ健康相談 予定回数 18回 予定延人数 100人 (重点健康相談・生活習慣改善健康相談・介護家族健康相談を含む) ○歯周疾患健康相談 1回 10人 ○心の相談室 予定回数 12回 予定延人数 60人 ○介護者家族のしゃべり場 予定回数 5回 予定延人数 25人 ○その他健康相談 6回 延人数 100人 栄養相談 19回 延人数 70人</p> <p>【事業費の内訳】 717,000円 ・賞金 515,000円 ・看護師賞金 17日 86,000円 ・保健師賞金 6日 39,000円 ・カウンセラー賞金 12日 390,000円 ・謝礼 93,000円 ・カウンセラー 3日 93,000円 ・旅費 6,000円 ・需用費 103,000円 ・消耗品費 91,000円 ・燃料費 12,000円</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業負担金 200千円 ○県支出金 保健事業負担金 200千円</p>	<p>【目的】 生活習慣病等健康に関する個別相談に応じ、必要な指導及び助言を行い、健康管理に役立てる。</p> <p>【内容】 予定回数 23回、予定延人数 360人</p> <p>○専門職の配置状況の相違 ・相模原市 健康運動指導士 ・津久井町 カウンセラー</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。	

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い			専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 中央保健センター	
大分類コード	大分類項目			協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目			調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合		
事務事業番号 10	事務事業名 機能訓練事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	4,972千円	2,726千円	2,072千円	0千円		
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法 介護予防地域支え合い事業実施要綱			
会計の種類	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額(平成16年度)	2,298千円	0千円	1,133千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源			
電算システム名	保健所システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 心身の機能が低下している者であって、医療終了後も継続して機能訓練の必要な者等に対して、心身の機能回復を図り、日常生活の自立を助け、要介護状態を予防するため、必要な訓練を実施する。</p> <p>【参考】 ○種類と回数等 ・機能訓練相談 予定回数 58回 延人数 162人 ・機能訓練判定 予定回数 24回 延人数 240人 ・個別訓練 予定回数 50回 延人数 450人 ・集団訓練 予定回数 48回 延人数 960人 ・自主訓練 予定回数 98回 延人数 980人 ・交流会 予定回数 1回 延人数 40人 ・ミニリハ 予定回数183回 延人数 1,600人</p> <p>○従事者 (非常勤) 医師24人 看護師74人 作業療法士102人 言語聴覚士24人 (常勤) 理学療法士3人、保健師16人</p> <p>○事業費の内訳 ・賞金 331,000円 機能訓練判定補助賞金(看護師) 101,040円 個別機能訓練補助賞金(看護師) 229,550円 ・報償費 4,214,000円 作業療法士謝礼 90人×3H×@8,500円 集団作業療法士謝礼(本庁、南) 12人×3H×@8,500円 判定医師謝礼 24人×1回×@41,700円 言語聴覚士謝礼 24人×3H×@8,500円 ・需用費 422,000円 消耗品費 298,000円、印刷製本費 24,000円、物品修繕料 100,000円 ・役務費 5,000円</p>	<p>【目的】 疾病、外傷、老化等により心身の機能が低下している者に対し、心身機能の維持回復に必要な訓練を行うことにより、閉じこもりを防止するとともに日常生活の自立を助け、介護を要する状態となることを予防する。</p> <p>【参考】 ○種類と回数等 ・機能訓練 予定回数 42回 延人数 924人 ・機能訓練判定会議 予定回数 2回 ・在宅機能訓練 予定回数 12回 延人数 30人</p> <p>○従事者 (非常勤) 医師14人 保健師42人 看護師84人 理学療法士54人 送迎運転手84人 (常勤) 保健師126人</p> <p>○事業費の内訳 ・賞金 1122,000円 機能訓練補助賞金(保健師) 269,640円 機能訓練補助賞金(看護師) 473,400円 機能訓練送迎運転手 378,540円 ・報償費 367,000円 機能訓練医師謝礼 1人×12回×@28,500円 機能訓練判定会議医師謝礼 1人×2回×@12,100円 ・需用費 48,000円 消耗品費 20,000円 食糧費 28,000円 ・役務費 81,000円 ・委託料 1,378,000円 理学療法士派遣業務委託料 機能訓練 42回×@24,600円 在宅機能訓練 12回×@246,000円 機能訓練判定会議 2回×@12,300円</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金</p> <p>【電算システム】 なし</p>	<p>【目的】 脳卒中等で障害を抱えてから間もない人を対象に、同じ立場にある仲間と交流する事でその後の生き方・生活方法を考えていける障害受容の場。</p> <p>【内容及び回数】 ○医師診察 2回/延べ人数24人 ○健康相談 35回/延べ人数392人 ○生活リハビリ ・理学療法士による体操 12回/延べ人数144人 ・生活リハビリ研究所研究員による体操と遊びリセッション 12回/延べ人数144人 ○作業訓練 ・陶芸 2回/延べ人数24人 ○屋外活動・旅行 2回/延べ人数24人 ○調理活動 3回/延べ人数36人 ○自由活動 2回/延べ人数24人 ○開所/閉所式 2回/延べ人数24人 ○家族交流会 3回/延べ人数4名 ○参加代表者会議 2回/延べ人数8名</p> <p>【従事者】 (非常勤) 理学療法士1名・生活リハビリ研究所研究員12名・保健師1名・看護師1名・陶芸家1名・非常勤歯科衛生士1名・医師1名 (常勤) 保健師2~3名 判定会議(年2回開催)は上記にケアマネ・保健福祉事務所保健師が参加</p> <p>【事業費の内訳】 ○賞金 857,000円 ・看護師 265,000円 ・歯科衛生士 6,000円 ・保健師 338,000円 ・理学療法士 248,000円 ○報償費 ・謝礼 生活リハビリ研究員 220,000円 判定会議委員謝礼 40,000円 ○需用費 ・消耗品費 20,000円 ・備品修繕費 15,000円 ・指導材料費 24,000円 ○役務費 ・損害賠償保険料 42,000円 ○委託料 ・健康診断委託料 63,000円</p>	<p>A型機能訓練はH12年度了しOB会となる。 B型機能訓練はH15年度介護保険の通所リハビリ・通所介護が充実したため終了となる。</p> <p>H15年度実績 【目的】生活リハビリ 介護保険対象者で要支援から要介護2までの方に対して、利用者のニーズや身体状況に応じた機能訓練を行い、心身の機能回復及び日常生活の自立を図る。</p> <p>○種類と回数等 (15年度実績) ・B型機能訓練 回数 51回 実人数 13人 延人数 380人 担当者のべ人数 110人 ボランティア 121人 ・機能訓練自主グループ(こぶしの会) 回数 44回 実人数 10人 延人数 352人 ボランティア 229人</p> <p>・機能訓練相談 回数 9回 延人数 58人</p> <p>H16年度 機能訓練相談 3回 20人</p> <p>○事業費の内訳 予算無し保健師対応</p>	<p>○専門職・講師の配置の相違 ・相模原市 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士 ・城山町、津久井町、相模湖町 作業療法士、言語聴覚士の配置なし ・津久井町 陶芸家</p> <p>○理学療法士の雇用形態の相違 ・相模原市 常勤 ・城山町、津久井町、相模湖町 非常勤の委託</p> <p>○送迎・移送の相違 ・相模原市 送迎なし ・城山町、相模湖町 送迎あり ・津久井町 移送を社会福祉協議会に委託</p> <p>○システムの相違 ・相模原市 保健所システム(機能訓練) ・城山町、津久井町、相模湖町 要調整</p>	3年以内に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 中央保健センター		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 ■④段階的に統合			
事務事業番号 10	事務事業名 機能訓練事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
【事務事業の内容】	<p>【特定財源】</p> <p>○国庫支出金 保健事業負担金</p> <p>○県支出金 保健事業負担金</p> <p>【電算システム】</p> <p>○名称 「保健所システム」(機能訓練)</p> <p>○内容 機能訓練に係る保健所業務を支援するシステム。</p>		<p>【特定財源】</p> <p>○国庫支出金 保健事業費国庫負担金 280千円</p> <p>○県支出金 保健事業費県負担金 280千円</p> <p>●りはびりす《高齢者生活支援事業 自主活動》</p> <p>【内容】機能訓練会を卒業したのち、自主活動を支援</p> <p>平成15年度実施回数 57回 参加者人員 9名 延人数414名</p> <p>【予算】</p> <p>(歳入)機能訓練B型764,421円×3/4=573,315円 (歳出)保健師賃金 12,500円×61日=762,500円 消耗品 1,921円 損害賠償保険料 2,610円×10人=26,100円 利用者の移送は社会福祉協議会に委託事業として運営している。</p> <p>●HANA《生きがい活動支援事業 自主活動》</p> <p>【内容】機能訓練会卒業後、『お菓子作り』の自主活動を希望するものが、参加。</p> <p>平成15年度実施回数 13回 参加者実数 7名 延人数 61名</p> <p>【予算】</p> <p>平成15年度は国保連合会「よろず相談」より助成(平成16年度申請中) 利用者の移送は社会福祉協議会に委託事業として運営している</p> <p>●自立する障害者の会支援《自主活動》 保健師の人的支援実施</p>			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 中央保健センター	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 訪問指導事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	5,118千円	123千円	2,554千円	207千円		
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法			
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	3,386千円	186千円	172千円	0千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源			
電算システム名	保健福祉業務システム、成人健康管理システム					
備考1	健康度評価管理システム					
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】生活習慣病や要介護状態の予防、介護家族の健康管理のため訪問指導が必要な方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が家庭訪問により専門的な指導・助言を行う。</p> <p>【参考】</p> <p>○訪問予定人数 保健師 実人数1,400人 延人数3,000人 栄養士 実人数 300人 延人数 400人 理学療法士 実人数 100人延人数 240人 歯科衛生士 実人数 40人 延人数 40人 作業療法士 実人数 10人 延人数 24人</p> <p>○事業費の内訳 ・賞金 5,034,000円 訪問指導業務補助賞金（保健師）3,636,340円 訪問指導業務補助賞金（歯科衛生士）186,320円 訪問指導業務補助賞金（栄養士）1,211,140円 ・需用費 84,000円 消耗品費 47,000円 物品修繕料 16,000円 医薬材料費費 21,000円</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金</p> <p>【電算システム】 ○名称 「保健福祉業務システム」 ○内容 保健福祉業務に関するシステム。</p> <p>○名称 「成人健康管理システム」 ○内容 基本健康診査の事後指導及び保健指導に係るシステム。</p> <p>○名称 「健康度評価管理システム」 ○内容 健康度評価に関するシステム。</p>	<p>【目的】生活習慣病や要介護状態の予防、介護家族の健康管理のため訪問指導が必要な方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が家庭訪問により専門的な指導・助言を行う。</p> <p>【参考】</p> <p>○16年訪問予定人数 保健師 実人数 450人 延人数650人 看護師 実人数 2人 延人数24人 栄養士 実人数 1人 延人数 6人 理学療法士 実人数 20人 延人数 35人</p> <p>○事業費の内訳 ・賞金 171千円 訪問指導業務補助賞金（看護師）137千円 訪問指導業務補助賞金（栄養士）34千円 ・需用費 消耗品費 4千円 医薬材料費 7千円</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業負担金 ○県支出金 保健事業負担金</p>	<p>【目的】指導が必要であると認められる者及びその家族に対して、保健師等が訪問して、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導を行い、健康の保持増進を図る。</p> <p>【内容】平成15年度実績 被指導対象数 1,038名 延べ訪問回数 1,293回</p> <p>【参考】</p> <p>○平成16年度訪問予定 延人数 1,205人 常勤保健師 延人数 795人 常勤栄養士 延人数 40人 非常勤理学療法士 延人数 10人 非常勤歯科衛生士 延人数 10人 非常勤看護師 延人数 350人</p> <p>○事業費の内訳 ・賞金 2,470,000円 歯科衛生士 57,000円 理学療法士 206,000円 看護師（介護保険認定調査員）2,207,000円 ・旅費 45,000円 ・需用費 39,000円 消耗品費 39,000円</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 保健事業費国庫負担金 86,000円 ○県支出金 保健事業費県負担金 86,000円</p>	<p>【目的】寝たきりや生活習慣病等の予防及び健康の保持増進を図るため、在宅療養者や基本健診の結果等で指導が必要な方を対象に、保健師、栄養士、歯科衛生士、理学療法士等が家庭訪問により専門的な指導・助言を行う。</p> <p>【参考】</p> <p>○訪問リハビリはH15年度で終了 訪問リハビリのH15年度実績 47日 実人数39人 延人数247人</p> <p>○H16年訪問予定人数 保健師 実人数 260人 延人数580人 栄養士 実人数 8人 延人数 8人 歯科衛生士 実人数 8人 延人数 8人</p> <p>○事業費の内訳 ・賞金 50千円 訪問指導業務補助賞金（歯科衛生士）25千円 訪問指導業務補助賞金（栄養士）25千円 ・需用費 消耗品費 13千円 その他 164千円</p>	<p>○訪問職種の相違 ・相模原市 保健師、栄養士、理学療法士、作業療法士 ・城山町 保健師、看護師、栄養士、理学療法士 ・津久井町 保健師、栄養士、理学療法士、歯科衛生士、看護師 ・相模湖町 保健師、栄養士、歯科衛生士</p> <p>○訪問対象者の相違 ・津久井町、相模湖町 介護保険認定調査訪問を含む。</p> <p>○システムの相違 ・相模原市 保健福祉業務システム、成人健康管理システム、健康度評価管理システム ・城山町、津久井町、相模湖町 要調整</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号	合併協議事項	専門部会名	相模原市の課等の名称			
22	保健衛生事業の取扱い	保健所部会	中央保健センター			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号	事務事業名					
14	母子健康教育事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	2,711千円	1,608千円	2,602千円	628千円		
根拠法令等	母子保健法	母子保健法	母子保健法	母子保健法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）	806千円	117千円	360千円	57千円		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	特定財源・電算システム	特定財源	特定財源	特定財源		
電算システム名	日報管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 妊産婦や乳幼児を対象にした各種の健康事業を実施する。</p> <p>【参考】 ○事業及び回数等 ・ハローマザークラス（母親・父親教室） 予定回数 36回 延人数未定 ・赤ちゃんセミナー（離乳食講習会） 予定回数 24回 人数480人 ・元気Kidsの食育セミナー（子どもの生活習慣予防教室） 予定回数 20回 延人数300人 ・親子で歯っぴいちゃれんじ大作戦（むし歯予防教室） 予定回数 36回 人数2,160人 ・びよびよ教室（乳児健診等の事後指導教室） 予定回数 12回 延人数240人 ・ひばり教室（1歳6か月児健診等の事後指導教室） 予定回数 48回 延人数1,920人 ・つばさクラブ（3歳6か月児健診等の事後指導教室） 予定回数 24回 延人数720人 ・ふれあい親子サロン 予定回数 276回 延人数未定 ・おやこひだまり相談室 予定回数 48回 延198人</p> <p>○事業費内訳 ・賃金 1,104,000円 保健師 90人 724,050円 保育士 107人 379,850円 ・報償費 1,047,000円</p> <p>【特定財源】 ○国庫支出金 母子保健事業補助金</p> <p>【電算システム】 ○名称 「日報管理システム」 ○内容 事業報告書の作成と統計事務を支援するシステム。運用・管理及び保守は保健所職員が行っている。</p>	<p>【目的】 心身の健やかな成長のためのライフステージのテーマに沿った学習機会を提供し、親同士の交流を図りながら育児支援を行う。</p> <p>【参考】 ○事業及び回数等 ・母親父親教室 予定回数20回 延人数250人（見込み） ・赤ちゃんすくすくセミナー（離乳食講習会） 予定回数6回 延人数100人 ・1歳かみかみセミナー（幼児食講習会） 予定回数6回 延人数100人 ・乳児学級（育児に関する講演会） 予定回数2回 延人数60人 ・赤ちゃんサロン（乳児の親同士の交流会） 予定回数11回 延人数400人 ・インファントマッサージ教室（4か月児健診事後指導教室） 予定回数24回 延人数120人 ・ひよこ教室（幼児健診事後指導教室） 予定回数44回 延人数600人 ・おかあさんの会（乳幼児健診事後指導教室） 予定回数11回 延人数30人 ・乳幼児健康相談 予定回数12回 延人数700人 ・親子のすくすく相談（個別心理相談） 予定回数12回 延人数44人</p> <p>○事業費内訳 ・賃金 1,297,980円 保健師 67人 519,000円 保育士 111人 517,400円 栄養士 24人 133,200円 助産師 12人 68,400円 事務員 12人 36,480円 歯科衛生士 4人 22,200円 ・報償費 721,400円</p> <p>【特定財源】 ○県保健衛生費補助金 育児支援等健康支援事業費補助金</p> <p>【電算システム】 なし。</p>	<p>【目的】 妊産婦や乳幼児を対象にした各種の健康事業を実施する。</p> <p>【参考】 ○事業及び回数等 《15年度実績》 ・マタニティクラス（母親・父親教室） 実施回数：18回 延人数：132名 ・マタニティクラス08会 実施回数：3回 延人数：49名 ・母乳教室 実施回数：9回 延人数：87名 ・友達集まれ・離乳食教室 実施回数：6回 延人数（母14名・子14名）</p> <p>*16年度は、『離乳教室』として実施予定</p> <p>○育児教室 実施回数：47回 延人数：933名 ・あそびの広場 実施回数：22回 延人数：333名 ・子育てサロン…別のところに掲載 ・フリージングセミナー 実施回数：1回 延人数：7名</p> <p>・妊産婦・乳幼児相談 実施回数：12回 延人数：459名 ・母乳相談 実施回数：6回 延人数：21名 ・自主保育グループへの講座 実施回数：2回 延人数：17名 ・イベント健康相談 実施回数：2回 延人数：19名</p> <p>【事業費内訳】 ・賃金 1,761,010円 保健師：157,200円/助産師：37,500円 看護師：70,800円/保育士：1,085,050円 心理相談員：380,760円/事務：29,700円 ・報償費 534,000円 助産師：144,000円/料理研究者：30,000円 心理相談員：40,000円/大学講師：150,000円 歯科衛生士：18,000円/その他：56,000円 フリージングトレーナー：30,000円 会議謝礼：60,000円/調理指導：6,000円 ・旅費 4700円</p>	<p>【目的】 妊産婦や乳幼児を対象にした各種の健康事業を実施する。</p> <p>【H16年度の事業内容】 ・母親教室（1コース4日間） 予定回数12回 延べ人数50人 ・お誕生日教室 予定回数4回 延べ人数50人 ・乳幼児育児相談 予定回数10回 延べ人数150人 ・育児教室うさぎ（健診後フォロー教室） 予定回数24回 延べ人数430人 ・育児教室ほほえみ（自由参加） 予定回数10回 延べ人数400人 ・子育て講演会（絵本講演会） 予定回数2回 延べ人数50人 ・妊婦相談（母子手帳交付時） 予定件数56件</p> <p>【事業費内訳】 ・賃金 549,500円 保健師 10人 51,000円 保育士 96人 318,420円 栄養士 17人 87,600円 助産師 12人 63,360円 事務員 4人 14,720円 歯科衛生士 3人 14,400円 ・報償費 55,000円</p> <p>【特定財源】 ○県保健衛生費補助金 育児支援等健康支援事業費補助金</p> <p>【電算システム】 なし。</p>	<p>○事業内容の相違 ・津久井町 自主保育グループへの講座 ・相模湖町 子育て講演会</p> <p>○特定財源の相違 ・相模原市 国庫支出金 母子保健事業補助金 ・城山町、津久井町、相模湖町 県保健衛生費補助金 育児支援等健康支援事業費補助金 ・津久井町 保健事業自己負担金</p> <p>○従事職員に相違 ・津久井町 心理相談員</p> <p>○システムの相違 ・相模原市 日報管理システム ・城山町、津久井町、相模湖町 要調整</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。ただし、事業内容については地域特性に配慮し調整する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 中央保健センター		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 14	事務事業名 母子健康教育事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】			<ul style="list-style-type: none"> ・需要費 237,135円 消耗品：124,208円/食料費：735円 印刷製本費：15,960円 指導材料費：96,232円 ・役務費 64,460円 手数料：26,460円/保険料：38,000円 【特定財源】 育児等健康支援事業費補助金 保健事業自己負担金			

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会		相模原市の課等の名称 中央保健センター	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 18	事務事業名 乳幼児健康診査の実施					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	予算は地域保健課 母子保健法	* 地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上 母子保健法		地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上 母子保健法		
根拠法令等						
会計の種類別	一般会計	一般会計		一般会計		
歳入予算額（平成16年度）		* 地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上		地域保健課「乳幼児健康診査事業」欄に計上		
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等		補助金/交付金等		補助金/交付金等		
事務事業の別	電算システム	特定財源		特定財源		
電算システム名	日報管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 乳幼児の健康増進と疾病の早期発見を図り適切な指導を行う。</p> <p>【内容】 4か月児健康診査 予定回数 84回 1歳6か月児歯科健康診査 予定回数 60回 2歳6か月児歯科健康診査 予定回数 60回 3歳6か月児健康診査 予定回数 72回 乳幼児経過検診 予定回数 18回</p> <p>【システムの概要】 事業報告書の作成と統計事務を支援するシステム。運用・管理、保守は保健所職員が行っている。</p> <p>【特記事項】 予算は、地域保健課で計上している。 ただし、資金については中央保健センターの母子保健事業で計上している。</p>	<p>【目的】 乳幼児の心身の健康状態を把握し、生活習慣・保育状況の確認を通して総合的な育児支援を行う。</p> <p>【内容】 4か月児健康診査 予定回数6回 10か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児健康診査 予定回数6回 3歳児健康診査 予定回数6回 3歳10か月児視聴覚健診 予定回数6回</p> <p>【システムの概要】 システムなし。</p> <p>【特記事項】 予算計上はすべて保健推進課で一括している。</p>	<p>※乳幼児健康診査については、全て地域保健課（No.32 乳幼児健康診査事業）に記載している。</p>	<p>【目的】 乳幼児の成長、発達を診査し、母子の健康と育児支援を行う。</p> <p>【内容】 4か月児健康診査 予定回数6回 9か月児健康診査 予定回数5回 1歳6か月児健康診査 予定回数5回 3歳6か月児健康診査 予定回数3回 3歳6か月児健診時、視聴覚アンケート回収</p> <p>【システムの概要】 システムなし。</p>	<p>○乳幼児健診の実施時期・内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市 4か月児健康診査、1歳6か月児歯科健康診査、2歳6か月児歯科健康診査、3歳6か月児健康診査乳幼児経過健診 城山町 4か月児健康診査、10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳時健康診査、3歳10か月児視聴覚健診 津久井町 地域保健課で実施 相模湖町 4か月児健康診査、9か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査、3歳6か月健診時視聴覚アンケート <p>○システムの相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 相模原市 日報管理システム 城山町、津久井町、相模湖町 要調整 <p>○保健所業務の関連から「経過健診」の統一実施。</p> <p>○各種母子保健事業の電算システム管理。</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 中央保健センター		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 19	事務事業名 栄養改善指導の実施					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課	こども課		
歳出予算額（平成16年度）	予算は地域保健課		予算は健康福祉課保健係、健康支援係			
根拠法令等	健康増進法・ 老人保健法・ 母子保健法	健康増進法・ 老人保健法・ 母子保健法	健康増進法・ 老人保健法・ 母子保健法	母子保健法		
会計の種類別	一般会計	一般会計	一般会計	一般会計		
歳入予算額（平成16年度）						
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	日報管理システム、成人健康管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 母子、成人、高齢者の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人、高齢者の栄養に関する健康教育、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 ○健康診査事業 4か月児健康診査 予定回数84回 1歳6か月児歯科健康診査 予定回数60回 2歳6か月児歯科健康診査 予定回数60回 3歳6か月児歯科健康診査 予定回数72回 乳幼児経過検診 予定回数18回</p> <p>○母子健康教育事業 ハローマザークラス 予定回数12回 赤ちゃんセミナー 予定回数48回 元気kidsの食育セミナー 予定回数10回 地区教育（子ども） 未定</p> <p>○健康教育事業 生活習慣改善教室 予定回数4回 さわやかレディーズセミナー 予定回数2回 素敵にやせるための教室 予定回数4回 個別健康教育 予定回数18回</p> <p>○健康相談事業 栄養相談 予定回数48回 親子サロン 予定回数69回 生活習慣改善健康相談 予定回数26回</p> <p>○ヘルスアセスメント事業 ヘルスアセスメントB 予定訪問回数300件</p> <p>○母子・成人・高齢者家庭訪問 家庭訪問 予定訪問回数100件</p> <p>【電算システム】 ○名称 「日報管理システム」 ○内容 事業報告書の作成と統計を支援するシステム。</p>	<p>【目的】 母子、成人、高齢者の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人、高齢者の栄養に関する健康教育、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 ○健康診査事業 4か月児健康診査 予定回数6回 10か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児健康診査 予定回数6回 3歳児健康診査 予定回数6回</p> <p>○母子健康教育事業 母親父親教室 予定回数4回 育児教室 予定回数2回 赤ちゃんすくすくセミナー 予定回数6回 1歳かみかみセミナー 予定回数6回</p> <p>○健康教育事業 糖尿病教室 予定回数6回 個別健康教育 予定回数12回 健康づくり教室 予定回数12回 男の料理教室○B会育成 予定回数9回 骨づくりセミナー 予定回数2回 生活習慣病予防 予定回数1回 地区教育 未定</p> <p>○健康相談事業 乳幼児健康相談 予定回数6回 地区健康相談 未定</p>	<p>【目的】 母子、成人、高齢者の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子、成人、高齢者の栄養に関する健康教育、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 ○健康診査事業 4か月児健康診査 予定回数6回 9か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児健康診査 予定回数6回 3歳6か月児健康診査 予定回数6回</p> <p>○母子健康教育事業 マタニティクラス 予定回数3回 離乳食教室 予定回数6回 育児教室 予定回数1回 地区教育（子ども） 未定</p> <p>○健康教育事業 糖尿病教室 予定回数5回 個別健康教育 予定回数8回 地区教育 未定</p> <p>○健康相談事業 妊産婦・乳幼児健康相談 予定回数12回 はつらつ健康相談 予定回数12回 生活習慣改善健康相談 予定回数6回</p> <p>○母子・成人・高齢者家庭訪問 家庭訪問 予定訪問回数30件</p> <p>【特記事項】 予算は健康福祉課保健係・健康支援係で計上している。</p>	<p>【目的】 母子の栄養に関する事業を実施することにより健康増進に資する。</p> <p>【内容】 母子の栄養に関する健康教育、健康相談、訪問指導及び乳幼児健康診査事業を実施する。</p> <p>【参考】 ○健康診査事業 4か月児健康診査 予定回数6回 9か月児健康診査 予定回数6回 1歳6か月児健康診査 予定回数5回 3歳6か月児健康診査 予定回数3回</p> <p>○母子健康教育事業 母親教室 予定回数3回 お誕生日教室 予定回数10回 乳幼児育児相談 予定回数10回 幼児試食会 予定回数1回</p> <p>○家庭訪問 母子家庭訪問 予定訪問回数3件 成人家庭訪問 予定訪問回数4件</p> <p>○食生活改善栄養指導事業 親子の料理教室 予定回数2回 男の料理教室 予定回数1回 お正月料理教室 予定回数1回</p> <p>○成人健康教育事業 高血圧セミナー 予定回数5回</p> <p>【電算システム】 なし</p>	<p>○健診月齢の相違 ①集団検診 ・共通は4か月と1歳6か月の2健診 ・相模原市 2歳6か月、3歳6か月 ・城山町 10か月、3歳 ・津久井町 9か月、3歳6か月 ・相模湖町 9か月、3歳6か月 ②医療機関委託 ・相模原市のみ 8か月、1歳児 ③その他の健診 ・相模原市のみ 乳幼児経過健診</p> <p>○健康教育事業の相違 ・相模湖町 母子のみの事業 ・城山町、津久井町は相模原市とほぼ同内容</p> <p>○健康相談事業の相違 ・城山町 成人の相談は不定期 ・相模湖町 育児相談のみ</p> <p>○家庭訪問事業の相違 ・城山町はなし</p> <p>○その他の相違 ①ヘルスアセスメント事業 ・相模原市のみ ②電算システム ・相模原市のみ</p>	合併時に相模原市の制度に統合する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 中央保健センター			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 19	事務事業名 栄養改善指導の実施					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>○名称 「成人健康管理システム」</p> <p>○内容 基本健康診査の事後指導及び保健指導に係るシステム。</p> <p>【特記事項】 予算は地域保健課で計上している。</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健所部会	相模原市の課等の名称 中央保健センター		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 20	事務事業名 健康度評価事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
担当課名	中央保健センター	保健推進課	健康福祉課			
歳出予算額（平成16年度）	6,023千円	36千円	0千円			
根拠法令等	老人保健法	老人保健法	老人保健法			
会計の種類別	一般会計	公営企業会計	一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円	0千円	0千円			
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別	電算システム					
電算システム名	健康度評価管理システム					
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 個人の生活習慣行動や社会・生活環境等の分析と基本健康診査等の結果から、個人の健康度を評価し適切な保健・福祉サービスへの参加に繋げることで、生活習慣病予防と高齢者が要介護状態になることを予防する。</p> <p>【内容】 ○生活習慣病予防(A票) ①基本健康診査の受診者のうち、以下の対象に『生活習慣質問票A』を送付する。 ②返送された内容を『健康度評価管理システム』に入力し、アドバイス票を出力する。 ③結果を本人に返送または、面接により返却し、適切な保健事業を案内する。 ○生活機能低下予防(B票) 当該年度70歳以上の市民全員に『生活習慣質問票B』を送付、返送された内容を『健康度評価管理システム』に入力し、要介護状態に移行するリスクを評価する。その結果を本人に返送し、適切な保健・福祉事業を紹介する。虚弱高齢者（要介護状態に移行するリスクが高いと判定された者）については、保健師等が電話や訪問等で積極的に保健指導・事業参加勧奨を行う。</p> <p>【参考】 ○A票対象者 ①基本健康診査の結果、保健師要指導の指示があった者 ②同、異常なしのうち、40、50歳の者 ③同、要指導者のうち、40、45、50、55、60歳の者 ※平成16年度対象者見込みは、2,900人 ○B票対象者 ※平成16年度対象者見込みは、約5,000名</p> <p>【電算システム】 ○名称 「健康度評価管理システム」 ○内容 質問票回答データに基づく健康度評価及びアドバイス票出力に関する総合システム。</p>	<p>【目的】 個人の生活習慣行動や社会・生活環境等の分析と基本健康診査等の結果から、個人の健康度を評価し適切な保健・福祉サービスへの参加に繋げることで、生活習慣病を予防する。</p> <p>【内容】 詳細は検討中</p>	<p>16年度予算計上なし 【目的】 個人の生活習慣行動や社会・生活環境等の把握を行うとともに、その評価等をもとに生活習慣改善に係る指導を実施する事により対象者個人の必要性に応じた計画的かつ総合的なサービスの提供に資する事を目的とする。</p> <p>【内容】 ○生活習慣病予防(A票) ①基本健康診査の問診票(A0) アクセスデータ入力より条件抽出をして保健事業を紹介。 ②健康相談来所者を実施し面接相談によりがんばる項目決める。 ○生活機能低下予防(B票) ・民生委員の訪問活動時に『生活機能アセスメント票』を活用し調査を行う。民生委員から保健師に返送された内容により、要フォロー者をピックアップする。虚弱高齢者（要介護状態に移行するリスクが高いと判定された者）については、保健師等が在宅支援センターと連携を持ちながら、電話や訪問等で保健指導・事業参加勧奨を行う。 ・保健師による地区健康講座実施時に『生活機能アセスメント票』を活用し調査を行う。リスクが高いと判定された者については、保健師等が電話や訪問等で保健指導・事業参加勧奨を行う。</p>	<p>該当なし</p>	<p>○事業実施の有無の相違 ・相模原市、津久井町 実施 ・城山町、相模湖町 未実施</p> <p>○前提の相違 ・A票は、住民情報と基本健診結果の電算管理が必要 ・B票は、住民情報と介護保険情報の電算管理が必要</p> <p>○対象者の相違 ・A票 ・相模原市 基本健診受診者のうち、異常なしの40歳・50歳の者、要指導の40、45、50、55、60歳の者または保健師要指導の者 ・津久井町 基本健診受診者のうち、条件による抽出、または健康相談来所者 ・B票 ・相模原市 70歳全員 ・津久井町 民生委員の把握した者</p> <p>○実施方法の相違 ・A票 ・相模原市 条件に該当する者に生活習慣質問票Aを実施。アドバイス票を出力し送付 ・津久井町 基本健診の問診票より対象を抽出して保健事業紹介。または健康相談来所者を実施 ・B票 ・相模原市 郵送。全員に結果の返送、事業紹介を行う。 ・津久井町 要フォロー者に対し、保健指導・事業参加勧奨実施</p> <p>○システムの相違 ・相模原市 健康度評価システム ・城山町、津久井町、相模湖町 要調整</p>	<p>合併時に相模原市の制度に統合する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域医療課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 11	事務事業名 地域保健医療審議会事務					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	552千円					
根拠法令等	相模原市附属機関の設置に関する条例・相模原市地域保健医療審議会規則					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行	附属機関					
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域保健及び地域医療に関する重要な事項について、市長の諮問に応じて調査審議し、その結果を答申し、又は意見を建議すること。</p> <p>【概要】 ○委員数 20人 ○内訳 （1）医療関係団体 5人 （2）公共的団体 11人 （3）公募 4人 ○任期 2年 ○委員報酬 1回 12,600円 ○審議会開催 不定期（年2回程度） ○予算積算内訳 （1）地域保健医療審議会委員報酬 12,600円×20人×2回=504,000円 （2）地域保健医療審議会公募委員選考委員会委員謝礼 10,000円×2人×1回=20,000円</p> <p>【平成15年度実績】 ○審議会開催回数 2回 ○主な審議内容 （1）第10回審議会（8月18日開催） ア（仮称）南地区保健福祉センター整備概要について（報告） イ 健康づくりについて（報告） ウ 相模原市母子保健計画について（報告） （2）第11回審議会（12月10日開催） ア 精神障害者に対する医療費助成事業について（諮問） ○その他 公募委員選考委員会を1回開催 （1）公募委員1人を選考 （2）選考委員は保健関係1人、医療関係1人、市職員1人 （3）選考委員報酬 1回 10,000円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 速やかに相模原市の制度を適用する。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課		
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 急病診療事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域医療課	保健推進課・(広域行政組合管理課)	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額(平成16年度)	1,154,229千円	72,180千円				
根拠法令等	休日急病医科診療所運営費補助金交付要綱・相模原口腔保健センター運営費補助金交付要綱・休日夜間急患調剤薬局運営費補助金交付要綱・相模原市急病診療事業実施要綱・外科系救急医療体制支援事業補助金交付要綱・休日柔道整復施設所運営費補助金交付要綱	津久井郡広域行政組合格約・津久井郡急病診療所条例				
会計の種類別	一般会計	一般会計				
歳入予算額(平成16年度)	43,301千円	5,138千円				
関係団体・慣行	公共的団体	公共的団体				
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等	補助金/交付金等				
事務事業の別	特定財源	特定財源				
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>1 休日急病医科診療事業 予算額198,698千円</p> <p>【目的】 休日における市民の急病に対する医療の確保を図るため、相模原メディカルセンター及び相模原南メディカルセンターで急病診療を実施する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金交付先 社団法人相模原市医師会 ○内容 休日(日曜日、祝祭日、年末年始)における初期救急医療機関の確保 ○診療時間等 1) 相模原メディカルセンター急病診療所 ・診療時間 午前9時から午後5時 ・診療科目 内科、外科等 2) 相模原南メディカルセンター急病診療所 ・診療時間 午前9時から午後5時 ・診療科目 内科、外科、眼科、耳鼻科等 ○診療体制 1) 相模原メディカルセンター急病診療所 ・休日 医師2人、看護師2人、事務員2人 ・12月29日 医師2人、看護師3人、事務員2人 ・12月30日から1月3日 医師2人、看護師3人、事務員3人 ・さくらまつり 医師1人、看護師1人、事務員1人 2) 相模原南メディカルセンター急病診療所 ・休日 医師4人、看護師4人、事務員2人 ・12月29日から1月3日 医師4人、看護師5人、事務員3人 ○補助金積算内訳 1) 相模原メディカルセンター ア 総事業費 155,431千円 イ 診療収入その他の収入 48,020千円 ウ 補助基本額(ア-イ) 107,411千円 エ 補助金額 107,411千円 2) 相模原南メディカルセンター ア 総事業費 142,603千円 イ 診療収入その他の収入 51,416千円</p>	<p>(津久井郡広域行政組合で実施)</p> <p>【県補助金】 ○初期救急医療確保対策費補助金 <内容> 夜間一次応需医療にかかる診療報酬補助 <補助金額> 補助単価×診療日数×補助率 33,150円×294日×1/3= 3,248千円 ○小児救急医療対策費補助金 <内容> 一部事務組合が行う小児救急事業補助 <補助金額> 補助単価×時間/日×日数×補助率 16,575円×3時間×71日×1/2= 1,765千円</p> <p>1 津久井郡急病診療所委託事業 予算額 22,752千円 <目的> 休日(日曜日、祝祭日、年末年始)に発生した急病患者に対して、適正な医療を確保するため社団法人津久井郡医師会に業務を委託する。 <対象> 郡民 73,722人 <内容> 津久井郡急病診療所における一次応需診療 ア 診療時間 8時45分から12時 12時から16時 19時から22時 イ 診療科目 内科・小児科 ウ 診療体制 医師1人・看護師2人 事務員1人</p>	<p>●津久井郡広域行政組合で業務実施のため該当なし。</p>	<p>●津久井郡広域行政組合で業務実施のため該当なし。</p>	<p>相模原市と広域行政組合の各事業の対応関係ごとに記載 ①相模原市の「1 休日急病医科診療事業」 ⇒広域行政組合の「1 津久井郡急病診療所委託事業」及び「2 広域耳鼻咽喉科救急医療事業」 ・診療科目の相違 相模原市…内科、外科、眼科、耳鼻科 広域行政組合…内科、小児科 ・診療時間の相違 相模原市…午前9時から午後5時 広域行政組合…午前8時45分から午後4時 午後7時から午後10時 ・診療体制の相違 相模原市…休日、年末年始等により医師等の人数に相違がある。 広域行政組合…医師1人、看護師2人、事務員1人 ②相模原市の「2 休日急患歯科診療事業」 ⇒広域行政組合なし ・課題なし ③相模原市の「3 休日夜間急患調剤事業」 ⇒広域行政組合なし ・課題なし ④相模原市の「4 夜間急病診療事業」 ⇒広域行政組合の「3 夜間急病診療委託事業」 ・診療場所の相違 相模原市…相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所並びにコール医療機関等により対応 広域行政組合…郡内在宅当番医制により対応 ・診療時間の相違 相模原市…相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療は、午後8時から午後11時、コール医療機関等は、午後7時から翌午前9時 広域行政組合…午後7時から午後10時 ⑤相模原市の「5 病院群輪番制運営事業」 ⇒広域行政組合の「4 広域病院群輪番制運営事業」 ・課題なし</p>	<p>【調整方針】 休日急病医科診療事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後新市において、そのあり方について検討する。</p> <p>休日急患歯科診療事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。</p> <p>休日夜間急患調剤事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>夜間急病診療事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、合併後新市において、そのあり方について検討する。</p> <p>病院群輪番制運営事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 12	事務事業名 急病診療事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>ウ 補助基本額（ア－イ） 91,187千円 エ 補助金額 91,187千円</p> <p>【補助金の概要】 ○名称 休日急病医科診療所運営費補助金交付要綱 ○補助率 メディカルセンター毎に、総事業費から診療収入、県補助金、雑入、その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>【特定財源】 ○名称及び内容 ・広域耳鼻咽喉科救急医療事業 1,106千円 相模原南メディカルセンターで休日に行われる耳鼻科診療に対する負担金 対象市町：大和市、座間市、海老名市、綾瀬市、津久井町、城山町、藤野町、相模湖町</p> <p>【社団法人相模原市医師会の概要】 ○目的 医道を高揚し、医学医術の発達及び普及並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。 ○活動内容等 1) 医道の高揚に関する事業 2) 医学の振興及び医学教育に関する事業 3) 公衆衛生の啓発及び学校保健に関する事業 4) 地域の保健、医療及び福祉の増進に関する事業 5) 急病診療に関する事業 6) 訪問看護に関する事業 7) 保険医療の充実に関する事業 8) 医業経営の改善に関する事業 9) 医療従事者の育成に関する事業 10) その他 ○役員構成 会長1人、副会長2人又は3人、理事 13人以上19人以内、監事2人又は3人 ○組織の状況 会員数517人、事務局長1人、職員45人 ○市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>2 休日急患歯科診療事業 予算額17,810千円</p> <p>【目的】 休日における歯科の急患に対する医療の確保を図るため、相模原口腔保健センター内で休日急患歯科診療を実施する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金交付先 社団法人相模原歯科医師会 ○内容 休日（日曜日、祝祭日、年末年始）の昼間における急患歯科診療所の確保 ○診療時間等 相模原口腔保健センター休日急患歯科診療所 ・診療時間 午前9時から午後5時 ○診療体制 1) 休日、連休 歯科医1人、助手1人、事務員1人 2) 5月連休 歯科医2人、助手2人、事務員1人</p>	<p>2 広域耳鼻咽喉科救急医療事業 予算額 122千円</p> <p><目的> 休日（日曜、祝祭日、年末年始）に発生した急病患者に対して、必要な医療を確保するため相模原市と覚書を締結し、診療の依頼をする。</p> <p><対象> 郡民 73,722人</p> <p><内容> 休日の耳鼻咽喉科救急診療依頼 ア 診療時間 休日等 9時から17時 イ 診療体制 相模原南メディカルセンターによる。</p>			<p>⑥相模原市の「6小児急病診療事業」 ⇒広域行政組合の「5広域小児急病診療事業」 ・課題なし ⑦相模原市の「7外科系救急医療体制支援事業」 ⇒広域行政組合なし ・課題なし ⑧相模原市の「8救急医療情報センター運営事業」 ⇒広域行政組合なし ・課題なし ⑨相模原市の「9休日柔道整復施設所運営費補助金」 ⇒広域行政組合なし ・課題なし</p>	<p>小児急病診療事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。</p> <p>外科系救急医療体制支援事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。</p> <p>救急医療情報センター運営事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。</p> <p>休日柔道整復施設所運営費補助金については、合併時に相模原市の制度を適用する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課											
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了											
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合												
事務事業番号 12	事務事業名 急病診療事業													
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題									
【事務事業の内容】	<p>3) 年末年始 歯科医1人、助手3人、事務員2人</p> <p>4) 1月4日 歯科医2人、助手2人、事務員2人</p> <p>○補助金積算内訳</p> <table border="0"> <tr><td>1) 総事業費</td><td>26,928千円</td></tr> <tr><td>2) 診療収入その他の収入</td><td>9,118千円</td></tr> <tr><td>3) 補助基本額(1-2)</td><td>17,810千円</td></tr> <tr><td>4) 補助金額</td><td>17,810千円</td></tr> </table> <p>【補助金の概要】</p> <p>○名称 相模原口腔保健センター運営費補助金交付要綱</p> <p>○補助率 補助対象事業に係る総事業費から診療収入、県補助金、雑入その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>3 休日夜間急患調剤事業 予算額83,919千円</p> <p>【目的】 休日及び夜間における急病患者（休日歯科の患者を含む）に対する調剤投薬の確保を図るため、相模原メディカル調剤薬局及び相模原南メディカル調剤薬局を運営する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>○補助金交付先 社団法人相模原市薬剤師会</p> <p>○内容 休日（日曜日、祝祭日、年末年始）及び毎夜間における急患調剤薬局の確保</p> <p>○開設時間等</p> <p>1) 休日 午前9時から午後5時</p> <p>2) 夜間 午後8時から午後11時（休日は午後5時から、平日は1か所午後7時から）</p> <p>○診療体制</p> <p>1) 相模原メディカルセンター調剤薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日 薬剤師3人、事務員1人 ・連休 薬剤師3人、事務員2人 ・年末年始 薬剤師4人、事務員3人 ・さくらまつり 薬剤師1人、事務員1人 ・平日夜間 薬剤師1人、事務員1人 ・土曜日夜間 薬剤師1人、事務員1人 ・休日夜間 薬剤師2人、事務員1人 ・連休夜間 薬剤師2人、事務員1人 ・年末年始夜間 薬剤師3人、事務員3人 <p>2) 相模原南メディカルセンター調剤薬局</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日 薬剤師2人、事務員1人 ・連休 薬剤師3人、事務員2人 ・年末年始 薬剤師4人、事務員3人 ・平日夜間 薬剤師1人、事務員1人 ・土曜日夜間 薬剤師1人、事務員1人 	1) 総事業費	26,928千円	2) 診療収入その他の収入	9,118千円	3) 補助基本額(1-2)	17,810千円	4) 補助金額	17,810千円					
1) 総事業費	26,928千円													
2) 診療収入その他の収入	9,118千円													
3) 補助基本額(1-2)	17,810千円													
4) 補助金額	17,810千円													

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 12	事務事業名 急病診療事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・休日夜間 薬剤師1人、事務員1人 ・連休夜間 薬剤師2人、事務員1人 ・年末年始夜間 薬剤師2人、事務員3人 <p>○補助金積算内訳</p> <p>1) 相模原メディカル調剤薬局</p> <p>ア 総事業費 83,139千円</p> <p>イ 診療収入その他の収入 31,639千円</p> <p>ウ 補助基本額(ア-イ) 51,500千円</p> <p>エ 補助金額 51,500千円</p> <p>2) 相模原南メディカル調剤薬局</p> <p>ア 総事業費 53,241千円</p> <p>イ 診療収入その他の収入 20,822千円</p> <p>ウ 補助基本額(ア-イ) 32,419千円</p> <p>エ 補助金額 32,419千円</p> <p>【補助金の概要】</p> <p>○名称 休日夜間急患調剤薬局運営費補助金交付要綱</p> <p>○補助率 薬局毎の総事業費から調剤収入、雑入その他の収入を控除した額の10割以内</p> <p>【社団法人相模原市薬剤師会の概要】</p> <p>○目的 薬剤師及び薬学又は薬業に關係のある者の倫理的かつ學術的水準を高めるとともに薬学及び薬業の進歩発展を図り、これらに関する事業及び福祉・介護に関する事業を行い、もって地域住民に対する厚生福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>○活動内容等</p> <p>1) 薬学及び薬業の進歩発展</p> <p>2) 薬剤師の職能</p> <p>3) 公衆衛生の普及指導</p> <p>4) 薬事衛生の改善</p> <p>5) 救急医薬品の備蓄並びに優良医薬品及び医療材料の普及及び流通の適正化</p> <p>6) 保険医療</p> <p>7) 献血の推進</p> <p>8) 居宅介護支援</p> <p>9) 休日・夜間急患調剤薬局の管理運営</p> <p>10) その他</p> <p>○役員構成 会長1人、副会長3人、理事15人以上20人以内、監事2人</p> <p>○組織の状況 会員数268人(内、津久井14人)、事務長1人、職員5人</p> <p>○市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>4 夜間急病診療事業 予算額211,229千円</p> <p>【目的】 夜間における市民の急病に対する医療の確保を図るための初期救急医療機関を確保する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>○委託契約の相手先 社団法人相模原市医師会</p> <p>○内容</p> <p>1) 初期救急医療機関の確保</p> <p>ア 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 内科系と内科系以外とに区分して確保</p>	<p>3 夜間急病診療委託事業 予算額 39,019千円</p> <p><目的> 夜間に発生した急病患者に対して、適正な医療を確保するため、社団法人津久井郡医師会に業務を委託する。</p> <p><対象> 郡民 73,722人</p> <p><内容> 郡内在宅番医制による一次応需診療</p> <p>ア 診療時間 19時から22時</p> <p>イ 診療体制 医師1人・看護師1人 事務員1人</p>				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課				
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了				
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合					
事務事業番号 12	事務事業名 急病診療事業						
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針	
【事務事業の内容】	<p>イ 有床医療機関 内科系を確保</p> <p>2) コール医療機関（特殊な疾病等の診療に対応）の確保 275医療機関（医師会加盟医療機関）</p> <p>○診療体制</p> <p>1) 相模原メディカルセンター急病診療所 ・内科系 医師1人、看護師1人、事務員1人 ・内科系以外 医師1人、看護師1人</p> <p>2) 相模原南メディカルセンター急病診療所 ・内科系 医師1人、看護師1人、事務員1人 ・内科系以外 医師1人、看護師1人</p> <p>3) 有床医療機関 ・内科系 医師1人、看護師1人</p> <p>○診療時間</p> <p>1) 内科系</p> <p>ア 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所 午後8時から午後11時（休日のみ午後5時から、またいずれか1カ所は午後7時から）</p> <p>イ 有床医療機関 午後7時から翌日午前9時（土曜・休日は午後5時から）</p> <p>2) 内科系以外</p> <p>ア 相模原及び相模原南メディカルセンター急病診療所（いずれか1カ所） 午後8時から午後11時（年末年始は午後5時から）</p> <p>イ コール医療機関 午後7時から翌日午前9時（土曜・休日は午後5時から）</p> <p>○委託料積算</p> <p>1) 委託料 201,169,600円 2) 消費税 10,058,480円 3) 計 211,228,080円</p> <p>4) 内訳</p> <p>ア 相模原メディカルセンター急病診療所 52,004,200円 イ 相模原南メディカルセンター急病診療所 58,754,100円 ウ 一次終夜 71,846,000円 エ コール医療機関 1,580,000円 オ 応援医 166,200円 カ 事務局費 16,819,100円</p> <p>5 病院群輪番制運営事業 予算額183,599千円</p> <p>【目的】 土曜日・休日及び夜間における入院治療を必要とする急病患者に対する医療の確保を図るための二次救急医療機関を確保する。</p> <p>【事業の内容】 ○委託契約の相手先 社団法人相模原市医師会 ○内容 1) 二次救急医療機関（有床医療機関のうちから1日1カ所）の確保</p>	<p>4 広域病院群輪番制運営事業 予算額 8,285千円</p> <p><目的> 夜間及び休日（日曜、祝祭日、年末年始）に発生した入院、手術等を要する急病患者に対して、必要な医療を確保するため、相模原市と協定を締結し、診療の依頼をする。</p> <p><対象> 郡民 73,722人</p> <p><内容> 二次応需患者（入院、手術を要する急病患者）相模原市（相模原市医師会）への診療依頼 ア 診療時間 毎夜間 19時から翌日9時 休日等 9時（土曜日は13時から17時）から17時 イ 診療体制 相模原市医師会による。</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 12	事務事業名 急病診療事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
【事務事業の内容】	<p>2) 二次救急補助医療機関（有床医療機関のうちから1日1か所。ただし、津久井赤十字病院の当番日は1日2か所）の確保</p> <p>3) コール医療機関（初期及び二次救急医療機関での対応が困難な疾病等の診療に対応）の確保</p> <p>○診療時間</p> <p>1) 休日 午前9時から午後5時</p> <p>2) 土曜日 午後1時から午後5時</p> <p>3) 平日夜間 午後7時から翌日午前9時</p> <p>4) 土曜・休日の夜間 午後5時から翌日午前9時</p> <p>○委託料積算</p> <p>1) 委託料 174,855,800円</p> <p>2) 消費税 8,742,790円</p> <p>3) 計 183,598,590円</p> <p>4) 内訳 ア 休日 25,172,800円 イ 夜間 149,683,000円</p> <p>○参加医療機関</p> <p>1) 二次救急医療機関 12病院</p> <p>2) 二次救急補助医療機関 2病院</p> <p>【特定財源】</p> <p>○名称及び内容</p> <p>1) 病院群輪番制運営費補助金 19,726千円 ・補助率 2/3（国1/3、県1/3） ・内科系 71,820円×日数×2/3 ・小児科 26,430円×日数×2/3</p> <p>2) 広域病院群輪番制運営事業 8,284千円 二次救急医療体制として確保している病院群輪番制が、二次医療圏で実施していることに伴う津久井四町による負担金</p> <p>6 小児急病診療事業 予算額264,334千円</p> <p>【目的】 休日及び夜間における小児救急患者に対する医療の充実を図るため、小児科医を配置した初期救急医療機関及び二次救急医療機関並びに相模原メディカル調剤薬局を確保する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>○委託契約の相手先</p> <p>1) 社団法人相模原市医師会</p> <p>2) 社団法人相模原市薬剤師会</p> <p>○内容</p> <p>1) 相模原メディカルセンター及び相模原南メディカルセンターにおける小児科医による初期診療及び相模原メディカル調剤薬局の実施</p> <p>2) 二次救急医療機関（有床医療機関6病院のうちから1日1か所）の確保</p> <p>○診療（開設）時間</p> <p>1) 初期救急 休日：相模原メディカルセンター 午前9時から翌日午前6時</p> <p>相模原南メディカルセンター 午前9時から午後5時</p> <p>夜間：相模原メディカルセンター 午後8時から（土曜日は午後5時）から翌日午前6時</p>	<p>注）二次応需補助医療機関として津久井赤十字病院を含める。</p> <p>5 広域小児急病診療事業 予算額 1,570千円</p> <p><目的> 夜間及び休日（日曜、祝祭日、年末年始）に発生した初期治療を要する小児急病患者（一次患者）及び入院等を要する小児急病患者（二次患者）に対して、必要な医療を確保するため、相模原市と協定を締結し、診療の依頼をする。</p> <p><対象> 郡民 73,722人</p> <p><内容> 小児急病患者（一次・二次患者）の相模原市（相模原市医師会）への診療依頼</p> <p>「一次医療機関」</p> <p>ア 診療時間 毎夜間 19時（休日等は17時）から翌日6時 休日等 9時（土曜日は除く）から17時</p> <p>イ 診療体制 相模原メディカルセンターによる。</p> <p>「二次医療機関」</p> <p>ア 診療時間 毎夜間 19時（休日等は17時）から翌日9時 休日等 9時（土曜日は除く）から17時</p> <p>イ 診療体制 相模原市二次医療機関（輪番制）による。</p>				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 12	事務事業名 急病診療事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
【事務事業の内容】	<p>2) 二次救急 休日：当番医療機関 午前9時から翌日午前9時 夜間：当番医療機関 午後7時（土曜日は午後1時）から翌日午前9時</p> <p>3) 相模原メディカル調剤薬局 午後11時から翌日午前6時（土曜日は午後5時から午後8時までを含む）</p> <p>○委託料積算</p> <p>1) 医師会委託料 ア 委託料 216,432,786円 イ 消費税 10,821,639円 ウ 計 227,254,425円 エ 内訳 ・一次応需（準夜AB） 27,431,200円 ・一次応需（終夜） 29,635,000円 ・一次応需（休日） 8,419,100円 ・二次応需 122,945,100円 ・事務局経費等 28,002,386円</p> <p>2) 薬剤師会委託料 ア 委託料 35,313,300円 イ 消費税 1,765,665円 ウ 計 37,078,965円 エ 内訳 ・平日（午後11時から翌日午前6時） 26,916,100円 ・土曜日（午後5時から午後8時） 750,000円 ・事務局経費 8,647,200円</p> <p>【特定財源】 ○名称及び内容 1) 小児救急医療対策費補助金 12,616千円 ・補助率 1/2（県単独） 16,950円×6時間×日数×1/2 2) 広域小児急病診療事業 1,569千円 小児急病診療事業において医療圏が同圏域であることに伴う津久井四町による負担金</p> <p>7 外科系救急医療体制支援事業 予算額130,029千円</p> <p>【目的】 毎夜間並びに土曜日、日曜日、休日及び年末年始の昼間における外科系二次応需患者の救急医療を確保するため、外科系救急医療体制運営事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金の交付先 社団法人相模原市医師会 ○内容 土曜日・休日及び夜間における外科系二次救急医療機関の確保（初期診療も兼ねて実施） ○診療時間 休日：午前9時（土曜日は午後1時）から翌日午前9時 夜間：午後5時から翌日午前9時 ○補助金積算内訳 病院群輪番制運営事業委託単価を基準 1) 平日 401,800円×243日=97,637,400円 2) 土曜日 508,700円×51日=25,943,700円</p>				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課									
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了									
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合										
事務事業番号 12	事務事業名 急病診療事業											
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題							
【事務事業の内容】	<p>3) 休日 618,500円×51日=31,543,500円</p> <p>4) 連休日 773,200円×14日=10,824,800円</p> <p>5) 年末年始 1,237,000円×6日=7,422,000円</p> <p>6) 合計 173,371,400円×3/4=130,028,550円</p> <p>○事業実施医療機関 12医療機関</p> <p>【補助金の概要】</p> <p>○名称 外科系救急医療体制支援事業補助金交付要綱</p> <p>○補助率 総事業費から診療収入を控除した額10割以内</p> <p>8 救急医療情報センター運営事業 予算額63,804千円</p> <p>【目的】 土曜日・休日及び夜間における急病患者に対して、受診可能な医療機関を電話で紹介する事業を行う相模原救急医療情報センターを運営する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>○委託契約の相手先 社団法人相模原市医師会</p> <p>○内容 相模原救急医療情報センターの設置、運営</p> <p>○開設時間 土曜日：午後1時から翌日午前9時 休 日：午前9時から翌日午前9時 夜 間：午後5時から翌日午前9時</p> <p>○委託料積算</p> <table border="0"> <tr><td>ア 委託料</td><td>60,765,100円</td></tr> <tr><td>イ 消費税</td><td>3,038,255円</td></tr> <tr><td>ウ 計</td><td>63,803,355円</td></tr> </table> <p>エ 内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電話コンローラー委託料 53,882,400円 ・コンローラー指導料 124,800円 ・電話料 1,358,200円 ・使用料 2,470,700円 ・保守料 51,300円 ・その他 2,877,700円 <p>9 休日柔道整復施療所運営費補助金 予算額807千円</p> <p>【目的】 休日における応急施術を確保するため、社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部が行う休日柔道整復施療所運営事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>○補助金交付先 社団法人神奈川県柔道整復師会相模支部</p> <p>○内容 休日の捻挫、打撲、脱臼などの応急施療を行う事業 市内北部及び南部に各1ヵ所設置</p> <p>○診療時間 休日：午前9時から午後5時</p> <p>【補助金の概要】</p> <p>○名称 休日柔道整復施療所運営費補助金交付要綱</p>	ア 委託料	60,765,100円	イ 消費税	3,038,255円	ウ 計	63,803,355円					
ア 委託料	60,765,100円											
イ 消費税	3,038,255円											
ウ 計	63,803,355円											

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 ■②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 12	事務事業名 急病診療事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>○補助率 総事業費から会員負担金、支部助成金、雑入、その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>【社団法人神奈川県柔道整復師会の概要】</p> <p>○目的 柔道整復の学術に関する調査及び研究並びに保健福祉の向上のための事業を行うことにより、柔道整復師の技術の向上及び業務の健全な発展を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</p> <p>○活動内容等 1) 柔道整復術の向上及び発展に資する事業 2) 体位向上の啓発指導に資する事業 3) 柔道整復業経営の改善に関する事業 4) 介護保険法による居宅介護支援事業 5) その他</p> <p>○相模支部の概要 支部会員数58人、支部長1人、副支部長等若干人、監事2人以内</p> <p>○市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域医療課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 □①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 ■③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 13	事務事業名 災害時医療救護体制整備事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	8,949千円					
根拠法令等	相模原市災害時医療救護検討会設置要綱					
会計の種類	一般会計					
歳入予算額（平成16年度）	0千円					
関係団体・慣行						
使用料・手数料・補助金等						
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 相模原市災害時医療救護計画に基づき、災害の程度に即応した医療救護活動の円滑な実施に資するため、救護班派遣体制、医薬品等の備蓄・供給体制の整備を行う。</p> <p>【事業の内容】 ○相模原市災害時医療救護検討会の開催 1) 年間2回程度 2) 相模原市災害時医療救護検討会構成機関 ・相模原市医師会 3人 ・相模原地区病院協会 2人 ・国立病院機構相模原病院 1人 ・北里大学病院 1人 ・相模原歯科医師会 1人 ・相模原薬剤師会 1人 ・神奈川県看護協会相模原支部 1人 ・神奈川県柔道整復師会相模支部 1人 ・相模原市保健所 1人 ・相模原市保健福祉部 1人 ・相模原市消防本部 1人 ・相模原市総務部（防災対策担当） 1人</p> <p>○災害時医薬品の更新 2カ所の拠点救護所、24カ所の救護所、相模原市医師会との協定により各診療所に配備している災害用医薬品の更新</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	<p>【調整方針】 災害時医療救護検討会については、速やかに相模原市の制度を適用する。ただし、災害時医薬品の更新については、新たな地域防災計画の策定状況を見ながら検討する。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 14	事務事業名 地域医療事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	
歳入予算額（平成16年度）	85,910千円				
根拠法令等	保健衛生思想啓発普及事業補助金交付要綱・ 高度医療機器共同利用事業補助金交付要綱・ 地域医療協力事業補助金交付要綱				
会計の種類別	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	0千円				
関係団体・慣行	公共的団体				
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等				
事務事業の別					
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>1 保健衛生思想啓発普及事業 予算額11,870千円</p> <p>【目的】 市民の保健・医療に関する知識を深め、救急時の対応法や自らの健康づくりに資するため、「健康さがみはら」の発行に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金の交付先 社団法人相模原市医師会 ○内容 「健康さがみはら」の発行 ・発行 相模原市医師会 ・配布方法 新聞折込で全世帯へ配布、 医療機関及び公民館等へ配布 ・発行回数 年6回（5、7、9、11、1、 3月） ・発行部数 延べ1,340,700部</p> <p>【補助金の概要】 ○名称 保健衛生思想啓発普及事業補助金交付要綱 ○補助率 補助対象事業に要する経費の総支出額の10割以内 ○補助金積算内訳 1) 総事業費 11,870,000円 2) 補助基本額 11,870,000円 3) 補助金額 11,870,000円</p> <p>2 高度医療機器共同利用事業 予算額18,318千円</p> <p>【目的】 医療資源の有効活用及び地域医療の向上を図るため、相模原南メディカルセンターに設置された高度医療機器を地域の医療機関が共同で利用する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金の交付先 社団法人相模原市医師会 ○内容 1) 高度医療機器設置施設 相模原南メディカルセンター</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし
					【調整方針】 保健衛生思想啓発普及事業については、合併時に相模原市の制度を適用する。 高度医療機器共同利用事業及び地域医療協力事業補助金については、現行のまま新市に引き継ぐ。

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 14	事務事業名 地域医療事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
【事務事業の内容】	<p>2) 共同利用高度医療機器 ・CR (デジタルX線画像診断装置) ・MRI (磁気共鳴映像装置) ・ホルター心電計 (携帯型心電図長時間記録器)、心電図解析装置 ※・ホルター心電計は、平成16年4月より休止</p> <p>○補助金積算内訳 1) 総事業費 69,719,000円 2) 診療収入その他の収入 51,401,000円 3) 補助基本額 (1-2) 18,318,000円 4) 補助金額 18,318,000円</p> <p>【補助金の概要】 ○名称 高度医療機器共同利用事業補助金交付要綱 ○補助率 総事業費から使用料、診療収入、雑入その他の収入額を控除した額の10割以内</p> <p>3 地域医療協力事業補助金 予算額55,722千円</p> <p>【目的】 救命救急患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、北里大学病院が運営する救命救急センター事業及び相模原協同病院が運営する循環器救急事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金の交付先 1) 学校法人北里学園北里大学病院 2) 厚生農業協同組合連合会相模原協同病院 ○内容 1) 北里大学病院救命救急センター運営事業 2) 相模原協同病院循環器救急事業</p> <p>【補助金の概要】 ○名称 地域医療協力事業補助金交付要綱 ○補助率 1) 救命救急センター運営事業 ①補助対象経費 給与費、材料費、福利厚生費等経費、その他の費用 ②運営基本額 143,073千円×1/3 ③熱傷センター加算 6,561千円×1/2 ④補助金額 補助対象経費の実支出額に3分の1を乗じて得た額、②+③の合計額、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除して得た額のいずれか少ない額。 2) 循環器救急事業 ①補助対象経費 給与費、材料費、福利厚生費等経費、その他の費用 ②運営基本額 35,145千円×1/3 ③補助金額 補助対象経費の実支出額に3分の1を乗じて得た額、②の金額、総事業費から診療収入額及び寄付金その他の収入額を控除して得た額のいずれか少ない額。</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合		
事務事業番号 15	事務事業名 看護職員確保対策事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課	
歳入予算額（平成16年度）	89,950千円				
根拠法令等	相模原市院内保育施設運営費補助金交付要綱・ 相模原市看護師等修学資金貸付条例・ 看護師等養成施設運営費補助金交付要綱				
会計の種類別	一般会計				
歳入予算額（平成16年度）	12,716千円				
関係団体・慣行	公共的団体				
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等				
事務事業の別	特定財源				
電算システム名					
備考1					
備考2					
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC					
【事務事業の内容】	<p>1 「看護の心」啓発普及事業 予算額959千円</p> <p>【目的】 看護業務に対する市民の理解を深めるため、「看護の心」を啓発普及する看護フェスティバル事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金・負担金交付先 1) 社団法人神奈川県看護協会相模原支部 2) 社団法人神奈川県看護協会 ○内容 1) 「看護の心」普及啓発事業 補助金額855千円 ・市民まつり（桜まつり又は若葉まつり）の会場で健康相談、血圧測定、体脂肪測定等を実施。 ・市内の協力医療機関にて、市内在学の中・高校生、市内在住の一般市民を対象に一日看護師体験を実施。 2) かながわ看護フェスティバル事業 負担金額104千円 ・看護フェスティバル事業・看護フォーラム事業（会場：横浜新都市ホール、新都市プラザ）で血圧測定、健康相談、体脂肪測定等を実施 ・県内の協力医療機関にて、県内在学の中・高校生、県内在住の一般市民を対象に一日看護師体験を実施。</p> <p>【社団法人神奈川県看護協会の概要】 ○目的 保健に関する知識の普及及び啓発並びに看護を通しての社会奉仕を行うとともに保健師、助産師、看護師及び准看護師の資質の向上を図り、もって公衆衛生の向上と県民の健康保持、増進に寄与することを目的とする。 ○活動内容等 1) 保健に関する知識の普及に関する事業 2) 看護師等の就業促進に関する事業 3) 訪問看護に関する事業 4) 居宅介護支援に関する事業 5) 災害時における救護に関する事業 6) 看護に関する進路相談事業</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし
					<p>【調整方針】 「看護の心」啓発普及事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 院内保育施設運営費補助金については、合併時に相模原市の制度を適用する。 ナースセンター運営費補助金、看護師等修学資金貸付事業、相模原衛生学院運営費補助金、相模原看護学院運営費補助金及び看護職員養成施設維持管理費については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 15	事務事業名 看護職員確保対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
【事務事業の内容】	<p>7) 看護師等の資質の向上を図るための研修に関する事業</p> <p>8) その他</p> <p>○役員構成 会長1人、副会長2人、専務理事1人、常務理事1人又は2人、理事17人以上20人以内、監事2人</p> <p>○組織の状況 県会員数26,294人、支部会員数2,234人</p> <p>○市との関わり 保健医療に関する各種事業を推進する団体として市が支援等を行っている。</p> <p>2 院内保育施設運営費補助金 予算額11,854千円</p> <p>【目的】 看護師等の定着・確保を図るため、病院に勤務する看護師等の乳児・幼児を保育する院内保育施設設置者に対し運営費を助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金交付先 市内の院内保育施設運営事業実施病院</p> <p>○内容 補助対象施設 11病院</p> <p>【補助金の概要】 ○名称 相模原市院内保育施設運営費補助金交付要綱</p> <p>○補助率</p> <p>1) 院内保育施設の種別 ・A型：乳幼児4人以上、保育時間8時間以上、保育士等職員2人以上でB型に該当しないもの。 ・B型：乳幼児10人以上、保育時間10時間以上、保育士等職員4人以上を有するもの。 ・B型（特）：B型のうち乳幼児30人以上、保育士等職員10人以上を有するもの。 ・C型：乳幼児3人以上、保育時間8時間以上、保育士等職員1人以上を有するもの。</p> <p>2) 基本額 ・A型：2人×147,860円×12月×1/3×9/10 ・B型：4人×147,860円×12月×1/3×9/10 ・B型（特）：6人×147,860円×12月×1/3×9/12 ・C型：1人×147,860円×12月×1/3×9/10</p> <p>3) 加算額 16,410円×24時間保育実施日数×1/3</p> <p>4) 補助金額 基本額と加算額の合算額</p> <p>3 ナースセンター運営費補助金 予算額1,387千円</p> <p>【目的】 看護師等の確保・定着及び看護業務に関する市民理解の促進を図るための地域拠点として設置されるナースセンターの運営に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金交付先 社団法人神奈川県看護協会</p> <p>○内容</p> <p>1) ナースバンク事業（未就業看護職員及び求人施設等の登録管理）</p> <p>2) 就業相談・紹介</p> <p>3) 看護職希望者に対する進路相談・啓発普及</p> <p>○補助金積算内訳</p> <p>1) 使用料 20,214円×57.09㎡=1,154,017円</p> <p>2) 電気・ガス代・使用料 232,983円</p>					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課		
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了		
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 15	事務事業名 看護職員確保対策事業				
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題
【事務事業の内容】	<p>4 看護師等修学資金貸付事業 予算額26,400千円</p> <p>【目的】 将来市内において看護師等の業務に従事する人材を的確に育成・確保するため、看護師等養成施設に在学する者に修学資金の貸付けを行う。</p> <p>【事業の内容】 ○対象者 保健師、助産師、看護師、准看護師の養成施設に在学し卒業後、市内において保健師、助産師、看護師、准看護師の業務に従事する意思を有する者で、養成施設長の推薦を受けた者 ○貸付額 ①保健師、助産師、看護師の養成課程に在籍する者 20,000円/月 ②進学コース（准看護師→看護師）の定時制第3学年に在籍する者 ①に対する加算額 20,000円/月 ③准看護師の養成課程に在籍する者 15,000円/月 ○貸付額積算内訳 1) 継続分 ア 保健師、助産師、看護師の養成課程に在籍する者 68人×20,000円=16,320,000円 イ 進学コースの定時制第3学年に在籍する者 9人×40,000円=4,320,000円 ウ 准看護師の養成課程に在籍する者 4人×15,000円=720,000円 2) 新規分 ア 保健師、助産師、看護師の養成課程に在籍する者 18人×20,000円=4,320,000円 イ 准看護師の養成課程に在籍する者 4人×15,000円=720,000円 ○利子 無利子 ○貸付期間 貸付けを決定した月から養成施設卒業まで ○返還義務 養成施設卒業後、又は修学資金の貸付け廃止後、修学資金の全額を市長が定める期間に返還する。 ○返還免除 養成施設卒業後、直ちに市内の医療施設等において3年間勤務した場合は免除する。</p> <p>【特定財源】 ○名称 看護師等修学資金貸付金元金収入 ○内容等 修学資金の貸付を受けた学生が、退学や市外就職等により返還される貸付金元金収入 ○金額 6,083千円</p> <p>5 相模原衛生学院運営費補助金 予算額39,741千円</p> <p>【目的】 看護師の養成、確保を図るため、相模原衛生学院看護専門学校を運営する事業に対し、助成する。</p> <p>【事業の内容】 ○補助金交付先 社団法人相模原市医師会 ○施設の概要 ・名称 相模原衛生学院看護専門学校 ・所在地 相模原市磯野台4-1-1</p>				

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い	専門部会名 保健福祉部会	相模原市の課等の名称 地域医療課			
大分類コード	大分類項目	協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会	調整済の可否 ■ 調整終了			
中分類コード	中分類項目	調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合				
事務事業番号 15	事務事業名 看護職員確保対策事業					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	
【事務事業の内容】	<ul style="list-style-type: none"> ・種別 准看護師から看護師になるコース ・修業年限 3年（定時制） ・学生数 1年40人、2年40人、3年50人 計130人 ○補助金積算内訳 <ul style="list-style-type: none"> 1) 総事業費 140,926,000円 2) 授業料、入学金、その他の収入 61,444,000円 3) 補助基本額（1-2）79,482,000円 4) 補助金額 39,741,000円 【補助金の概要】 ○名称 看護師等養成施設運営費補助金交付要綱 ○補助率 総事業費から授業料等、県等補助金、雑入を控除した額の5割以内 6 相模原准看護学院運営費補助金 予算額684千円 【目的】 看護師の養成、確保を図るため、相模原准看護学院の運営に対し、助成する。 【事業の内容】 ○補助金交付先 医療法人社団 明和会 ○施設の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・名称 相模原准看護学院 ・所在地 相模原市中央6-10-4 ・修業年限 2年 ・学生数 1年50人、2年50人 計100人 ○補助金積算内訳 <ul style="list-style-type: none"> 1) 総事業費 73,610,000円 2) 県補助金等 10,025,000円 3) 事業料、入学金等生徒納付金 61,600,000円 4) その他の収入 1,001,000円 5) 設置者負担金 300,000円 6) 補助基本額（1-2-3-4-5）684,000円 7) 補助金額 684,000円 【補助金の概要】 ○名称 看護師等養成施設運営費補助金交付要綱 ○補助率 総事業費から授業料等生徒納付金等、県等補助金、資産運用収入、雑入を控除した額の10割以内 7 看護職員養成施設維持管理費 予算額8,925千円 【目的】 相模原衛生学院看護専門学校の移転地である旧磯野台小学校跡地の維持管理を行う。 【対象施設】 <ul style="list-style-type: none"> 1) 校舎A棟 鉄筋コンクリート3階建 2) 体育館 軽量鉄骨造 平屋 【管理方法】 高熱水費（体育館上下水道料）、機械設備、修繕等の管理などを行う。 【予算内訳】 <ul style="list-style-type: none"> 1) 需要費 785千円 2) 役務費 140千円 3) 委託料 1,196千円 4) 使用料及び賃借料 6,804千円 					

事務事業一元化調書

合併協議事項番号 22	合併協議事項 保健衛生事業の取扱い		専門部会名 保健福祉部会		相模原市の課等の名称 地域医療課	
大分類コード	大分類項目		協議ランク ■A協議会 □B幹事会 □C専門部会		調整済の可否 ■ 調整終了	
中分類コード	中分類項目		調整方針の区分 ■①現行のまま存続 □⑤廃止の方向で調整 □②合併時に統合 □③速やかに統合 □④段階的に統合			
事務事業番号 16	事務事業名 各種医療関係団体補助金					
	相模原市	城山町	津久井町	相模湖町	課題	調整方針
担当課名	地域医療課	保健推進課	健康福祉課	健康福祉課		
歳出予算額（平成16年度）	3,566千円		40千円			
根拠法令等						
会計の種類	一般会計		一般会計			
歳入予算額（平成16年度）	0千円		0千円			
関係団体・慣行	公共的団体					
使用料・手数料・補助金等	補助金/交付金等					
事務事業の別						
電算システム名						
備考1						
備考2						
表組等添付ファイル数 .XLS/.DOC						
【事務事業の内容】	<p>【目的】 地域における医療関係団体の育成及び地域医療への協力の推進を図ることを目的に交付する。</p> <p>【事業の内容】</p> <p>1) 相模原市医師会運営費補助金 ア 補助金交付先 社団法人相模原市医師会 イ 補助金額 2,463千円</p> <p>2) 相模原歯科医師会運営費補助金 ア 補助金交付先 社団法人相模原歯科医師会 イ 補助金額 843千円</p> <p>3) 相模原市薬剤師会運営費補助金 ア 補助金交付先 社団法人相模原市薬剤師会 イ 補助金額 260千円</p>	該当なし	該当なし	該当なし	なし	【調整方針】 現行のまま新市に引き継ぐ。